

東京の福祉保健 2 0 2 5

分野別取組

🌂 東京都福祉局・保健医療局

はじめに

我が国では、世界でも類を見ないスピードで少子高齢化が進み、人口は既に減少に転じており、東京においては、団塊の世代が80歳以上となる令和12年をピークに減少に転じ、令和17年には都民の4人に1人が高齢者になると見込まれています。

時代の大きな転換点を迎える中で、将来世代に確かな「安心」を引き継ぐためには、中長期的な視点に立って、福祉・保健・医療施策を総合的に展開していく必要があります。

こうした考えの下、平成18年2月に「福祉・健康都市 東京ビジョン」を取りまとめ、以来、社会経済環境の変化や災害等の緊急・突発的な事態にも対応しながら、福祉・保健・医療サービスの充実を図ってきました。

令和3年3月策定の「『未来の東京』戦略」や本年1月に公表した「2050東京戦略 ～東京 もっとよくなる～」においても、子供や高齢者、障害者をはじめ、誰もが安心していきいきと生活できる、活躍できる都市・東京の実現を目指して、様々な政策を盛り込んでいます。

組織再編後も福祉局と保健医療局が緊密に連携し、福祉・保健・医療の各分野で横断的な対応が必要な課題や、今後新たに発生する政策課題等に対応しています。

このたび発行する「東京の福祉保健2025 分野別取組」は、福祉局及び保健医療局が所管する施策のうち、令和7年度に重点的に取り組む事業を分野別に取りまとめたものです。

今後とも、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開していきます。

令和7年

東京都福祉局・保健医療局

目 次

大都市東京にふさわしい福祉・保健・医療施策の展開

大都市東京にふさわしい福祉・保健・医療施策の展開に向けて	2
都における各種計画	5
令和7年度福祉局及び保健医療局当初予算の概要	29
令和7年度予算における主な新規・拡充事業	31

分野別事業展開

第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します	
【子供家庭分野】	54
1 こども基本条例を踏まえ、子供目線に立った施策を推進します	
2 保育サービスの充実に向けた取組を推進します	
3 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します	
4 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します	
第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します	
【高齢者分野】	82
1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムを 深化・推進します	
2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します	
3 認知症施策を総合的に推進します	
4 介護人材等の確保・定着・育成を支援します	
第3 障害者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します	
【障害者分野】	109
1 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を 目指します	
2 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します	
3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により 身近な地域での生活を支援します	
4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します	

第4 都民の生活を支える取組を推進します

【生活福祉分野】 134

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます
- 2 地域生活課題への対応に向けた取組を進めます
- 3 福祉人材の確保・定着・育成への取組を充実します
- 4 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

第5 ライフステージを通じた健康づくりの取組等を推進します

【保健分野】 146

- 1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します
- 2 難病患者の療養生活を支援します
- 3 自殺対策を総合的に推進します

第6 都民の安心を支える質の高い医療提供体制の整備を進めます

【医療分野】 159

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します
- 3 がん・循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備、地域医療の確保に向けた取組、医療DXなどを進めます
- 4 医療人材の確保・育成を支援します
- 5 都立病院機構による行政的医療の安定的かつ継続的な提供や地域医療の充実等に向けた取組を支援します

第7 多様化する健康危機から都民を守ります

【健康安全分野】 188

- 1 危険ドラッグ等の速やかな排除、薬物の乱用防止を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します
- 2 健康危機から都民を守る体制を確保します
- 3 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

第8 様々な感染症から都民の生命と健康を守ります

【感染症対策分野】 197

- 1 新興感染症の発生に備えた体制強化を図るとともに、感染症全般に的確に対応するための総合的な取組を進めます

第9 広域的な自治体としての役割を着実に果たします

【横断的取組】206

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

第10 福祉・保健・医療における様々な施策を総合的に支援します

【横断的取組】214

- 1 福祉・保健・医療分野におけるDXを推進します
- 2 福祉人材確保対策を総合的に推進します
- 3 福祉・保健・医療分野における防災対策を推進します

参 考

福祉・保健・医療に係る普及啓発

様々な啓発活動への参加	224
キャンペーンキャラクター	229
シンボルマーク等	233

大都市東京にふさわしい 福祉・保健・医療施策の展開

大都市東京にふさわしい

福祉・保健・医療施策の展開に向けて

（「福祉改革」「医療改革」の取組と「福祉・健康都市 東京ビジョン」）

- 都は、これまで、「利用者本位の新しい福祉」、「患者中心の医療」という、福祉、保健、医療サービスを利用する人の主体的な選択を重視した、様々な改革を進めてきました。
- 福祉分野では、措置から契約へとサービスの利用の仕組みが大きく変化する中で、「東京都福祉改革推進プラン」（平成12年）、「T O K Y O福祉改革S T E P 2」（平成14年）を発表し、多くの事業者が競い合って提供する多様なサービスの中から、利用者自らがサービスを選択し利用する「利用者本位の新しい福祉」の実現を目指す取組をスタートしました。
- また、保健医療分野では、平成12年に「東京発医療改革」を発表し、医療における透明性、信頼性、効率性の3つの不足を克服し、「365日24時間の安全・安心」と「患者中心の医療」の実現を目指す取組を開始しました。
- 平成16年8月には、少子高齢社会に対応し、健康に対する都民の安心を確保するため、福祉局と健康局を統合し、福祉保健局が発足しました。平成18年2月には、「福祉改革」と「医療改革」を更に前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継ぐため、福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針として「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定し、あらためて都の取組姿勢を明らかにしました。
- 以降、この「ビジョン」で示した方針を基本に、福祉・保健・医療に関わる各種の分野別計画を定め、施策を推進しています。

（「3つのシティ」と『未来の東京』戦略）

- 平成28年12月、都は「都民ファースト」の視点に立ち、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の「3つのシティ」を実現し、「新しい東京」をつくるため、平成29年度から平成32年（2020年）度までの4か年を計画期間とする「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」を策定しました。

○ 令和元年12月には、3つのシティを更に進化させるため、未来を見据えた長期的な視点に立ち、東京の進むべき道のりを示す長期戦略に着手し、その土台となる「『未来の東京』戦略ビジョン」（以下、「戦略ビジョン」という。）を発表しました。

○ その後、新型コロナとの闘いの中で生じた社会の変化や、浮き彫りとなった新たな課題を踏まえ、戦略ビジョンを進化させ、令和3年3月、「『未来の東京』戦略」を策定しました。令和6年1月には、複雑化・高度化する社会情勢や人口減少社会の到来を見据え、持続可能な東京を実現するため、「『未来の東京』戦略 version up 2024」を発表しました。

（2050東京戦略 ～東京 もっとよくなる～）

○ 令和7年1月、都は2050年代に東京が目指す姿として、新たな「ビジョン」を描き、バックキャストの視点で「ビジョン」を実現するための2035年に向けた「戦略」を定めた「2050東京戦略 ～東京 もっとよくなる～」を公表しました。

28の「ビジョン」と「戦略」の柱

ダイバーシティ	戦略01【子供（Children）】	・ 全ての子供の笑顔を育み、チルドレンファーストの社会へ
	戦略02【子育て】	・ 望む人の「叶えたい」を支え、一人ひとりの自己実現を応援
	戦略03【教育】	・ 子供・若者が希望を持って、自ら伸び、育ち、未来を創造
	戦略04【若者】	・ 将来を担う若者が希望に満ち溢れ、描いた夢を叶えられる東京
	戦略05【女性活躍】	・ 誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会
	戦略06【働き方】	・ 誰もがいつでも自分らしく、よりポジティブに働き、活躍する東京
	戦略07【長寿（Chōju）】	・ 心豊かに暮らし、いつまでも輝けるアクティブなChōju社会
	戦略08【コミュニティ（Community）】	・ 支え合いの輪を拡げ、誰もが「つながり」を実感できる社会へ
	戦略09【共生社会】	・ インクルーシブシティ東京は多様な個性が輝きさらなる高みへ
スマートシティ	戦略10【スタートアップ】	・ イノベーションが次々と生まれ世界の変革と成長を東京が牽引
	戦略11【デジタル】	・ 世界で最も情報技術を使い、便利で快適な「スマート東京」
	戦略12【国際金融】	・ サステナブルな未来を拓く世界の金融ハブ・東京へ飛躍
	戦略13【産業】	・ 次の成長産業を東京から発信し、世界の経済を力強く先導
	戦略14【観光】	・ 訪れるたびに新しい体験や発見がある、世界を惹きつける東京へ
	戦略15【文化・エンタメ】	・ 東京発の洗練された価値が世界中の人々を刺激し、心を潤す
	戦略16【スポーツ】	・ 誰もがスポーツを楽しむ、世界に誇れるスポーツ拠点に発展
	戦略17【まちづくり・住まい】	・ 日本の成長を牽引し、人がいきいきと輝く都市・東京
	戦略18【インフラ・交通】	・ 世界一のインフラが、人をつなぎ、暮らしを支える
セーフティ	戦略19【緑と水】	・ 豊かな緑と水が織りなす潤いと安らぎの都市 東京へ
	戦略20【ゼロエミッション】	・ 脱炭素社会を実現し、世界のネットゼロ達成に大きく貢献
	戦略21【都市の強靱化】	・ 災害の脅威から都民を守る世界で最も強靱な都市へ
	戦略22【防災】	・ 災害から命を守り、安全・安心・快適に暮らせる東京
	戦略23【まちの安全・安心】	・ 犯罪、事故、火災等から都民の命と安全・安心な暮らしを守る
	戦略24【医療】	・ 誰もが住み慣れた地域で安心して必要な医療を受けられる
分野横断	戦略25【多摩・島しょ】	・ 地域の魅力に溢れ快適で充実した暮らしを叶える行きたい・住みたい多摩・島しょ
	戦略26【構造改革】	・ 時代を切り拓く変革が都民の生活の質を高めている
	戦略27【オールジャパン】	・ 全国各地と共に支え合い発展する「共存共栄」を実現
	戦略28【未来共創】	・ 多様な主体との連携を深化させ、明るい未来が実現している

※ 政策面からの視点である3C（Children、Chōju、Community）を戦略の核に据える

（両局間の連携）

- 令和5年7月には、都民の生命と健康を守り、福祉・保健・医療サービスを将来に渡って支えていくため、「福祉保健局」を「福祉局」と「保健医療局」に再編しました。局再編後も福祉、保健医療の専門性を両局が高度に発揮することに加え、両局に跨る政策課題の企画立案・総合調整を行う部門を中心に、これまで培った知見やノウハウを継承しつつ、両局が緊密に連携して対応する体制を整えています。

福祉保健局組織改正の全体像



（福祉・保健・医療施策の推進に向けた計画の策定・改定）

- 令和6年度には、「認知症施策推進計画」の策定、「子供・子育て支援総合計画」などの改定を行いました。これらに加え、高齢者、障害者、保健医療等各分野の主要計画に記載した事業を着実に実施しながら、誰もが安心していきいきと生活し、活躍できる大都市東京の実現に向け、福祉・保健・医療施策を積極的に展開しています。

都における各種計画

(令和7年1月)

2050 東京戦略
新たな都政の羅針盤として作成する
都の総合計画

(平成18年2月)

福祉・健康都市 東京ビジョン
福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針
分野別計画の策定・推進の基本

分野別計画

※各計画の概要については次頁以降に掲載

子 供 ・ 子 育 て 支 援 総 合 計 画	令和7年度～ 令和11年度
ひ と り 親 家 庭 自 立 支 援 計 画	令和7年度～ 令和11年度
社 会 的 養 育 推 進 計 画	令和7年度～ 令和11年度
困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性 へ の 支 援 の た め の 施 策 の 実 施 に 関 す る 基 本 的 な 計 画	令和6年度～ 令和10年度
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 (介 護 保 険 事 業 支 援 計 画 ・ 老 人 福 祉 計 画)	令和6年度～ 令和8年度
高 齢 者 の 居 住 安 定 確 保 プ ラ ン (高 齢 者 居 住 安 定 確 保 計 画)	令和3年度～ 令和8年度
認 知 症 施 策 推 進 計 画	令和7年度～ 令和11年度
障 害 者 ・ 障 害 児 施 策 推 進 計 画 (障 害 者 計 画 ・ 障 害 福 祉 計 画 ・ 障 害 児 福 祉 計 画)	令和6年度～ 令和8年度
福 祉 の ま ち づ く り 推 進 計 画	令和6年度～ 令和10年度
地 域 福 祉 支 援 計 画	令和3年度～ 令和8年度
ア ル コ ー ル 健 康 障 害 対 策 推 進 計 画	令和6年度～ 令和7年度
ギ ャ ン ブ ル 等 依 存 症 対 策 推 進 計 画	令和7年度～ 令和9年度
保 健 医 療 計 画	令和6年度～ 令和11年度
が ん 対 策 推 進 計 画	令和6年度～ 令和11年度
循 環 器 病 対 策 推 進 計 画	令和6年度～ 令和11年度
歯 科 保 健 推 進 計 画	令和6年度～ 令和11年度
健 康 推 進 プ ラ ン 2 1 (第 三 次)	令和6年度～ 令和17年度
医 療 費 適 正 化 計 画	令和6年度～ 令和11年度
自 殺 総 合 対 策 計 画	令和5年度～ 令和9年度
感 染 症 予 防 計 画	令和6年度～ 令和11年度
食 品 安 全 推 進 計 画	令和3年度～ 令和7年度
動 物 愛 護 管 理 推 進 計 画	令和3年度～ 令和12年度

子供・子育て支援総合計画

■ 計画策定の趣旨等

- 子供・子育て支援法第62条に基づく都道府県子供・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法第10条に基づく都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画とを合わせて一体的に策定
- 福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画
- 計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間（第3期計画）

■ 理念

- ・ 子供一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実
- ・ 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する
- ・ 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する

■ 視点

- ・ 子供の立場からの視点
- ・ 「全ての子育て家庭」への支援の視点
- ・ 広域的な自治体の役割からの視点
- ・ 子供の育つ場としての家庭を包括的に支える視点
- ・ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

■ 目標と取組内容

- 1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり
子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する体制の整備、また、全ての子供たちの育ちを切れ目なく支援
- 2 乳幼児期における教育・保育の充実
乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を実施
- 3 子供の成長段階に応じた支援の充実
「未来の東京」に生きる子供たちを誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育を実現するとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成、キャリア教育の充実、また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、子供の居場所づくりを推進
- 4 子供の貧困の解消に向けた対策の推進
貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を推進
- 5 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
様々な環境のもとで育つ子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子供の最善の利益を念頭に子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に推進
- 6 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備
性別にかかわらず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発や機運を醸成。また、安心して生活できる良質な居住環境の整備や交通事故等を防ぐための取組を実施。さらに、社会全体で子供・子育てを応援する機運を醸成

ひとり親家庭自立支援計画

■ 計画策定の趣旨等

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく自立促進計画
- ひとり親家庭が安定した就労や生活の下、子供を健全に育むことができるよう、都が実施する施策と区市町村等に対する支援策を示した計画
- 計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間（第 5 期計画）

■ 理念

- ・ ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る
- ・ ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する
- ・ ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する

■ 4つの施策分野

- 1 相談体制の整備
ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援に繋げる体制を整備
- 2 就業支援
ひとり親家庭のより安定した就業を支援
- 3 子育て支援・生活の場の整備
ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開
- 4 経済的支援
ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を実施

社会的養育推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 東京全体の社会的養育の充実に向け、子供の最善の利益を確保する観点から、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援など、一体的かつ全体的な視点をもって策定
- 都道府県の推進計画策定に当たっての基本的な考え方等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（令和6年3月）に基づき、「東京都社会的養育推進計画（令和2年3月）」を見直し、新たな推進計画として策定
- 計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間

■ 基本理念

- ・ 妊娠期から一貫して、子供と家庭を社会全体で切れ目なくサポートするとともに、支援が必要となった場合でも、できる限り家庭での養育の継続を目指す
- ・ 社会的養護が必要になった場合であっても家庭復帰を目指すとともに、社会的養護の下で育つ子供たちについては、家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できることを目指す
- ・ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援により、全ての子供たちの安全・安心の確保を目指す

■ 9つの目標

- 1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実
- 2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築
- 3 家庭と同様の環境における養育の推進
- 4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
- 5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
- 6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
- 7 児童相談体制の強化
- 8 一時保護児童への支援体制の強化
- 9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

■ 6つの視点（計画の推進に当たって留意すべき視点）

- 1 地域における切れ目ない支援の視点
- 2 子供にとっての最善の利益確保の視点
- 3 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的支援の視点
- 4 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- 5 広域的な自治体の役割からの視点
- 6 子供を含む家族全体に対し分野横断的に資源を活用する包括的な支援の視点

困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画

■ 計画策定の趣旨等

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく、都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画
- 計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間

■ 理念

困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全・安心して自立した生活を送ることができる東京の実現

■ ポイント

- ・ 東京都女性相談支援センターと東京都女性相談支援センター多摩支所、全区市・都の西多摩福祉事務所や支庁に配置されている女性相談支援員、5か所の女性自立支援施設を軸として、医療機関・警察等の関係機関や多様な支援を提供する民間団体等と連携・協働した支援体制の構築
- ・ 日本有数の繁華街を抱える東京ならではの若年女性への対策を関係機関と連携し、より一層充実
- ・ 当事者や区市町村、女性自立支援施設、民間団体等に対して幅広く調査・ヒアリングを行い、把握した意見も踏まえて計画を策定

■ 基本目標

- 1 対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供
- 2 本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施
- 3 同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化
- 4 困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進
- 5 女性相談支援センター、女性自立支援施設、女性相談支援員を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

高 齢 者 保 健 福 祉 計 画

(介護保険事業支援計画・老人福祉計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 老人福祉法第 20 条の 9 に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第 118 条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせ、東京都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため、都が目指す基本的な政策目標及びその実現に向けて取り組む施策を明らかにすることを目的
- 計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間（第 9 期計画）
長期的には、「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和 22 年（2040 年）を見据える

■ 理念

- ・ 「地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現」

■ 東京における地域包括ケアシステムの特徴

- ・ 都が目指すべき地域包括ケアシステムの特徴は、以下のとおり
 - 1 健康で元気な高齢者が生きがいを持ち、多様な社会参加が行われている。「Chōju」を世界共通語としていく
 - 2 在宅と施設・居住系のサービスをバランスよく提供。地域で支え合える仕組みを構築
 - 3 大都市部から山間部、島しょ地域まで、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築されている

■ 重点分野

- 1 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進
- 2 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営
- 3 介護人材の確保・定着・育成対策の推進
- 4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進
- 5 地域生活を支える取組の推進
- 6 在宅療養の推進
- 7 認知症施策の総合的な推進

■ 7つの重点分野を下支えする取組

- 8 保険者機能強化と地域包括ケアシステムのマネジメント
- 9 高齢者保健福祉施策における DX 推進

高齢者の居住安定確保プラン (高齢者居住安定確保計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく「高齢者居住安定確保計画」
- 住宅政策本部と福祉局が共同で策定
- 計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間（原則として3年ごとに見直し）

■ 視点

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた対応
- ・ 住宅施策と福祉施策の連携による総合的な取組
- ・ 区市町村の取組との連携
- ・ 限られた土地資源や既存ストックの有効活用
- ・ 多様化するニーズへの対応

■ 目標

- ・ 高齢者の多様なニーズを踏まえ、賃貸住宅や老人ホームなどの住まいが適切に供給されるよう環境を整備するなど、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる住まいを確保
- ・ 適切に供給された住まいにおいて、高齢者が安心して日常生活を営むために必要なサービスを提供する体制を整備

■ 目標実現に向けた取組

- 1 高齢者向けの賃貸住宅・老人ホーム等の供給促進
- 2 高齢者向け住宅等の質の確保と高齢者の入居支援
- 3 地域で高齢者を支える仕組みの構築
- 4 高齢者の居住の安定確保に向けたその他の取組

認知症施策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第12条に基づき策定する認知症施策に関する総合的・基本的な方向性を示した計画
- 国の認知症施策推進基本計画を基本としつつ、東京都の実情に即した計画
- 計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間
(第10期東京都高齢者保健福祉計画の検討時期と合わせ、令和8年度を目途に見直し)

■ 基本理念

認知症があってもなくても都民一人ひとりが相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現

■ 重点目標

- 1 認知症のある人・家族等の参画と社会参加の推進
- 2 認知症のある人も含めた都民一人ひとりが安全に、希望を持って暮らすことのできる地域づくり
- 3 認知症のある人・家族等に対する適切な支援
- 4 認知症の早期診断・早期支援、治療・ケア(介護)の充実
- 5 認知症の発症メカニズムの解明、診断・治療、共生社会の推進等のための研究

■ 基本的施策

- 1 認知症のある人に関する都民の理解の増進等
- 2 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 3 認知症のある人の社会参加の機会の確保等
- 4 認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 5 相談体制の整備等
- 6 認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 8 研究等の推進等

障害者・障害児施策推進計画 (障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 障害者基本法第 11 条第 2 項に基づく都道府県障害者計画、障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づく都道府県障害福祉計画、児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく都道府県障害児福祉計画を一体的に策定
- 障害者施策に関する基本理念、令和 8 年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要見込量、地域生活移行、一般就労、障害児通所支援等に関する成果目標などを掲げ、広範な施策分野にわたって達成すべき施策目標・事業目標を明らかにして、全庁的・総合的に障害者施策を推進するための計画
- 計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

■ 基本理念

- ・ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- ・ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- ・ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

■ 施策目標

- 1 共生社会実現に向けた取組の推進
障害者差別の解消を推進する取組や、障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進とともに、情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加を推進する
- 2 地域における自立生活を支える仕組みづくり
入所施設・精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備する
- 3 社会で生きる力を高める支援の充実
障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図る
- 4 いきいきと働ける社会の実現
障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図る
- 5 サービスを担う人材の養成・確保及び DX の活用
障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制整備とサービスの質の向上を図る

福祉のまちづくり推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 東京都福祉のまちづくり条例第 7 条に基づき策定
- 福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画
- 計画期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間

■ 理念

- ・ 東京 2025 デフリンピックも見据え、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを更に推進するため、「誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会」を目標とし、一層の施策の充実を図る

■ ポイント

- ・ 福祉のまちづくりで目指す社会像の共有
- ・ 高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映
- ・ 都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進

■ 基本的視点

- 1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
全ての人が安全で快適に移動できるよう、公共交通施設等を中心とした地区等において面的・連続的な環境整備を進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進
- 2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、障害者等の当事者参画の取組により利用者の視点に立って、建築物や公園等のバリアフリー化を一層進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進
- 3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
情報の入手が困難な人も含めて誰でも同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、様々な手段により分かりやすい情報提供を行うとともに、誰でも円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、環境整備を推進
- 4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、ハード面のバリアフリー化に加えて、全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けるなど、心のバリアフリーを実践できる環境の構築を推進
- 5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え
令和 6 年能登半島地震の発生も踏まえ、大規模災害の発生時に想定されるあらゆる場面で、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者等への対応等が着実に実践できるよう、事前の備えや応急対策の計画立案等を加速させるとともに、日常生活での事故防止を図る

地 域 福 祉 支 援 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 社会福祉法第 108 条第 1 項に基づく福祉分野の総合的な計画
- 計画期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間（第 2 期計画）令和 5 年度に中間見直し

■ 理念

- ・ 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- ・ 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- ・ 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

■ 施策の方向性

1 地域での包括的な支援体制づくり

- ・ 地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制を構築する区市町村を支援
- ・ 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制を構築する区市町村を支援
- ・ 住民参加を促す身近な地域の居場所づくりや、地域住民等による地域の多様な活動を推進する区市町村を支援
- ・ 対象を限定しない福祉サービスを提供する区市町村を支援

2 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支える

- ・ 高齢者や障害者など、住宅確保要配慮者を支援する区市町村を支援
- ・ 生活困窮者への総合的な支援体制を整備する区市町村を支援
- ・ ヤングケアラー、ひきこもりなど多様な地域生活課題へ対応する区市町村を支援
- ・ 成年後見制度や災害時要配慮者対策を推進する区市町村を支援

3 地域福祉を支える基盤を強化する

- ・ 民生委員・児童委員の活動環境の整備や理解促進に取り組む区市町村を支援
- ・ 福祉人材の確保・定着・育成に向けた総合的な対策を実施
- ・ 福祉サービスの質の向上に向け、指導検査等の実施や第三者評価制度を推進

アルコール健康障害対策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- アルコール健康障害対策基本法第 14 条に基づき策定
- アルコール健康障害対策の推進に関する計画
- 計画期間は、令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 年間

■ 基本理念

- ・ アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止対策を推進
- ・ 当事者とその家族が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう支援

■ 目標

- ・ アルコール健康障害の発生を予防
- ・ アルコール健康障害に関する相談から治療、回復に至る切れ目のない支援体制を整備

■ 取組内容

- 1 教育の振興等
- 2 不適切な飲酒の誘引の防止
- 3 健康診断及び保健指導
- 4 アルコール健康障害に関する医療の充実等
- 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
- 6 相談支援等
- 7 社会復帰の支援
- 8 民間団体の活動に対する支援
- 9 人材の確保等
- 10 調査研究の推進

東京都ギャンブル等依存症対策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づき策定
- ギャンブル等依存症対策の推進に関する計画
- 計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間

■ 基本的な考え方

視点1：ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療

視点2：本人や家族に関わる関係機関や民間団体、関係事業者など多様な主体が連携した包括的な支援

上記2つの視点を踏まえ、以下の3つの基本的な考え方に基づき、対策を推進

- (1) 重層的かつ多段階的な取組の推進
- (2) 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進
- (3) PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進

■ 取組内容

1 予防教育・普及啓発

- ・ 都民が正しい知識を身に付け、理解を深めることで、ギャンブル等依存症の発症を予防し、また、発症が疑われる場合に本人や家族等がギャンブル等依存症であることに気付き、適切な支援につながるようにするため、教育や普及啓発の取組を推進
- ・ 依存症に対する不正確な知識により、偏見等が生じることがないように、正しい理解を促進

2 相談・治療・回復支援

- ・ 依存症相談拠点である精神保健福祉センターや、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関が連携し、本人や家族等を適切な支援につなげる取組を推進
- ・ 地域で適切な医療を受けられるようにするため、依存症専門医療機関の選定等を行うとともに、依存症治療拠点機関等における取組を着実に進め、これらの機関を中心とした医療提供体制の整備を推進
- ・ 本人や家族等が民間団体とつながることができるよう、民間団体の取組や重要性等の情報を発信するとともに、地域の関係機関との連携の取組等を推進

3 依存症対策の基盤整備

- ・ 本人や家族等に対する段階に応じた包括的な支援を実施するために、人材の育成や、医療や福祉、司法、民間団体、行政等を含めた地域の関係機関の連携体制の構築を推進

4 関係事業者の取組

- ・ 競馬、競輪、モーターボート競走、ぱちんこの関係事業者におけるギャンブル等依存症の予防等に配慮した、依存症対策の取組を推進

5 多重債務問題等への取組

- ・ ギャンブル等依存症が多重債務問題や犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、多重債務問題に対する取組や違法に行われるギャンブル等の取締りを推進

保 健 医 療 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」
- 保健医療をめぐる社会情勢の変化や、これまで都が取り組んできた施策の実施状況及び国の医療提供体制の確保に関する基本方針の改正等を踏まえ、令和6年3月に第七次改定を実施
- 「東京都地域医療構想」（平成28年7月策定）の達成に向けた取組を具現化し、推進する
- 計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間
（外来医療計画、医師確保計画及び在宅療養については3年ごとに見直し）

■ 計画の基本理念と基本目標

〔基本理念〕

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

〔基本目標〕

- ・ 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展
- ・ 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- ・ 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
- ・ 有事にも機能する医療提供体制の強化
- ・ 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

■ 健康づくりと保健医療体制の充実

- 1 都民の視点に立った医療情報の提供・都民の理解促進
 - ・ 医療機関や薬局の機能等をわかりやすく情報提供し、都民の適切な医療サービスの選択を支援
 - ・ 医療制度や医療に関する情報について、都民の理解を促進する取組を推進
- 2 医療 DX の推進
 - ・ デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な情報共有の推進
 - ・ 安全で質の高い医療提供体制の確保のための医療 DX の推進
- 3 保健医療を担う人材の確保と資質の向上
- 4 生涯を通じた健康づくりの推進
 - (1) 生活習慣の改善（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等）
 - (2) 母子保健・子供家庭福祉
 - (3) 青少年期の対策
 - (4) フレイル・ロコモティブシンドロームの予防
 - (5) 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の予防
 - (6) こころの健康づくり
 - (7) ひきこもり支援の取組
 - (8) 自殺対策の取組
- 5 外来医療に係る医療提供体制の確保
- 6 切れ目のない保健医療体制の推進
 - (1) がん
 - ・ 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
 - ・ 患者本位で持続可能ながん医療の提供を推進
 - ・ がんとともに尊厳をもって安心して暮らせる地域共生社会の構築
 - (2) 循環器病（脳卒中・心血管疾患）
 - ・ 循環器病の予防につながる生活習慣や健診受診の必要性などに関する都民の理解促進
 - ・ 救急現場から急性期の専門的治療が可能な医療機関への適切な搬送、受入体制の整備
 - ・ 急性期から維持期・生活期に至るまで切れ目なく適切な医療を提供
 - ・ 患者やその家族に対する支援の充実
 - (3) 糖尿病
 - ・ 糖尿病に関する正しい知識等の効果的な普及啓発の促進
 - ・ 区市町村等が発症予防や重症化予防に取り組みやすいよう環境整備を支援
 - ・ 糖尿病の予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進

(4) 精神疾患

- ・ 地域で安心して暮らせる体制づくりを推進
- ・ 緊急時に必要な医療につなぐ体制づくりを推進
- ・ 多様な精神疾患に対して早期に専門医療につなげる取組の推進
- ・ 精神科病院における虐待防止・人権擁護に向けた取組の推進

(5) 認知症

- ・ 認知症の人が居住する地域にかかわらず等しく、その状況に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制の構築

(6) 救急医療

- ・ 適切な医療を迅速に受けられる救急医療体制の確保
- ・ 保健・医療・介護関係者の連携の下、高齢者が迅速・適切に救急医療を受けられる体制の確保
- ・ 救急相談体制の充実を図り、救急車の適時・適切な利用を推進

(7) 災害医療

- ・ 災害発生時に、災害拠点病院等が医療機能を継続できる取組の推進
- ・ 各機関が円滑に連携するための医療救護に関する情報連絡体制を充実
- ・ 災害医療派遣チーム「東京 DMAT」の体制強化
- ・ 災害時における医薬品等の供給体制の確保

(8) 新興感染症発生・まん延時の医療

- ・ 通常医療との両立を図りながらの入院医療体制の確保
- ・ 機動的な臨時の医療施設の設置や症状に応じた円滑な入院調整体制の整備
- ・ 通常医療と新興感染症医療を担う医療機関の円滑な連携体制の整備
- ・ 自宅療養者等への医療を提供する医療機関や軽症者向け宿泊療養施設の確保
- ・ 有事に備えた医療人材の確保・育成

(9) ヘき地医療

- ・ 医療従事者の安定的な確保やヘき地医療の普及・啓発活動の支援
- ・ ヘき地勤務医師の診療活動や診療施設・設備等の診療基盤の整備への支援
- ・ 本土で治療を行った島しょ地域の患者の島での生活への円滑な移行の検討
- ・ 島しょ地域における災害時や新興感染症発生時の対応力向上

(10) 周産期医療

- ・ 安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進
- ・ 母体救命が必要なハイリスク妊産婦への対応強化や NICU 等長期入院児への在宅移行支援の充実
- ・ 災害時や新興感染症発生時にも医療を迅速に受けられる周産期医療体制を確保

(11) 小児医療

- ・ 小児救急医療体制の充実
- ・ こども救命センターにおける迅速かつ適切な救命処置から円滑な転退院まで患者・家族を支援
- ・ 小児医療を担う人材の確保や、小児等在宅医療の提供体制の整備
- ・ 医療機関情報の提供・子供の事故防止等の普及啓発を推進

(12) 在宅療養

- ・ 区市町村を実施主体とした在宅医療・介護を一体的に提供する取組の推進
- ・ 入院時（前）から、病院、地域の保健・医療・福祉関係者と連携した入退院支援の取組の推進
- ・ 在宅療養に関わる人材の確保・育成に向けた取組の推進
- ・ 区市町村等と連携した効果的な普及啓発

(13) リハビリテーション医療

- ・ 切れ目なく一貫したリハビリテーションを受けられる支援
- ・ 地域リハビリテーション支援センターによる効果的な支援の実施
- ・ 東京都リハビリテーション病院のリハビリテーション機能の充実・強化

(14) 外国人患者への医療

- ・ 外国人患者受入れ医療機関の整備や医療従事者等の対応能力の向上
- ・ 日本の医療制度等についての情報発信の取組
- ・ 外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築

7 歯科保健医療

8 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策

(1) 難病患者支援対策

(2) 原爆被爆者援護対策

(3) ウイルス肝炎対策

(4) 血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策

9 医療安全の確保等

10 医療費適正化

■ 高齢者及び障害者施策の充実

1 高齢者保健福祉施策

2 障害者施策

■ 健康危機管理体制の充実

1 健康危機管理体制の推進

2 感染症対策

3 医薬品等の安全確保

4 食品の安全確保

5 アレルギー疾患対策

6 環境保健対策

7 生活衛生対策

8 動物愛護と管理

がん対策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- がん対策基本法第12条に基づく「都道府県がん対策推進計画」
- がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に至るまでの総合的な計画
- 国の第4期がん対策推進基本計画の内容を踏まえるとともに、これまでの施策の成果や都の特性を反映した取組を進めるため、令和6年3月に第三次改定を実施
- 計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間

■ 全体目標及び分野別目標

〔全体目標〕

誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての都民とがんの克服を目指す

〔分野別目標〕

- ・ 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- ・ 患者本位で持続可能ながん医療の提供
- ・ がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築

■ 分野別施策

1 がん予防分野

- (1) がんのリスクの減少（一次予防）
 - ・ 生活習慣・生活環境の改善に向けた取組の推進
 - ・ 肝炎ウイルス、HPV等の感染に起因するがん予防のための取組の推進
- (2) がんの早期発見（二次予防）
 - ・ がん検診受診率 60%以上の達成に向けた区市町村、職域等の関係機関支援及び普及啓発の推進
 - ・ 科学的根拠に基づく質の高いがん検診の実施や、精密検査受診率 90%以上の達成に向けた体制整備

2 がん医療分野

- (1) がん医療提供の充実
 - ・ 拠点病院間の役割分担の整理と明確化を通じた、拠点病院等における医療提供体制の充実
 - ・ 二次保健医療圏内の連携体制構築を推進し、地域の医療機関におけるがん医療提供体制を充実
- (2) 診断された時からの切れ目のない緩和ケアの提供
 - ・ 診断時からの経時的な苦痛・つらさの把握と適切な対応の推進、診断時の支援の充実
 - ・ 緩和ケアに係る人材育成の充実・強化
 - ・ 都民等に対する緩和ケアに関する正しい理解の促進
- (3) 小児・AYA世代のがん医療に特有の事項
 - ・ 成人領域と小児領域での連携促進や、長期フォローアップの推進
- (4) 高齢者のがん医療に特有の事項
 - ・ 医療機関と介護事業所等の連携の推進

3 がんとの共生分野

- (1) 相談支援の充実
 - ・ がん相談支援センターへのつなぎの促進や、ピア・サポーターの提供推進
- (2) 情報提供の充実
 - ・ 東京都がんポータルサイトによる効果的な情報発信
- (3) 社会的な問題への対応
 - ・ 治療と仕事の両立支援や、就労以外の社会的な問題への対応（アピアランスケア等）
- (4) ライフステージに応じた患者・家族支援
 - ・ 患者のライフステージ（小児・AYA世代、壮年期、高齢者）に応じた適切な支援等の推進

4 基盤の整備分野

- ・ がん登録、がんに関する研究、がん教育の推進

循環器病対策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法に基づく「都道府県循環器病対策推進計画」
- 予防や医療及び福祉等に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を推進するための総合的な計画
- 計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間（第一次改定：令和6年3月）

■ 分野別施策

- 1 循環器病の予防・健診の普及、知識の普及啓発
- 2 救急搬送・受入体制の整備
- 3 循環器病に係る医療提供体制の構築
- 4 リハビリテーション体制の充実
- 5 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- 6 循環器病の緩和ケア
- 7 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- 8 治療と仕事の両立支援・就労支援
- 9 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- 10 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

歯科保健推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 歯科口腔保健法第13条に定める方針、目標、計画等の基本的事項を盛り込んだ都道府県計画
- 歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる計画
- 計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間（第一次改定：令和6年3月）

■ 都民の目指す姿と計画の柱

〔都民の目指す姿〕

都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること

〔都民が実践する3つの取組〕

- ・ 日常的に自ら口腔ケアに取り組む（セルフケア）
- ・ かかりつけ歯科医で定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受ける（プロフェッショナルケア）
- ・ 区市町村、学校、職場等において歯科健診や健康教育等を受ける（コミュニティケア）

〔計画の柱〕

- ＜柱1＞ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進
- ＜柱2＞かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進
- ＜柱3＞地域で支える障害者歯科保健医療の推進
- ＜柱4＞在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進

【重点事項】健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進

健康推進プラン 2 1（第三次）

■ 計画策定の趣旨等

- 健康増進法第8条に基づく「都道府県健康増進計画」
- 都民一人ひとりの主体的な取組とともに、社会全体で支援し、誰一人取り残さない健康づくりを推進する計画
- 計画期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間
令和12年を目途に中間評価を実施

■ 基本的な考え方

- ・ どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる持続可能な社会の実現
- ・ 誰一人取り残さない健康づくりに向けた都民の取組を支える環境整備
- ・ 目標達成に向けた取組の推進と進行管理

■ 総合目標

- ・ 健康寿命の延伸
- ・ 健康格差の縮小

■ 分野別目標

（領域1） 個人の行動と健康状態の改善

<区分1 生活習慣の改善>

- | | | |
|-----------|---|-------------------------------|
| 1 栄養・食生活 | ： | 適切な量と質の食事をとる人を増やす |
| 2 身体活動・運動 | ： | 日常生活における身体活動量（歩数）を増やす |
| 3 休養・睡眠 | ： | より良い睡眠がとれている人の割合を増やす |
| 4 飲酒 | ： | 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減らす |
| 5 喫煙 | ： | 20歳以上の者の喫煙率を下げる |
| 6 歯・口腔の健康 | ： | 8020を達成した者の割合を増やす |

<区分2 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防>

- | | | |
|--------|---|------------------------|
| 1 がん | ： | がんの75歳未満年齢調整死亡率を下げる |
| 2 糖尿病 | ： | 糖尿病による合併症を発症する人の割合を減らす |
| 3 循環器病 | ： | 脳血管疾患及び心疾患の年齢調整死亡率を下げる |
| 4 COPD | ： | COPD（慢性閉塞性肺疾患）の死亡率を下げる |

<区分3 生活機能の維持・向上>

- | | | |
|----------|---|----------------------|
| 1 こころの健康 | ： | うつ傾向や不安の強い人の割合を減らす |
| 2 身体の健康 | ： | 社会生活を営むために必要な機能を維持する |

（領域2） 社会環境の質の向上

- | | | |
|--------------------|---|------------------------------|
| 1 社会とのつながり | ： | 社会とのつながりを醸成する |
| 2 自然に健康になれる環境づくり | ： | 無理なく自然に健康な行動を取ることができる環境を整備する |
| 3 多様な主体による健康づくりの推進 | ： | 多様な主体が健康づくりを推進する |

（領域3） ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

- | | | |
|----------|---|----------------------------------|
| 1 こどもの健康 | ： | 健康的な生活習慣を身に付けているこどもの割合を増やす |
| 2 高齢者の健康 | ： | 元気でいきいきと暮らす高齢者の割合を増やす |
| 3 女性の健康 | ： | ライフステージに応じた健康づくりを実践している女性の割合を増やす |

医療費適正化計画

■ 計画策定の趣旨等

- 高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく計画
- 計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間（第4期計画）
- 都民の健康の保持及び良質で効率的な医療の提供に向けた取組を推進することにより、都民医療費の適正水準の確保を図る

■ 基本的な考え方

以下の二つの視点から取組を推進し、都民医療費の適正水準を確保

- ・ 視点1：生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進
医療費に占める割合が高く、高齢になるにつれ増加する生活習慣病の発症・重症化予防や、健康づくり等の取組を推進し、都民の生涯にわたる健康づくりを支援
- ・ 視点2：医療の効率的な提供の推進
医療費が増加する中、国民皆保険制度を維持し、都民が引き続き良質かつ適切な医療を受けられるようにするため、医療の効率的な提供を推進

■ 医療費適正化に向けた取組

- 1 生活習慣病の予防と健康の保持増進に向けた取組
 - ・ データヘルス計画の推進
 - ・ 健康診査及び保健指導の推進
 - ・ 生活習慣病の発症・重症化予防の推進
 - ・ 高齢期における社会生活を営むために必要な機能の維持
 - ・ 健康の保持増進に向けた一体的な支援
 - ・ たばこによる健康影響防止対策の取組
 - ・ 予防接種の推進
- 2 医療の効率的な提供の推進に向けた取組
 - ・ 切れ目ない保健医療体制の推進
 - ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組の推進
 - ・ 緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供
 - ・ 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進
 - ・ 医薬品の適正使用の推進
 - ・ レセプト点検等の充実強化
 - ・ 有効性・必要性を踏まえた医療資源の効率的な活用
 - ・ 医療・介護連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

■ 目標値（令和11年度）

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ・ 特定健康診査実施率 | 70%以上（令和3年度 65.4%） |
| ・ 特定保健指導実施率 | 45%以上（令和3年度 23.1%） |
| ・ メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（対平成20年度比） | 25%以上（令和3年度 15.5%） |
| ・ 後発医薬品使用割合（数量シェア） | 80%以上（令和4年3月 76.4%） |
| 後発医薬品使用割合（金額シェア） | 65%以上（令和4年度 46.4%） |
| バイオ後続品使用割合（数量シェア） | 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上（令和4年度 12.5%） |

自殺総合対策計画

■ 計画策定の趣旨等

- 自殺対策基本法第 13 条に基づく「都道府県自殺対策計画」
- 計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間

■ 基本的な考え方

- ・ 幅広い分野で生きることの促進要因を増やし、生きることの阻害要因を減らすことを通じて、生きることの包括的な支援として対策を推進していく
 - ・ 自殺のリスク要因として、精神保健上の問題だけでなく、生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、多様な社会的要因が考えられるため、様々な関係機関・部署と連携する
 - ・ 国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、都の施策についても適宜見直しを行う
 - ・ 以下の6項目を重点項目と位置付け、集中的に取り組む
- 1 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、地域で安定した生活が送れるよう、継続的に支援する
 - 2 悩みを抱える方を早期に適切な支援窓口につなげる取組を強化する
 - 3 働き盛りの男性が孤独・孤立を深めることなどにより、自殺に追い込まれることを防ぐ
 - 4 困難を抱える女性への支援を更に充実する
 - 5 児童・生徒・学生をはじめとする若年層が自殺に追い込まれることを防ぐ
 - 6 遺された方への支援を強力に推進する

■ 数値目標

令和 8 年までに、自殺者数及び自殺死亡率を平成 27 年と比較して 30%以上減少

- ・ 自殺者数 平成 27 年：2,290 人 → 令和 8 年：1,600 人以下
- ・ 自殺死亡率* 平成 27 年：17.4 → 令和 8 年：12.2 以下

*人口 10 万人当たりの自殺者数

■ 都における今後の取組の方向性と施策

- (1) 地域レベルでの実践的な取組への支援を強化する
- (2) 都民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- (3) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- (5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる
- (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- (8) 遺された方への支援を充実する
- (9) 民間団体との連携を強化する
- (10) 子供・若者の自殺対策を更に推進する
- (11) 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- (12) 女性の自殺対策を更に推進する

感 染 症 予 防 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。令和5年5月改正）を踏まえ、感染症の脅威から都民を守る施策を推進するため、感染症の発生予防、まん延防止及び医療提供体制の確保等について定める感染症対策の基本計画
- 計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間
- 新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ改正された感染症法等の内容や、都が新型コロナ対策において実施した取組の成果等を反映させ、新興感染症の発生に備えた体制の構築を進める

■ 基本的な考え方

- ・ 総合的な感染症対策の実施、健康危機管理体制の強化、都による総合調整・指示、関係機関との連携体制の強化、人権の尊重、知識の普及啓発と情報提供、関係機関等の役割・責務

■ 感染症発生予防・まん延防止の取組等

〔感染症の発生予防・まん延防止〕

- ・ 感染症発生動向調査、東京 iCDC 等の専門的知見・ネットワークの活用、院内・施設内感染対策、予防接種施策の推進、検査体制の強化、専門的支援チームの派遣体制、動物・食品・環境部門との連携
- ・ 患者等の人権にも配慮した、良質かつ適切な感染症医療を提供する体制の確保
- ・ エボラ出血熱、MERS 等に対応可能な感染症指定医療機関の確保、新興感染症の発生に備えた医療機関との協定締結（医療措置協定）、一般医療機関の対応支援
- ・ 海外からの感染症侵入を見据えた検疫所や近隣自治体との連携の強化
- ・ 感染症対策を支える調査研究、感染症の危機管理を担う人材の育成
- ・ 感染症に関する普及啓発の推進、個人情報に配慮した必要な情報提供
- ・ 有事に備えた保健所の計画的な体制整備、デジタル技術の活用促進、人材育成

〔新興感染症発生時の対応〕

- ・ 発生早期からの情報収集・分析、民間検査機関も含めた病原体検査体制の構築、流行段階に応じた医療提供体制の確保、臨時の医療施設の設置、医療体制戦略ボードによる助言、医療人材派遣、個人防護具の備蓄、患者移送体制の確保、宿泊療養施設の確保、自宅療養者等の療養支援、臨時予防接種、保健所の有事対応体制等

〔その他の施策〕

- ・ 結核や HIV、梅毒等の性感染症等の発生動向等を踏まえた、各疾患の特性に応じた対策
- ・ 災害時の経験を踏まえた啓発、訪日外国人への多言語での情報提供

食 品 安 全 推 進 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 東京都食品安全条例第7条に基づき策定
- 計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間

■ 基本的視点

東京都食品安全条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図る

〔東京都食品安全条例の目的〕

食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康の保護を図る」

〔東京都食品安全条例の基本理念〕

- ・ 事業者責任を基礎とする安全確保
- ・ 最新の科学的知見に基づく安全確保
- ・ 都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保

■ 食品の安全確保のための施策（47 施策）

〔施策の柱1〕

食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進（10施策）

- 重点施策1 : 東京都GAP認証制度の推進
- 重点施策2 : HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進
- 重点施策3 : 多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進

〔施策の柱2〕

情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進（20 施策）

- 重点施策4 : 食品安全情報評価委員会による分析・評価
- 重点施策5 : 輸入食品対策
- 重点施策6 : 「健康食品」対策
- 重点施策7 : 新たな表示制度による適正表示の推進
- 重要施策8 : 食品安全に関する健康危機管理体制の強化

〔施策の柱3〕

関係者の相互理解と食の情報バリアフリーに向けた取組の推進（9施策）

- 重要施策9 : 外国人への情報発信等の充実
- 重要施策10 : 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
- 重要施策11 : 総合的な食物アレルギー対策の推進

〔施策の基盤〕

安全を確保する施策の基盤づくり（8施策）

基礎研究や、人材の育成、国や他自治体との連携など、「施策の柱」の土台となる取組

動物愛護管理推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、東京都動物の愛護及び管理に関する条例第2条及び動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に基づく計画
- 都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった動物愛護管理に関わる各主体に共通の行動指針
- 計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間（5年後を目途に見直し予定）

■ 基本方針

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す

■ 計画における施策等

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- 施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- 施策2 犬・猫の適正飼養の徹底
- 施策3 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備
- 施策4 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携
- 施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- 施策6 地域における適正飼養の推進のための人材育成
- 施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- 施策8 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及
- 施策9 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理
- 施策10 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- 施策11 動物取扱業への監視強化
- 施策12 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進
- 施策13 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底
- 施策14 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

4 動物由来感染症・災害時への対応強化

- 施策15 動物由来感染症への対応強化
- 施策16 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

5 動物愛護相談センターの機能強化等

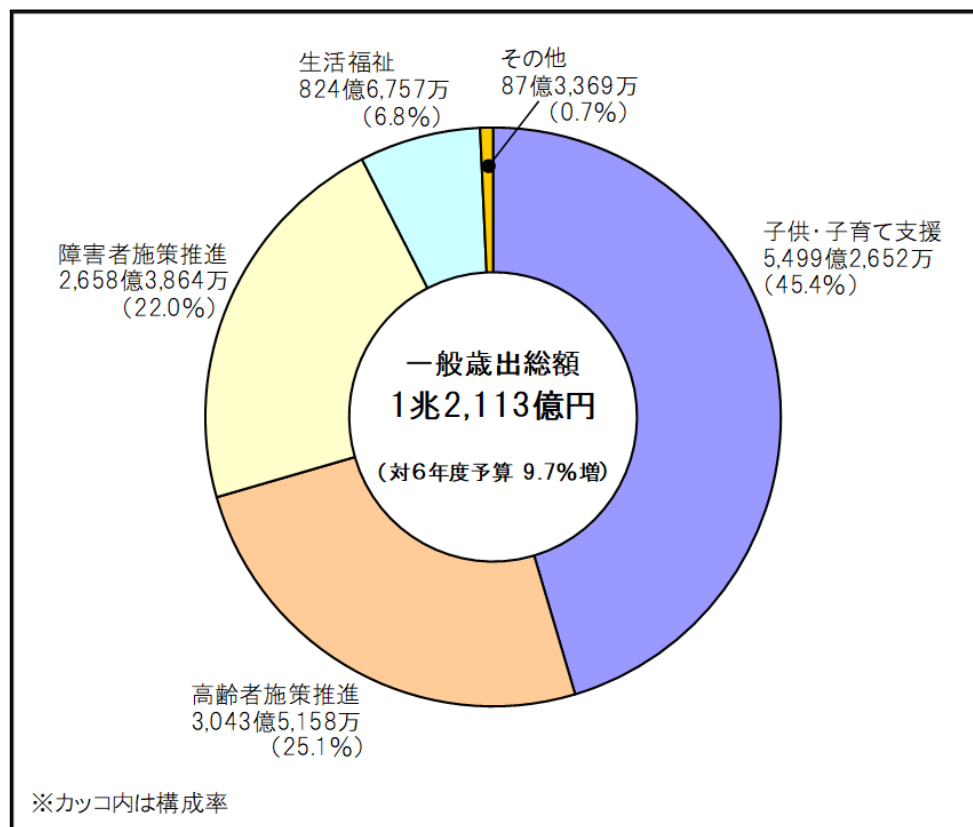
■ 指標及び目指すべき方向性

指標		目指すべき方向性
動物の引取数		更なる減少を図る
動物の致死処分数	① 動物福祉の観点から行ったもの	更なる減少を図る
	② 引取・収容後に死亡したもの	
	③ ①②以外の処分（都における「殺処分」）	ゼロを継続する
犬及び猫の返還・譲渡率		更なる増加を図る

令和7年度福祉局当初予算の概要

(単位:百万円、%)

区 分	7年度予算額	6年度予算額	増減額	増減率
福祉局予算 (一般歳出)	1,211,318	1,104,652	106,666	9.7%
子供・子育て支援	549,926	486,680	63,246	13.0%
高齢者施策推進	304,352	278,884	25,468	9.1%
障害者施策推進	265,839	256,481	9,358	3.6%
生活福祉	82,467	74,978	7,489	10.0%
その他	8,734	7,629	1,105	14.5%



〔特別会計予算の状況〕

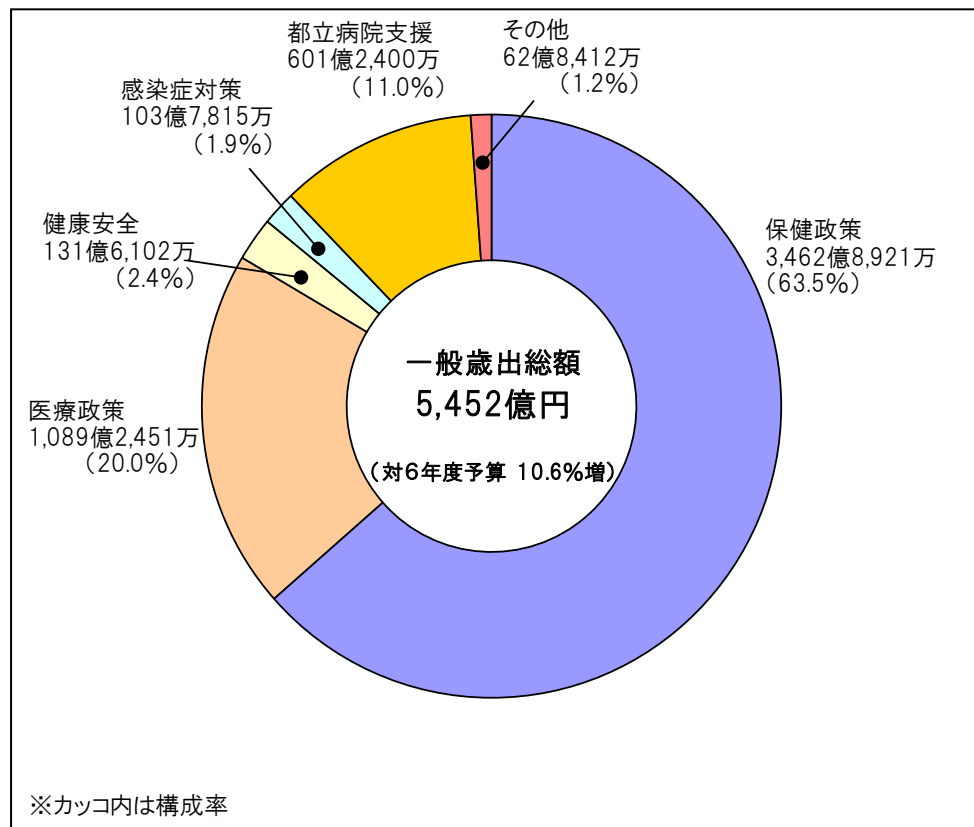
(単位:百万円、%)

区 分	7年度予算額	6年度予算額	増減額	増減率
母子父子福祉貸付資金会計 貸付金	5,953	7,925	△ 1,972	△ 24.9%
心身障害者扶養年金会計 清算金等	3,141	3,155	△ 14	△ 0.4%

令和7年度保健医療局当初予算の概要

(単位: 百万円、%)

区 分	7年度予算額	6年度予算額	増減額	増減率
保健医療局予算 (一般歳出)	545,160	492,754	52,406	10.6%
保健政策	346,289	342,438	3,851	1.1%
医療政策	108,925	64,484	44,441	68.9%
健康安全	13,160	12,013	1,147	9.5%
感染症対策	10,378	12,276	△ 1,898	△ 15.5%
都立病院支援	60,124	55,246	4,878	8.8%
その他	6,284	6,297	△ 13	△ 0.2%



〔特別会計予算の状況〕

(単位: 百万円、%)

区 分	7年度予算額	6年度予算額	増減額	増減率
国民健康保険事業会計 交付金等	1,091,996	1,125,698	△ 33,702	△ 3.0%
地方独立行政法人東京都立 病院機構貸付等事業会計	29,329	28,695	634	2.2%

令和7年度予算における主な新規・拡充事業

※1 ◎は「2050 東京戦略」の取組であることを示す

※2 () 内は、P54以降の各分野での掲載頁を示す（以下では、事業規模や用語の注釈は省略）

※3 各事業の予算額は、表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計と一致しない場合がある

第1 子供家庭分野

こども基本条例を踏まえ、子供目線に立った施策を推進します

- ◎ 被措置児童等の権利擁護に関する調査【新規】(P59) 3 百万円
 - ・ 被措置児童等の権利擁護の取組状況を把握するため、施設等で生活する子供にアンケート調査を実施します。
- ◎ 子供の権利擁護環境整備事業【新規】(P59) 58 百万円
 - ・ 区市町村における社会的養護に係る子供の権利擁護の強化に要する費用を補助します。

保育サービスの充実にに向けた取組を推進します

- ◎ 多様な他者との関わりの機会の創出【一部新規】(P60) 4,740 百万円
 - ・ 他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる仕組みを創出します。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援します。（令和7年9月から第一子無償化を実施予定）
- ◎ 医療的ケア児等の育ちの支援事業【新規】(P60) 47 百万円
 - ・ 医療的ケア児等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図ります。（令和7年9月から第一子無償化を実施予定）
- ◎ 保育所等利用世帯負担軽減事業【一部新規】(P61) 53,575 百万円
 - ・ 認可保育所等の保育料（利用者負担分）について、無償化を図る区市町村を支援します。（令和7年9月から第一子無償化を実施予定）

- ◎ **認証保育所等における地域の子育て支援への対応強化事業【一部新規】(P62)** 81 百万円
 - ・ 認証保育所等が空きスペース等を活用し、子育て支援等に資する取組を行えるよう、区市町村がコンサルティングに係る経費を支援する場合や地域の子育て支援に資する取組を支援した場合に、必要な経費の一部を補助します。【一部新規】

- ◎ **保育サービス推進事業【一部新規】(P63)** 16, 627 百万円
 - ・ 保育所等の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応した福祉サービスの確保と、利用者の福祉の向上を図ります。
 - ・ 保育所等の不適切保育防止や職員のメンタルケアを通じた保育の更なる質の向上を図っていきます。【新規】

- ◎ **認可外保育施設利用支援事業【一部新規】(P64)** 11, 826 百万円
 - ・ 認証保育所の保育料の上限額を基準として、認証保育所・認可外保育施設の保育料（利用者負担分）について、無償化を図る区市町村に対し経費の一部を補助します。（令和7年9月から第一子無償化を実施予定）

- ◎ **ベビーシッター利用支援事業【一部新規】(P64)** 5, 429 百万円
 - ・ 保育所等を利用できない保護者、夜間や一時的に保育を必要とする保護者等がベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を助成するとともに、保育の質向上に取り組む事業者を支援します。また、学齢児の長時間預かり等のニーズに対応するため、一時預かり利用支援を活用します。
 - ・ 保護者の負担を軽減するため、一時預かり利用支援について、障害児及びひとり親家庭の利用上限時間を拡充するとともに、障害児の利用対象年齢を小学 6 年生まで拡充します。【新規】

- ◎ **東京都病児保育推進事業【新規】(P64)** 1, 983 百万円
 - ・ 病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う区市町村を支援します。
 - ・ 病児・病後児保育の経営の安定性確保や新規参入を後押しするとともに、保育中の体調不良児について在籍する保育所等で看護師等が一時的に預かる取組を推進するため、実施計画を定めた区市町村に対して、都独自に支援を行います。
 - ・ 保護者が安心してベビーシッターによる病児保育を受けられるよう、都が主体となり、区市町村と連携しながら、急な依頼にも対応可能な体制の確保やベビーシッターの処遇改善等に取り組む事業者を支援するとともに、認定事業者の取組の評価・検証を通じて事業内容の充実を目指します。

- ◎ **保育士修学資金等貸付事業のDX推進【新規】(P66)** 77 百万円
 - ・ 保育人材の確保に係る資金貸付システムの開発経費を補助します。

◎ **保育所等の業務負担軽減支援事業【新規】(P67)** (包括補助)

- ・ 認可保育所等において、ICTを活用した会計業務を行う職員を配置することにより、施設長等の業務負担を軽減し保育の質の向上を図る区市町村を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助]

◎ **インクルーシブ保育の推進に向けた情報・教育的コンテンツの整備事業【新規】(P67)** 25 百万円

- ・ 病気や障害の有無にかかわらず、希望する子供が保育所等に通えることを目指して、情報・教育コンテンツを整備します。

妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します

◎ **子供が輝く東京・応援事業【新規】(P68)** 40 百万円

- ・ 社会全体で子育てを支えるため、子供・子育て支援の取組を行う事業者を支援します。

◎ **東京都無痛分娩費用助成等事業【新規】(P68)** 1,145 百万円

- ・ 都内の対象医療機関で無痛分娩を実施した都民に対し、費用助成を行います。

◎ **妊産婦メンタルヘルス対策事業【新規】(P70)** 27 百万円

- ・ 妊産婦のメンタルヘルス対策を推進するため、地域の関係機関が連携するためのネットワーク体制を構築します。

◎ **5歳児健診区市町村支援事業【新規】(P70)** 165 百万円

- ・ 区市町村が行う普及啓発やフォローアップ体制の構築に要する費用を補助し、5歳児健診の推進及び健診実施後の切れ目ない支援を図ります。

◎ **子育て世帯訪問支援員資質向上事業【新規】(P71)** 53 百万円

- ・ 訪問支援員のサービスの質向上を図るため、都独自の研修カリキュラムに基づく研修を行う区市町村を支援します。

○ **子育て世帯訪問支援員人材確保・定着支援事業【新規】(P71)** (包括補助)

- ・ 訪問支援員の人材確保に係る処遇改善を図るため、都独自の研修カリキュラムに基づく研修受講者に対する報酬の上乗せを行う区市町村を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助]

◎ **地域における多様な居場所確保事業【新規】(P71)** 86 百万円

- ・ 地域の社会資源を活用し、不登校等の困りごとを抱えている児童の受け皿を創出するとともに、保護者や学校関係者等と連携し児童を支援する区市町村に対し補助します。

- ◎ **子供若者シェルター・相談支援事業【新規】(P71)** **81 百万円**
 - ・ 家庭等に居場所がない子供・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（子供若者シェルター）を確保する取組に対して支援します。

- ◎ **子育て短期支援事業【一部新規】(P72)** **398 百万円**
 - ・ 家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において、一定期間児童を養育します。
 - ・ 事業利用や区市町村による事業実施を促進するため、利用調整員の配置支援やガイドライン策定等により区市町村を支援します。【新規】

- ◎ **東京都認証学童クラブ事業【新規】(P72)** **2,353 百万円**
 - ・ 子供と保護者のニーズに応える、多様なサービスを提供する認証学童クラブ制度を都独自に創設し、国基準を上回る放課後児童支援員の配置や、保護者の多様な働き方に合わせた開所時間の設定などの基準を定め、学童クラブの質の向上を支援します。

- ◎ **学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業【新規】(P72)** **2,017 百万円**
 - ・ 認証学童クラブの設置等を促進するほか、学童クラブ待機児童解消に向けて、児童館等を活用した多様な居場所づくりを支援します。

- ◎ **学童クラブにおける人材確保事業【新規】(P72)** **10 百万円**
 - ・ 就職相談会を実施するなど学童クラブにおける人材確保を推進します。

- ◎ **乳幼児医療費助成事業補助【一部新規】(P73)** **3,839 百万円**
 - ・ 乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図るため、医療費の一部を助成する市町村を補助します。
 - ・ 令和7年10月から対象者の所得制限を撤廃します。【新規】

- ◎ **義務教育就学児医療費助成事業補助【一部新規】(P74)** **5,207 百万円**
 - ・ 子育ての推進の一環として、義務教育就学期にある児童の治療に要する医療費の一部を助成する市町村を補助します。
 - ・ 令和7年10月から対象者の所得制限を撤廃します。【新規】

- ◎ **高校生等医療費助成事業補助【一部新規】(P74)** **8,568 百万円**
 - ・ 子育て支援の充実のため、高校生等の医療費の一部を助成する区市町村を補助します。
 - ・ 令和7年10月から対象者の所得制限を撤廃します。【新規】

特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

- ◎ **こども家庭センター体制強化事業【一部新規】(P75)** **1,812 百万円**
 - ・ 児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援するとともに、両部門の連携強化や職員のスキルアップを図る研修等を実施します。また、都独自の指標を用いた支援効果モニタリングシステムを構築します。

- ◎ **区市町村の保護者支援に関するガイドライン作成事業【新規】(P76) 20 百万円**
 - ・ 区市町村の親子支援に関する取組を支援するため、都独自のガイドラインを作成します。

- ◎ **児童相談体制の強化【一部新規】(P76)** **5,376 百万円**
 - ・ 児童福祉法第 12 条の規定により児童相談所を設置し、子供に関する相談を受け、調査や診断、援助等を行います。
 - ・ 町田児童相談所（仮称）を開設するとともに、大田区に設置する新たな児童相談所の開設に向けた準備を進めます。【新規】
 - ・ 多摩中部児童相談所（仮称）の基本設計及び目黒区に設置する新たな児童相談所の基本計画を策定します。【新規】

- ◎ **警察との情報共有システム【新規】(P76)** **101 百万円**
 - ・ 児童相談業務における児童相談所と警察との情報連携強化に向けて情報共有システムの構築を図ります。

- ◎ **児童相談体制強化に係る総合連携事業【新規】(P77)** **8 百万円**
 - ・ 東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした合同研修や相談事例等を共有するシステム構築を行います。

- ◎ **一時保護体制強化事業【新規】(P77)** **106 百万円**
 - ・ 一時保護体制強化に向けて、通学支援や余暇活動の充実など児童の権利擁護の取組等を強化します。

- ◎ **社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業【新規】(P79)** **35 百万円**
 - ・ 社会的養護等の分野において新規採用者を対象とした奨学金返済支援事業を実施し、人材確保・定着を強化します。

- ◎ **社会的養護自立支援実態把握事業【新規】(P79)** **17 百万円**
 - ・ 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携強化を図ります。

- ◎ **養育費確保支援事業【一部新規】(P79)** **20 百万円**
 - ・ ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費立替保証、公正証書等の作成及びADR（裁判外紛争解決手続）に係る支援等を行うほか、養育費に関する専門相談など養育費の履行確保等に資する区市の取組に対して補助を行います。

- ◎ **ひとり親家庭等生活向上事業【一部新規】(P79)** **584 百万円**
 - ・ ひとり親家庭等が、生活の中で直面する課題の解決や児童の精神的安定を図り、地域での生活を総合的に支援するとともに、家庭教師派遣型や集合型の学習支援を実施する区市町村を支援します。

- ◎ **ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用促進事業【新規】(P80)（包括補助）**
 - ・ ひとり親家庭に家事・育児サービスを行うためのホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」の広報や、支援者の質向上及びひとり親家庭への理解を深めるための研修を実施する区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- ◎ **子供の多様な体験機会の確保事業【新規】(P80)（包括補助）**
 - ・ こども大綱やこどもの貧困解消法の趣旨を踏まえ、家庭の経済的事情や家族構成にかかわらず、全ての家庭の子供や親子が一緒に楽しめるような事業を企画・実施する区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]
 - ・ 3～5歳児を対象に「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」の観戦にかかる事業を企画・実施する区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- ◎ **東京都女性自立支援施設通所型支援モデル事業【新規】(P81)** **11 百万円**
 - ・ 女性自立支援施設への入所による支援が望ましいが入所に繋がらなかったケース等について、女性自立支援施設における通所型による支援等を実施することにより、女性の自立支援を図ります。

- ◎ **東京都女性相談支援業務研修【新規】(P81)** **11 百万円**
 - ・ 女性相談支援員をはじめとする女性福祉に携わる支援者の養成及び資質の向上を図り、女性支援の充実に資することを目的として、女性相談支援に関する基礎的・実践的な研修を実施します。

第2 高齢者分野

住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムを深化・推進します

- ◎ **高齢者の地域見守り拠点等整備促進事業【新規】(P89)** **2,010百万円**
 - ・ 高齢者の見守り相談拠点を設置・運営する区市町村を支援するとともに、見守り情報を共有するアプリの開発・提供等により地域の生活関連企業など多様な主体の参加を一層促進し、地域における高齢者の見守り・連携体制の強化を図ります。
- ◎ **フレイルサポート医地域連携支援事業【新規】(P90)** **12百万円**
 - ・ 地域と連携したフレイル診断や保健指導を行う医師の、通いの場等で活用に向けた研修を実施するほか、区市町村の取組を支援することで、介護予防・フレイル予防の取組を推進します。
- ◎ **アプリを活用した高齢者の健康づくり推進事業【新規】(P91)** **792百万円**
 - ・ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの知見を活かして開発した、健康状態の把握やフレイルリスクを検知できるアプリについて、スマートウォッチを用いながら、都と区市町村が共同してフレイル・健康づくり事業の充実・改善につなげることで、高齢者の行動変容・健康増進を図ります。
- ◎ **シルバーパスのＩＣカード化【新規】(P91)** **4,840百万円**
 - ・ シルバーパスのＩＣカード化に向け、システム改修を行う指定団体に対し支援を行います。

高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します

- **改修支援施設整備費補助事業【新規】(P93)** **23百万円**
 - ・ 区市町村が実施する改修支援施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、老朽化した介護保険施設等の改築や改修を推進します。

認知症施策を総合的に推進します

- **認知症施策推進事業【一部新規】(P97)** **42百万円**
 - ・ 認知症に対する中長期的な施策の検討や、「東京都認知症施策推進計画」の進行管理を行う「東京都認知症施策推進会議」を運営します。
 - ・ 都民の認知症の理解促進のため、パンフレット「知って安心認知症」、ウェブサイト「とうきょう認知症ナビ」のリニューアルを行います。【新規】

◎ **認知症抗体医薬対応支援事業【一部新規】(P100)** **72百万円**

- ・ 認知症抗体医薬等に関する正しい理解の促進とともに、専門職向け相談窓口の設置や医療従事者向け研修を実施するなど、認知症抗体医薬に対応する体制整備を図ります。
- ・ 認知症抗体医薬の実用化後の、都内における認知症抗体医薬治療における課題を分析し、対応策を検討します。【新規】

◎ **認知症サポート医地域連携促進事業【一部新規】(P100)** **22百万円**

- ・ 地域包括支援センター等と連携して活動ができる認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定し、地域における認知症対応力の向上を図ります。
- ・ 区市町村と認知症サポート医との連携を促進するため、「とうきょうオレンジドクター」に対し、地域での講習会等への参加依頼や地域包括支援センターの困難事例にかかる医療相談等の依頼などを行う経費を補助します。【新規】

◎ **民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業【新規】(P101)** **13百万円**

- ・ 認知症のある人の家族介護者が心理的に孤立しないように、家族介護の経験がある人が相談員として対応する電話相談を実施します。

◎ **共生社会の実現を支える認知症研究事業【新規】(P101)** **365百万円**

- ・ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターが実施してきた認知症研究の知見を活かし、認知症のある人の社会参加や認知機能低下の抑制等、共生社会の実現を支えるための研究を推進します。

◎ **認知症医療の実態調査【新規】(P101)** **14百万円**

- ・ 認知症専門病院の検討に向け、都内の認知症医療の実態を把握するため、介護事業者や医療機関等への調査を行います。

介護人材等の確保・定着・育成を支援します

◎ **介護支援専門員再就業等支援事業【新規】(P102)** **73百万円**

- ・ 介護支援専門員への再就職等希望者に対し、都の補助事業や研修案内等の情報提供、就労相談及び就業・定着奨励金の給付等の支援を行います。また、未就業の介護支援専門員を中小企業へ派遣して従業員向けの研修や個別相談を実施する取組により、介護サービスの仕組みや制度の啓発を実施するとともに、潜在的な人材の活用を図ります。

◎ **かいごチャレンジ職場体験事業【一部新規】(P102)** **494百万円**

- ・ 職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援し、求職者と求人事業所双方のニーズに応えるとともに、職場体験参加者へのPRやスポットワークの案内などを継続的に行うことにより、未経験者の介護分野への入職・定着を図ります。

- ◎ **地域を支える「訪問介護」応援事業【一部新規】(P102)** **1.953百万円**
- ・ 人材不足が深刻化している訪問介護事業者に対し、未経験者の雇用及び採用に係る経費や電動アシスト自転車の購入経費の支援に加え、訪問介護業務のイメージを伝える普及啓発資材を配布し、人材の確保定着を図ります。
- ◎ **訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業【新規】(P103)** **84百万円**
- ・ 訪問介護サービス提供時の移動に用いる自動車等を導入する際の負担を軽減し、高騰する燃料代等を削減できるよう、運営が特に厳しい状況にある中小規模の訪問介護事業所が電動自動車及び電動バイクを購入する際の経費を支援します。
- ◎ **介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業【新規】(P105)** **119百万円**
- ・ 介護事業者に対するカスタマーハラスメント対策説明会の実施や、介護職員向けの総合相談窓口の設置等を行います。
 - ・ 介護職員の安全を確保するため、利用者宅に複数人で訪問する場合の経費やセキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費の支援等により、介護現場におけるカスタマーハラスメント対策を推進します。
- ◎ **訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業【新規】(P107)** **176百万円**
- ・ 訪問系介護サービスに従事する介護職員等が夏場に利用者宅へ移動する際の熱中症対策として、暑さ対策用品の購入経費を支援することで、労働環境の改善を図ります。
- ◎ **介護保険制度における介護職員等の昇給の在り方検討調査事業【新規】(P107)** **58百万円**
- ・ 介護保険制度における介護職員等の昇給の在り方を検討するため、介護事業所への調査及び分析等を行います。
- ◎ **地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業【新規】(P108)** **376百万円**
- ・ 居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所における業務負担軽減及び生産性の向上に向け、地域一体となってケアプランデータ連携システムの導入促進に取り組む区市町村を支援します。

第3 障害者分野

障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します

- ◎ 共生社会実現に向けた意識啓発推進事業【一部新規】(P115) 79 百万円
 - ・ デフリンピックを契機に、ファミリー層や若者が集う商業施設等で啓発イベントを開催します。
 - ・ 動画・SNS 等を活用した普及啓発や共生社会の理念に賛同する企業等の登録・公表を実施します。【新規】
- コミュニケーション・バリアフリー事業【新規】(P116) 30 百万円
 - ・ きこえない人やきこえにくい人の社会参画のため、対話型 AI コミュニケーションシステムの社会実装や普及促進、持続的な活動に向けた人材の確保・育成を図ります。

障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

- ◎ 児童発達支援事業所等利用支援事業【一部新規】(P119) 372 百万円
 - ・ 児童発達支援事業所等の利用料の自己負担分について、負担軽減を実施します。(令和7年9月から第一子無償化を実施予定)
- ◎ 強度行動障害対応力向上研修【新規】(P121) 9 百万円
 - ・ 障害福祉サービス事業所等における強度行動障害への対応力を向上させるため、各事業所で適切な支援のマネジメントにあたって中心的な役割を果たす人材を育成する研修を実施し、支援の充実を図ります。
- ◎ 新規採用職員の職場定着支援事業【新規】(P121) 7 百万円
 - ・ 障害福祉サービス事業所等における新規採用職員の早期離職防止や職場定着を支援するため、職員数が少ない小規模事業者を対象として、研修及び交流会を実施します。

保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

- ◎ SNS 精神保健福祉相談【新規】(P125) 89 百万円
 - ・ LINE を活用した精神保健福祉相談窓口を設け、若年層をはじめとした悩みを抱える方に対応するとともに、必要に応じて各種相談支援機関につなげることで、相談体制の充実を図ります。

- ◎ **依存症対策の推進【一部新規】(P127)** **58 百万円**
 - ・ 依存症対策の一層の推進に向け、依存症対策に係る計画の策定や進行管理を行うとともに、関係機関の連携強化に向けた取組等を実施します。
 - ・ 区市町村等職員向け研修や地域連携会議の実施により、地域での連携を推進します。
 - ・ 依存症ポータルサイトの構築や、ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせた普及啓発・相談を実施します。【新規】

- ◎ **精神保健福祉センター業務のDX化【新規】(P127)** **26 百万円**
 - ・ 精神保健福祉センターにおける相談業務、デイケア、アウトリーチに係る記録の作成等をDX化することで、利用者支援の対応力強化を図ります。

- ◎ **重症心身障害児施設における看護師採用支援事業【新規】(P128)** **45 百万円**
 - ・ 看護学校訪問等による看護師確保対策を行うとともに、都立療育施設の看護師の確保・定着に向けた採用ポータルサイトの構築や就職説明会等を実施し、重症心身障害児（者）への支援の充実を図ります。

- ◎ **重症心身障害児施設における医師等確保対策事業【新規】(P129)** **13 百万円**
 - ・ 医師用の宿舍の借り上げや、医師や看護師等の学会参加に係る経費の支援を実施し、都立療育施設の医師等の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図ります。

- ◎ **発達検査体制整備支援事業【新規】(P130)** **355 百万円**
 - ・ 誰もが安心して発達検査を受けられる体制を整備するため、検査体制の充実を図る区市町村に対する支援や、医療機関の初診待機解消に係る経費の補助、保護者への情報提供を行うとともに、デジタル技術を活用した発達障害児への支援手法の調査等を実施します。

障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

- ◎ **デジタル技術でつなぐ重度障害者の就労支援プラットフォーム事業【新規】(P132)** **41 百万円**
 - ・ 外出が困難で一般就労が難しい重度障害者のデジタル技術を活用した就労を支援するため、コーディネーターにより重度障害者や関係機関をつなぎ、必要な情報を発信するプラットフォームを構築します。

第4 生活福祉分野

低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます

◎ 受験生チャレンジ支援貸付事業【一部新規】(P138) 5,303 百万円

- ・ 低所得世帯の子供たちの進学に向けた取組を支援するため、学習塾等の受講料及び高校・大学等の受験料の負担が経済的に困難な低所得世帯に対して、貸付けを行います。
- ・ 本事業の活用を促進するため、SNS 等による周知を行うとともに、申請の受付事務を行う区市町村を支援します。
- ・ 利用者の利便性の向上を図るため、申請手続の DX 化に必要な要件定義・基本設計を行います。【新規】
- ・ これまでの広報の取組に加え、広報手法や広報時期なども踏まえて、取組を強化します。

[（貸付限度額）学習塾等受講料：30 万円、高校受験料：2 万 7 千 4 百円、大学等受験料：12 万円]

地域生活課題への対応に向けた取組を進めます

◎ 民生・児童委員活動デジタル活用特別整備支援事業【新規】(P140) 368 百万円

- ・ 地域の民生委員・児童委員の活動内容に応じた、デジタル環境の整備を支援します。

福祉人材の確保・定着・育成への取組を充実します

◎ 働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業【一部新規】(P143) 108 百万円

- ・ 働きやすさの指標となるガイドラインを踏まえた職場づくりに取り組み、「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」を行う事業所の情報を公表し、福祉人材の確保を図ります。
- ・ 宣言事業の認知度を高め、事業を広く活用してもらうため、特設サイトを開設するとともに、取組の好事例を紹介する WEB コンテンツを作成します。【新規】

◎ 潜在有資格者就労促進事業【新規】(P143) 189 百万円

- ・ 潜在的な有資格者に対し、就職支援アドバイザーによるきめ細かなマッチングやリスキリング研修等により再就業等を支援します。

ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

◎ 情報バリアフリーの普及推進【一部新規】(P144)

28 百万円

- ・ ユニバーサルデザインに関する情報サイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」*の活用促進を図ります。

* 高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイト

- ・ 車椅子利用者対応トイレ等の設置場所や設備等の情報を収集し、都が公表するオープンデータ情報の更新を行います。
- ・ 「Tokyo ユニバーサルデザインガイドライン（視覚情報版）」に基づいた刊行物作成等の取組を着実に推進するため、庁内及び区市町村職員等を対象としたオンライン説明会を開催します。【新規】

○ こども向けバリアフリーアニメーション【新規】(P145)

80 百万円

- ・ 子供が分かりやすく、楽しく学べるよう、キャラクター等とコラボレーションしたアニメーションを作成・発信することで、子供のバリアフリーに関する理解を一層促進します。

第5 保健分野

がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します

◎ とうきょう健康応援事業（P150）

203百万円

- 都民の主体的な健康づくりにつなげるため、区市町村が行うインセンティブを用いた健康づくり事業と連携し、協賛店による優待サービスや東京ポイントの付与といったインセンティブを都が提供することで、都民の健康づくりの取組を促進します。

※ 東京ポイント：都では社会的意義のある活動への参加促進や地域振興に活用できる「東京都公式アプリ（東京アプリ）」を構築し、社会的意義のある活動に参加した際などに都独自のポイント（東京ポイント）を付与する取組を進めている。

◎ 生活習慣改善推進事業（P150）

22 百万円

- 都民が自ら負担感なく生活習慣の改善に取り組めるよう、野菜を多く使用したメニューの提供など健康に配慮した取組を行っている飲食店等を紹介するとともに、区市町村等のウォーキングマップを集約したポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」をより利用しやすく拡充するなど、区市町村や民間団体と連携し、普及啓発と環境整備を行います。

また、小売販売事業者と連携した減塩惣菜の普及等を通じて、生活習慣病を予防するための食生活についての普及啓発と環境整備を行います。

- WEBページ「気軽に実践！健康づくり応援ガイド」において、日常生活で実践しやすい健康づくりを紹介するなど、都民の健康づくりを支援します。

◎ 受動喫煙対策の推進（P151）

54 百万円 包括補助

- 都民や事業者、東京を訪れる人を対象として、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙対策に関する普及啓発を行います。
- 専門相談窓口を設置し、都民や施設管理者等からの個別相談に対応するとともに、アドバイザーを施設等に派遣し、喫煙専用室の整備等に関する助言を行います。

また、ホームページ上で都民や事業者が入力した質問に AI が自動応答する「チャットボット」により、利便性の向上を図ります。

- 都民及び事業者に対して法や条例の認知度等を把握するための調査を実施するとともに、都保健所に補助員を配置し、受動喫煙対策の円滑・適正な実施体制を整備します。
- 公衆喫煙所の整備や禁煙治療費の助成など、区市町村が行う受動喫煙防止等に関する取組を支援します。〔保健医療政策区市町村包括補助〕

○ **がん検診対象人口率調査【新規】(P153)**

34 百万円

- ・ 職場で実施する検診等を含めた都民全体のがん検診受診状況を調査し、区市町村が行う検診の対象者の割合を正確に把握することで、健康増進法に基づき区市町村が実施するがん検診を効果的・効率的に推進します。

◎ **保健所の運営等【一部新規】(P154)**

1, 127 百万円

- ・ 地域住民の健康の保持及び増進のため、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点である多摩地域5所、島しょ1所（4出張所、2支所）の保健所を設置・運営しています。
- ・ 多摩地域の都保健所に設置した市町村連携課を中心に、市町村等との緊密な連絡・連携体制の構築を進めるとともに、新興感染症や災害の発生などの有事に備えた環境整備や人材育成等の取組を進め、都保健所の体制・機能を強化します。

自殺対策を総合的に推進します

◎ **こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク【一部新規】(P157) 118 百万円**

- ・ 自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、自殺の防止を図ります。
- ・ 救急医療機関に搬送された未遂者等の自殺再企図を防止するための相談窓口「東京都こころといのちのサポートネット」による支援を拡充し、子供の自殺ハイリスク者への対応力を強化します。
- ・ 自死遺族の方々がニーズに応じた支援を受けられるよう、相談窓口や遺族の集い等に関する情報をまとめたリーフレットの作成・配布やホームページでの情報提供を行うとともに、総合支援窓口を設置し、自死発生直後から自死遺族等が直面する様々な問題に対して支援します。
- ・ 働く世代の自殺対策を図るため、経営者や人事労務・健康管理担当者等を対象とした講演会を開催するとともに、企業への個別フォローアップを実施するなど、職場における心の健康づくりや自殺防止対策への取組を支援します。

また、中高年男性を対象として、検索連動型広告を活用してメール相談フォームに誘導し、相談支援に繋げる取組を実施します。【一部新規】

- ・ 悩みに応じた相談窓口等を掲載した小・中・高校生向けポケット相談メモや女性向けリーフレットを配布します。
- ・ 抱えている困りごとや悩みに応じた相談窓口を地域別に検索できる都ホームページ「東京都こころといのちのほっとナビ〜ここナビ〜」において、精神的健康状態のセルフチェック機能や、こころを整える手助けを行う AI チャットボットを掲載します。

◎ **東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～**（P158） 116百万円

- ・ 自殺相談専用の電話相談窓口を設置し、自殺につながるような悩みを抱える人からの相談に応じるとともに、必要に応じて各分野の専門相談機関と連携し支援につなげることで、自殺防止を図ります。また、相談システムを導入するなど、相談員の業務効率化や対応の質の向上を図るとともに、自殺企図のリスクを考慮し一部時間帯の相談対応体制を拡充します。

第6 医療分野

都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します

- ◎ 「救急医療の東京ルール」の推進【一部新規】(P163) 627 百万円
 - ・ 高齢化等に伴う救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、救急搬送時間を短縮し、迅速・適切な救急医療を確保するため、「救急医療の東京ルール」に基づく取組を推進します。
[東京都地域救急医療センター指定施設 91 (令和7年1月現在)]
 - ・ 「救急患者受入コーディネーター」の収容先選定業務について、デジタル技術を導入し、調整の効率化を図ります。

- ◎ 救急外来体制強化事業【新規】(P164) 385百万円
 - ・ 救急救命士に加え、高齢者の介助等の役割を担うことができる看護補助者を救急外来に配置し、救急搬送患者の受入体制の更なる強化を図ります。

- ◎ 医療対策拠点等通信設備強化事業【新規】(P166) 30 百万円
 - ・ 災害時における通信手段を確実に確保するため、通信手段の更なる多重化を図るとともに、災害時においても大容量のデータ通信が可能となるよう、衛星通信設備を配備します。

- ◎ 災害時看護体制整備事業【新規】(P166) 23 百万円
 - ・ 大規模自然災害時や新興感染症の発生・蔓延時に被災地等へ派遣される災害支援ナースを安定的に確保できるよう、派遣体制を整備するとともに、派遣元の医療機関等を支援します。

- ◎ 潜在看護師等登録制度【新規】(P166) 49 百万円
 - ・ 有事の際に対応可能な潜在看護師等を対象とした都独自の登録制度を創設し、希望者に対する研修を実施するとともに登録を促すためのインセンティブを付与します。

安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します

- ◎ 東京都無痛分娩費用助成等事業【新規】(P168) 45 百万円
 - ・ 無痛分娩を行う医療機関に対し、研修の機会を提供するとともに、地域連携会議において最新の知見を共有します。

◎ NICU 入院児相談支援事業【新規】(P169) 17 百万円

- ・ NICU入院児とその家族に向けた支援の充実を図るため、児の成長や発達の促進や、家族の不安軽減に取り組むファミリーセンタードケア*を推進します。

*ファミリーセンタードケア：NICUにおいて家族が児と一緒に時間を過ごし、児の治療やケアに積極的に関わるサポートを行うこと

◎ ドナーミルク利用支援事業【新規】(P169) 32 百万円

- ・ NICUにおけるドナーミルクの使用やドナー登録を行う医療機関を支援し、ドナーミルクを必要とするNICU入院児等が利用できる体制を整備します。

がん・循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備、地域医療の確保に向けた取組、医療 DX などを進めます

○ アピアランスケア支援事業【一部新規】(P174) (包括補助)

- ・ がんなどの疾病やその治療等に伴う外見の変化に悩みを抱えている患者に対し、ウィッグやエピテーゼ（補整用人工物）などの購入やレンタル等にかかった費用を助成する区市町村を支援します。〔保健医療政策区市町村包括補助〕

◎ がん対策普及啓発事業【新規】(P174) 14 百万円

- ・ がんに関する正しい知識の普及を図るとともに、がん患者等の治療・療養生活の質の向上を図るため、リーフレットや普及啓発動画等により情報発信を行います。

○ 循環器病対策【一部新規】(P175) 156 百万円

- ・ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業【新規】 18 百万円
循環器病に関する専門的な知識を有し、地域で中心的な役割を担う医療機関に脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、地域の医療機関の診療・患者支援機能の向上に向けた勉強会や、地域住民に向けた情報発信や相談支援などを行います。

◎ 認知症医療の実態調査【新規】(P175) 15 百万円

- ・ 認知症専門病院の検討に向けて、都内の認知症医療の実態を把握するため、介護事業者や医療機関等へ調査を行います。

○ 区市町村在宅療養推進事業【一部新規】(P176) 253 百万円

- ・ 在宅療養における医療と介護の連携を推進するため、24時間診療体制や後方支援病床の確保など切れ目のない在宅医療・介護提供体制の構築や医療・介護関係者等の情報共有への支援、医療的ケアが必要な小児等の在宅医療体制の整備、在宅療養患者の家族への支援など区市町村の地域の実情に応じた取組を支援します。

- ◎ **都民の「生きる」を最後まで支える、医療・介護職の ACP 実践力の育成【新規】(P177) 30 百万円**
 - ・ ACP 実践に必要な情報を集約した Web サイトや、医療・介護職を対象とする協働学習の場を創り、医療・介護職の ACP 実践力の育成基盤を整備します。

- **在宅医療現場におけるハラスメント対策事業【一部新規】(P178) 49 百万円**
 - ・ 在宅医療の現場で医療従事者が患者やその家族から受けるハラスメントの対策に取り組むとともに、セキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費を補助することで、医療従事者が安心して在宅医療に従事できるよう支援します。

- ◎ **災害時在宅医療提供体制強化事業【新規】(P178) 19 百万円**
 - ・ 災害発生時にも在宅療養患者への医療提供体制を継続して確保できるよう、訪問診療を行う医療機関等の災害対応力強化に向けたセミナーを実施するとともに、関係機関との連携などにより地域全体での在宅医療における災害対応体制の構築に取り組む区市町村を支援します。

- ◎ **地域医療確保緊急支援事業【新規】(P178) 32,106 百万円**
 - ・ **高齢者等受入体制確保に係る緊急支援事業 15,474 百万円**
 介助等の対応により人手を要する高齢者の入院患者を、地域の病院で確実に受け入れられるよう、必要な病床を確保します。(高齢者受入体制確保事業)
 人員や体制の確保が困難となっている小児科や産科、救急医療を担う診療科において、地域で患者を確実に受け入れるための体制を確保する病院を支援します。
 (小児・産科・救急医療受入推進事業)
 - ・ **地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業 16,632 百万円**
 東京は全国と比較して物価や人件費が高額であることを踏まえ、医療機関に対し支援金を交付します。

- ◎ **地域医療に関する調査【新規】(P178) 30 百万円**
 - ・ 東京の地域特性を踏まえた持続可能な地域医療の確保に向け、患者の受療動向や病院経営等に関する調査・分析を行います。

- ◎ **災害時歯科保健医療対策体制強化事業【新規】(P180) 1 百万円**
 - ・ 大規模災害時において、都民の歯と口の健康を維持し二次的な健康被害を防ぐため、区市町村に対して、災害時の歯科保健医療活動の体制整備に関する研修を実施します。

- ◎ **医療機関デジタル化推進サポート事業【一部新規】(P180) 112 百万円**
 - ・ デジタル技術導入の動機付けとなるよう、医療機関向けのセミナーを行うとともに、導入準備のポイント等を相談できる窓口の設置やアウトリーチ講習会等を実施します。

◎ **医療 DX 人材育成支援事業【新規】(P180)** **139 百万円**

- ・ 医療機関職員の IT 資格取得に係る経費等を支援することにより、電子カルテの操作等、医療 DX に関する知識・技能等を持つ人材の育成を図ります。

◎ **島しょ地域リハビリテーション提供体制構築支援事業【新規】(P181)** **16 百万円**

- ・ 本土医療機関での治療を終えた患者が早期に帰島するため、関係機関による切れ目のない連携体制及び島内でのリハビリテーション実現に向けて、本土と連携した体制構築を実施します。

医療人材の確保・育成を支援します

◎ **看護職員等宿舎借り上げ支援事業【新規】(P183)** **3,902 百万円**

- ・ 医療機関に勤務する看護職員等の宿舎借り上げを支援することで、働きやすい職場環境を実現し、看護人材の確保及び定着を図ります。

第7 健康安全分野

健康危機から都民を守る体制を確保します

○ 健康食品対策【一部新規】(P193)

33 百万円

- ・ 健康食品による危害の未然防止を徹底していくため、市販品の買上げによる成分分析や製品表示・広告の検査を行うとともに、事業者を対象とした講習会や都民への普及啓発を行います。
- ・ 健康食品中の有害物質を原因とする健康被害の発生に備えた検査・分析体制を整備するとともに、大規模な健康被害事例が発生した際に迅速に探知できるよう、大規模病院と連携し、情報収集を行います【新規】

○ 薬局・薬剤師の災害対応力向上【一部新規】(P193)

24 百万円

- ・ 「薬局用モデル BCP」や「災害時薬剤師班活動ガイドライン」を踏まえ、防災訓練や災害薬事活動リーダー研修を実施するとともに、災害時のへき地等での医薬品供給体制を強化するため災害用モバイルファーマシーを配備するなど、災害時の円滑な医療物資供給に向けた取組を実施しています。

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

◎ 動物愛護事業【一部新規】(P195)

48 百万円

- ・ 動物愛護精神の涵養を図るとともに、動物による人への危害を防止するため、動物教室の開催や啓発用資材の作成等による適正飼養に関する普及啓発、動物愛護推進員による地域での普及啓発等の活動に対する支援を行います。
- ・ 動物病院等において適正飼養や防災対策に関するリーフレットを配布し、飼い主への情報提供を強化します。
- ・ 新たな飼い主への動物の譲渡拡大に向けて、11月の動物譲渡促進月間を中心に、都民への啓発や譲渡活動への理解を促進するための積極的な広報等を実施するとともに、東京都動物情報サイト「ワンちゃんとうきょう」により登録譲渡団体の活動情報や飼い主支援のための情報を発信するなど、インターネットを活用した普及啓発を行います。
- ・ 動物行動学や動物由来感染症等に関するシンポジウムを獣医系大学と連携して開催し、飼い主や動物愛護団体等の関係者に動物の適切な飼育や譲渡のための知識の普及を図ります。また、獣医系大学と連携し、職員の人材育成や専門家との相談会、普及啓発を実施します。【一部新規】

第8 感染症対策分野

**新興感染症の発生に備えた体制強化を図るとともに、
感染症全般に的確に対応するための総合的な取組を進めます**

- ◎ 協定締結医療機関連携システム【新規】(P201) 88 百万円
 - ・ 感染症法に基づく医療措置協定を締結した都内医療機関との情報共有や、締結内容の変更及び更新を適切に管理するためのシステムを構築します。

- ◎ 臨時の医療施設運営候補法人向け研修【新規】(P202) 3 百万円
 - ・ 感染症有事の際に臨時の医療施設を迅速かつ円滑に運営できるよう、施設の管理運営委託先の候補法人への研修を実施し、臨時の医療施設での従事が見込まれるコア職員を育成します。

分 野 別 事 業 展 開

令和7年度に展開する10分野の主な施策

第1 子供家庭分野

地域で安心して子供を産み
育てられる社会を目指します

- 1 こども基本条例を踏まえ、子供目線に立った施策を推進します
- 2 保育サービスの充実に向けた取組を推進します
- 3 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します
- 4 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

第2 高齢者分野

高齢者が健康で自分らしく
暮らせる社会を目指します

- 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムを
深化・推進します
- 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します
- 3 認知症施策を総合的に推進します
- 4 介護人材等の確保・定着・育成を支援します

第3 障害者分野

障害者がいきいきと暮らせる
社会の実現を目指します

- 1 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を
目指します
- 2 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での
生活を支援します
- 4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

第4 生活福祉分野

都民の生活を支える取組を
推進します

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます
- 2 地域生活課題への対応に向けた取組を進めます
- 3 福祉人材の確保・定着・育成への取組を充実します
- 4 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

第5 保健分野

ライフステージを通じた健康
づくりの取組等を推進します

- 1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します
- 2 難病患者の療養生活を支援します
- 3 自殺対策を総合的に推進します

第6 医療分野

都民の安心を支える質の高い
医療提供体制の整備を進めます

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を
確保します
- 3 がん、循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備、
地域医療の確保に向けた取組、医療 DX などを進めます
- 4 医療人材の確保・育成を支援します
- 5 都立病院機構による行政的医療の安定的かつ継続的な提供や
地域医療の充実等に向けた取組を支援します

第7 健康安全分野

多様化する健康危機から
都民を守ります

- 1 危険ドラッグ等の速やかな排除、薬物の乱用防止を目指し、規制、
監視指導、普及啓発を強化します
- 2 健康危機から都民を守る体制を確保します
- 3 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

第8 感染症対策分野

様々な感染症から都民の
生命と健康を守ります

- 1 新興感染症の発生に備えた体制強化を図るとともに、感染症全般に
的確に対応するための総合的な取組を進めます

第9 横断的取組

広域的な自治体としての役割を
着実に果たします

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

第10 横断的取組

福祉・保健・医療における様々
な施策を総合的に支援します

- 1 福祉・保健・医療分野における DX を推進します
- 2 福祉人材確保対策を総合的に推進します
- 3 福祉・保健・医療分野における防災対策を推進します

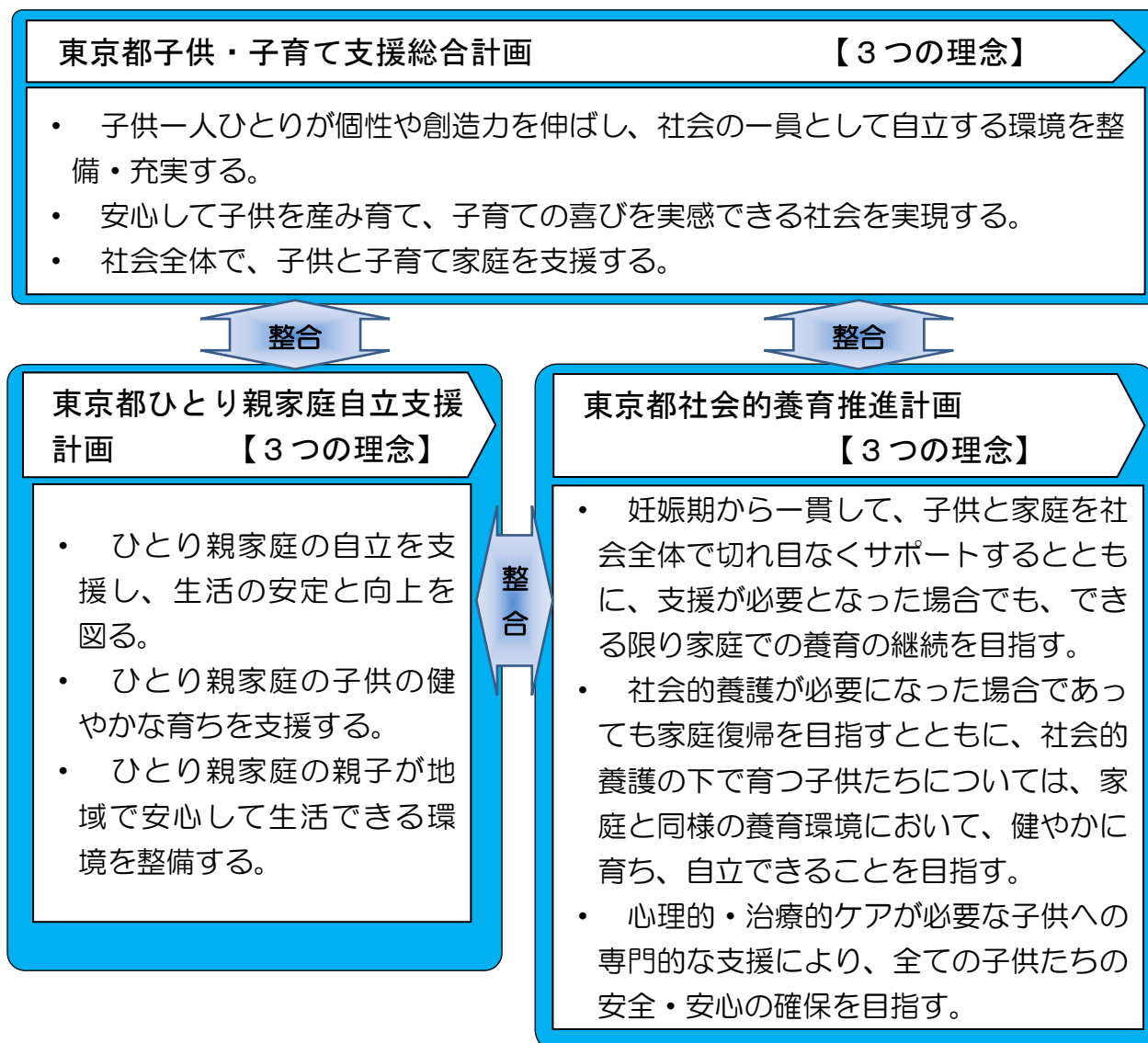
第1 地域で安心して子供を産み 育てられる社会を目指します

（子供と家庭を取り巻く状況）

- 地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下しています。身近に相談できる相手がいないなど、いわゆる「育児の孤立化」や、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。合わせて、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした状況の中、我が国の出生数は100 万人余りが出生した2015 年以降減少傾向が続いています。2024 年の出生数は統計開始以来初めて70 万人を下回る見通しです。国の推計では70 万人を下回るのは2038 年であり、予想をはるかに超える速さで少子化が進展しています。

（都の取組）

- 都は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法及びこどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、令和7年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）」（令和7年度～11年度）を策定しました。この計画は、妊娠期から学齢期（18歳）までを対象にした、都における子供・子育てに関する総合計画として、福祉・保健・医療・雇用・教育など、様々な分野の事業と具体的な数値目標を盛り込んでいます（本計画については、P6参照）。
- また、「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）」（令和7年度～11年度）及び、「東京都社会的養育推進計画」（令和7年度～11年度）を策定しています（両計画については、P7～8参照）。
- 都は、これらの計画等に基づき、子供と家庭の健やかな暮らしを支えるために様々な施策を展開しています。



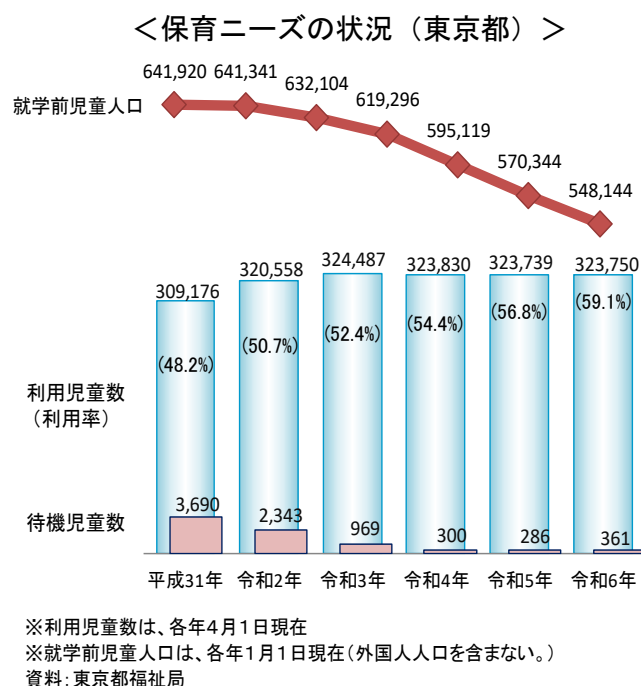
【こども基本条例を踏まえた取組の推進】

- 令和3年4月に施行した東京都こども基本条例は、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を優先することを理念として掲げるとともに、東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めています。
- 計画や施策への子供の意見の反映、様々な意見表明・参加の環境整備を推進するとともに、子供の意見表明や権利擁護に取り組む区市町村を支援します。

【保育サービスの充実】

- 令和6年4月の都内の保育サービス利用児童数は323,750人、就学前児童人口に対する比率（利用率）は59.1%となりました。待機児童数は361人となっています。

- 保育ニーズに的確に対応していくためには、顕在化しているニーズだけでなく、今後の動向を踏まえるとともに、地域における保育ニーズの変化に対応していく必要があります。また、ライフスタイルや就労形態の多様化、特に配慮を要する子供が増加する中、病児保育、医療的ケア児対応、夜間帯保育等、ニーズに応じたきめ細かいサービスを一層充実していくことが必要です。



- 今後、身近な子育て支援の場である保育所等が、地域の子供や子育て家庭への支援やより良い育ちに資する機会の提供などを行うことも求められます。

【子育て支援サービスの充実】

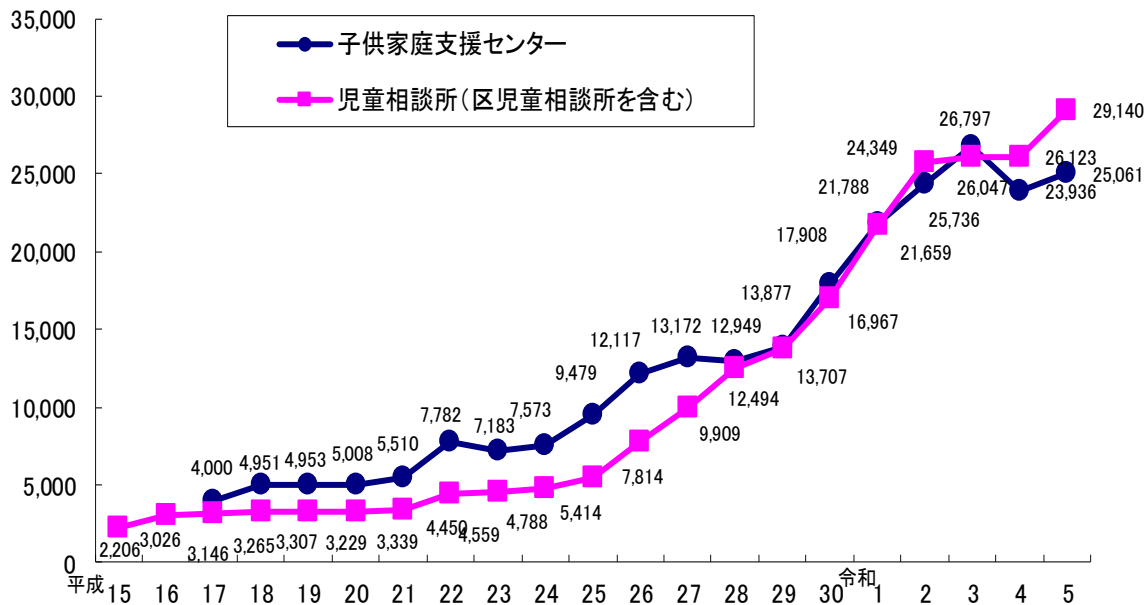
- 安心して子供を産み育てるには、必要な医療や子育て支援サービス等を適切に利用できることが必要ですが、周囲に相談できる相手がいない、必要な情報が得にくいなどにより、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える家庭が少なくありません。
- サービスや情報提供を充実するとともに、妊婦等の心身の状態や家庭の状況を早期に把握し、ワンストップで必要な支援につなげる体制の整備など、妊娠・出産・子育て期に至るまで切れ目のない支援の仕組みを整えていきます。

【特に支援が必要な子供と家庭への支援】

- 令和5年度の児童虐待相談対応件数は、児童相談所（区立児童相談所を含む）29,140件、子供家庭支援センター25,061件となっています。増加する相談に適切に対応するとともに、児童の家庭復帰を見据えた支援等を更に強化するため、児童相談所や区市町村の子供家庭支援センターの体制等を充実することが必要です。
- 都児童相談所では、人員増をはじめ体制強化を図るとともに児童相談所の新設等により、きめ細かな相談体制の整備を推進します。また、サテライトオフィスの設置や都児童相談所への子供家庭支援センターの分室設置などもあわせ、区市町村との連携により相談体制を強化します。

- 社会全体で虐待防止の取組を一層推進するため、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」に明記している「体罰等によらない子育て」の普及啓発に努めます。

＜虐待対応状況（児童相談所・子供家庭支援センター）＞

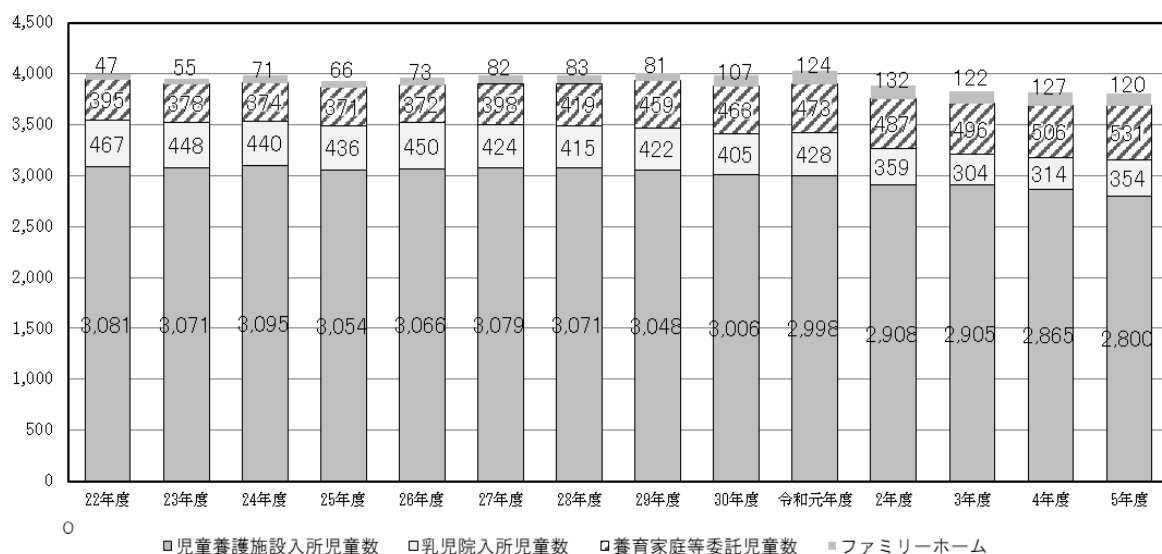


資料: 東京都福祉局

※ 令和4年度から、虐待非該当を含まない等集計条件を変更

- 社会的養護を必要とする子供は、過去5年間約4,000人前後で推移しており、その子供たちの多くは、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。

＜社会的養護の下で育つ児童の推移（東京都）＞



- 子供たちが、ひとり一人の状況に応じた支援を受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまで、総合的に支援する体制を整備していきます。

- 子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、里親等への委託を推進します。施設についても、できる限り家庭的な養育環境を確保します。
- また、ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的、精神的な負担が大きいこと、また経済的に困窮している家庭が多いことなどから、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育むことができるよう支援していきます。
- 子育て家庭や子供自身の抱える課題は多様化しており、全ての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、貧困対策や、虐待の未然防止・早期発見など、子供と家庭の状況に応じた切れ目ない総合的な取組を進める必要があります。

（令和7年度の取組）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 こども基本条例を踏まえ、子供目線に立った施策を推進します2 保育サービスの充実に向けた取組を推進します3 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します4 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します |
|--|

1 こども基本条例を踏まえ、子供目線に立った施策を推進します

都の計画や施策への子供の意見の反映、様々な意見表明・参加の環境整備、子供の意見表明や権利擁護に関する普及啓発の充実などの取組を推進します。

主な事業展開

- ◎ 「東京都こども基本条例」を踏まえた新たな取組 (包括補助)
 - ・ 子供の意見を聴く仕組みの構築など、子供の意見表明や参加の促進に取り組む区市町村を支援します。また、子供の権利救済の仕組みの構築など、子供の権利擁護の促進に取り組む区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- ◎ 子供の権利擁護専門相談事業 48 百万円
 - ・ 子供の権利擁護専門相談を実施し、権利侵害事案の調査や事態改善に取り組むことにより、子供の福祉向上と権利の擁護を図ります。
- ◎ 被措置児童に対する子供の権利の啓発 44 百万円
 - ・ 児童養護施設等を訪問し、子供の権利ノート等を活用した子供の権利の啓発を実施するとともに、児童相談所職員、施設職員等を対象とした権利擁護に関する説明会を実施します。
- ◎ 意見表明等支援事業 34 百万円
 - ・ 面談等を通じて子供の意見形成を支援し、希望に応じて周りの大人に対する意見表明の支援や意見の代弁をする役割を担う「意見表明等支援員」を、一部の被措置児童等を対象に先行導入します。
- ◎ 被措置児童等の権利擁護に関する調査【新規】 3 百万円
 - ・ 被措置児童等の権利擁護の取組状況を把握するため、施設等で生活する子供にアンケート調査を実施します。
- ◎ 子供の権利擁護環境整備事業【新規】 58 百万円
 - ・ 区市町村における社会的養護に係る子供の権利擁護の強化に要する費用を補助します。

2 保育サービスの充実にに向けた取組を推進します

多様な保育ニーズに的確に対応するため、保育サービスの充実にに向けた取組を推進します。

<主な保育サービス>

(令和6年4月現在)

サービス	概要	利用児童
認可保育所	児童福祉法に基づく認可を受けた保育所	287,492 人
認証保育所	0歳児又は1歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、大都市の特性に着目し都独自の設置基準を設定した、都が認証する保育施設	11,847 人
認定こども園	保護者の就労状態に関わらず受け入れて教育・保育を一体的に行う機能と、地域における子育て支援機能を備えた施設	※10,886 人
家庭的保育事業	家庭的保育者（乳児又は幼児の保育に知識及び経験を有する者）が、その居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業	1,166 人
小規模保育事業	0-3歳未満児を対象とし、定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業	6,782 人
事業所内保育事業	事業主が、従業員や地域の児童のために保育を行う事業	633 人
居宅訪問型保育事業	家庭的保育者が、乳児又は幼児の居宅において保育を行う事業	124 人
定期利用保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において一定程度継続的に保育を行う都独自事業	705 人
企業主導型保育	認可外保育施設のうち、国の企業主導型保育事業による費用の助成を受けて、事業主が、主に従業員の児童のために保育を行う事業	680 人

※認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計。ただし、幼稚園型を構成する認可外保育施設が認証保育所の場合は、その分の利用児童を除く。

資料：東京都福祉局

主な事業展開

◎ 多様な他者との関わりの機会の創出【一部新規】 4,740 百万円

- 他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる仕組みを創出します。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援します。（令和7年9月から第一子無償化を実施予定）

◎ 医療的ケア児等の育ちの支援事業【新規】 47 百万円

- 医療的ケア児等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図ります。（令和7年9月から第一子無償化を実施予定）

◎ **保育所等における地域の子育て支援事業** **337 百万円**

- ・ 保育所等に地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、保育の専門性を活かした子育て支援を実施するなど、在宅子育て家庭の育児不安の軽減に取り組む区市町村を支援します。

◎ **保育所等利用世帯負担軽減事業【一部新規】** **53,575 百万円**

- ・ 認可保育所等の保育料（利用者負担分）について、無償化を図る区市町村を支援します。（令和7年9月から第一子無償化を実施予定）

◎ **待機児童解消区市町村支援事業** **3,200 百万円**

- ・ 保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援し、保育サービスの拡充を図ります。

○ **都有地を活用した保育所等の設置促進** **—**

- ・ 都有地の減額貸付けを行い、認可保育所等の設置促進を図ります。
- ・ 都有地を活用した保育所の整備を推進するため、「とうきょう保育ほうれんそう」において、民間保育事業者等からの都有地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供します。

＊ほうれんそう：「方法のアドバイス（ほう）」、「連携（れん）」、「相談（そう）」の頭文字をとったもの。

○ **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P95、123）** **35 百万円**

- ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修・耐震性が確保されている建築物への移転等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。〔耐震診断 10 施設、耐震改修 7 施設、移転支援 27 施設〕

○ **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P95、123）** **13 百万円**

- ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

〔社会福祉施設等 198 施設〕

○ **災害時要配慮者対策の推進（再掲 P95、123）** **16 百万円**

- ・ 区市町村の担当者等を対象とした研修会を実施するとともに、災害派遣福祉チーム（DWA T）の設置等により東京都災害福祉広域支援ネットワークの取組を実施し、災害時要配慮者対策を推進します。

◎ **社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業（再掲 P95、123）** 560 百万円

- ・ 社会福祉施設等に対して、緊急災害時用に非常用電源等の整備に係る費用の一部を補助することで、施設利用者の安全確保を図ります。

◎ **福祉避難所・福祉避難スペース整備促進等事業【新規】（再掲 P95、123）** 170 百万円

- ・ 要配慮者の避難先確保に向け、福祉避難所・福祉避難スペースの整備実態を把握するための調査を実施するとともに、福祉避難所等の整備を進める区市町村に対する支援を実施します。

○ **保育所等 B C P 策定支援事業** (包括補助)

- ・ 災害や感染症などの発生に備え、被害を最小限に抑えて必要な業務が継続できるよう、保育所等における B C P の策定に取り組む区市町村を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助]

○ **賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業** 108 百万円

- ・ 賃貸物件を用いた保育所等の新設に係る開設前の賃借料を補助することにより、保育所等の設置促進を図ります。

◎ **保育所等賃借料補助事業** 10,608 百万円

- ・ 賃貸物件を用いた保育所等の開設後の運営の安定化を支援するため、建物賃借料を補助することにより、保育所等の設置促進を図ります。

◎ **認証保育所事業** 3,840 百万円

- ・ 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0歳児又は1歳児保育、13時間開所を義務付けるなど、都独自の基準による認証保育所の設置促進を推進します。
- ・ 学齢児の放課後の居場所として活用する区市町村を支援します。
- ・ 保育サービスの充実や子育て支援に資する取組等を実施する認証保育所への支援の充実を図ります。

◎ **認証保育所等における地域の子育て支援への対応強化事業【一部新規】** 81 百万円

- ・ 認証保育所等が空きスペース等を活用し、子育て支援等に資する取組を行えるよう、区市町村がコンサルティングに係る経費を支援する場合や地域の子育て支援に資する取組を支援した場合に、必要な経費の一部を補助します。【一部新規】

◎ **夜間帯保育事業** (包括補助)

- ・ 都民が安心して利用できる夜間帯（22 時から翌7時まで）及び休日の保育サービスを提供するため、深夜帯の保育や 24 時間保育に取り組む認証保育所を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助]

- **家庭的保育事業** **45 百万円**
 - ・ 保育を要する乳児又は幼児を、乳幼児の保育について知識及び経験を有する者が、その居宅等で保育する家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。

- **居宅訪問型保育事業の活用支援** **125 百万円 包括補助**
 - ・ 地域型保育事業の一つである居宅訪問型保育事業により、待機児童対策に取り組む区市町村の財政負担の軽減を図り、居宅訪問型保育事業の活用促進を図ります。
 - ・ 認可の居宅訪問型保育事業を利用する保護者の負担軽減を図るため、保護者の実費負担となっているベビーシッターの交通費等の一部を補助する区市町村を支援します。

[一部子供家庭支援区市町村包括補助]

- **一時預かり事業補助** **1, 263 百万円**
 - ・ 保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる事業を行う区市町村を支援します。

- **定期利用保育事業補助** **486 百万円**
 - ・ パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労の形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育する事業を行う区市町村を支援します。

- ◎ **1 歳児等の受入れの促進** **298 百万円**
 - ・ **緊急 1 歳児等受入事業** **230 百万円**
認可保育所等の空き定員や余裕スペース等を活用して、1 歳児等に対する保育サービスの拡大を図る区市町村を支援します。
 - ・ **認証保育所 1 歳児等受入促進事業** **68 百万円**
認証保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、1 歳児等に対する保育サービスの拡大を図る区市町村を支援します。

- ◎ **認証保育所障害児受入促進事業** **216 百万円**
 - ・ 認証保育所に対し、障害児受入れに応じて必要な経費を補助し、認証保育所の障害児受入れを促進します。

- ◎ **保育サービス推進事業【一部新規】** **16, 627 百万円**
 - ・ 保育所等の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応した福祉サービスの確保と、利用者の福祉の向上を図ります。
 - ・ 保育所等の不適切保育防止や職員のメンタルケアを通じた保育の更なる質の向上を図っていきます。【新規】

◎ **子供主体の保育に係る保育者向け研修事業** **(包括補助)**

- ・ 子供主体の保育等の実践に係る保育者向け研修を行う区市町村を支援し、子供主体の保育の実践、保育の質の向上への取り組みにつなげます。[子供家庭支援区市町村包括補助]

◎ **認可外保育施設利用支援事業【一部新規】** **11,826 百万円**

- ・ 認証保育所の保育料の上限額を基準として、認証保育所・認可外保育施設の保育料（利用者負担分）について、無償化を図る区市町村に対し経費の一部を補助します。（令和7年9月から第一子無償化を実施予定）

◎ **ベビーシッター利用支援事業【一部新規】** **5,429 百万円**

- ・ 保育所等を利用できない保護者、夜間や一時的に保育を必要とする保護者等がベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を助成するとともに、保育の質向上に取り組む事業者を支援します。また、学齢児の長時間預かり等のニーズに対応するため、一時預かり利用支援を活用します。
- ・ 保護者の負担を軽減するため、一時預かり利用支援について、障害児及びひとり親家庭の利用上限時間を拡充するとともに、障害児の利用対象年齢を小学6年生まで拡充します。【新規】

◎ **東京都病児保育推進事業【新規】** **1,983 百万円**

- ・ 病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う区市町村を支援します。
- ・ 病児・病後児保育の経営の安定性確保や新規参入を後押しするとともに、保育中の体調不良児について在籍する保育所等で看護師等が一時的に預かる取組を推進するため、実施計画を定めた区市町村に対して、都独自に支援を行います。
- ・ 保護者が安心してベビーシッターによる病児保育を受けられるよう、都が主体となり、区市町村と連携しながら、急な依頼にも対応可能な体制の確保やベビーシッターの処遇改善等に取り組む事業者を支援するとともに、認定事業者の取組の評価・検証を通じて事業内容の充実を目指します。

◎ **病児保育促進事業** **(包括補助)**

- ・ 病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者に病児のケアに関する情報提供を行う取組、利用者の利便性向上のため駅近郊の施設による自治体間の広域利用、予約受付・管理システムの構築など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援します[子供家庭支援区市町村包括補助]

◎ **医療的ケア児保育支援事業** **687 百万円**

- ・ 医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。

- **保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業** **374 百万円**
 - ・ 保育所等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の重大事故を防止するため、各基準の遵守状況や睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援します。

- **認可外保育施設に対する巡回指導体制強化事業** **73 百万円**
 - ・ 保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行います。

- **認可外保育施設改修費等支援事業** **7 百万円**
 - ・ 国の指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に対し、基準を満たすための改修及び移転等に要する経費の一部を補助することにより、保育サービスの質の確保・向上を図ります。

- ◎ **虐待等の不適切な保育に関する相談対応事業** **16 百万円**
 - ・ 認証保育所、認可外保育施設における不適切な保育に関する相談窓口の設置等により、虐待等の不適切な保育に関する相談対応に係る体制を強化します。

- ◎ **保育所等における安全対策支援事業** **225 百万円**
 - ・ 置き去り等の事故防止に資する機器の設置を支援する等、子供の安全・安心を確保するための区市町村の取組を支援します。

- ◎ **保育人材確保事業** **193 百万円**
 - ・ 保育士の有資格者等を対象とした就職支援研修や就職相談会の実施、都内の高校生を対象にした保育施設での職場体験、常設のプラットフォームにおいて保育の魅力を発信するなどにより、保育サービスを支える人材を確保します。

- **保育人材確保支援事業** **21 百万円**
 - ・ 必要となる保育人材を確保するため、区市町村が行う保育人材の確保・定着に関する取組に要する経費の一部を補助します。

- **地域における保育人材就労サポート事業** **(包括補助)**
 - ・ 保育所等において、保育補助者や保育に係る周辺業務に従事する人材を確保するため、就労に当たって必要となる知識の付与や就職のサポート等に取り組む区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- **地域における保育力アップ推進事業** **(包括補助)**
 - ・ 保育の質の確保・向上を図るため、保育所間の交流や園長会における意見交換など、地域交流の推進に取り組む区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- **保育士等キャリアアップ研修支援事業** **1,485 百万円**
 - ・ 保育所等におけるリーダー的職員について、職務内容に応じた専門性の向上を図るための保育士等キャリアアップ研修を実施する指定研修実施機関を支援します。

- **認証保育所等研修事業** **28 百万円**
 - ・ 認証保育所施設長研修、家庭的保育者研修、認可外保育施設職員テーマ別研修等を実施し、職員の資質向上を図ります。

- **研修参加代替職員確保補助事業** **(包括補助)**
 - ・ 保育所等職員が研修等へ参加するに当たって、その職員の代替として勤務する職員の確保に取り組む区市町村を支援することにより研修機会を確保し、保育所等の質の確保・向上を図ります。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕

- ◎ **東京都保育士等キャリアアップ補助** **32,487 百万円**
 - ・ 保育サービス事業者における保育人材のキャリアアップを支援し、人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、保育サービスの質の向上を図ります。
 - ・ 職務分野別リーダーの配置を促進することにより、技能・経験に応じた処遇改善につなげるとともに、更なる保育サービスの質の向上を図ります。

- **保育士資格管理事務** **2 百万円**
 - ・ 児童福祉法に基づく保育士登録の取り消しなどに適切に対応するため、保育士への調査や事実認定等に対応できる体制を整備します。

- ◎ **保育士修学資金等貸付事業のＤＸ推進【新規】** **77 百万円**
 - ・ 保育人材の確保に係る資金貸付システムの開発経費を補助します。

- ◎ **保育従事職員宿舍借り上げ支援事業** **12,989 百万円**
 - ・ 保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う事業者を区市町村が支援する場合に、その経費の一部を補助することにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ります。

- **保育従事職員資格取得支援事業** **2 百万円 包括補助**
 - ・ 認可保育所等に勤務する保育従事者等が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、人材の確保を図ります。〔一部子供家庭支援区市町村包括補助〕

- **保育体制強化事業** **655 百万円**
 - ・ 保育支援者が遊具等の清掃や園外活動時の見守りなど、保育に係る周辺業務を行うことにより、保育士の負担を軽減し、就業継続及び離職防止を図ります。

- **保育補助者雇上強化事業** **910 百万円**
- ・ 認可保育所等において、保育士資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇い上げることで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援します。
- ◎ **保育所等の業務負担軽減支援事業【新規】** **(包括補助)**
- ・ 認可保育所等において、ICT を活用した会計業務を行う職員を配置することにより、施設長等の業務負担を軽減し保育の質の向上を図る区市町村を支援します。
- [子供家庭支援区市町村包括補助]
- **保育所等デジタル化推進事業** **10 百万円**
- ・ 書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、認可保育所等におけるデジタル化を推進して保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援します。
- **保育所等における要支援児童等対応推進事業** **17 百万円**
- ・ 保育士や社会福祉士等の資格を有する地域連携推進員を確保し、管内の保育所等への巡回を通じ、要支援児童等への対応力強化を図る区市町村を支援します。
- ◎ **インクルーシブ保育の推進に向けた情報・教育的コンテンツの整備事業【新規】** **25 百万円**
- ・ 病気や障害の有無にかかわらず、希望する子供が保育所等に通えることを目指して、情報・教育コンテンツを整備します。

3 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します

社会全体で子育て家庭を支援するため、妊娠期から子育て家庭を支援するサービスや、安心して産み・育てることができる環境づくりを進めます。

主な事業展開

- ◎ **子供・子育て応援とうきょう事業** 50 百万円
 - ・ 子育て支援に取り組む様々な分野の機関、団体、区市町村との連携・協力により、社会全体で子育てを支援する取組を推進し、子供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図ります。
- ◎ **子供が輝く東京・応援事業【新規】** 40 百万円
 - ・ 社会全体で子育てを支えるため、子供・子育て支援の取組を行う事業者を支援します。
- ◎ **不妊検査費・不妊治療費・不育症検査費の助成** 1,756 百万円
 - ・ **不妊検査等助成** 537 百万円

早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するため、不妊検査及び薬物療法や人工受精等の一般不妊治療に要する経費の一部を助成します（事実婚の方も対象）。
 - ・ **不妊治療費助成** 1,159 百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の保険適用された特定不妊治療と併用して行われた先進医療に要する経費の一部を助成します（事実婚の方も対象）。また、女性が自らのライフプランについて、適切な選択を行えるよう、加齢等の影響を考慮して凍結した卵子を使用した生殖補助医療に要する経費の一部を助成します。
 - ・ **不育症検査助成** 60 百万円

妊娠しても流産等を繰り返す、不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるための検査に要する経費の一部を助成します（事実婚の方も対象）。
- ◎ **卵子凍結への支援** 976 百万円
 - ・ 加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う卵子凍結に要する経費の一部を助成するなど、子供を望む方に対する支援の充実を図ります。
- ◎ **東京都無痛分娩費用助成等事業【新規】** 1,145 百万円
 - ・ 都内の対象医療機関で無痛分娩を実施した都民に対し、費用助成を行います。

◎ 性と健康の相談センター事業【一部新規】

167 百万円

- ・ 女性の健康や不妊・不育、妊娠・出産に関する悩みについて、電話等で相談に応じます。
- ・ 特定妊婦等と疑われる者を把握した場合に医療機関への同行支援等を行います。
- ・ 低所得の妊婦等の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、初回産科受診料の費用助成を行う区市町村の取組を支援します。
- ・ 遠方の分娩施設で出産する必要がある妊婦に対して、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、交通費・宿泊費用の助成を行う区市町村の取組を支援します。【新規】
- ・ 早産における課題や負担に対する意識を高めるため、普及啓発イベントを実施します。【新規】
- ・ チャットボットを活用した妊娠不安相談や妊産婦が抱える不安に対応した助産師によるオンライン相談を行います。
- ・ 妊婦等に関する正しい知識が広まるよう、普及啓発を実施します。

◎ 東京ユースヘルスケア推進事業

343 百万円

- ・ 中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口を設置します。
- ・ 妊娠適齢期や婦人科疾患等に関する相談支援・健康教育・普及啓発を実施する区市町村を支援します。
- ・ 妊娠・出産をこれから考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発やヘルスチェックへの支援等を実施します。

◎ とうきょうママパパ応援事業【一部新規】

3,250 百万円

- ・ 全ての子育て家庭を対象として、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、地域のワンストップ拠点へ専門職を配置する区市町村を支援します。
- ・ 妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間のそれぞれの時期における面談等や、その後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施する区市町村を支援します。
- ・ 出産後の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を実施する区市町村を支援します。【一部新規】
- ・ 妊婦及び3歳未満の子育て家庭に対し、家事・育児等のサポートを行う区市町村を支援します。また、家事・育児等のサポートを行う人材育成に取り組む区市町村を支援します。【一部新規】
- ・ 多胎児を育てる家庭に対し、母子保健事業利用時等の移動経費の支援、産前産後の家事・育児等のサポートや外出時の補助、ピアサポートを行う区市町村を支援します。また、多胎妊婦の15回目以降の健診費用を負担する区市町村を支援します。

- ◎ **東京都出産・子育て応援事業** **14,375 百万円**
- ・ 妊婦や子育て家庭に対し、妊娠時、出産後及び1歳・2歳前後の時期において、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供による経済的支援（国制度と合わせて合計27万円相当）を行うとともに、とうきょうママパパ応援事業による伴走型相談支援を一体的に実施することにより、区市町村と連携して妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備を推進します。
- ◎ **先天性代謝異常等検査** **1,295 百万円**
- ・ 先天的な代謝異常やホルモン異常を早期発見するため、従来からの対象である20疾患及び、重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症等の早期発見・治療が可能となった疾患について、生後5～7日の新生児期に血液によるスクリーニング検査を行います。
- **新生児聴覚検査機器購入支援事業** **205 百万円**
- ・ 全ての新生児が精度の高い聴覚検査を受けられるよう、産婦人科等における検査機器の購入を支援することにより、新生児聴覚検査体制の整備を推進します。
- ◎ **妊婦健康診査支援事業** **1,583 百万円**
- ・ 妊婦及び胎児の健康を守り、安心して出産できるよう、超音波検査の費用を助成する区市町村を支援します。
- ◎ **妊産婦メンタルヘルス対策事業【新規】** **27 百万円**
- ・ 妊産婦のメンタルヘルス対策を推進するため、地域の関係機関が連携するためのネットワーク体制を構築します。
- **妊産婦等生活援助事業** **166 百万円**
- ・ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体等を支援します。
- ◎ **5歳児健診区市町村支援事業【新規】** **165 百万円**
- ・ 区市町村が行う普及啓発やフォローアップ体制の構築に要する費用を補助し、5歳児健診の推進及び健診実施後の切れ目ない支援を図ります。
- **子育て世帯訪問支援事業** **134 百万円**
- ・ 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、ヤングケアラーへの支援や虐待の未然防止等を図ります。

- ◎ **子育て世帯訪問支援員資質向上事業【新規】** **53 百万円**
- ・ 訪問支援員のサービスの質向上を図るため、都独自の研修カリキュラムに基づく研修を行う区市町村を支援します。
- **子育て世帯訪問支援員人材確保・定着支援事業【新規】** **(包括補助)**
- ・ 訪問支援員の人材確保に係る処遇改善を図るため、都独自の研修カリキュラムに基づく研修受講者に対する報酬の上乗せを行う区市町村を支援します。
- [子供家庭支援区市町村包括補助]
- ◎ **予防のための子供の死亡検証（CDR）** **19 百万円**
- ・ 子供の死亡事例について、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげます。
- **災害時の液体ミルク活用に向けた取組** **1 百万円 包括補助**
- ・ 乳児用液体ミルクについて、国内から調達できる体制づくりを進めるとともに、乳児用液体ミルクの普及啓発や災害時の活用に向けた仕組みづくりに取り組む区市町村を支援します。[一部子供家庭支援区市町村包括補助]
- **災害時用調製粉乳等の備蓄** **—**
- ・ 「東京都地域防災計画」に基づき、非常災害発生時に備え、想定される被害規模に基づき調製粉乳と哺乳瓶を備蓄します。災害発生後3日分は区市町村が給与し、その後の4日分を都が補完します。
- ◎ **子供の居場所創設事業** **116 百万円**
- ・ 子供が気軽に立ち寄れる居場所をつくり、食事の提供や学習支援を行う等、気になる家庭への見守りを通じて地域全体で支援する体制整備に取り組む区市町村を支援します。
- ◎ **地域における多様な居場所確保事業【新規】** **86 百万円**
- ・ 地域の社会資源を活用し、不登校等の困りごとを抱えている児童の受け皿を創出するとともに、保護者や学校関係者等と連携し児童を支援する区市町村に対し補助します。
- ◎ **子供若者シェルター・相談支援事業【新規】** **81 百万円**
- ・ 家庭等に居場所がない子供・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（子供若者シェルター）を確保する取組に対して支援します。

- ◎ **子育て短期支援事業【一部新規】** **398 百万円**
- ・ 家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において、一定期間児童を養育します。
 - ・ 事業利用や区市町村による事業実施を促進するため、利用調整員の配置支援やガイドライン策定等により区市町村を支援します。【新規】
- ◎ **ショートステイ事業の拡充** **(包括補助)**
- ・ ショートステイの利用枠確保や協力家庭への支援、個別対応を有する児童の受入体制の確保を充実し、利用者ニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援します。
- [子供家庭支援区市町村包括補助]
- ◎ **学童クラブ事業費補助** **12,486 百万円**
- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対して、授業終了後等に小学校の余裕教室等も活用して遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
- ◎ **東京都認証学童クラブ事業【新規】** **2,353 百万円**
- ・ 子供と保護者のニーズに応える、多様なサービス提供する認証学童クラブ制度を都独自に創設し、国基準を上回る放課後児童支援員の配置や、保護者の多様な働き方に合わせた開所時間の設定などの基準を定め、学童クラブの質の向上を支援します。
- ◎ **学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業【新規】** **2,017 百万円**
- ・ 認証学童クラブの設置等を促進するほか、学童クラブ待機児童解消に向けて、児童館等を活用した多様な居場所づくりを支援します。
- ◎ **学童クラブにおける人材確保事業【新規】** **10 百万円**
- ・ 就職相談会を実施するなど学童クラブにおける人材確保を推進します。
- ◎ **都型学童クラブ事業** **961 百万円**
- ・ 開所時間の延長（午後7時以降）や常勤の放課後児童支援員の配置等、都が定めた要件を満たす学童クラブ事業を行う区市町村に対し補助を行う。また、放課後子供教室と一体的に実施する等の要件を満たす都型一体型学童クラブを支援します。
- ◎ **学童クラブの整備** **666 百万円**
- ・ 学童クラブの設置促進を図る区市町村を支援します。

- ◎ **放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修** **48 百万円**
 - ・ 一定の勤務経験を有する放課後児童支援員に対し、資質向上のための研修を実施します。また、学童クラブ事業に従事するために必要な知識や技能を習得する研修を実施し、放課後児童支援員を養成します。
- **放課後居場所緊急対策事業** **45 百万円**
 - ・ 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子供の安全・安心な居場所を提供する区市町村を支援します。
- **学童クラブ昼食提供支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 長期休業期間における学童クラブでの昼食提供に必要な経費を補助することにより、保護者負担の軽減を図ります。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- **学童クラブにおけるデジタル化推進事業** **(包括補助)**
 - ・ 入退室管理システムや連絡帳のデジタル化等に必要な経費を補助することにより、学童クラブの業務のデジタル化を促進します。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- ◎ **子育て支援員研修** **118 百万円**
 - ・ 地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方を対象に必要な研修を提供し、修了者を「子育て支援員」として認定します。
- ◎ **利用者支援事業** **874 百万円**
 - ・ 妊婦の方や子育て家庭のニーズを個別に把握し、保育施設や子育て支援サービスの利用に関する情報提供や相談・助言を行う区市町村を支援します。
- **子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 東日本大震災の影響の継続や、今後発生が予測される首都直下型地震等の大規模災害に備え、子供や子育て家庭の安心安全を高めるための区市町村の取組を支援します。
[子供家庭支援区市町村包括補助]
- ◎ **018サポート** **122,686 百万円**
 - ・ 子供一人ひとりの成長を等しく支えるため、0歳から18歳までの全ての子供に月額5,000円を支給します。
- ◎ **乳幼児医療費助成事業補助【一部新規】** **3,839 百万円**
 - ・ 乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図るため、医療費の一部を助成する市町村を補助します。
 - ・ 令和7年10月から対象者の所得制限を撤廃します。【新規】

◎ **義務教育就学児医療費助成事業補助【一部新規】** **5,207 百万円**

- ・ 子育ての推進の一環として、義務教育就学期にある児童の治療に要する医療費の一部を助成する市町村を補助します。
- ・ 令和7年10月から対象者の所得制限を撤廃します。【新規】

◎ **高校生等医療費助成事業補助【一部新規】** **8,568 百万円**

- ・ 子育て支援の充実のため、高校生等の医療費の一部を助成する区市町村を補助します。
- ・ 令和7年10月から対象者の所得制限を撤廃します。【新規】

4 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な支援につなげることができるよう、児童相談体制を強化し、児童虐待の未然防止を図るとともに、社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまで、総合的に支援する体制を整備します。

また、ひとり親家庭に対する相談体制の強化や就業支援策等の充実を図ることにより、ひとり親家庭の生活の安定や子供の健全な育成を支援します。

主な事業展開

○ 子供家庭支援センター地域支援力強化事業 (包括補助)

- ・ 子供家庭支援センターの更なる体制強化を図るため、経験豊富な虐待対策ワーカーの配置や、要保護児童対策地域協議会のきめ細かな実施、平日夕方や休日の相談体制の確保を行う区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

◎ 虐待対策コーディネーター事業 (包括補助)

- ・ 子供家庭支援センターにおいて、調整機能を担う虐待対策コーディネーターを配置し、組織的な対応力を強化するとともに、関係機関との連携を促進することにより、児童虐待対応力の向上に取り組む区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

◎ 未就園児等全戸訪問事業 8 百万円

- ・ 乳幼児健診未受診、未就園、不就学等で、関係機関による状況確認ができていない児童のいる家庭へ、訪問による安否確認を行う区市町村を支援します。

○ サポートコンシェルジュ事業 (包括補助)

- ・ 乳幼児健診未受診児や未就園児等への訪問や子供食堂の実施等により把握した、継続的な見守りが必要な児童のいる家庭について、関係機関等との連携により虐待リスクが表面化する前に適切な支援につなげる区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

◎ こども家庭センター体制強化事業【一部新規】 1,812 百万円

- ・ 児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援するとともに、両部門の連携強化や職員のスキルアップを図る研修等を実施します。また、都独自の指標を用いた支援効果モニタリングシステムを構築します。

- ◎ **区市町村の保護者支援に関するガイドライン作成事業【新規】** **20 百万円**
 - ・ 区市町村の親子支援に関する取組を支援するため、都独自のガイドラインを作成します。

- ◎ **都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業** **1,267 百万円**
 - ・ 都児童相談所と子供家庭支援センターがより一層の連携を行うため、子供家庭支援センターの機能強化を支援するとともに、連携強化の仕組みづくりを推進します。

- ◎ **児童相談におけるデジタル化推進事業** **2 百万円**
 - ・ 区市町村におけるデジタル化を推進し、テレビ会議等の活用による業務負担の軽減を図ります。

- ◎ **児童相談体制の強化【一部新規】** **5,376 百万円**
 - ・ 児童福祉法第12条の規定により児童相談所を設置し、子供に関する相談を受け、調査や診断、援助等を行います。
 - ・ 町田児童相談所（仮称）を開設するとともに、大田区に設置する新たな児童相談所の開設に向けた準備を進めます。【新規】
 - ・ 多摩中部児童相談所（仮称）の基本設計及び目黒区に設置する新たな児童相談所の基本計画を策定します。【新規】

- ◎ **児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業** **74 百万円**
 - ・ 児童虐待を防止するため、LINE を活用し、児童本人及びその保護者がより相談等にアクセスしやすい環境を提供します。

- **医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業** **45 百万円**
 - ・ 都内医療機関において、児童相談所が一時保護委託できる病床を確保し、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施することにより、一時保護を必要とする児童の保護を適切に行います。

- ◎ **児童相談所におけるAI音声マイニングシステム** **398 百万円**
 - ・ 児童相談所のケースワークにおける正確な記録の補助を行うため、電話の音声データの文字起こしを行うシステムを導入するとともに、スマートフォンの内線化を進めることで、業務の効率化を図ります。

- ◎ **警察との情報共有システム【新規】** **101 百万円**
 - ・ 児童相談業務における児童相談所と警察との情報連携強化に向けて情報共有システムの構築を図ります。

- ◎ **児童相談体制強化に係る総合連携事業【新規】**

 - ・ 東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした合同研修や相談事例等を共有するシステム構築を行います。

8 百万円
- ◎ **一時保護体制強化事業【新規】**

 - ・ 一時保護体制強化に向けて、通学支援や余暇活動の充実など児童の権利擁護の取組等を強化します。

106 百万円
- ◎ **児童相談所における外部評価**

 - ・ 児童相談所への外部評価の実施により、一時保護所における児童の権利擁護と運営の質の向上、相談部門における運営の適正化を図ります。

23 百万円
- ◎ **一時保護所における第三者委員の活動**

 - ・ 一時保護中の児童の権利擁護と一時保護所運営の質の向上を図ることを目的として、一時保護所において第三者委員による児童面談等を実施します。

20 百万円
- ◎ **児童相談所の人材確保事業**

 - ・ 東京の福祉のセーフティネットを担う質の高い人材を安定的に確保し、定着へとつなげるため、総合的な取組を実施します。

366 百万円
- ◎ **児童相談所業務における民間事業者の活用【一部新規】**

 - ・ 深刻化する児童虐待に対応するため、民間事業者を活用して児童相談所の体制強化を図ります。

1, 144 百万円
- ◎ **養育家庭等**

 - ・ 家庭養護が望ましい児童を養育家庭に委託します。また、措置解除となったケアリーバーに対し、養育家庭等によるきめ細かいアフターケアの下で自立後の安定した生活を確保することを目的に居住費を支援します。

1, 324 百万円
- ◎ **フォスティング機関（里親養育包括支援機関）事業**

 - ・ 里親のリクルートからマッチング、里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一貫した相談・支援を提供することにより、里親への委託の推進を図ります。

951 百万円

- ◎ **里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）** **11 百万円**
- ・ チーム養育の中での調整が困難な事案について、専門相談員が第三者の立場から、子供や里親、児童相談所の意見を聴き、調整する仕組みを児童福祉審議会の下に設置することにより、子供の利益を守るとともに権利擁護を図ります。
- **乳児院の家庭養育推進事業【一部新規】** **312 百万円**
- ・ 乳児院に精神科医師、治療指導担当職員及び里親交流支援員等を配置して、治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備するとともに、里親子の交流支援の取組等を強化することにより、入所児童の家庭復帰及び養育家庭等への委託を促進します。
 - ・ 特別養子縁組推進員を配置することで、養親希望者と養子候補児童のマッチングや交流を円滑に行う体制を整備し、早期の委託を目指します。【新規】
- ◎ **新生児委託推進事業** **36 百万円**
- ・ 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、可能な限り早期に特別養子縁組ができるよう、乳児院を活用して養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進します。
- ◎ **乳児院の一時保護委託受入促進事業** **41 百万円**
- ・ 乳児院に幼児専用の受入れユニットを設置することにより、一時保護委託の受入れを促進します。
- ◎ **グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業** **450 百万円**
- ・ 社会福祉法人等が設置するグループホーム・ファミリーホームの職員への支援体制を強化することにより、家庭的養護の推進を図ります。
- ◎ **専門機能強化型児童養護施設制度【一部新規】** **1,404 百万円**
- ・ 精神科医師、心理指導担当職員等を配置して治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備し、問題を抱えた児童の入所の増加に対応するとともに、児童の自立促進を図ります。
- ◎ **自立支援強化事業【一部新規】** **170 百万円**
- ・ 児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行う自立支援コーディネーターを配置するほか、退所後児童の居住支援を行うことにより、社会的養護のもとで育つ子供の自立を図ります。
- **社会的養護自立支援拠点事業（ふらっとホーム事業）** **158 百万円**
- ・ 社会的養護経験者等が気軽に利用し、就職等の相談や同じ悩みを抱える者同士が集える場所を提供し、支援します。

- ◎ **ジョブ・トレーニング事業** **13 百万円**
 - ・ 自立援助ホームに入所中又は退所した児童の就労支援及び就労定着支援を手厚く行える体制を整備し、自立援助ホーム入所者の自立を促進します。

- ◎ **児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業** **367 百万円**
 - ・ 児童養護施設及び乳児院等を運営する事業者が、職員用の宿舍の借り上げた場合に、その経費を補助することにより、人材の確保及び定着を図ります。

- **施設運営力向上コンサルテーション事業** **26 百万円**
 - ・ 被措置児童虐待が発生する等、運営に課題を抱える施設に対して、個別コンサルテーションを実施し、人材育成や組織管理能力を向上させ、重大事故の再発・未然防止を図ります。

- **社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業【新規】** **35 百万円**
 - ・ 社会的養護等の分野において新規採用者を対象とした奨学金返済支援事業を実施し、人材確保・定着を強化します。

- ◎ **社会的養護自立支援実態把握事業【新規】** **17 百万円**
 - ・ 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携強化を図ります。

- ◎ **ひとり親家庭支援センター事業** **131 百万円**
 - ・ ひとり親家庭やその支援機関に対して、区部及び多摩地域の拠点において自立や就業に向けた各種相談・支援を行います。

- ◎ **養育費確保支援事業【一部新規】** **20 百万円**
 - ・ ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費立替保証、公正証書等の作成及びADR（裁判外紛争解決手続）に係る支援等を行うほか、養育費に関する専門相談など養育費の履行確保等に資する区市の取組に対して補助を行います。

- ◎ **ひとり親家庭等生活向上事業【一部新規】** **584 百万円**
 - ・ ひとり親家庭等が、生活の中で直面する課題の解決や児童の精神的安定を図り、地域での生活を総合的に支援するとともに、家庭教師派遣型や集合型の学習支援を実施する区市町村を支援します。

- ◎ **ひとり親家庭向けポータルサイトの運用** **8 百万円**
 - ・ 支援を必要としているひとり親家庭にわかりやすく情報を発信するため、ひとり親施策に関するポータルサイトを運用します。

◎ **ひとり親家庭就業推進事業**

92 百万円

- ・ 雇用が不安定な状況にあるひとり親家庭等の自立を支援するため、一人ひとりの希望や適性に応じて、目標設定からスキルアップ訓練、就職直後のフォローに至るまで一貫して支援します。

◎ **ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用促進事業【新規】**

(包括補助)

- ・ ひとり親家庭に家事・育児サービスを行うためのホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」の広報や、支援者の質向上及びひとり親家庭への理解を深めるための研修を実施する区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

◎ **子供の貧困対策支援事業**

59 百万円

- ・ 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。

◎ **子供食堂推進事業**

388 百万円

- ・ 地域の子供たちへの食事や交流の場を提供する子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援します。また、区市町村が、子供食堂との情報共有等により連携した上で、月1回以上の食事提供を通じて、家庭の支援につなげる子供食堂の取組を支援します。

◎ **子供の多様な体験機会の確保事業【新規】**

(包括補助)

- ・ こども大綱やこどもの貧困解消法の趣旨を踏まえ、家庭の経済的事情や家族構成にかかわらず、全ての家庭の子供や親子が一緒に楽しめるような事業を企画・実施する区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]
- ・ 3～5歳児を対象に「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」の観戦にかかる事業を企画・実施する区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

◎ **ヤングケアラー支援事業**

452 百万円

- ・ ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化をより一層促進します。
- ・ ヤングケアラーが悩みなどを共有できるオンラインサロンやピアサポート、家事支援ヘルパー派遣等の支援活動を民間団体と連携して推進します。

◎ **女性相談支援センターの運営**

444 百万円

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等に基づき、困難な問題を抱える女性及び同伴する児童等に対し、生活各般の相談、支援を行います。
- ・ 悪質ホスト対策のため、弁護士相談体制及び電話相談体制を確保します。

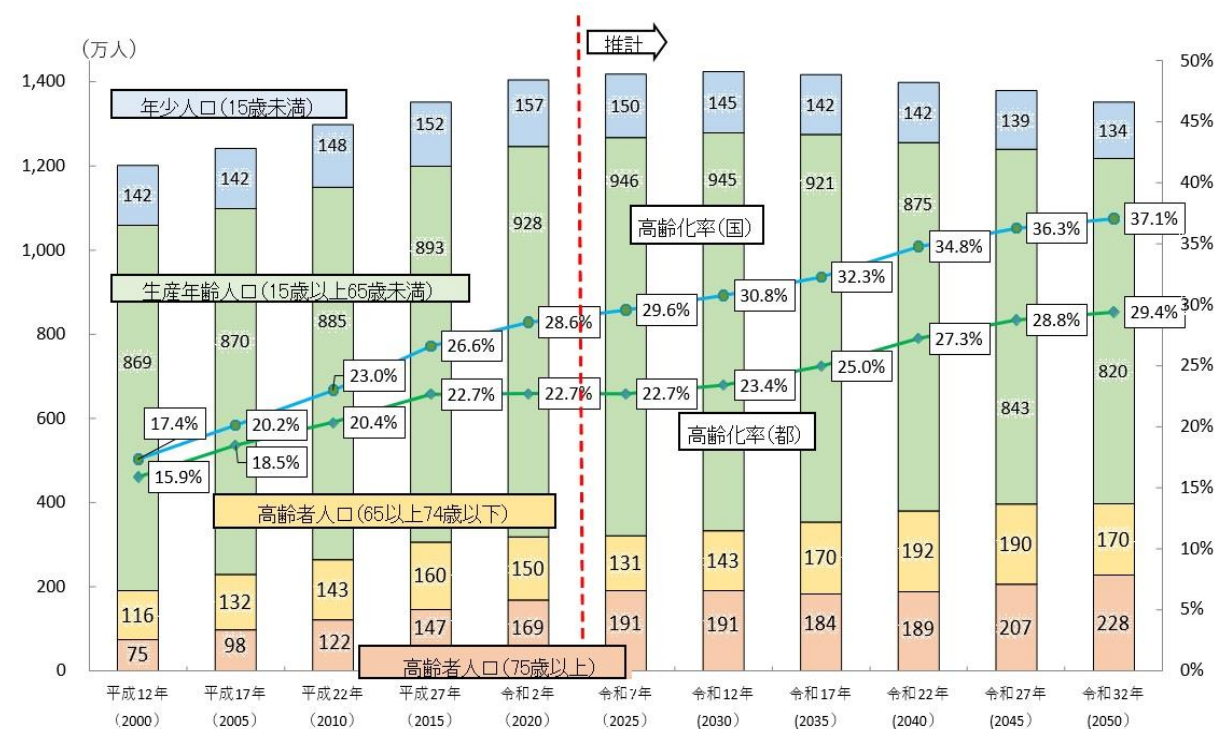
- ◎ **女性相談支援センター業務に係るＤＸ施策** **236 百万円**
- ・ 女性相談支援センターにおける相談保護管理システムの再構築を実施します。
 - ・ 電話相談管理システムを利用し、業務や情報共有の効率化を図ります。
- ◎ **若年被害女性等支援事業** **228 百万円**
- ・ 暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立の促進を図ります。
- **東京都女性自立支援施設従事者処遇改善事業** **13 百万円**
- ・ 女性自立支援施設の従事者の処遇改善を行うために必要な経費を補助します。
- ◎ **東京都女性自立支援施設キャリアアップ補助事業** **46 百万円**
- ・ 女性自立支援施設における従事者の研修実績や業務内容に応じた処遇改善等を支援し、人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、サービスの質の向上を図ります。
- **東京都女性自立支援施設講座補助事業** **2 百万円**
- ・ 女性自立支援施設における入所者の自立支援の推進に向け、地域生活に必要な知識や技術等を身に付けるため、外部講師を活用した講座開催に要する経費を支援します。
- ◎ **東京都女性自立支援施設通所型支援モデル事業【新規】** **11 百万円**
- ・ 女性自立支援施設への入所による支援が望ましいが入所に繋がらなかったケース等について、女性自立支援施設における通所型による支援等を実施することにより、女性の自立支援を図ります。
- ◎ **東京都女性相談支援業務研修【新規】** **11 百万円**
- ・ 女性相談支援員をはじめとする女性福祉に携わる支援者の養成及び資質の向上を図り、女性支援の充実に資することを目的として、女性相談支援に関する基礎的・実践的な研修を実施します。

第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

（高齢者を取り巻く状況）

- 令和2年の東京の高齢者人口（65歳以上）は約319万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は、22.7%です。
- 高齢者人口は増加が続き、令和12年には約334万人（高齢化率23.4%）、令和17年には約354万人（高齢化率25.0%）に達し都民の4人に1人が高齢者となり、令和32年には約398万人（高齢化率29.4%）になることが見込まれています。

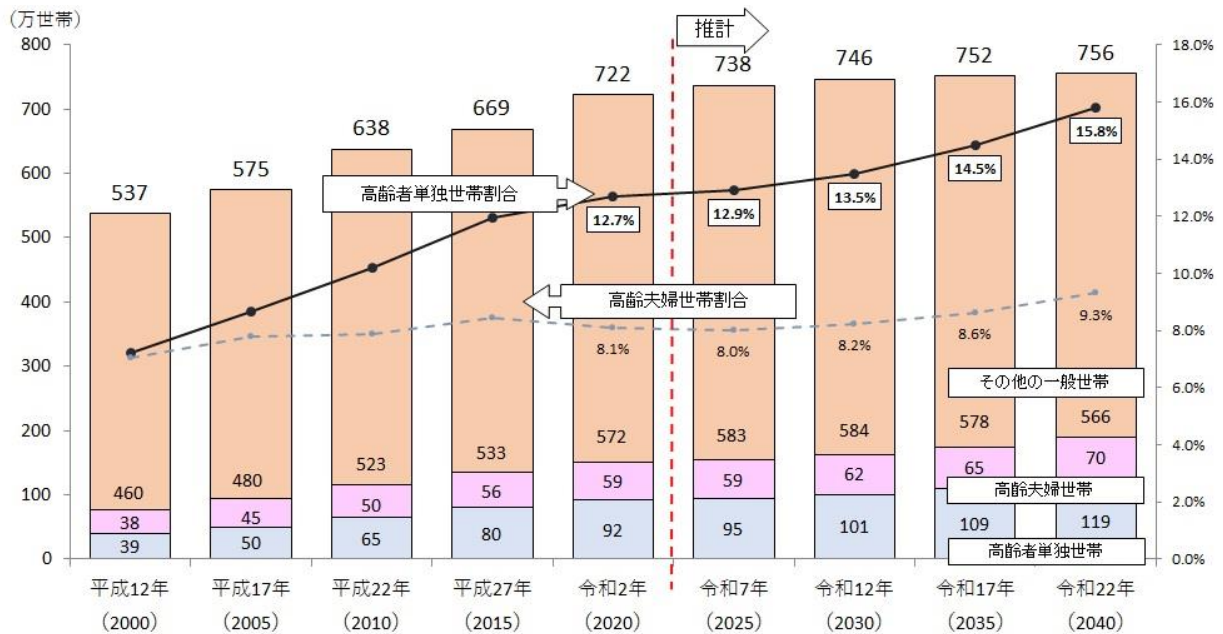
＜東京都の高齢者人口の推移＞



注：平成12年～平成22年の総数は年齢不詳を含まない。
 注：1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。
 資料：第9期「東京都高齢者保健福祉計画」第1部第3章第1節 人口構造

- 高齢者のみの世帯は増加傾向が続き、とりわけ、一般世帯に占める高齢者単独世帯の割合が大幅に増えると予測されています。

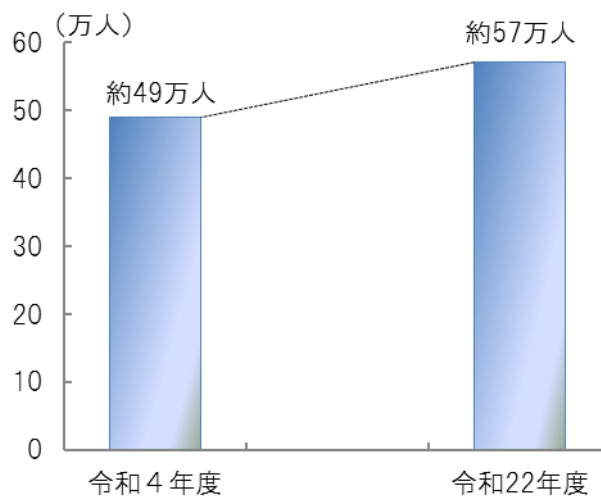
＜東京都の世帯数の推移＞



注：1万世帯未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。
資料：第9期「東京都高齢者保健福祉計画」第1部第3章第2節 世帯の状況

- 都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、令和4年11月時点で約49万人に上り、令和22年には約57万人に増加する見込みです。

＜何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）の推計＞



資料：東京都福祉保健局「認知症高齢者数等の分布調査（令和4年度）」を基に推計
※新型コロナウイルス感染症のまん延により認定調査が実施できず、日常生活自立度が不明の者が多数存在したため、令和4年度の認知症高齢者数の算出に当たっては、自立度不明の者を自立度Ⅰ以上の高齢者の出現率により案分し算出している。

（介護保険制度の改正）

- 平成12年に創設された介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして定着してきました。
- 平成30年の制度改正では、区市町村の保険者機能の強化のための仕組みの制度化や、介護療養病床などからの転換先となる「介護医療院」や同一事業所で高齢者と障害者（児）のサービスを提供する「共生型サービス」の創設、高所得層の利用者負担割合の更なる見直しなどが行われました。
- 令和3年の制度改正では、2025年（令和7年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加え、2040年（令和22年）を見据えて介護サービス需要の更なる増加・多様化、保険者ごとの介護ニーズの差の拡大に対応するため、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制、需要に見合った介護人材確保が図られる環境を整備するための見直しが行われました。
- 大都市東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、都は、保険者である区市町村による主体的な取組を支援するとともに、制度改正後の状況も踏まえつつ、介護保険制度について、必要な見直し等を国に対して働きかけていきます。

（都の取組と今後の課題）

- 都は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、令和6年3月に「東京都高齢者保健福祉計画（第9期）」を策定し、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年及び団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年の東京の高齢者の状況を見据え、令和6年度から令和8年度までに取り組むべき施策を明らかにしました。
- 計画では、高齢者の住み慣れた地域での継続した生活を支えるため、在宅サービス等の充実を図るとともに、広域的な観点から必要な施設・住まいを確保し、在宅サービスと施設サービスなどの介護サービス基盤がバランスよく整備されるよう、様々な施策を盛り込んでいます（本計画については、P10参照）。

【地域包括ケアシステムの深化・推進】

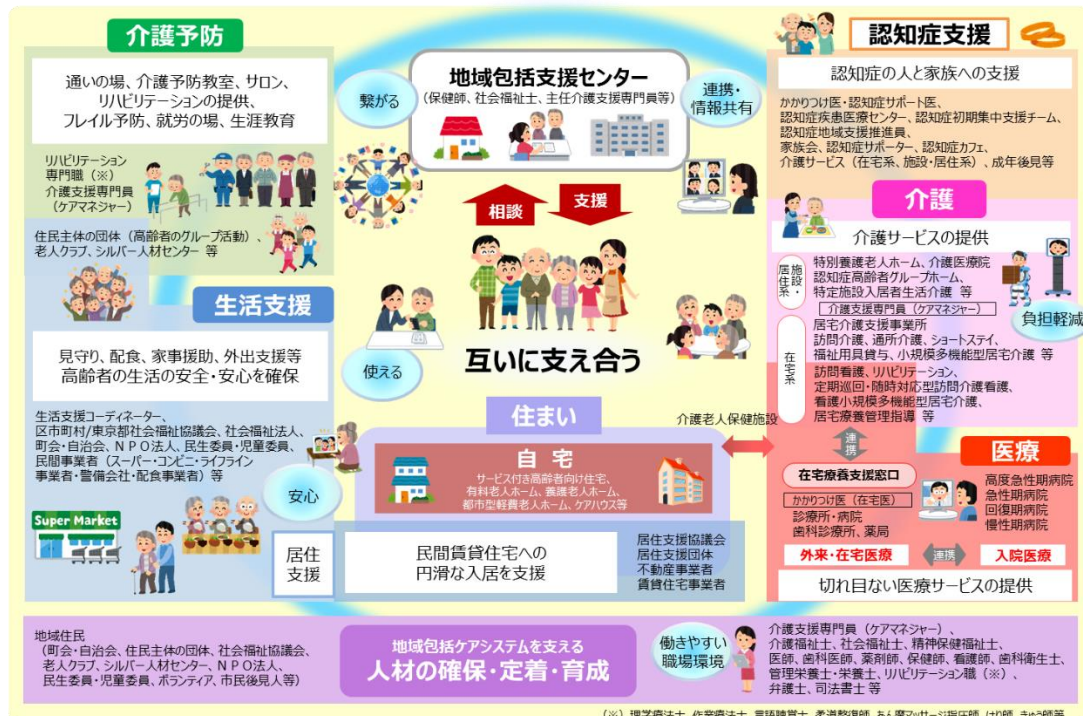
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中核的な機関となる地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、介護予防機能強化のための区市町村の取組を支援しています。
- また、高齢者の在宅療養生活を支える訪問看護ステーションの体制強化等を支援するとともに、地域において看取りを行う介護施設等の支援に取り組んでいます。

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯を地域で見守り、支えるために、町内会、民生委員、ボランティアなどによる声かけや、配食サービスを活用した安否確認など、地域の実情に応じて区市町村が行う取組を支援しています。
- 都民ができるだけ要介護やフレイルの状態に至ることなく元気に過ごし、継続して活躍するとともに、介護が必要になったとしても安心して地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を支える取組の充実や、高齢者になる前の世代に対する社会参加のきっかけづくり等を進めていく必要があります。

東京の令和12年（2030年）の地域包括ケアシステムの姿（イメージ図）

：デジタル技術を活用して取組を推進

これまで、各要素が連携・協働し、住民が互いに支え合いながら、高齢者が自らが望む暮らし方を主体的に選び、安心して地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築してきました。今後は、デジタル技術を積極的に活用しながら、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指していきます。



【多様なニーズに対応する施設や住まいの確保】

- 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護基盤について、整備率が低い地域における補助単価の加算、都有地の減額貸付け、土地賃借料の負担軽減など、都独自の支援策を講じ、都全体の整備促進と地域偏在の解消に努めています。
- また、高齢者が多様なニーズに応じて居住の場を選択できるよう、医療や介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅や都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。

○ 在宅生活を支える介護保険サービスについては、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を進める区市町村を支援するとともに、介護を行う家族の負担を軽減するために、ショートステイの整備も進めています。

○ 今後の高齢者の増加を見据えながら、高齢者が、身体状況、生活形態、経済状況等に応じて住まいを選択し、安心して暮らすことのできる環境を整備する必要があります。

【認知症施策】

○ 認知症高齢者グループホームについて、国制度による整備費補助への上乗せや、整備状況が十分でない地域への補助単価の加算など、都独自の支援策を講じて設置を促進しています。

○ 地域の支援体制を構築するため、各区市町村（島しょ地域・檜原村を除く）に設置した認知症疾患医療センターにおいて、専門医療を提供するとともに、医療機関相互や医療と介護の連携を推進しています。

○ また、認知症のある人やその家族を支えるため、都民向けシンポジウムの開催、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を盛り込んだパンフレットの配布など、都民の認知症に対する理解の促進に努めています。

○ 若年性認知症施策については、ワンストップ相談窓口として、都独自に「若年性認知症総合支援センター」を2か所開設し、若年性認知症のある人と家族の支援に取り組んでいます。

○ 認知症に関する正しい知識の普及啓発や早期診断の取組を進めるとともに、認知症のある人とその家族が地域で安心して生活できるよう、引き続き、より身近な地域において、容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けることができる体制を構築することが必要です。

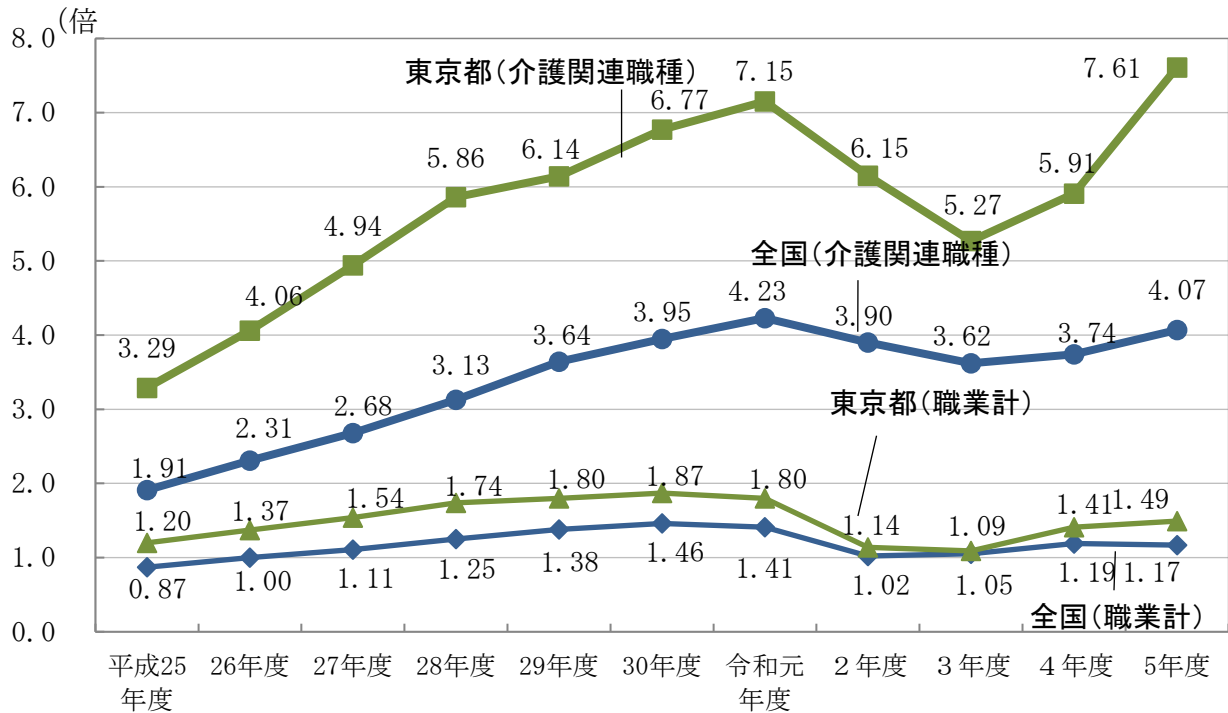
○ 令和5年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定され、都においても認知症基本法を基に、令和7年3月に「東京都認知症施策推進計画（令和7～11年度）」を策定しました。（本計画については、P12参照）。

【介護人材等の確保・定着・育成】

○ 高齢化の進展により今後更に増加が見込まれる介護分野のニーズに対応していくためには、介護福祉士・訪問介護員（ホームヘルパー）などの介護人材等を安定的に確保し、質・量ともに充足させていく必要があります。

- 一方で、少子高齢化による労働力人口の減少や、他の業種の求人状況の動向に影響され、令和5年度の東京都における介護関連職種の有効求人倍率は7.61倍と、全職業の1.49倍を大きく上回っており、人手不足が深刻化しています。

＜職業紹介状況（有効求人倍率）＞



資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

- このような状況に対応するため、介護人材等の確保・定着・育成に向けた取組を更に進めていく必要があります。
- あわせて、医療的ケアが必要な要介護高齢者が増加していることから、在宅療養を支える人材の確保・育成等に取り組む必要があります。
- 都は、介護人材の確保・定着・育成に向け、介護の仕事の魅力発信とともに、資格取得支援や職場体験、宿舍借り上げ支援、デジタル機器や次世代介護機器の導入支援など、総合的な取組を進めていきます。

（令和7年度の取組）

- 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムを深化・推進します
- 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します
- 3 認知症施策を総合的に推進します
- 4 介護人材等の確保・定着・育成を支援します

1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムを深化・推進します

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するため、大都市東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムを深化・推進し、利用者の状況に応じた適切なサービスやサポートを効率的・効果的に提供できる体制づくりを行います。

主な事業展開

○ 地域包括支援センターの機能強化支援 (包括補助)

- ・ 高齢者の地域での自立した生活を支える拠点である地域包括支援センターの機能強化を図るため、管内の複数のセンターを統括し、サポートする「機能強化型地域包括支援センター」を設置する区市町村を支援します。[高齢者施策推進区市町村包括補助]
- ・ 相談窓口の365日24時間開所や、介護以外の分野も含めた包括的・総合的な相談支援体制の構築など、相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。

[高齢者施策推進区市町村包括補助]

○ 自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業 13百万円

- ・ 地域づくり・資源開発、政策形成につながりやすい地域ケア会議の実現のため、講師養成フォローアップ研修を実施し、地域や組織の実情に合った独自の研修を行えるよう支援します。
- ・ 区市町村の地域ケア会議実務者の連絡会議を開催し、関係者の連携強化と各自治体における課題解決を支援します。

○ 地域包括支援センター職員研修事業 24百万円

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター職員に対し、地域におけるネットワークの構築能力や課題解決力の向上など、更なるスキルアップを図る研修を実施します。

○ 生活支援体制整備強化事業 22百万円

- ・ 地域における生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、区市町村が地域包括支援センター等に新規に配置する生活支援コーディネーターを対象とした初任者研修や、地域で指導的・中心的役割を果たすコーディネーターを養成するための現任者研修を行います。

◎ **高齢者等の地域見守り推進事業** (包括補助)

- ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が地域において安心した生活を継続できるよう、地域の様々な主体が連携し、共に支え合う仕組みを構築する区市町村の取組を支援します。
- ・ 地域見守りにデジタル技術等を活用する区市町村の取組を支援します。

[高齢者施策推進区市町村包括補助]

◎ **高齢者の地域見守り拠点等整備促進事業【新規】** 2,010百万円

- ・ 高齢者の見守り相談拠点を設置・運営する区市町村を支援するとともに、見守り情報を共有するアプリの開発・提供等により地域の生活関連企業など多様な主体の参加を一層促進し、地域における高齢者の見守り・連携体制の強化を図ります。

○ **見守りサポーター養成研修事業** (包括補助)

- ・ 高齢者等の異変に気づき、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域の方が状況に応じた見守りを行えるよう、見守りサポーター養成研修を実施する区市町村を支援します。[高齢者施策推進区市町村包括補助]

○ **ICTを活用した高齢者等の地域見守り事業** (包括補助)

- ・ 見守りのためのICT機器を導入するとともに、孤立化防止や介護予防につなげるなど、地域の見守り体制の強化に向けた新たな仕組みを構築する区市町村を支援します。

[高齢者施策推進区市町村包括補助]

◎ **単身高齢者等の総合相談支援事業（再掲P140）** (包括補助)

- ・ 単身高齢者等が抱える将来への様々な不安を解消するため、終活等に関する総合的な相談窓口の設置等を行う区市町村を支援します。[地域福祉推進区市町村包括補助]

◎ **TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業** 21百万円

- ・ 地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら様々な交流をすることができるTOKYO長寿ふれあい食堂の取組を推進することにより、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を図ります。

◎ **介護サービスにおけるデジタル技術を活用した利便性向上支援事業** (包括補助)

- ・ 要介護高齢者等が安心して日常生活を送れるよう、在宅での介護サービスの提供に伴う入浴、排泄、食事等の介護、掃除、洗濯、調理の援助等の日常生活上のお世話を行うサービスにかかるデジタル機器の購入経費補助を行う区市町村を支援します。

[高齢者施策推進区市町村包括補助]

- ◎ **介護予防・フレイル予防支援強化事業** **460百万円**
- ・ フレイル予防の視点を踏まえ、通いの場をはじめとした地域における介護予防活動の拡大・機能強化を図るため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター」を設置し、住民主体の介護予防・フレイル予防活動等を推進する区市町村に専門的・技術的支援を行います。
 - ・ 介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動の拡大や、フレイル予防の観点での機能強化の促進に取り組む「東京都介護予防・フレイル予防推進員」を配置する区市町村を支援します。
- ◎ **オンライン介護予防サポート事業** **34百万円**
- ・ オンラインツールを活用して行う介護予防・フレイル予防活動の体制整備に係る区市町村の取組を支援します。
- ◎ **介護予防・フレイル予防普及啓発強化事業** **46百万円**
- ・ 都及び区市町村による都民に対する直接的な普及啓発により、フレイルに関する理解を促進し、介護予防・フレイル予防活動に取り組む機運を醸成します。
- ◎ **高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業** **648百万円**
- ・ 加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会の確保を推進し、介護予防につなげるため、加齢性難聴の早期発見・早期対応に係る区市町村の取組を支援します。
- ◎ **フレイルサポート医地域連携支援事業【新規】** **12百万円**
- ・ 地域と連携したフレイル診断や保健指導を行う医師の、通いの場等で活用に向けた研修を実施するほか、区市町村の取組を支援することで、介護予防・フレイル予防の取組を推進します。
- **生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業** **(包括補助)**
- ・ 「団塊の世代」等の元気な高齢者が、地域で生きがいを持って活動できる場を創出するため、高齢者の多様な社会参加を推進する取組を行う区市町村を支援します。
- [高齢者施策推進区市町村包括補助]
- ◎ **人生100年時代セカンドライフ応援事業（再掲P140）** **369百万円**
- ・ 多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりや自己実現の機会を提供する区市町村を支援し、人生100年時代において高齢者の誰もが地域ではつらつと活躍できる社会を実現します。

- ◎ **人生100年時代社会参加マッチング事業**

 - ・ シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進するため、希望に応じた仕事や学び、趣味、地域活動、介護現場での有償ボランティア等ができるよう情報を一元化するとともに、区市町村の取組を支援します。

352百万円
- **暮らしの場における看取り支援事業**

 - ・ 看取りを実施する小規模な事業所に対し、整備・開設や運営に必要な経費の一部を補助します。

16百万円
- **地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターへの支援**

 - ・ 高齢者医療モデルの確立と普及、高度専門医療への取組や、老化・老年病の研究開発を推進するため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの安定的かつ自立的な運営を支援します。

4,375百万円
- ◎ **アプリを活用した高齢者の健康づくり推進事業【新規】**

 - ・ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの知見を活かして開発した、健康状態の把握やフレイルリスクを検知できるアプリについて、スマートウォッチを用いながら、都と区市町村が共同してフレイル・健康づくり事業の充実・改善につなげることで、高齢者の行動変容・健康増進を図ります。

792百万円
- ◎ **要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進**

 - ・ 科学的介護の定着・促進に向けて、導入の意義やメリット等について事業者へ周知を行うとともに、要介護度等の維持・改善につながる取組の評価や先進的な取組を行う事業者に対して支援を行い、その成果を都にフィードバックすることにより、高齢者等の自立支援・重度化防止の取組を促進します。

263百万円
- ◎ **シルバーパスのＩＣカード化【新規】**

 - ・ シルバーパスのＩＣカード化に向け、システム改修を行う指定団体に対し支援を行います。

4,840百万円

2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します

大都市東京の特性を踏まえた多様な手法により、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、地域密着型サービス等の介護基盤、医療・介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅などの多様な施設や住まいの整備を促進し、高齢者の生活を支えます。

主な事業展開

◎ 特別養護老人ホームの整備

12,336百万円

- 特別養護老人ホームについて、整備費の一部を補助し、整備を促進します。

[施設整備費補助 24 か所(2,320人分)]

整備目標：令和12年度末までに定員6万4千人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- オーナー型（土地建物所有者が事業者に建物を賃貸）の整備に対する補助
- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500万円/床）
- 整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.8倍まで加算

整備率	1.2%未満	1.4%未満	1.6%未満	1.8%未満	2.0%未満
促進係数※	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1

※老人福祉圏域単位と区市町村単位の促進係数を比較し、高い方を適用

※令和12年度の高齢者人口・整備見込を勘案した整備率が1.4%未満の地域は0.3を加算

- 訪問看護ステーションや地域密着型サービスなどを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算
- 防災拠点型地域交流スペースを整備する場合に整備費を補助

- 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについて、大規模改修費を補助します。
- 特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護や看取り環境の整備のための改修費を補助します。
- 老朽化した空調設備の改修費を補助します。

◎ 介護老人保健施設の整備

706百万円

- 介護老人保健施設について、整備費の一部を補助し、整備を促進します。

整備目標：令和12年度末までに介護医療院とあわせ定員3万人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500万円/床）
- 整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.8倍まで加算

整備率	0.5%未満	0.6%未満	0.7%未満	0.85%未満	1.0%未満
促進係数※	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1

※老人福祉圏域単位と区市町村単位の促進係数を比較し、高い方を適用

※令和7年度の高齢者人口・整備見込を勘案した整備率が0.6%未満の地域は0.3を加算

- 訪問看護ステーションや地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等）などを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算

- 大規模改修費や看取り環境整備のための改修費を補助します。

◎ **介護医療院整備費補助**

484百万円

- ・ 介護医療院について、整備費の一部を補助し、整備を促進します。

[施設整備費補助 1か所(100人分)]

整備目標：令和12年度末までに介護老人保健施設とあわせ定員3万人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500万円/床）
- 訪問看護ステーションや地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等）などを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算

- ・ 大規模改修費や看取り環境整備のための改修費を補助します。

○ **ケアハウスの整備**

163百万円

- ・ 介護専用型ケアハウスについて、整備費の一部を補助します。
- ・ 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算します。

○ **介護専用型有料老人ホームの整備**

2百万円

- ・ 土地所有者又は運営事業者が整備する介護専用型有料老人ホームについて、整備費の一部を補助します。

○ **都市型軽費老人ホームの整備**

329百万円

- ・ 所得の低い方でも食事や生活支援サービスを受けられる住まいの場を確保するため、地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームについて、整備費の一部を補助します。[施設整備費補助 7か所(100人分)]
- ・ 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算します。

○ **東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業（医療・介護連携強化加算）**

32百万円

- ・ 高齢者が介護や医療が必要になっても安心して住み続けることができる住まいの充実を図るため、住宅政策本部と連携して、医療・介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅の整備費用の一部を助成します。[施設整備費補助 2か所]

○ **改修支援施設整備費補助事業【新規】**

23百万円

- ・ 区市町村が実施する改修支援施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、老朽化した介護保険施設等の改築や改修を推進します。

◎ **定期借地権の一時金に対する補助**

1,206百万円

- ・ 特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、施設用地確保のために定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成します。
- ・ 地価が高く整備率が低い地域においては、一層の整備促進を図るため、補助基準額を増額します。

- **借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業** 150百万円
 - ・ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院及び認知症高齢者グループホーム等の整備促進を図るため、国有地又は民有地を借り受けて施設を整備する事業者に対し、借地料の一部を補助します。
- **都有地を活用した介護サービス基盤の整備** —
 - ・ 都有地の減額貸付けを行い、介護サービス基盤の整備促進を図ります。
- **区市町村所有地の活用等による介護基盤の整備促進事業** 232百万円
 - ・ 区市町村が所有する未利用の公有地の活用を推進するため、区市町村有地の貸付けと施設整備費補助により介護基盤を整備する区市町村を支援します。
- ◎ **介護保険施設等の整備に係る用地確保支援事業** 7百万円
 - ・ 特別養護老人ホームや介護老人保健施設の整備用地を確保するため、民有地のオーナーと整備法人とのマッチング等に取り組む区市町村を支援します。
 - ・ 土地の広さや地域の介護需要に応じた整備を促進するため、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービス等も対象とします。
- **介護施設等の施設開設準備経費等支援事業** 1,923百万円
 - ・ 特別養護老人ホーム等について開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、開設の準備のために必要となる訓練期間中の職員雇上経費や、地域に対する説明会開催経費などを補助します。
- ◎ **地域密着型サービス等整備推進事業** 1,073百万円
 - ・ 地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービス拠点等の整備に要する経費の一部を補助することにより、設置促進を図ります。
 - ・ 小規模多機能型居宅介護事業所等については、区市町村が負担する整備費の一部を都独自に補助します。建築価格の高騰に対応するための加算を行うほか、地域密着型特別養護老人ホームについては、整備率の低い地域の補助単価を1.5倍に加算します。
 - ・ 小規模多機能型居宅介護事業所等について、大規模改修費を補助します。
- **地域密着型サービス定期借地権活用促進事業** （包括補助）
 - ・ 地域密着型サービスの施設用地確保のため、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成する区市町村を支援します。〔高齢者施策推進区市町村包括補助〕
- **小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等推進事業** （包括補助）
 - ・ 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等の整備促進を図るため、開設前後の支援や多様なサービスに対応できる人材の養成など、運営の安定化や質の向上に取り組む区市町村を支援します。〔高齢者施策推進区市町村包括補助〕

- **高齢者施設等の防災・減災対策推進事業** **105百万円**
 - ・ 災害発生時における入所者への介護サービスの維持や安全確保を図るため、非常用自家発電設備・給水設備・換気設備の整備やブロック塀の改修、水害対策に必要な改修等を行う事業者を支援します。

- **高齢者施設における感染症対策研修・訓練支援事業** **20百万円**
 - ・ 感染症に罹患すると重症化しやすい高齢者が集団で生活する高齢者施設に対して、感染予防・まん延防止に係る研修・訓練等を適切に実施できるよう支援します。

- **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P61、123）** **35 百万円**
 - ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修・耐震性が確保されている建築物への移転等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。〔耐震診断 10 施設、耐震改修 7 施設、移転支援 27 施設〕

- **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P61、123）** **13 百万円**
 - ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

〔社会福祉施設等 198 施設〕

- **災害時要配慮者対策の推進（再掲 P61、123）** **16 百万円**
 - ・ 区市町村の担当者等を対象とした研修会を実施するとともに、災害派遣福祉チーム（DWA T）の設置等により東京都災害福祉広域支援ネットワークの取組を実施し、災害時要配慮者対策を推進します。

- **都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業（再掲 P123）** **94 百万円**
 - ・ 民間の社会福祉施設建替時の利用に供する代替施設を事業者へ貸し付け、老朽化した施設の建替えを促進します。

- ◎ **社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業（再掲 P62、123）** **490 百万円**
 - ・ 社会福祉施設等に対して、緊急災害時用に非常用電源等の整備に係る費用の一部を補助することで、施設利用者の安全確保を図ります。

- ◎ **福祉避難所・福祉避難スペース整備促進等事業【新規】（再掲P62、123）** **170百万円**
 - ・ 要配慮者の避難先確保に向け、福祉避難所・福祉避難スペースの整備実態を把握するための調査を実施するとともに、福祉避難所等の整備を進める区市町村に対する支援を実施します。

○ **生活支援付すまい確保事業（再掲P139）** **（包括補助）**

- 住宅セーフティネット法に基づく住居（東京ささエール住宅）以外の住居等を対象に、居住支援協議会*等を活用して、低所得高齢者等の状況に応じた住まいの確保と見守り等の生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援します。

[地域福祉推進区市町村包括補助]

* 住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て家庭など住宅の確保に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織

3 認知症施策を総合的に推進します

今後、急速な増加が見込まれる認知症のある人と家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症高齢者グループホームの整備促進をはじめ、認知症のある人に対する介護・医療を担う人材の育成や都民への普及啓発を行うなど、地域の人的資源・社会資源を活用した支援体制を構築していきます。

主な事業展開

◎ 認知症高齢者グループホームの整備 1,774百万円

- 都独自の促進策により整備を進めるとともに、関連サービス拠点の併設加算などにより地域の認知症ケアの拠点としての機能を強化します。〔施設整備費補助 50 ユニット〕

整備目標：令和12年度末までに定員2万人分を整備

〔都独自の主な整備促進策〕

- 整備費補助額の上乗せ（事業者整備型、オーナー整備型）
- 重点整備地域の補助単価を1.5倍に加算
- 認知症ケア拠点機能強化のための認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の併設加算
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算
- 利用者負担軽減に取り組む区市町村における整備費補助を加算

- 大規模改修費を補助します。

○ 認知症施策推進事業【一部新規】 42百万円

- 認知症に対する中長期的な施策の検討や、「東京都認知症施策推進計画」の進行管理を行う「東京都認知症施策推進会議」を運営します。
- 都民の認知症の理解促進のため、パンフレット「知って安心認知症」、ウェブサイト「とうきょう認知症ナビ」のリニューアルを行います。【新規】

○ 認知症普及啓発事業 （包括補助）

- 認知症の正しい知識の普及・啓発に向けた区市町村の取組を支援します。

〔高齢者施策推進区市町村包括補助〕

◎ **認知症とともに暮らす地域あんしん事業** **453百万円（一部包括補助）**

- ・ 認知症の早期診断・対応を促進するため、地域の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、無償で認知症検診を行い必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。
- ・ 軽度の認知機能障害や認知症の初期段階から継続的な支援ができる地域づくりを推進するため、認知症の支援拠点における初期段階の認知症のある人等への支援に取り組む区市町村を支援します。[高齢者施策推進区市町村包括補助]
- ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働し、妄想、幻覚、興奮、うつ等のBPSD*（認知症の行動・心理症状）の改善が期待される、「日本版BPSDケアプログラム」を都内に広く普及します。[高齢者施策推進区市町村包括補助]

*BPSD：認知症の行動・心理症状（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）のこと。認知症患者に頻繁にみられる知覚、思考内容、気分、行動の障害の症候。代表的な行動心理症状は幻覚、妄想、不穏などである。

○ **認知症疾患医療センター運営事業** **795百万円**

- ・ 認知症のある人が地域で安心して生活できるよう、医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センター*を区市町村（島しょ地域・檜原村を除く）に1か所ずつ指定し、地域の支援体制を構築します。[地域拠点型 12か所、地域連携型 40か所]

*認知症疾患医療センター：地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、認知症のある人と家族介護者等の支援、地域連携の推進、人材育成等を実施
12の二次保健医療圏に1か所ずつ地域拠点型のセンターを指定（島しょ地域を除く）、地域拠点型が未設置の区市町村に地域連携型のセンターを指定

- ・ 地域拠点型のセンターにおいて、医療・介護関係者向けの研修を実施するとともに、認知症アウトリーチチーム*を設置し、認知症の疑いのある受診困難者等に対する訪問支援等を行います。

*認知症アウトリーチチーム：医師、看護師、精神保健福祉士等で構成され、認知症支援コーディネーター等からの依頼に基づき訪問支援を実施

○ **認知症支援コーディネーター事業** **（包括補助）**

- ・ 地域の認知症対応力向上を図るため、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した看護師や保健師を地域包括支援センター等に配置する区市町村を支援します。

[高齢者施策推進区市町村包括補助]

○ **認知症初期集中支援チーム員等研修事業** **12百万円**

- ・ 区市町村の認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員が、その役割を担うための知識・技能を習得するための研修の受講促進を図ります。

○ **認知症支援推進センター運営事業** **69百万円**

- ・ 都内全域の認知症対応力の向上を図るため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「認知症支援推進センター」を設置し、認知症医療従事者等に対する研修や島しょ地域等への訪問研修等を行います。

- **歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業** **33百万円**
 - ・ 医療における認知症への対応力を高めるため、歯科医師、薬剤師、看護職員等を対象に研修を実施します。
 - ・ 認知症のある人の意向を尊重した適切な医療・ケアが提供できるよう、地域の医療従事者を対象とした意思決定支援の知識・手法を学ぶ研修を実施します。

- **認知症介護研修事業** **178百万円**
 - ・ 認知症介護の質の向上を図るため、介護保険施設・事業所の介護職等を対象に研修を実施します。

- **高齢者権利擁護推進事業** **92百万円**
 - ・ 区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた権利擁護研修を実施します。
 - ・ 介護サービス事業所の管理者等が、認知症のある人の意思を尊重した支援の手法をより深く学ぶ機会を提供するための研修を実施します。

- ◎ **認知症サポーター活動促進事業** **8百万円**
 - ・ 認知症のある人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ「チームオレンジ」の整備を推進する区市町村の職員等に対して、必要な研修を行うとともに、区市町村の状況に応じたチームオレンジの立ち上げや活動を支援します。
 - ・ 区市町村や企業等において認知症サポーターを養成するための講師となる「キャラバン・メイト」の養成研修を実施します。

- ◎ **若年性認知症支援事業** **4百万円**
 - ・ 若年性認知症のある人が、本人の希望や心身の状態に応じて、働き続けたり、社会参加をすることができるよう、企業の人事・労務担当者等を対象とした研修会、介護・障害事業所等を対象とした研修会、及び医療機関の医師・看護師・相談員等を対象とした研修会を開催します。

- ◎ **若年性認知症総合支援センター運営事業** **53百万円**
 - ・ 都内2か所のセンターにおいて、若年性認知症のある人や家族等の相談にワンストップで対応するとともに、地域包括支援センター等の専門機関に対して支援を行うことにより、早期に適切な支援に結びつけ、若年性認知症特有の問題の解決を図ります。

- **若年性認知症のある人と家族を支える体制整備事業** **(包括補助)**
 - ・ 若年性認知症のある人の「家族会」立ち上げや、若年性認知症のある人の活動支援拠点を整備する区市町村を支援します。[高齢者施策推進区市町村包括補助]

○ **認知機能低下予防推進事業** (包括補助)

- 生活習慣病の予防や精神的な健康の保持・増進を図るなど、認知症予防の取組を推進し、認知症発症率の抑制を目指します。[高齢者施策推進区市町村包括補助]

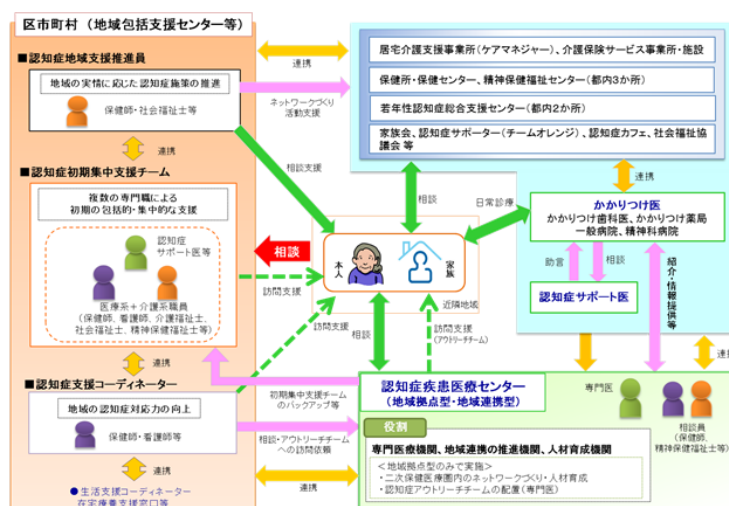
○ **認知症のある人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業** (包括補助)

- 認知症の診断を行っている医療機関周辺等に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会などを開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村を支援します。[高齢者施策推進区市町村包括補助]

◎ **認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業** 115百万円

- 行方不明認知症高齢者等の早期発見のため、GPS を活用した見守り支援や、地域における見守りネットワーク構築等に取り組む区市町村を支援します。

＜都における認知症のある人と家族等の生活を支える体制（イメージ図）＞



※区市町村は、このイメージ図を参考に地域の実情に応じた体制を構築する。

◎ **認知症抗体医薬対応支援事業【一部新規】** 72百万円

- 認知症抗体医薬等に関する正しい理解の促進とともに、専門職向け相談窓口の設置や医療従事者向け研修を実施するなど、認知症抗体医薬に対応する体制整備を図ります。
- 認知症抗体医薬の実用化後の、都内における認知症抗体医薬治療における課題を分析し、対応策を検討します。【新規】

◎ **認知症サポート医地域連携促進事業【一部新規】** 22百万円

- 地域包括支援センター等と連携して活動ができる認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定し、地域における認知症対応力の向上を図ります。
- 区市町村と認知症サポート医との連携を促進するため、「とうきょうオレンジドクター」に対し、地域での講習会等への参加依頼や地域包括支援センターの困難事例にかかる医療相談等の依頼などを行う経費を補助します。【新規】

- ◎ **民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業【新規】** **13百万円**
- ・ 認知症のある人の家族介護者が心理的に孤立しないように、家族介護の経験がある人が相談員として対応する電話相談を実施します。
- ◎ **共生社会の実現を支える認知症研究事業【新規】** **365百万円**
- ・ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターが実施してきた認知症研究の知見を活かし、認知症のある人の社会参加や認知機能低下の抑制等、共生社会の実現を支えるための研究を推進します。
- ◎ **認知症のある人の社会参加推進事業** **57百万円**
- ・ 認知症のある人と家族等や、医療福祉関係者、地元企業等の多様な主体が話し合い、認知症のある人が地域の一員として自分の役割を持てるよう、認知症のある人の社会参加を推進します。
- ◎ **認知症医療の実態調査【新規】** **14百万円**
- ・ 認知症専門病院の検討に向け、都内の認知症医療の実態を把握するため、介護事業者や医療機関等への調査を行います。
- ◎ **認知症発症メカニズム解明と新規治療法等の研究の推進** **130百万円**
- ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、認知症の発症メカニズムを解明するとともに、新規治療法・予防法の開発に向けた研究を推進します。

4 介護人材等の確保・定着・育成を支援します

都内で必要とされる介護人材等の安定した確保・定着・育成に向け、介護の仕事に関する普及啓発、事業者の採用支援、キャリアパスの導入支援、宿舍借り上げ支援、職場環境の改善など、総合的な取組を行います。

主な事業展開

- **介護人材確保対策の検討等** **4百万円**
 - ・ 介護人材確保対策を都内全域でさらに効果的に展開するため、取組状況や課題についての情報共有・検討の場として、介護人材確保対策区市町村担当者連絡会を設置します。

- ◎ **介護支援専門員再就業等支援事業【新規】** **73百万円**
 - ・ 介護支援専門員への再就職等希望者に対し、都の補助事業や研修案内等の情報提供、就労相談及び就業・定着奨励金の給付等の支援を行います。また、未就業の介護支援専門員を中小企業へ派遣して従業員向けの研修や個別相談を実施する取組により、介護サービスの仕組みや制度の啓発を実施するとともに、潜在的な人材の活用を図ります。

- ◎ **かいごチャレンジ職場体験事業【一部新規】** **494百万円**
 - ・ 職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援し、求職者と求人事業所双方のニーズに応えるとともに、職場体験参加者へのPRやスポットワークの案内などを継続的に行うことにより、未経験者の介護分野への入職・定着を図ります。

- ◎ **初任者研修等資格取得支援事業** **99百万円**
 - ・ 介護現場への就労を希望する者に対して、無料の介護職員初任者研修等を開講し、資格取得を支援することにより、介護人材の安定的な確保を図ります。

- ◎ **介護職員就業促進事業** **1,434百万円**
 - ・ 介護現場への就労を希望する者に対する雇用の確保、資格取得を支援することにより、介護人材の安定的な確保を図ります。

- ◎ **地域を支える「訪問介護」応援事業【一部新規】** **1,953百万円**
 - ・ 人材不足が深刻化している訪問介護事業者に対し、未経験者の雇用及び採用に係る経費や電動アシスト自転車の購入経費の支援に加え、訪問介護業務のイメージを伝える普及啓発資材を配布し、人材の確保定着を図ります。

- ◎ **訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業【新規】** **84百万円**
 - ・ 訪問介護サービス提供時の移動に用いる自動車等を導入する際の負担を軽減し、高騰する燃料代等を削減できるよう、運営が特に厳しい状況にある中小規模の訪問介護事業所が電動自動車及び電動バイクを購入する際の経費を支援します。

- **介護職員奨学金返済・育成支援事業** **133百万円**
 - ・ 介護職員の確保と計画的な育成を図るため、在学中に奨学金の貸与を受けた介護業務未経験で採用された常勤介護職員に対し、奨学金返済相当額を手当として支給する事業者を支援します。

- ◎ **介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業** **28,488百万円**
 - ・ 介護職員等の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、地域差が大きく、生活の基盤である住居費などが高いことに着目し、介護職員や介護支援専門員に対して居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業者を支援します。

- ◎ **介護現場のイメージアップ戦略事業～介護WITHプロジェクト～** **56百万円**
 - ・ 夢や趣味と介護の仕事を両立している職員を応援し、多様な働き方ができることをPRすることで、介護業界全体のイメージアップを図ります。

- ◎ **外国人介護従事者受入れ環境整備事業** **22百万円**
 - ・ 介護施設等が外国人介護従事者の円滑な受入れができるとともに、外国人介護従事者が介護現場へ円滑に定着できるようにするため、受入れに必要なノウハウ等を提供するセミナーや指導担当職員向けの研修を実施します。
 - ・ 外国人介護職員と日本人職員や介護サービス利用者等との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機の導入や異文化理解に関する研修の受講等の環境整備を実施する事業者に対し、必要な経費の一部を補助します。

- ◎ **経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業** **214百万円**
 - ・ 外国人介護福祉士候補者を受け入れる介護保険施設等に対し、介護福祉士国家資格取得に向けた日本語学習等の経費の一部を補助します。

- ◎ **外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業** **8百万円**
 - ・ 外国人技能実習制度に基づき、介護職の技能実習生を受け入れる介護保険施設等に対し、介護技能や日本語学習等の経費の一部を補助します。

- ◎ **介護施設等による留学生受入れ支援事業** **4百万円**
 - ・ 外国人留学生を雇用し学費等を支給する事業者に対し、必要な経費の一部を補助します。

- ◎ **特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業** **105百万円**
 - ・ 「特定技能」の在留資格を有する外国人介護人材を受け入れる介護事業者に対し、外国人材の介護技能及び日本語の学習に要する経費の一部を補助します。

- ◎ **外国人介護従事者活躍支援事業** **259百万円**
 - ・ 外国人介護人材の獲得に向けて、海外に向けた魅力発信・マッチング促進とともに、新たに特定技能外国人介護人材等を受け入れる際に要する人材紹介に係る経費を補助するなど、介護事業者への支援を強化します。

- ◎ **東京都区市町村介護人材確保対策事業費補助金** **310百万円**
 - ・ 地域の介護人材の確保・定着・育成を図るため、区市町村が地域の特色を踏まえて行う介護人材確保対策を支援します。

- ◎ **東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業** **3,072百万円**
 - ・ 介護保険事業所等で、福祉避難所の指定等を受けている事業所を運営する事業者が、介護職員の宿舎を借り上げた場合に、事業者が負担した経費の一部を補助します。
 - ・ また、福祉避難所の指定等を受けている事業所以外の事業所を運営する事業者についても、介護職員の宿舎を借り上げた場合に、事業者が負担した経費の一部を補助します。

- **介護施設内保育施設運営支援事業** **9百万円**
 - ・ 介護従事者等の離職防止及び再就業促進を目的に、介護施設・事業所が雇用する職員のために設置・運営する保育施設の経費を助成します。

- ◎ **介護現場改革促進事業** **3,249百万円**
 - ・ 介護サービスを効率的かつ継続的に提供するため、設備整備や人材育成等、生産性向上に向けて取り組む介護施設・事業所を支援します。
 - ・ **デジタル機器導入促進支援事業**

介護業務支援システム導入のために必要なソフトウェア、タブレット端末やスマートフォン等のハードウェア、Wi-Fiルーターの購入等に係る経費やシステムの選定・活用に関するコンサルティング等経費を補助します。
 - ・ **次世代介護機器導入促進支援事業**

移乗介護、移動支援、見守り・コミュニケーション等の次世代介護機器の購入、通信環境整備等に係る経費を補助します。
 - ・ **人材育成促進支援事業**

人材育成の仕組みづくりに係るコンサル経費、研修受講経費等、人材育成に関する経費を補助します。

- ・ 組織・人材マネジメント支援事業

生産性向上セミナーや人材育成セミナー、生産性向上・機器導入の取組に向けたコンサルタント支援、次世代介護機器を活用し、生産性向上に取り組む施設を育成するためのセミナー、次世代介護機器及びデジタル機器の導入セミナー、次世代介護機器の試用貸出、機器開発・魅力発信・人材確保等の相談窓口の設置等を実施します。

- ・ 介護現場革新会議

多様な関係者からなる「介護現場革新会議」を開催し、東京都における介護現場の課題に即した対応方針や、生産性向上に関する都の支援策に対する協議を行います。

◎ **介護現場のDX・タスクシェア促進事業**

114 百万円

- ・ 介護業務及び介護の周辺業務のタスクシェアを進めるためのロボットの導入経費を支援し、介護職員の負担軽減を図ります。

◎ **介護DX推進人材育成支援事業**

205百万円

- ・ DXをはじめとする生産性向上の取組を推進するリーダー職員を配置し、リーダー職員の育成や手当の支給を行う事業者を支援することで、介護事業者が生産性向上に継続的に取り組む体制を確保します。

◎ **介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業【新規】**

119百万円

- ・ 介護事業者に対するカスタマーハラスメント対策説明会の実施や、介護職員向けの総合相談窓口の設置等を行います。
- ・ 介護職員の安全を確保するため、利用者宅に複数人で訪問する場合の経費やセキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費の支援等により、介護現場におけるカスタマーハラスメント対策を推進します。

◎ **人材活用に向けた介護事業所の協働促進事業**

135百万円

- ・ 複数の小規模介護事業者が連携して実施する、人材交流・合同採用・共同活用等の協働化に関する先進的な取組を支援し、取組の成果を検証することを通じて、地域における介護人材の有効活用策の検討を行います。

○ **介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業**

15百万円

- ・ 介護人材の確保及び定着を図るため、介護施設・事業所に対して介護職員等処遇改善加算の取得に係る助言・指導等を行い、加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得等を支援します。

- **現任介護職員資格取得支援事業** **21百万円**
 - ・ 現任介護職員の育成及びサービスの質の向上を図るため、介護施設・事業所で働く介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援します。

- **代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業** **68百万円**
 - ・ 介護保険事業所等が、介護職員等に研修を受講させる場合、代替職員を派遣し、介護職員等の資質の向上を図ります。

- **介護職員スキルアップ研修事業** **6百万円**
 - ・ 介護職員を対象に、医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などの研修を実施し、安全で適切な介護サービスの提供を促進します。

- **介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業** **137百万円**
 - ・ 特別養護老人ホーム等の施設や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録、登録研修機関への初度経費補助等を行います。

- ◎ **介護支援専門員研修事業** **349百万円**
 - ・ 介護支援専門員を育成するほか、介護支援専門員の資格更新時等の負担を軽減するため、研修受講料の本人負担軽減に取り組む事業者を支援します。

- ◎ **居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業** **597百万円**
 - ・ 事務職員を雇用し、介護支援専門員の業務効率化に取り組む居宅介護支援事業所を支援することで、将来的な介護需要の拡大に対応するとともに、介護支援専門員の処遇改善を図ります。

- **居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修** **7百万円**
 - ・ 居宅介護支援事業所の管理者を対象に、管理者としてのマネジメントや人材育成等の知識・手法を身に着けるための研修を実施し、介護支援専門員の確保・育成を図ります。

- **訪問看護人材確保育成事業** **75百万円**
 - ・ 高齢者の在宅療養生活を支える訪問看護師の確保・定着・育成を図ります。
 - ・ 訪問看護人材確保事業
 - 訪問看護の業務内容や重要性、魅力をPRする講演会等を実施します。
 - ・ 地域における教育ステーション事業
 - 教育ステーションに指定した訪問看護ステーションにおいて、同行訪問等の研修や勉強会など、地域の訪問看護人材の育成支援や医療と介護の連携強化等に取り組みます。

- ・ 認定訪問看護師資格取得支援事業
訪問看護ステーションの訪問看護師の認定看護師資格取得を支援します。
- ・ 管理者・指導者育成事業
訪問看護ステーション運営の基礎実務、経営の安定化、人材育成体制の整備、看護小規模多機能型居宅介護への参入等についての研修を実施し、管理者等を育成するとともに管理者同士のネットワーク構築を推進します。
- ・ 在宅介護・医療協働推進部会
地域における介護・医療の関係機関が協働し、在宅での介護・医療を一体的に提供できるよう、訪問看護の推進をはじめとする多角的・総合的な取組について検討します。

○ **新任訪問看護師育成支援事業** **7百万円**

- ・ 訪問看護職員の勤務環境の向上及び定着を図るため、管理者等が都の定める研修を修了し、訪問看護未経験の看護職を雇用、育成する訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助し、教育体制の強化を支援します。

○ **いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業** **82百万円**

- ・ 訪問看護の質の向上を目指すため、教育プログラムを策定し研修を実施することにより、居住地域間の格差なく、どこでも誰でも安心して在宅療養ができる環境を整備します。

○ **訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業** **21百万円**

- ・ 訪問看護ステーションに勤務する訪問看護師の産休・育休・介休取得の際の代替職員確保に要する経費の一部を補助します。

○ **訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業** **49百万円**

- ・ 看護職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、事務職員を新たに配置する訪問看護ステーションを支援します。

◎ **訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業【新規】** **176百万円**

- ・ 訪問系介護サービスに従事する介護職員等が夏場に利用者宅へ移動する際の熱中症対策として、暑さ対策用品の購入経費を支援することで、労働環境の改善を図ります。

◎ **介護保険制度における介護職員等の昇給の在り方検討調査事業【新規】** **58百万円**

- ・ 介護保険制度における介護職員等の昇給の在り方を検討するため、介護事業所への調査及び分析等を行います。

◎ **地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業【新規】** **376百万円**

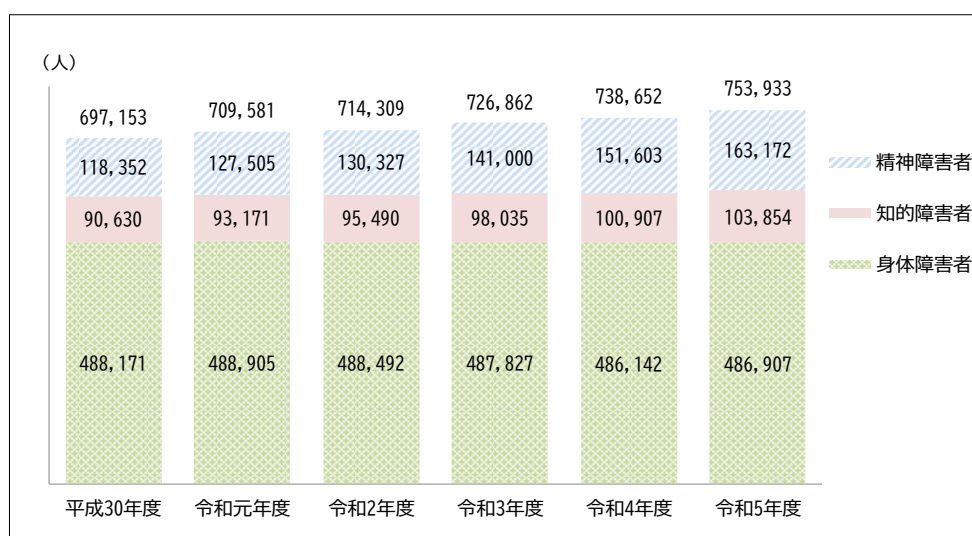
- ・ 居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所における業務負担軽減及び生産性の向上に向け、地域一体となってケアプランデータ連携システムの導入促進に取り組む区市町村を支援します。

第3 障害者がいきいきと暮らせる 社会の実現を目指します

（障害者を取り巻く状況）

- 都内の障害者手帳の所持者数は、令和5年度末では約75.4万人となっており、増加傾向にあります。特に、精神障害者の増加の割合が高くなっています。

＜都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



資料：東京都福祉局「月報（福祉・衛生行政統計）」

- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスや公費負担医療などが共通の制度となりました。
また、地域における障害者の自立生活を実現し、その生活の質の向上を図る観点から、住民に身近な区市町村にサービスの実施主体が一元化されるとともに、就労支援が抜本的に強化されました。
- さらに、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改めるとともに、障害者の定義に難病等が追加されました。
- 平成28年6月の児童福祉法改正では、都道府県及び区市町村に障害児福祉計画の策定が義務付けられたほか、医療的ケアを必要とする障害児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

- 平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。これに先立ち、平成25年6月には、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月に施行されました。
- 令和3年9月には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。
- 令和4年5月には、障害者による情報の取得・利用や意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。

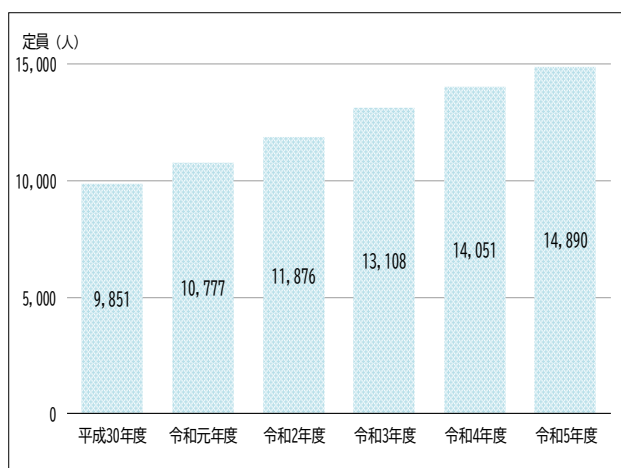
（都の取組）

【基盤整備】

- 都は、「東京都障害者・障害児施策推進計画」（令和6年度～令和8年度）に基づき、障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現するために様々な施策を展開しています（本計画については、P13参照）。

- また、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」（令和6年度～令和8年度）を策定し、障害者（児）の地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組んでいます。あわせて、サービスを担う福祉人材の確保・育成・定着を図る取組を一層進めています。

＜障害者グループホームの定員の推移（東京都）＞



資料：東京都福祉局調べ

【共生社会の実現に向けた取組】

- 平成30年10月、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（東京都障害者差別解消条例）を施行しました。

本条例では、事業者の「合理的配慮の提供」を義務化するとともに、専門相談体制や紛争解決の仕組みについて規定しており、障害者への理解促進や差別解消を図る取組を進めています。

なお、国においても、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から事業者の「合理的配慮の提供」が法的義務とされました。

【地域生活支援】

- 地域生活への移行を希望する施設入所者等が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活に必要な基盤整備を促進するとともに、障害者支援施設にコーディネーターを配置するなど、区市町村等との連携・調整を進めています。

- いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するため、相談支援等を担う人材育成のための研修、グループホームを活用した体験宿泊などを行い、円滑な地域移行と退院後の安定した地域生活を支える体制を整備するとともに、早期退院に取り組む精神科病院への支援など長期入院とらないための取組も進めています。

- 医療機関の相互連携や、医療機関と関係機関との連携確保等により、精神障害者が必要な時に適切な医療が受けられる環境を整備し、地域での安定した生活を支援しています。

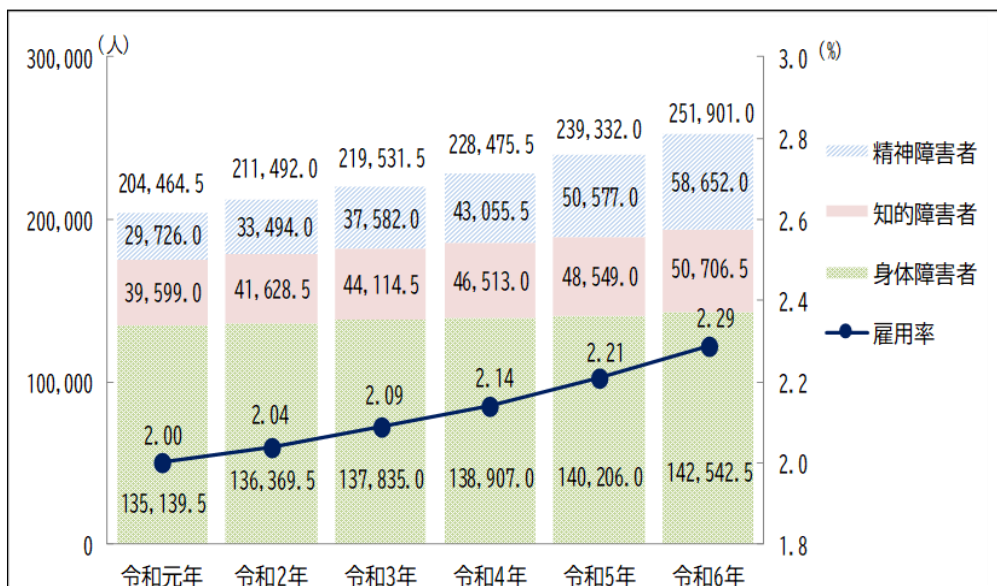
- 重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）については、地域で適切な支援を受けながら生活できるよう、在宅療育支援体制の整備等を進めています。また、発達障害児（者）、高次脳機能障害者についても、地域の実情に応じて多様な施策展開を図っています。

【就労支援】

- 都内における民間企業の障害者雇用率は、令和6年6月現在2.29%（全国平均2.41%）であり、過去最高を更新しましたが、法定雇用率（2.5%）よりも依然として低くなっています。また、都内就労継続支援B型事業所の工賃は上昇傾向にあるものの、十分な水準とは言えません。

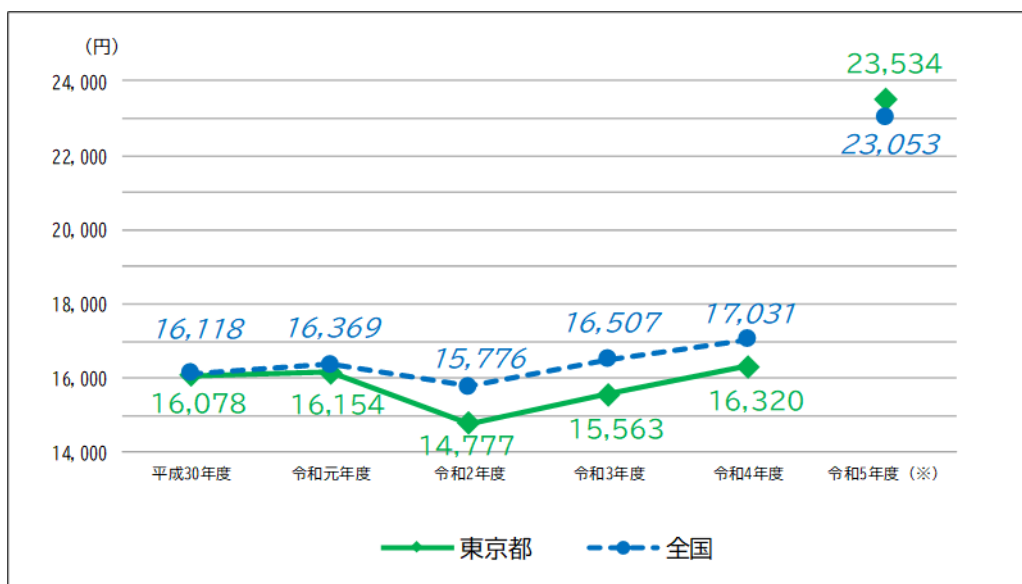
- 都は、障害者が能力や適性に応じて働く喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する区市町村への支援、企業等への一般就労と職場定着に向けた支援、就労継続支援事業所における受注拡大や工賃水準の向上に向けた取組等を進めています。また、障害者優先調達法に基づき「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、庁内関係局と連携しながら障害者就労施設等の受注機会の拡大を図っています。

＜都内民間企業における障害者雇用状況（各年6月1日現在）＞



資料：東京労働局「令和6年 東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」等より作成

＜平均工賃実績（就労継続支援B型）の推移＞



資料：厚生労働省「令和5年度工賃（賃金）の実績について」等により作成

(※) 令和5年度は、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮した新しい算定方式による実績であり、令和4年度までの算定方式とは異なる。

（令和7年度の取組）

- 1 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します**
- 2 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します**
- 3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します**
- 4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します**

1 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します

障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現するため、障害者への理解促進や差別解消のための取組を推進するとともに、障害者の社会参加や情報保障の確保を推進します。

主な事業展開

※ 福祉のまちづくりに関する事業は、P144～145 参照

◎ 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業

53 百万円 包括補助

- WEBサイト「ハートシティ東京」の運営

障害及び障害のある方への理解を促進するため、WEBサイトにより広く都民に対して普及啓発を行います。

- 障害者差別解消法及び障害者差別解消条例に係る体制整備・普及啓発

障害者差別に係る相談や紛争解決の体制を整備するとともに、東京都障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例を踏まえた差別解消のための取組等を協議します。

また、法・条例の内容や合理的配慮の事例等について、都民等に対して普及啓発を行うとともに、民間事業者向けに障害体験や障害者との対話等を含む研修を実施します。

- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークや、障害者が周囲に支援を求める手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載したヘルプカードの普及啓発を行います。

- 区市町村ヘルプマーク活用推進事業

ヘルプマークの配布や公共施設等における活用など、ヘルプマークの活用の推進に取り組む区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ヘルプカード活用促進事業

ヘルプカードを活用した防災訓練の実施や学習会・セミナー等の普及啓発など、ヘルプカードの活用促進に向けた区市町村の取組を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- 差別解消支援地域協議会活動促進事業

障害等への子供の理解促進を目的とした副教材の作成や出前授業の実施など、区市町村が障害者差別解消支援地域協議会で検討した結果に基づいて行う取組を支援します。

〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **共生社会実現に向けた意識啓発推進事業【一部新規】** **79 百万円**
- ・ デフリンピックを契機に、ファミリー層や若者が集う商業施設等で啓発イベントを開催します。
 - ・ 動画・SNS 等を活用した普及啓発や共生社会の理念に賛同する企業等の登録・公表を実施します。【新規】
- **身体障害者補助犬への理解促進事業【新規】** **10 百万円**
- ・ 小中学生等の身体障害者補助犬への理解をより一層促進するため、広報活動を展開します。
- ◎ **情報保障機器の普及促進事業** **5 百万円**
- ・ 障害者やその家族、及び区市町村職員等に対して、最新の情報保障機器等について積極的に情報提供することで、障害者の情報保障を推進します。
- ◎ **障害者の意思疎通のための情報保障機器等開発支援事業** **7 百万円**
- ・ 対象者が少なく事業化や製品化が進まない情報保障機器を、都の窓口等に設置して利用実績等を機器開発に活かすなど、情報保障機器の開発・普及を促すことで、障害者の自立した社会参加を支援します。
- **福祉避難所情報伝達等支援事業** **(包括補助)**
- ・ 福祉避難所において、障害者に対して必要な情報伝達等が円滑に行えるよう、情報伝達機器の整備、導入等に取り組む区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕
- ◎ **手話のできる都民育成事業** **35 百万円**
- ・ 手話のできる都民育成事業
手話に関する普及啓発を行うことにより、手話人口の裾野を拡大するとともに、聴覚障害者に対する理解を促進します。
 - ・ 手話通訳者養成事業
手話通訳者等を養成し、聴覚障害者の福祉増進を図ります。
- ◎ **手話人口の裾野拡大支援事業** **(包括補助)**
- ・ 区市町村が身近な地域において実施する子供の頃から手話に関する理解を深められる取組に対して補助をすることにより、手話人口の裾野を広げます。
〔障害者施策推進区市町村包括補助〕
- ◎ **デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業** **9 百万円**
- ・ 都の施設に来庁した聴覚障害者に対して、スマートフォンやタブレットによる遠隔手話通訳サービスを行うとともに、遠隔手話通訳を活用し本人に代わって都の担当部署に電話するサービスを提供します。

- **コミュニケーション・バリアフリー事業【新規】** **30 百万円**
 - ・ きこえない人やきこえにくい人の社会参画のため、対話型 AI コミュニケーションシステムの社会実装や普及促進、持続的な活動に向けた人材の確保・育成を図ります。
- **中等度難聴児発達支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、早期の補聴器の装用により、言語を習得し、生活能力やコミュニケーション能力を身につけられるよう、区市町村の取組を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]
- **聴覚障害者意思疎通支援事業** **11 百万円**
 - ・ 意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者の広域的な移動を円滑にする環境を整えるとともに、障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事に意思疎通支援者を派遣します。
- ◎ **聴覚障害児支援のための体制整備事業** **26 百万円**
 - ・ 都内の聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるようにするため、関係機関等との連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保します。
- **失語症者向け意思疎通支援者養成事業** **28 百万円**
 - ・ 失語症のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、失語症者向け意思疎通支援者の養成を図ります。
- **失語症者向け意思疎通支援派遣促進事業** **14 百万円**
 - ・ 失語症者と意思疎通支援者が集うサロンを設置する等、失語症者の意思疎通を支援するとともに、区市町村における意思疎通支援派遣に係る取組を支援します。
- ◎ **盲ろう者支援センター事業** **45 百万円**
 - ・ 盲ろう者（児）の特性に合った地域生活支援を充実するため、相談、コミュニケーション訓練等を行う盲ろう者支援センターを盲ろう者（児）に対する総合的な支援拠点として運営します。
- ◎ **障害者芸術活動基盤整備事業** **9 百万円**
 - ・ 障害者の芸術活動の支援拠点を設置し活動基盤を整備することにより、芸術活動を通じた障害者の社会参加を促進します。

2 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

居住の場や在宅サービスなど地域生活基盤の充実や、サービスを担う人材の確保・育成・定着に取り組むとともに、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促します。

主な事業展開

◎ 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン

2,880百万円

- 障害者（児）の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の特別助成のほか、利用者の重度化等に対応する場合の加算を行い、令和8年度末までに、グループホームや短期入所、通所施設等について、7,940人分の定員を新たに確保するとともに、児童発達支援センターや、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等が未設置地域の場合は補助額を上乗せするなど、整備促進を図ります。また、地域生活基盤での重度者、医療的ケア児、強度行動障害を有する者等に係る報酬上の加算対象者数の目標を設定し、施設整備費補助の拡充等、重度障害者に対応した生活基盤の整備や支援の充実を図ります。〔計画期間：令和6年度～令和8年度〕

種 別	整備目標
地域居住の場の整備（グループホーム）	2,700 人増
日中活動の場の整備（通所施設等）	5,100 人増
在宅サービスの充実（短期入所）	140 人増
障害児への支援の充実（児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所）	各区市町村に少なくとも1か所以上
地域居住の場における重度対応	1,000 人増
日中活動の場における重度対応（生活介護）	2,600 人増
在宅サービスにおける重度対応	1,500 人増

◎ 地域生活支援拠点連携強化支援事業

（包括補助）

- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう整備された地域生活支援拠点の連携機能を強化する区市町村の取組を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

◎ 東京都障害者相談支援体制整備事業

26 百万円

- 相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進します。

◎ **特定相談連携機能強化支援事業**

39 百万円

- ・ 障害者の地域移行を促進するため、地域の受け皿の情報集約拠点である特定相談支援事業者が関係機関等と連携して活動するための経費を補助する区市町村の取組を支援します。

◎ **一般相談連携機能強化支援事業**

54 百万円

- ・ 精神障害者の精神科病院からの地域移行等、障害者の地域移行・定着を促進するため、一般相談支援事業者が保健所等と連携するための経費を補助する区市町村の取組を支援します。

◎ **精神障害者地域移行体制整備支援事業**

108 百万円

- ・ 指定一般相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言や人材育成研修の実施、ピアサポーターの活動支援、グループホームの専用居室を活用した体験宿泊等を通じて、長期入院患者の円滑な地域生活への移行や精神障害者の安定した地域生活のための体制整備を行います。
- ・ 病院スタッフに対するピアサポート活動の取組事例の紹介や、活用に向けた相談などを行うことで、病院におけるピアサポーターの活用を促進します。

○ **難治性精神疾患地域支援体制整備事業**

12 百万円

- ・ 入院が長期化しやすい難治性の精神疾患の患者が、専門的治療等を受けながら地域で安心して生活できるよう、医療機関や地域援助事業者、行政機関等で構成する会議を運営し、地域における支援体制の構築を検討します。
- ・ 相談窓口の設置や研修会の開催等により、専門的治療を実施する医療機関を支援します。

○ **障害福祉サービス等医療連携強化事業**

(包括補助)

- ・ 医療的ケアを要する障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所等と訪問看護事業所の連携構築や、地域の障害者等に対する医療的な相談支援等に取り組む区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

◎ **障害者グループホーム体制強化支援事業**

431 百万円

- ・ 身体上または行動特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために手厚い職員配置や支援スキルの共有を行うグループホームの体制確保を支援します。

○ **障害者グループホーム地域連携推進事業【新規】**

(包括補助)

- ・ グループホームの質の向上につなげるため、事業所が実施する地域連携推進会議に参画する区市町村の取組を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

○ **グループホーム地域ネットワーク事業** (包括補助)

- ・ 地域におけるグループホームのネットワークを構築し、人材育成の支援やグループホーム相互及び関係機関との連携に向けた取組を行うことで、グループホームの援助の質の向上を図る区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

○ **重度心身障害者住宅火災通報システム事業** (包括補助)

- ・ 居宅で火災にあったとき、火災警報器からの信号を外部に通報し、火災に対する迅速な消火活動及び当該障害者の救助等を行うことにより、在宅の重度心身障害者の人命安全対策に取り組む区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

○ **グループホーム等防災対策助成事業** (包括補助)

- ・ グループホーム及び短期入所を行う事業所に対し、消防用設備の整備や防災訓練を開催する場合及び防災に関する講習会等へ参加する際の経費の一部を補助することにより、より安全なグループホーム等の推進に取り組む区市町村を支援します。

〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

○ **短期入所開設準備経費等補助事業** 3 百万円

- ・ 短期入所を新設又は増設する事業者に対して、家屋を借り上げる際に必要な権利金等の開設準備経費の一部を補助することにより、整備の促進を図ります。

◎ **地域生活支援拠点整備における緊急時受入体制支援事業** (包括補助)

- ・ 地域生活支援拠点を整備し、拠点の短期入所に有資格の支援員等を配置するなど、緊急時に重度障害者（児）を確実に受け入れる体制確保に取り組む区市町村を支援します。

〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

◎ **児童発達支援センター地域支援体制強化事業** 261 百万円

- ・ 児童発達支援センターの機能強化の取組を支援することにより、障害児の地域支援体制整備の促進を図ります。

○ **障害児支援体制整備促進事業** (包括補助)

- ・ 区市町村が障害児福祉計画に基づき実施する取組を支援することにより、地域の実情に応じた障害児支援の体制整備の促進を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

◎ **児童発達支援事業所等利用支援事業【一部新規】** 372 百万円

- ・ 児童発達支援事業所等の利用料の自己負担分について、負担軽減を実施します。（令和7年9月から第一子無償化を実施予定）

- ◎ **都型放課後等デイサービス事業** **350 百万円**
 - ・ 都で定める基準を満たす事業者へ運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービス事業所の支援の質向上を図ります。

- **障害児通所支援事業所における安全対策支援事業** **193 百万円**
 - ・ 置き去り等の事故防止に資する機器の設置を支援する等、子供の安全・安心を確保するための事業所の取組を支援します。

- **障害児入所施設協議体制整備事業** **1 百万円**
 - ・ 福祉型障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、入所施設、グループホーム、相談支援事業所等の関係機関からなる協議会を設置し、移行調整等を行います。

- ◎ **地域移行促進コーディネート事業** **86 百万円**
 - ・ 都内・都外の入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、地域移行の困難ケースへの働きかけを行う等、施設入所者の地域移行を促進するほか、新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応する地域の受け皿を掘り起す等、地域移行が円滑に進むよう支援します。

- **都外施設入所者地域移行特別支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 都外の障害者支援施設に入所する障害者を受け入れた都内のグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、都内での地域生活への移行及び定着の促進に取り組む区市町村を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- **障害者地域生活移行・定着化支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 障害者支援施設から重度の障害者を受け入れたグループホームや都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所への支援、地域移行の促進に係る普及啓発等に取り組む区市町村を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- ◎ **障害者支援施設等支援力育成派遣事業** **20 百万円**
 - ・ 障害者支援施設等において、利用者の高齢化・重度化や強度行動障害等への対応力を向上させるため、リハビリテーション専門職等を派遣し、リハビリ及び機能訓練の個別メニュー作成支援や技術指導等を行うことにより、施設の支援力強化を図ります。

- ◎ **障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業** **5 百万円**
 - ・ 入所施設における利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を通して、ADL の維持・向上及び施設生活の質（QOL）向上を推進するため、リハ職員の配置を促進し、支援の質の向上を図ります。

- ◎ **障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業** **399 百万円**
 - ・ 障害福祉分野における業務の生産性及び支援の質の向上に向けた取組を促進するため、障害者支援施設等におけるデジタル技術等の導入を支援します。
- ◎ **強度行動障害対応力向上研修【新規】** **9 百万円**
 - ・ 障害福祉サービス事業所等における強度行動障害への対応力を向上させるため、各事業所で適切な支援のマネジメントにあたって中心的な役割を果たす人材を育成する研修を実施し、支援の充実を図ります。
- ◎ **新規採用職員の職場定着支援事業【新規】** **7 百万円**
 - ・ 障害福祉サービス事業所等における新規採用職員の早期離職防止や職場定着を支援するため、職員数が少ない小規模事業者を対象として、研修及び交流会を実施します。
- ◎ **障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業** **46 百万円**
 - ・ 業務効率化やDX化推進による事業所職員の負担軽減や採用活動・育成について、専門家を派遣し、助言等を行うことで、事業所の人材確保・定着を支援します。
- ◎ **障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業** **110 百万円**
 - ・ DXをはじめとする生産性向上の取組を推進するリーダー職員を配置し、リーダー職員の育成や手当の支給を行う事業者を支援することで、障害福祉サービス事業所等が生産性向上に継続的に取り組む体制を確保します。
- ◎ **事業者指定申請受付等業務委託** **180 百万円**
 - ・ 事業所の新規指定等について、申請手続きのフローを簡略化し、DX化を図ることで、指定業務全般の迅速化・業務効率化を推進し、事業者の負担軽減による利用者支援の対応力強化を図ります。
- ◎ **福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業** **20 百万円**
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得に係る事業所への助言・指導等により、事業所における加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進することで、職員の確保及び定着を図ります。
- ◎ **障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業** **12 百万円**
 - ・ 障害福祉サービス事業所等の経営者等に対し、人材マネジメント等の研修及び取組事例等の動画配信による普及啓発を実施することで、事業所における職員の定着や資質向上を図ります。

- ◎ **区市町村障害福祉人材確保対策事業** (包括補助)
- ・ 地域社会を支える障害福祉人材の確保・育成・定着を図るため、地域の特色を踏まえて行う区市町村の取組を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]
- ◎ **訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業** 63 百万円
- ・ 居宅介護・重度訪問介護事業所が高齢者・大学生などを採用し、ヘルパーをサポートする人材を確保するための経費を助成することに加え、サポートする人材が事業所への本採用に向けて資格取得を目指す場合の経費の補助や研修を実施する区市町村の取組を支援します。
- ◎ **障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業** 31 百万円
- ・ 若手職員の確保と計画的な育成を図るため、在学中に奨学金の貸与を受けた職員に対し、奨学金返済相当額を手当として支給する障害福祉サービス事業者を支援します。
- ◎ **障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業** 384 百万円
- ・ 職員宿舍の借り上げにより、良好な居住環境の提供による働きやすい職場環境の実現と、災害時の迅速な対応を推進する事業者を支援します。
- ◎ **障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業** 12,867 百万円
- ・ 福祉・介護職員の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、地域差が大きく、生活の基盤である住居費などが高いことに着目し、福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する障害福祉サービス事業者を支援します。
- ◎ **現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業** 17 百万円
- ・ 障害福祉サービス事業所等で働く職員が、介護福祉士、精神保健福祉士等の国家資格を取得する際にかかる経費の一部を補助することにより、職員の育成を支援するとともに、サービスの質の向上を図ります。
- ◎ **代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業** 32 百万円
- ・ 障害福祉サービス事業所等が、福祉・介護職員に研修を受講させる場合等に、代替職員を派遣することで、職員の資質向上を図ります。
- ◎ **グループホーム従事者人材育成支援事業** 39 百万円
- ・ グループホームの従事者に対し、利用者への支援を行う際に必要となる知識を習得するための研修を実施することで、グループホームのサービスの質の向上を図ります。
- **東京都障害者ピアサポート研修事業** 66 百万円
- ・ 質の高いピアサポート活動実現に向け、ピアサポーターとして従事する者や、障害福祉サービス事業所等の管理者等に対し研修を行います。

- **都有地を活用した障害福祉サービス基盤の整備** —
- ・ 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図ります。
- **都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業（再掲 P95）** 94 百万円
- ・ 民間の社会福祉施設建替時の利用に供する代替施設を事業者へ貸し付け、老朽化した施設の建替えを促進します。
- **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P61、95）** 35 百万円
- ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修・耐震性が確保されている建築物への移転等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。〔耐震診断 10 施設、耐震改修 7 施設、移転支援 27 施設〕
- **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P61、95）** 13 百万円
- ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
- 〔社会福祉施設等 198 施設〕
- **災害時要配慮者対策の推進（再掲 P61、95）** 16 百万円
- ・ 区市町村の担当者等を対象とした研修会を実施するとともに、災害派遣福祉チーム（DWA T）の設置等により東京都災害福祉広域支援ネットワークの取組を実施し、災害時要配慮者対策を推進します。
- ◎ **社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業（再掲 P62、95）** 330 百万円
- ・ 社会福祉施設等に対して、緊急災害時用に非常用電源等の整備に係る費用の一部を補助することで、施設利用者の安全確保を図ります。
- ◎ **福祉避難所・福祉避難スペース整備促進等事業【新規】（再掲 P62、95）** 170 百万円
- ・ 要配慮者の避難先確保に向け、福祉避難所・福祉避難スペースの整備実態を把握するための調査を実施するとともに、福祉避難所等の整備を進める区市町村に対する支援を実施します。
- ◎ **災害拠点精神科病院等自家発電設備等整備強化事業** 388 百万円
- ・ 災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院に対し、自家発電設備等の整備に係る費用を一部補助することで、被災病院からの入院患者受入れにおける診療機能の維持を図ります。

○ **障害者（児）施設の防災・減災対策推進事業** **31 百万円**

- ・ 大規模停電時に医療的配慮が必要な利用者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備や、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等の経費を補助することで、障害者（児）施設の防災・減災対策を推進します。

○ **障害者施設における感染症対策研修・訓練支援事業** **13 百万円**

- ・ 障害者施設に対して、感染予防・まん延防止に係る研修・訓練等を適切に実施できるよう支援します。

3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により 身近な地域での生活を支援します

精神障害者、重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）、発達障害児（者）及び高次脳機能障害者への支援について、保健・医療・福祉等が密接に連携することで、一層の充実を図ります。

主な事業展開

- **精神科医療地域連携事業** **47 百万円**
 - ・ 精神障害者が地域で必要なときに適切な医療が受けられるよう、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図るため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、都内 12 の二次保健医療圏ごとに地域連携会議を設置し、症例検討会などの取組を行うほか、一般診療科向けの研修等を実施します。
- **地域精神科身体合併症救急連携事業** **48 百万円**
 - ・ 精神障害者が身体疾患に罹患した際に、地域で迅速かつ適正な医療が受けられるよう、精神科医療機関による一般救急医療機関からの相談・受入体制の整備を図るとともに、一般救急医療機関と精神科医療機関との地域における相互連携体制の強化を図ります。
- **アウトリーチ支援事業** **3 百万円**
 - ・ 未治療や医療中断等のため、地域社会での生活に困難を来している精神障害者の地域での安定した生活の確保に向け、精神保健福祉センターに設置する「アウトリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携して、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、関係機関に対して援助技法の普及を図ります。
- **精神障害者アウトリーチ支援事業** **（包括補助）**
 - ・ 地域社会での生活に困難を来している精神障害者に対する専門職チームの訪問型支援や、地域社会への定着に向けた継続的かつ計画的な支援を行うための体制整備を行う区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕
- ◎ **SNS 精神保健福祉相談【新規】** **89 百万円**
 - ・ LINE を活用した精神保健福祉相談窓口を設け、若年層をはじめとした悩みを抱える方に対応するとともに、必要に応じて各種相談支援機関につなげることで、相談体制の充実を図ります。

- ◎ **心のサポーター養成事業** **5 百万円**
 - ・ 精神疾患の早期発見・早期対応を促進するとともに、精神障害者が必要なサービスの提供を受け、周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活できる体制を整備するため、各区市町村が円滑に「心のサポーター養成研修」を実施できるよう区市町村職員向け研修を実施します。

- **メンタルヘルスケアに関する普及啓発事業【新規】** **7 百万円**
 - ・ メンタルに不調を抱えつつも医療機関や相談機関につながっていない人に向けた広報活動を展開し、こころの健康づくりを推進します。

- ◎ **入院者訪問支援事業** **30 百万円**
 - ・ 区市町村長同意による医療保護入院者等の生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行うための訪問支援員を養成し、本人の求めに応じ派遣する取組を実施します。

- **身体合併症（慢性維持透析）に係る医療提供体制の確保事業** **42 百万円**
 - ・ 入院患者に他の医療機関を受診させて維持透析を実施する精神病床を有する医療機関に対して、外来通院に係る費用を補助し、身体合併症（慢性維持透析）に係る医療提供体制の確保を図ります。

- ◎ **精神科病院における虐待防止の推進** **37 百万円**
 - ・ 改正精神保健福祉法に対応するため、精神科病院における虐待通報窓口を設置するとともに、精神科病院が、勤務スタッフによる入院患者への虐待防止、または早期発見できる体制を構築できるよう病院側の体制整備を支援するための研修を実施します。

- ◎ **精神科入院業務手続のDX化** **16 百万円**
 - ・ 各病院における業務負担の軽減や個人情報紛失リスクの低下等を図るため、精神科救急医療に係る各種調整におけるやり取りをオンライン化するためのシステムを運用します。

- **災害時こころのケア体制整備事業** **38 百万円**
 - ・ 災害時のこころのケア体制を強化するため、被災地において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「東京都災害派遣精神医療チーム」（東京 DPAT）を整備します。

〔登録機関 31 機関（令和 6 年 12 月現在）〕

- **災害時精神科医療体制整備事業** **6 百万円**
 - ・ 災害時において、被災病院から入院患者を受け入れる医療機関を「災害拠点精神科病院」及び「災害拠点精神科連携病院」に指定し、災害時の精神科医療提供体制の強化を図ります。

- ◎ **依存症対策の推進【一部新規】** **58 百万円**
- ・ 依存症対策の一層の推進に向け、依存症対策に係る計画の策定や進行管理を行うとともに、関係機関の連携強化に向けた取組等を実施します。
 - ・ 区市町村等職員向け研修や地域連携会議の実施により、地域での連携を推進します。
 - ・ 依存症ポータルサイトの構築や、ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせた普及啓発・相談を実施します。【新規】
- ◎ **精神保健福祉センター業務のDX化【新規】** **26 百万円**
- ・ 精神保健福祉センターにおける相談業務、デイケア、アウトリーチに係る記録の作成等をDX化することで、利用者支援の対応力強化を図ります。
- **介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業** **31 百万円**
- ・ 障害者支援施設等や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録、登録研修機関への初度経費補助等を行います。
- ◎ **医療的ケア児に対する支援のための体制整備事業** **89 百万円**
- ・ 医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の意見交換等を行う協議会を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターや看護職員等の人材を養成するための各種研修を実施します。
 - ・ 医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行います。
 - ・ 医療的ケア児の地域における受入れが促進されるよう、区市町村の取組に対する財政支援等を実施し、医療的ケア児に対する支援体制を整備します。
- ◎ **医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業** **7 百万円**
- ・ 訪問看護ステーション向けに人材育成研修を実施し、医療的ケア児の受入経費を補助することで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの受入拡充を図ります。
- ◎ **医療的ケア児日中預かり支援事業** **55 百万円**
- ・ 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備します。
- ◎ **医療的ケア児ペアレントメンター事業** **5 百万円**
- ・ 医療的ケア児ペアレントメンターが、医療的ケア児を育てる親が抱える就労や子育て等に関する不安や悩みについて共感し、寄り添い、必要な情報の提供を行います。

- **重症心身障害児等在宅療育支援事業** **201 百万円**
- ・ 在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児への専門医等による健康管理や看護師等による訪問看護サービスの提供に加え、NICU 等に入院している段階においても、在宅への円滑な移行のための早期支援等を実施します。
- ◎ **障害者（児）ショートステイ事業（病床確保・受入促進員配置）** **352 百万円**
- ・ 短期入所事業所において病床を確保するとともに、受入促進員である看護師等の経費を支援することで、重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）の受入れの促進を図ります。
- ◎ **障害者（児）ショートステイ事業（医療機器等整備費補助）** **101 百万円**
- ・ 新たに医療型短期入所事業に参画する等、より多くの医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備した場合に、必要となる医療機器等の整備を補助することにより、医療型短期入所における医療的ケア児等の受入れを促進します。
- ◎ **重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）** **61 百万円**
- ・ 都が指定する重症心身障害児（者）通所事業所において、看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）等の積極的な受入れの促進を図ります。
- ◎ **障害者（児）ショートステイ事業（短期入所開設支援）** **22 百万円**
- ・ 新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催する等の開設支援を行います。
- **重症心身障害児（者）通所運営費補助事業** **（包括補助）**
- ・ 在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、療育を実施するため、通所施設における適切な療育環境の確保を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕
- **重症心身障害児施設における看護師確保対策事業** **44 百万円**
- ・ 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修や資格取得の機会を提供するとともに、職場環境改善の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図ります。
- ◎ **重症心身障害児施設における看護師採用支援事業【新規】** **45 百万円**
- ・ 看護学校訪問等による看護師確保対策を行うとともに、都立療育施設の看護師の確保・定着に向けた採用ポータルサイトの構築や就職説明会等を実施し、重症心身障害児（者）への支援の充実を図ります。

- ◎ **重症心身障害児施設における医師等確保対策事業【新規】** **13 百万円**
 - ・ 医師用の宿舍の借り上げや、医師や看護師等の学会参加に係る経費の支援を実施し、都立療育施設の医師等の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図ります。

- ◎ **在宅レスパイト・就労等支援事業【一部新規】** **169 百万円**
 - ・ 重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の家族の休養（レスパイト）や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援します。
 - ・ 家族への支援を充実するため、利用上限時間を拡充します。【新規】

- ◎ **障害児の放課後等支援事業** **80 百万円**
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の放課後の支援の場の充実を図るため、看護師等専門職の配置や障害児の送迎支援等を実施する区市町村を支援します。

- **発達障害者支援体制整備推進事業** **13 百万円**
 - ・ 発達障害児（者）のライフステージに応じた地域における支援体制の整備を推進するため、支援機関に従事する専門的人材の育成を行います。
また、発達障害者支援センターと医師や弁護士等が連携し、区市町村等から寄せられる困難事例について専門的見地から支援を行います。

- **発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業** **14 百万円**
 - ・ 発達障害を早期に診断する体制を確保するため、専門性の高い医療機関を中心とした医療機関のネットワークを構築し、地域の医療機関に対して実地研修等を実施します。

- **区市町村発達障害者支援体制整備推進事業** **（包括補助）**
 - ・ 発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。
また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する取組を行う区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- **発達障害者支援センター事業** **67 百万円**
 - ・ 発達障害児（者）とその家族に対する総合的支援拠点として、相談、普及啓発、研修などを行い、発達障害児（者）の地域生活をサポートします。

- **ペアレントメンター養成・派遣事業** **8 百万円**
 - ・ 発達障害児（者）の家族の社会的及び心理的孤立を防ぎ、地域で安心して生活できるよう、同じ発達障害のある子供を持つ親の立場から相談・助言するペアレントメンターの養成を行う区市町村の支援や、家族同士で支援できる体制の構築等の支援を行います。

- ◎ **発達障害児等巡回支援専門員整備事業** **81 百万円**
- ・ 保育所等への巡回支援を実施し、早期に支援を行うための体制整備を図り、発達障害児やその家族への支援の強化等を図る区市町村を支援します。

- ◎ **発達検査体制整備支援事業【新規】** **355 百万円**
- ・ 誰もが安心して発達検査を受けられる体制を整備するため、検査体制の充実を図る区市町村に対する支援や、医療機関の初診待機解消に係る経費の補助、保護者への情報提供を行うとともに、デジタル技術を活用した発達障害児への支援手法の調査等を実施します。

- **高次脳機能障害支援普及事業【一部新規】** **81 百万円**
- ・ 高次脳機能障害者への支援を行うことを目的として、地域生活や就労などの専門的な相談支援、区市町村や関係機関等の地域ネットワークの構築、人材育成を図る研修等を実施するとともに、地域において高次脳機能障害に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図ります。
 - ・ 障害福祉サービス事業所等に従事する、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる支援者を養成する研修を実施します。【新規】

- ◎ **摂食障害治療支援体制整備事業** **12 百万円**
- ・ 摂食障害の治療および回復支援を目的として、「東京都摂食障害支援拠点病院」を設置し、摂食障害に関する普及啓発等を実施するとともに、関係機関との連携体制を整備します。

- **医療連携型グループホーム事業** **(包括補助)**
- ・ グループホームにおいて医療的ケアが必要な障害者を受け入れるため、医療支援を行う生活支援員等を配置するとともに、医療連携ケア会議等により、医療的ケアが必要な障害者のグループホーム受入促進に主体的に取り組む区市町村を支援します。

[障害者施策推進区市町村包括補助]

- **心身障害者（児）医療費の助成** **16,671 百万円**
- ・ 障害者の保健の向上及び福祉の増進を図るため、身体障害者手帳１・２級（内部障害は３級まで）、愛の手帳１・２度、精神障害者保健福祉手帳１級に該当する方を対象に、医療費の一部を助成します。

4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

主な事業展開

- ◎ **東京都障害者就労支援協議会** **4 百万円**
 - ・ 経済団体、企業、労働・福祉・教育・医療関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。[年2回]
- ◎ **「東京チャレンジオフィス」の運営** **96 百万円**
 - ・ 都庁内に設置したオフィスの運営を通じ、知的障害者、精神障害者が会計年度任用職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援します。
- ◎ **区市町村障害者就労支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、職業相談や就職準備、職場定着など就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。また、地域開拓促進コーディネーターの配置を支援し、就労希望者の掘り起こしと企業側に対する障害者雇用の働きかけを推進します。[障害者施策推進区市町村包括補助]
- ◎ **就労支援機関連携スキル向上事業** **8 百万円**
 - ・ 就労支援機関等を対象に、企業へのアプローチ・マッチング、精神障害者の就労定着支援に必要な医療機関との連携及び就労定着支援に必要な知識・スキルを付与する各種研修を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図ります。
- ◎ **精神障害者就労定着連携促進事業** **47 百万円**
 - ・ 精神障害者就労定着支援連絡会を設置し、医療機関・就労支援機関・企業等の連携を推進するとともに、各障害者就業・生活支援センターに医療機関連携コーディネーターを配置し、就労を希望する精神障害者を就労支援機関につなぎ、企業等への就労と定着の促進を図ります。

- **就労継続支援A型事業所経営適正化事業** **6 百万円**
 - ・ 経営維持向上セミナーの実施やアドバイザーの派遣等により、企業的経営手法の導入を図ることで、就労継続支援A型事業所の収益性の向上や業務の効率化等、適正な事業所運営に向けた取組を支援します。

- ◎ **就労継続支援B型事業所マネジメント事業** **89 百万円**
 - ・ 就労継続支援B型事業所が工賃向上を目指す上で抱える様々な課題について、事業所の状況に応じて自ら解決できるよう伴走型支援を実施します。

- ◎ **区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築** **30 百万円**
 - ・ 就労継続支援B型事業所のネットワーク、区市町村、企業、その他関係者からなる協議の場を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。

- ◎ **福祉・トライアルショップの展開** **243 百万円**
 - ・ 福祉施設の商品を扱うトライアルショップ「KURUMIRU」を安定して運営するとともに、ネット通販を展開し、就労継続支援B型事業所における自主製品の販路拡大及び工賃向上を図ります。

- ◎ **生産活動に係る営業開拓等支援事業** **29 百万円**
 - ・ 就労継続支援B型事業所に対し、事業所の状況に応じて、仕事が受注できるよう、企業と事業所の間で仕事のマッチングができる環境を構築し、営業活動を支援します。

- ◎ **デジタル技術でつなぐ重度障害者の就労支援プラットフォーム事業【新規】** **41 百万円**
 - ・ 外出が困難で一般就労が難しい重度障害者のデジタル技術を活用した就労を支援するため、コーディネーターにより重度障害者や関係機関をつなぎ、必要な情報を発信するプラットフォームを構築します。

- ◎ **福祉施設における工賃アップの推進** **2 百万円 包括補助**
 - ・ **経営コンサルタント派遣等事業** **(包括補助)**

区市町村が地域のネットワークの核となる福祉施設に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップを推進するための経費を補助することで、工賃向上を図ります。
[障害者施策推進区市町村包括補助]
 - ・ **工賃アップセミナー事業** **2 百万円**

販路の拡大方法等の工賃引上げのための研修や、利用者と作業のマッチングのアドバイス等を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図ります。

◎ 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業

6 百万円

- ・ 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。

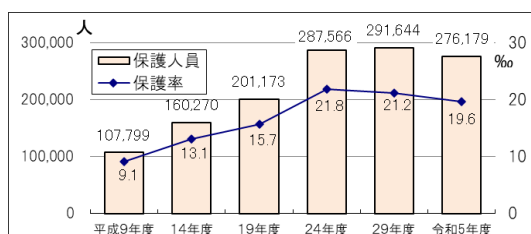
第4 都民の生活を支える取組を推進します

（低所得者・離職者対策）

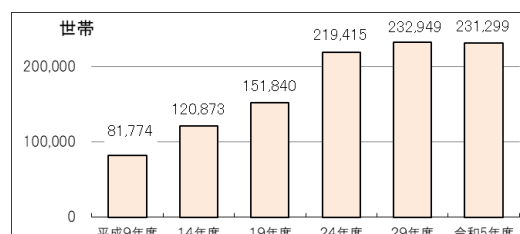
- 都は、生活安定・正規雇用への意欲を持つ人を支援するため、区市町村が主体的に行う低所得者・離職者対策への支援を行うとともに、住居喪失不安定就労者等を対象としたサポートセンターの設置や生活資金等の貸付けに取り組むなど、様々な施策を展開してきましたが、生活保護受給世帯数は横ばいで推移しています。

＜生活保護の動向＞

○ 被保護人員・保護率の推移



○ 被保護世帯の推移



資料：東京都福祉局・保健医療局「福祉衛生統計年報」

- 都は、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に平成 27 年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく区市の任意事業の実施を促進してきました。生活困窮者が抱える複合的かつ複雑な課題や、困窮に至った根本の原因を明らかにして、より質の高い支援を行うため、支援員が高い専門知識や技術、ノウハウを習得することができるよう、引き続き、広域的な見地から、区市を支援していく必要があります。

＜都内における任意事業の実施状況（令和6年度）＞

事業名	区分	実施	未実施
就労準備支援事業	区	23	0
	市	24	2
	区市計	47	2
一時生活支援事業（注）	区	9	14
	市	1	25
	区市計	10	39
家計改善支援事業	区	23	0
	市	25	1
	区市計	48	1
子供の学習・生活支援事業	区	20	3
	市	22	4
	区市計	42	7

（注）一時生活支援事業は、都区共同事業とは別に実施している区市数

資料：東京都福祉局調べ

- 生活困窮者自立支援法施行後、相談につながった多くの人に支援の効果が表れてきている一方で、まだ支援につながっていない生活困窮者が数多くいると考えられ、今後とも、適切に窓口につなげていく必要があります。
- 都は、特別区と共同してホームレス対策に取り組んでおり、ホームレスの数は、漸減傾向にあります。一方で、路上生活が長期化し、高齢化したホームレスの存在が課題となっており、引き続き、本人の状況に応じて適切な福祉施策につなぐなど、重点的な支援が必要です。

（地域生活課題への対応）

- 少子高齢化の急激な進行、高齢世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化など、地域の状況が変化し続けており、高齢の親とひきこもりの状態にある子が同居するいわゆる 8050 問題など、複合的な課題を抱えた住民や世帯への支援が課題となっています。
- 令和2年の社会福祉法改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、区市町村が対象者別に各法に基づき実施してきた相談・支援・体制整備等に関する事業（重層的支援体制整備事業）を、一体的かつ重層的に実施できることとされました。
- 都は、令和元年度に、ひきこもりに係る支援を担当する組織を福祉保健局（当時）に移管し、区市町村や保健所、精神保健福祉センターなどの関係機関との一層の連携を図るなど、相談体制を強化しています。また、令和3年12月に、令和8年度までの6年間を計画期間とする「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉を推進するため、区市町村を支援する施策を展開しており、令和6年3月に中間見直しを行いました。
今後、複雑化・複合化する地域生活課題に対応していくためには、身近な地域において、行政内部での連携はもとより、地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多様な主体同士の連携を進め、分野や世代を超えたきめ細かな支援体制を構築することが必要です。

（福祉人材の確保・定着・育成）

- 高齢化の進展により今後更に増加が見込まれる介護分野をはじめ、保育分野や障害福祉分野などの福祉サービスへのニーズに対応していくためには、福祉人材を安定的に確保するとともに、質の向上に取り組む必要があります。

- しかしながら、福祉人材の確保は、経済情勢や他の業種の動向に影響されやすく、少子化により若年労働人口が減少する中、ますます困難な状況となっています。都内の令和5年度の介護関連職種の有効求人倍率は7.61倍となっており、全職業の1.49倍を大きく上回っています（有効求人倍率のグラフについては、P87参照）。
- 都は、これまで、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、就職説明会等による採用支援、各種研修による能力向上の促進などを行ってきましたが、このような状況に対応するため、福祉人材の確保・定着・育成に向けた取組を、関係機関とも連携しながら強力に進めていく必要があります。

（福祉のまちづくりの推進）

- 都は、高齢者、障害者を含めた全ての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりを実現するため、平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しました。
- 平成21年には、従来のバリアフリーによる考え方からユニバーサルデザインの考え方を基本とした内容に条例を改正し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりに取り組んでいます。
- 令和6年3月には、令和10年度までの5年間を計画期間とする新たな「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました（本計画については、P14参照）。
- 今後、この計画に基づき、東京2025デフリンピックも見据え、「誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会」を目指して、ハード面の取組と情報バリアフリーの充実や心のバリアフリーの推進などのソフト面の取組を一体的に進めていきます。

（令和7年度の取組）

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます**
- 2 地域生活課題への対応に向けた取組を進めます**
- 3 福祉人材の確保・定着・育成への取組を充実します**
- 4 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます**

1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます

低所得者・離職者の就労・住居の確保、生活の安定に向けて、第二のセーフティネットの活用や都独自の区市町村支援等を行うことで、国・区市町村等と連携して効果的な施策を展開していきます。

主な事業展開

- ◎ **自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業** 32 百万円
 - ・ 都内の自立相談支援機関窓口の従事者に対し、研修や助言・相談を行うことで、生活困窮者に対する支援の質の向上を図ります。
- **生活困窮者自立支援事業** 103 百万円
 - ・ 都内町村部において、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施することで、生活困窮者等に対する支援を行います。
- ◎ **子供サポート事業立上げ支援事業** （包括補助）
 - ・ 生活困窮者世帯の子供に対して支援を実施する民間団体による事業の立上げ支援や、民間団体間の連携促進に取り組む区市町村を支援することにより、子供の学習支援事業や子供の居場所創設事業（P71参照）の充実を図ります。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕
- ◎ **フードパントリー設置事業** （包括補助）
 - ・ 住民の身近な地域に、生活困窮者に対して食料提供を行うと同時に、生活困窮者から生活の状況や困りごと等を聴く機能を持つ「フードパントリー（食の中継地点）」を設置することで、適切な相談支援機関等につなぐ取組を行う区市町村を支援します。
〔地域福祉推進区市町村包括補助〕
- **フードパントリープラットフォーム整備事業** （包括補助）
 - ・ フードパントリー事業者間の連携を推進することで、地域における生活困窮者への食料提供を通じた支援体制を充実させる取組を行う区市町村を支援します。
〔地域福祉推進区市町村包括補助〕
- **フードパントリー緊急支援事業** 203 百万円
 - ・ 食料価格が上昇する中でも、生活困窮に陥った方への食の提供と適切な支援機関につなぐ取組を実施する区市町村社会福祉協議会等を支援します。

◎ **住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業** **1,817 百万円**

- ・ 都内に拠点相談所を設置し、インターネットカフェなどでの生活を余儀なくされる低所得者・離職者等に対する生活・居住・就労相談等を実施するとともに、区市等の自立相談支援窓口への後方支援を行います。

◎ **受験生チャレンジ支援貸付事業【一部新規】** **5,303 百万円**

- ・ 低所得世帯の子供たちの進学に向けた取組を支援するため、学習塾等の受講料及び高校・大学等の受験料の負担が経済的に困難な低所得世帯に対して、貸付けを行います。
- ・ 本事業の活用を促進するため、SNS 等による周知を行うとともに、申請の受付事務を行う区市町村を支援します。
- ・ 利用者の利便性の向上を図るため、申請手続の DX 化に必要な要件定義・基本設計を行います。【新規】
- ・ これまでの広報の取組に加え、広報手法や広報時期なども踏まえて、取組を強化します。

[（貸付限度額）学習塾等受講料：30 万円、高校受験料：2 万 7 千 4 百円、大学等受験料：12 万円]

◎ **ホームレス対策の強化** **1,981 百万円**

- ・ **自立支援センター事業**
路上生活者が就労して自立し、地域で安定した生活を営むことができるよう支援するため、都区共同で自立支援センターを運営します。
- ・ **巡回相談事業**
路上生活者に対する巡回相談や自立支援センターの退所者に対して訪問による相談助言等を行います。
- ・ **支援付地域生活移行事業**
路上での生活が長期化・高齢化した路上生活者に対し、重点的な相談を行うとともに、一時的な住まいにおいて、地域生活へ移行するために必要な見守り等の支援を行うことにより、路上生活からの脱却を支援します。

◎ **新生活サポート事業** **108 百万円**

- ・ 生活の再生や自立への意欲のある多重債務者や児童養護施設入所者等に対し、生活相談を行うとともに、必要に応じ資金を貸し付けることにより支援します。

2 地域生活課題への対応に向けた取組を進めます

高齢の親とひきこもりの状態にある子が同居するいわゆる 8050 問題などの複合的な課題等に対応できるよう、身近な地域における相談支援体制の充実に向けた取組を行う区市町村への支援など、様々な施策を展開します。

主な事業展開

◎ 重層的支援体制整備促進事業

19 百万円

- 対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を区市町村が一体的に実施する重層的支援体制整備事業について、自治体間の連携等により、地域に合った体制が構築されるよう支援します。

◎ ひきこもりに係る支援事業

384 百万円

- ひきこもりの状態にある当事者やその家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援についての検討及び情報共有を行います。
- ひきこもりについての理解を深めるとともに、当事者やその家族が必要な情報を得ることができるよう、都民や関係者への普及啓発及び効果的な情報発信を行います。
- 東京都ひきこもりサポートネットにおいて、ひきこもりについての相談を広く受けるとともに、元当事者やその家族によるピアオンライン相談を実施します。
- 身近な地域で切れ目のない支援体制を整備する区市町村等を支援します。
- 相談員や支援員、地域包括支援センターの職員、民生委員・児童委員等への研修を実施します。
- 区市町村等において相談窓口や居場所を運営する現場の支援者が一同に集まり、支援事例の共有や意見交換等を行う交流会を開催します。

○ 生活支援付すまい確保事業（再掲 P96）

（包括補助）

- 住宅セーフティネット法に基づく住居（東京ささエール住宅）以外の住居等を対象に、居住支援協議会*等を活用して、低所得高齢者等の状況に応じた住まいの確保と見守り等の生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援します。

[地域福祉推進区市町村包括補助]

*住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て家庭など住宅の確保に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織

○ 地域サポートステーション設置事業

（包括補助）

- 地域住民同士のつながりを醸成し、地域の課題を解決していくための気付きが生まれる場を整備するために、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点（多世代交流拠点）の設置に取り組む区市町村を支援します。[地域福祉推進区市町村包括補助]

- ◎ **人生100年時代セカンドライフ応援事業（再掲P90）** **348百万円**
- 多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりや自己実現の機会を提供する区市町村を支援し、人生100年時代において高齢者の誰もが地域ではつらつと活躍できる社会を実現します。

- **民生委員・児童委員活動の推進** **1,443 百万円**
- 地域で援助を必要とする人を把握し、日常的な見守りや相談・支援、助言等にあたるとともに、福祉事務所、児童相談所など関係機関に対する協力活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援します。

- **民生委員・児童委員活動環境整備事業** **（包括補助）**
- 各地域で民生委員・児童委員に協力して活動する民生・児童委員協力員の配置、班体制等支え合いの仕組みの立ち上げ・運営、パンフレットや活動マニュアルの作成等、民生委員・児童委員の活動環境の整備に資する取組を行う区市町村を支援します。

[地域福祉推進区市町村包括補助]

- ◎ **民生・児童委員活動デジタル活用特別整備支援事業【新規】** **368 百万円**
- 地域の民生委員・児童委員の活動内容に応じた、デジタル環境の整備を支援します。

- **福祉サービス総合支援事業** **（包括補助）**
- 福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、苦情対応、権利擁護相談などの福祉サービス利用に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的、一体的に実施するための支援を行います。[地域福祉推進区市町村包括補助]

- ◎ **成年後見活用あんしん生活創造事業** **18 百万円 包括補助**
- 都民の誰もが身近な区市町村で成年後見制度の利用相談等が受けられるよう、成年後見制度推進機関の機能の充実や地域連携ネットワークの強化を図る区市町村を支援するとともに、研修の実施等により、利用者の意思決定支援（自己決定）や身上保護を重視した後見業務の実現を図ります。[一部地域福祉推進区市町村包括補助]

- ◎ **単身高齢者等の総合相談支援事業（再掲P89）** **（包括補助）**
- 単身高齢者等が抱える将来への様々な不安を解消するため、終活等に関する総合的な相談窓口の設置等を行う区市町村を支援します。[地域福祉推進区市町村包括補助]

- **災害弔慰金等の支給** **—**
- 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき区市町村が実施する、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に要する費用の負担を行います。

○ 災害援護資金の貸付け

5 百万円

- ・ 災害弔慰金の支給等に関する法律並びに災害援護資金に係る都貸付金貸付要綱及び東京都市災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき区市町村が実施する、災害援護資金の貸付けに要する経費の負担を行います。

3 福祉人材の確保・定着・育成への取組を充実します

今後の高齢者の増加等に伴う福祉人材の需要増加に対応するため、福祉の仕事の魅力を高めるとともに、人材確保や早期離職防止に関する介護事業者の取組を支援するなど、福祉人材の確保・定着を図ります。

また、質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成を支援します。

主な事業展開

◎ 東京都福祉人材センターによる就労支援の強化 348 百万円

福祉分野の無料職業紹介事業を実施するとともに、以下の取組を行います。

- ・ キャリアカウンセリング・就職支援セミナー
介護福祉士等の有資格者を対象として、就職支援セミナーを実施し、介護分野等への再就職を支援します。
- ・ 地域密着相談面接会
身近な地域での就職を希望する求職者等に対し、地区社協、ハローワーク等と連携し、地域の福祉事業者が出展する相談面接会を開催します。
- ・ 福祉・介護人材のマッチングの強化
東京都福祉人材センターの相談員がハローワーク等に出向き、求職者の相談に応じて就職を支援するとともに、事業者の求人開拓を行います。
- ・ 福祉の仕事就職フォーラム
学生等を対象とした大規模な就職説明会を開催し、学生や求職者が事業者から事業内容や勤務条件等について直接話を聞ける場を提供するとともに、福祉の仕事の現状や魅力を伝え、業界の未来を担う人材を確保します。
- ・ 東京都福祉人材センター多摩支所の運営
東京都福祉人材センターの多摩支所（立川市）を運営し、福祉の仕事の紹介・あっ旋を行います。
- ・ 次世代の介護人材確保事業
中学・高校への訪問セミナーや、次世代を担う中学・高校生を対象とした福祉施設での職場体験を実施するとともに、小中高校の教員に福祉の仕事の魅力や重要性を伝える動画を発信し、福祉の仕事に対する興味関心を高めていきます。
- ・ 人材定着・離職防止に向けた相談支援事業
福祉事業所で働く職員等を対象に、仕事や職場環境等に関する相談を受け付ける相談窓口を設置し、人材の定着と離職防止を図ります。
- ・ 事業所に対する各種育成支援事業
小・中規模の事業所における職場研修の実施を支援するため講師派遣や研修アドバイザーによる相談・助言等を行い、事業所職員のキャリアアップや資質の向上及び職場定着を図ります。

- **福祉人材確保対策の推進（再掲 P218）** **38 百万円**
 - ・ 福祉関係団体等が参画する協議体を設置し、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組の方向性や具体策を検討し、施策の推進に繋げるとともに、福祉人材の魅力を発信するムーブメントを創出していきます。

- ◎ **東京都福祉人材情報バンクシステムによる情報発信** **57 百万円**
 - ・ 福祉職場に関心のある方に、ポータルサイト「ふくむすび」（東京都福祉人材情報バンクシステム）への登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信します。

- ◎ **福祉の仕事イメージアップキャンペーン事業** **43 百万円**
 - ・ 福祉人材の確保を図るため、若年層はもとより、幅広い世代に福祉の仕事の魅力・やりがい等を発信する普及啓発キャンペーン等を実施します。

- ◎ **働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業【一部新規】** **108 百万円**
 - ・ 働きやすさの指標となるガイドラインを踏まえた職場づくりに取り組み、「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」を行う事業所の情報を公表し、福祉人材の確保を図ります。
 - ・ 宣言事業の認知度を高め、事業を広く活用してもらうため、特設サイトを開設するとともに、取組の好事例を紹介する WEB コンテンツを作成します。【新規】

- ◎ **潜在有資格者就労促進事業【新規】** **189 百万円**
 - ・ 潜在的な有資格者に対し、就職支援アドバイザーによるきめ細かなマッチングやリスキリング研修等により再就業等を支援します。

- ◎ **ふくしチャレンジ職場体験事業** **210 百万円**
 - ・ 職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、求職者と求人事業所双方のニーズに応え、未経験者等の福祉分野への入職・定着を促進します。

- ◎ **マーケティングツールを活用した情報発信** **35 百万円**
 - ・ 都が進める福祉人材確保施策に係る情報発信を強化し、新たな福祉人材の掘り起しを進めるため、効率的かつ効果的な広報施策の展開を実施するためのマーケティングツールを活用した取組を実施します。

4 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

ユニバーサルデザインの考え方を理念とした福祉のまちづくり条例に基づき策定した推進計画を着実に実施し、区市町村、事業者、都民等と連携しながら、全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりをより一層推進します。

主な事業展開

- **福祉のまちづくりの普及・推進** 20 百万円
 - ・ 福祉のまちづくり推進協議会等を運営し、全ての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりの実現のため、都民、事業者及び区市町村等と連絡調整を図りながら施策を進めるとともに、福祉のまちづくりの理念などの普及・推進活動を行います。

- ◎ **情報バリアフリーの普及推進【一部新規】** 28 百万円
 - ・ ユニバーサルデザインに関する情報サイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」*の活用促進を図ります。
 - * 高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイト
 - ・ 車椅子利用者対応トイレ等の設置場所や設備等の情報を収集し、都が公表するオープンデータ情報の更新を行います。
 - ・ 「Tokyo ユニバーサルデザインガイドライン（視覚情報版）」に基づいた刊行物作成等の取組を着実に推進するため、庁内及び区市町村職員等を対象としたオンライン説明会を開催します。【新規】

- ◎ **心のバリアフリーの理解促進** 46 百万円
 - ・ 幅広い層の都民に心のバリアフリーの理解が広まるよう、ホームページによる体系的な情報発信や、動画やキャッチコピーによる分かりやすく効果的な普及啓発、小中学生を対象とした心のバリアフリーに関するポスターコンクール、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発等を行います。
 - ・ 心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施などに自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業を心のバリアフリーサポート企業として登録し、その取組状況を公表します。

- ◎ **心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援** （包括補助）
 - ・ 心のバリアフリーに関するガイドラインを活用しながら、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーターの養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援します。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕

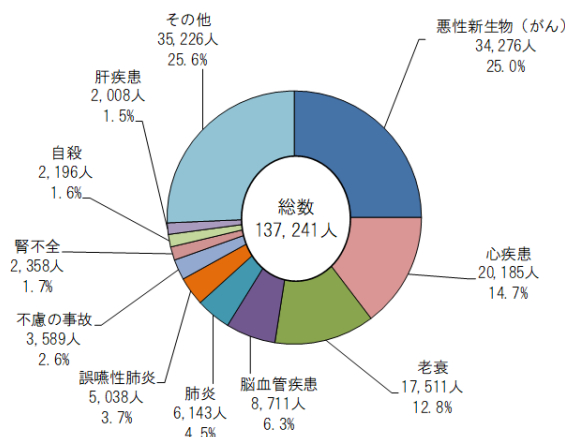
- **こども向けバリアフリーアニメーション【新規】** **80 百万円**
- ・ 子供が分かりやすく、楽しく学べるよう、キャラクター等とコラボレーションしたアニメーションを作成・発信することで、子供のバリアフリーに関する理解を一層促進します。
- ◎ **ユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る推進事業** **64 百万円**
- ・ 透明ディスプレイ、多言語放送システム等のユニバーサルコミュニケーションに係る最新のデジタル技術を導入する区市町村を支援し、情報バリアフリーの取組を促進します。
- **情報バリアフリーに係る充実への支援** **(包括補助)**
- ・ 地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕
- **公共トイレへの介助用ベッド設置促進事業** **(包括補助)**
- ・ 公共トイレのバリアフリー化を一層推進するため、公共トイレへの介助用ベッドの計画的な設置に取り組む区市町村を支援します。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕

第5 ライフステージを通じた健康づくりの取組等を推進します

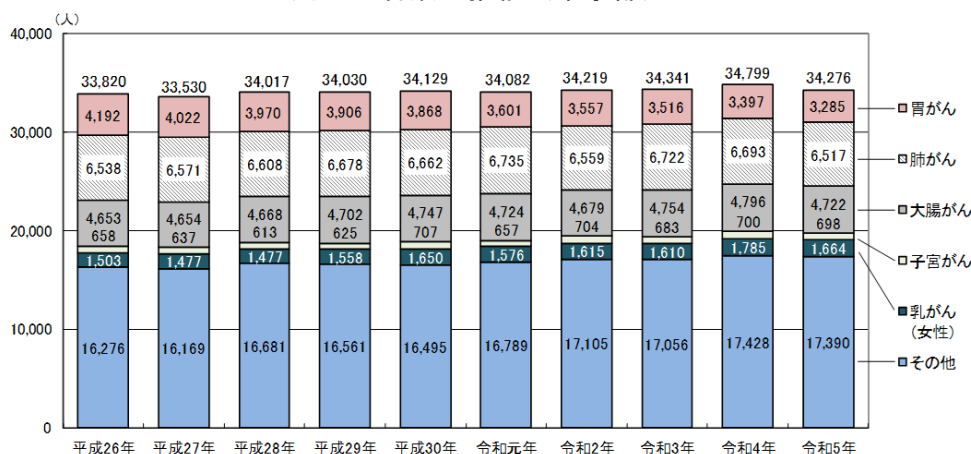
（都民の健康をめぐる状況）

- 我が国の疾病構造は、生活水準の向上や医療技術の進歩に伴い、かつての結核などの感染症から大きくシフトし、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病が大きな割合を占めるようになりました。都民の主要な死因では、がん、心疾患、脳血管疾患が約5割を占めています。

＜令和5年主要死因割合（東京都）＞

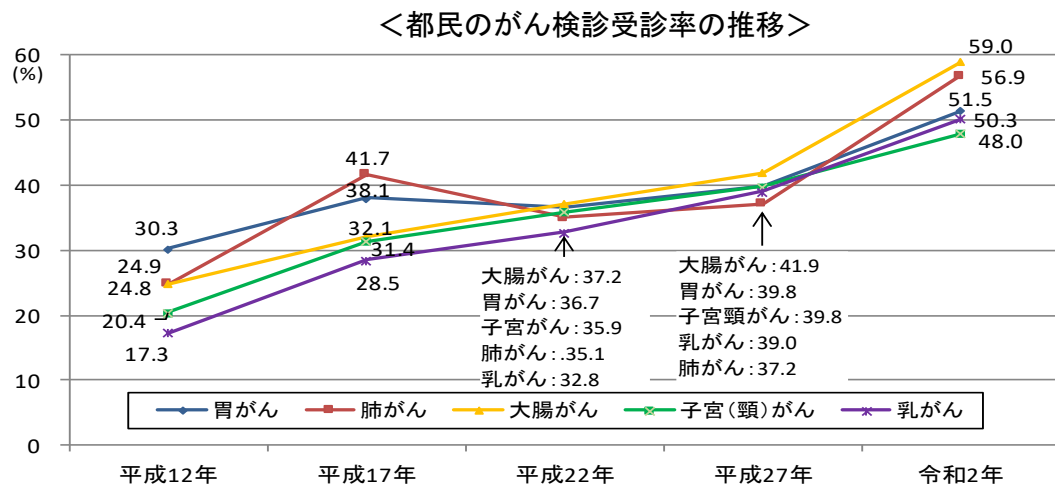


＜がん別死亡者数の推移（東京都）＞



資料：両グラフとも厚生労働省「人口動態統計」より作成

- がんの死亡率減少のためには、生活習慣改善による発症予防や、定期的ながん検診の受診による早期発見が重要です。都民のがん検診受診率は上昇傾向にありますが、都の目標を50%から60%以上に引き上げたことも踏まえ、一層の受診率向上に向けた取組が必要です。



資料：東京都保健医療局「老人保健法等に基づく健康診査及びがん検診の対象人口率調査」及び「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」

- 40歳から74歳までの都民の約4人に1人は糖尿病又はその予備群と推計されています。都民の食生活や運動の状況の調査結果では、野菜や果物は適切な摂取量に届いておらず、食塩は望ましい摂取量を超えています。また、20歳以上の都民の1日の歩数は全国平均を上回っていますが、健康づくりのために推奨されている歩数である1日8,000歩以上歩いている人の割合は、20歳から64歳まででは男性で50%程度、女性で40%程度となっています。
- 今後、さらなる高齢化の進展が見込まれる中、生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送れるよう、社会生活を営む上で必要な生活機能を維持し、健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延ばすことが大切です。
- そのためには、日常生活の中での適切な量と質の食事、適度な身体活動・運動等を確保することや、特定健康診査等の健(検)診を定期的に受診することなどにより、生活習慣病の発症・重症化を予防することや、心身の両面から健康を保持することが必要です。
- また、たばこによる健康影響に対する取組も重要です。都は、受動喫煙対策の一層の推進を図るため、平成30年6月に「東京都受動喫煙防止条例」を制定し、令和2年4月に全面施行しました。今後も、都民や事業者の理解促進を図るとともに、受動喫煙を防ぐ環境整備を進めていく必要があります。禁煙希望者への支援をさらに進めることも必要です。
- 健康づくりは、都民一人ひとりの主体的な取組とともに、区市町村や関係団体等を含めた多様な主体による取組や健康づくりに関する社会環境の整備など、社会全体の支援により、誰一人取り残さない健康づくりを推進することが必要です。

（難病患者を取り巻く状況）

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月に施行され、医療費助成の対象となる指定難病は、令和7年3月時点で341疾病となっています。
- 難病は、発病の機構が明らかでなく（原因が不明又は病態が未解明など）、治療方法が確立していない希少な疾病とされており、長期療養が必要な一方、適切なケアがあれば就労等が可能であるなど、患者の状況は多様です。難病患者が安心して療養生活を送るためには、早期診断により適切な医療を受けられる体制整備や、相談支援の充実が必要です。

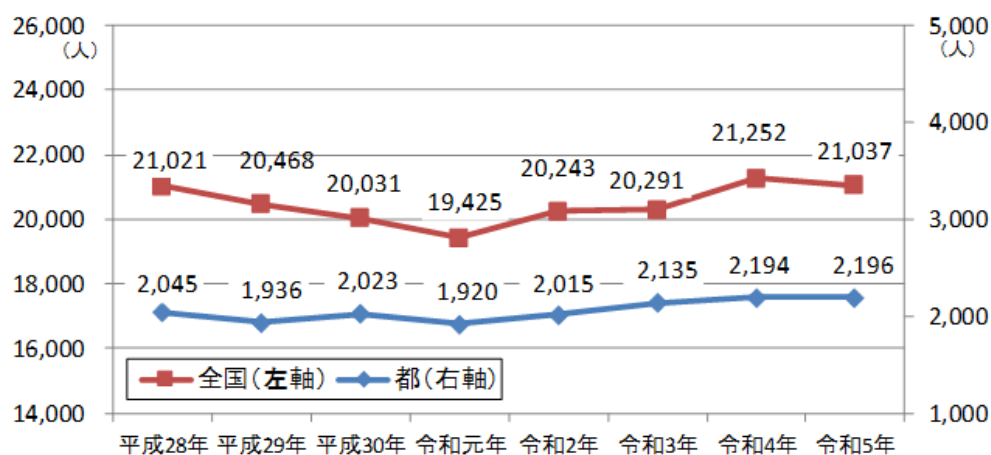
（自殺に関する状況）

- 令和5年の全国の自殺による死亡者数は21,037人、都内では2,196人となっており、令和2年以降増加し、高い水準にあります。

また、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症による影響は、健康問題にとどまらず、失業や休業等による就労環境の変化や、生活の不安定化等による心身面の不調など、都民生活のあらゆる面に拡大し、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことが指摘されています。

自殺の背景には、健康問題や経済問題など様々な要因が複雑に絡み合っており、自殺対策は福祉、医療、経済、教育等の関係機関の連携のもと、社会全体で取り組む必要があります。

＜自殺者数の推移（全国・東京都）＞



資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

（都の取組）

【健康づくりの推進】

- 「東京都健康推進プラン21（第三次）」（令和6年3月策定）に基づき、生活習慣の改善などに向けた広域的な普及啓発や人材育成を行うとともに、区市町村や関係団体等とも連携し、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）の観点も踏まえ、ライフステージ等に応じた都民の健康づくりのための取組を進めています（プランについては、P23参照）。

- ホームページ等の様々な媒体を活用し、適切な量と質の食事や身体活動・運動等の健康づくりに関する普及啓発を行うなど、都民の主体的な生活習慣の改善に向けた取組を推進しています。あわせて、自然に健康な行動を取ることができる環境づくりを推進するなど、健康づくりを支える社会環境の整備を進めています。
- また、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙対策に関する普及啓発等の取組を引き続き進めるとともに、希望者が禁煙に取り組みやすいよう環境整備を進めています。

【がんの予防、早期発見】

- 「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」（令和6年3月）に基づき、がんの早期発見・早期治療につなげるため、がんの種別や対象年齢等に応じたキャンペーンを実施するなど、がん検診の受診促進を図るとともに、区市町村や職域における科学的根拠に基づくがん検診の実施、受診率・精度管理の向上に向けた取組を支援しています（本計画については、P21参照）。

【難病対策】

- 難病患者の療養生活を支援するため、国の指定難病及び都独自に対象としている疾病について医療費助成を行うとともに、在宅難病患者への支援事業を実施しています。また、国の基本方針等を踏まえ、難病医療提供体制の確保や、地域における支援体制の強化、相談支援の充実等に取り組んでいます。

【自殺対策】

- 社会全体の自殺リスクを低下させ、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を実施するため、「東京都自殺総合対策計画（第二次）」（令和5年3月）に基づき、総合的に取組を推進していきます（本計画については、P25参照）。

（令和7年度の実施計画）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します2 難病患者の療養生活を支援します3 自殺対策を総合的に推進します |
|--|

1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します

健康づくりの基本となる生活習慣の改善や、生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防、生活機能の維持・向上等に向けた取組を行うなど、都民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

また、がんの早期発見の鍵となるがん検診の受診率向上に向け、検診受診の重要性について普及啓発を行うとともに、都民が質の高いがん検診を受診できるよう体制を整えます。

主な事業展開

○ 「東京都健康推進プラン21（第三次）」の推進 55 百万円

- 「東京都健康推進プラン21（第三次）」（令和6年3月）の着実な推進と実効性の確保に向け、東京都健康推進プラン21推進会議や部会を開催し、区市町村や関係団体等の連携・協力を図りながら取組の方策等を検討します。また、研修により、区市町村等における健康づくりの指導的役割を担う人材の育成を図ります。さらに、都民等の健康づくりを支援するためのポータルサイト「とうきょう健康ステーション」について、サイト構成の見直しや検索等の機能拡充などにより、情報へのアクセス性の向上を図ります。

◎ とうきょう健康応援事業 203百万円

- 都民の主体的な健康づくりにつなげるため、区市町村が行うインセンティブを用いた健康づくり事業と連携し、協賛店による優待サービスや東京ポイントの付与といったインセンティブを都が提供することで、都民の健康づくりの取組を促進します。

※ 東京ポイント：都では社会的意義のある活動への参加促進や地域振興に活用できる「東京都公式アプリ（東京アプリ）」を構築し、社会的意義のある活動に参加した際などに都独自のポイント（東京ポイント）を付与する取組を進めている。

◎ 生活習慣改善推進事業 22 百万円

- 都民が自ら負担感なく生活習慣の改善に取り組めるよう、野菜を多く使用したメニューの提供など健康に配慮した取組を行っている飲食店等を紹介するとともに、区市町村等のウォーキングマップを集約したポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」をより利用しやすく拡充するなど、区市町村や民間団体と連携し、普及啓発と環境整備を行います。

また、小売販売事業者と連携した減塩惣菜の普及等を通じて、生活習慣病を予防するための食生活についての普及啓発と環境整備を行います。

- ・ WEBページ「気軽に実践！健康づくり応援ガイド」において、日常生活で実践しやすい健康づくりを紹介するなど、都民の健康づくりを支援します。

○ 職域健康促進サポート事業 40 百万円

- ・ 都がこれまで実施してきた「健康づくり」「がん対策」「肝炎対策」「感染症対策」の知見の効果的な普及啓発と事業者における取組の促進を図るため、「健康経営アドバイザー」を活用して、事業者に対する取組支援を行います。

◎ 糖尿病予防対策事業 2 百万円

- ・ 糖尿病の発症を予防するため、糖尿病への正しい理解と生活習慣の改善や健診受診等の実践を促す啓発資材を作成し、区市町村や医療保険者等を通じて普及啓発を行います。

◎ 受動喫煙対策の推進 54 百万円 包括補助

- ・ 都民や事業者、東京を訪れる人を対象として、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙対策に関する普及啓発を行います。
- ・ 専門相談窓口を設置し、都民や施設管理者等からの個別相談に対応するとともに、アドバイザーを施設等に派遣し、喫煙専用室の整備等に関する助言を行います。
また、ホームページ上で都民や事業者が入力した質問に AI が自動応答する「チャットボット」により、利便性の向上を図ります。
- ・ 都民及び事業者に対して法や条例の認知度等を把握するための調査を実施するとともに、都保健所に補助員を配置し、受動喫煙対策の円滑・適正な実施体制を整備します。
- ・ 公衆喫煙所の整備や禁煙治療費の助成など、区市町村が行う受動喫煙防止等に関する取組を支援します。[保健医療政策区市町村包括補助]

○ 喫煙の健康影響に関する普及啓発の推進 10 百万円

- ・ 小・中・高校生を対象に 20 歳未満喫煙防止・受動喫煙防止ポスターコンクールを実施し、入賞作品を用いて普及啓発を行います。
また、小・中・高校別に保健の授業等で使用できる喫煙防止教育の副教材を配布し、正しい知識の普及を図ります。
さらに、両親学級等で使用できる啓発資材を区市町村等に配布し、母親だけでなく、父親にも喫煙の健康影響等を啓発します。
- ・ WHOが定めた世界禁煙デー、厚生労働省が定めた禁煙週間に合わせ、都内ランドマーク施設のライトアップや都内各所での動画掲出を実施し、禁煙や受動喫煙防止にかかる普及啓発を行います。

○ COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策

5 百万円

- ・ COPDによる死亡率の減少を図るため、喫煙者に対してチラシや広告等による普及啓発を行い、COPDを自分事として捉えて理解を深める機会を提供するとともに、発症予防、早期発見・早期治療の大切さを伝えていきます。

◎ がん予防・検診受診率向上事業

50 百万円

- ・ 5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）検診の一層の受診促進を図るため、企業や関係団体（職域団体を含む）等と連携したキャンペーンやターゲットを絞った効果的な普及啓発を行います。
- ・ 小中高校で実施されているがん教育と連携し、児童・生徒から家族等へがん検診メッセージカードを手渡しすることで、両親世代等への普及啓発を行います。
- ・ 女性の健康を支援するポータルサイト「TOKYO＃女子けんこう部」を活用し、子宮頸がんや乳がんに対する正しい知識や検診のメリット・デメリットなどの普及啓発を行います。また、検診受診率が低い20歳代と60歳代の女性に向けた啓発を強化します。
- ・ がん検診をはじめとするがん対策の推進に向け、区市町村・企業の機運醸成を図り、各主体の自主的な取組を支援します。

○ がん検診実施体制の整備

51 百万円 包括補助

・ 地域の受診率・精度管理向上事業

21 百万円 包括補助

- ・ 検診受託機関に対する講習会を実施するとともに、区市町村連絡会等を活用して、関係機関との連携方法や受診率・精度管理向上の効果が確認された取組についての情報の共有化を進めるなど、区市町村のがん検診を技術的に支援します。
- ・ がん検診の案内の個別通知や未受診者への再勧奨などの受診促進、検診機関を交えたがん検診の精度管理に関する検討会の実施、がん検診要精密検査者への受診勧奨及び精密検査結果把握を行う区市町村の取組を支援します。〔保健医療政策区市町村包括補助〕
- ・ 区市町村が精密検査の未受診者に対して効率的・効果的に受診勧奨できるよう、精密検査の受診結果が、医療機関から区市町村へ確実に情報提供される仕組みづくりを進めます。
- ・ 都内がん検診実施機関におけるがん検診の質の向上を目指すため、システムにより、区市町村による検診実施機関の精度管理を支援します。
- ・ 内視鏡による胃がん検診に従事する医師等へのオンライン研修を行うことにより、胃がん検診の実施体制を整備します。
- ・ 企業や健康保険組合等の検診実施主体が科学的根拠に基づいたがん検診を実施するとともに、検診対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明等を適切に実施できるよう、担当者向けにオンライン講習会を実施します。

- ・ マンモグラフィ読影医師等養成研修 30 百万円
マンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師や診療放射線技師の読影・撮影能力の向上を図ることにより、乳がん検診の実施体制を整備します。

[読影医師養成研修 100 人、撮影技師養成研修 100 人]

○ **がん登録事業** 27 百万円

- ・ 予防から治療に至るがん対策全般の評価や企画立案に活用するため、がん患者に係る情報収集を行う地域がん登録及び全国がん登録を着実に進めます。

○ **がん検診対象人口率調査【新規】** 34 百万円

- ・ 職場で実施する検診等を含めた都民全体のがん検診受診状況を調査し、区市町村が行う検診の対象者の割合を正確に把握することで、健康増進法に基づき区市町村が実施するがん検診を効果的・効率的に推進します。

◎ **発がんメカニズム解明と新規がん免疫療法等の研究推進【新規】** 110 百万円

- ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、難治性がんのうち特に、膵がん、乳がん、血液がんについて、その発症メカニズムを解明するとともに、新規がん免疫療法の開発に向けた研究を推進します。

○ **ウイルス肝炎対策の推進** 836 百万円

- ・ 感染者を早期に発見し、適切な治療へとつなげるため、肝炎ウイルス検査の実施、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした肝炎診療ネットワークによる医療連携の推進、肝炎治療や肝がん・重度肝硬変の治療にかかる医療費の一部助成などを実施します。また、肝がんへ進行する可能性のあるウイルス肝炎について、都民や職域に対し正しい知識の普及啓発を行い、早期発見・早期治療への意識醸成を図ります。

○ **区市町村等が行う特定健康診査等への支援【一部新規】** 3,421 百万円

- ・ 特定健康診査等負担金等 1,545 百万円
国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導が適切に実施されるよう、区市町村及び国民健康保険組合を支援します。
- ・ 後期高齢者医療健康診査事業等【一部新規】 1,876 百万円
後期高齢者に対する健康診査・歯科健康診査が適切に実施されるよう、後期高齢者医療広域連合を支援します。

◎ **保健所の運営等【一部新規】**

1,127 百万円

- ・ 地域住民の健康の保持及び増進のため、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点である多摩地域5所、島しょ1所（4出張所、2支所）の保健所を設置・運営しています。
- ・ 多摩地域の都保健所に設置した市町村連携課を中心に、市町村等との緊密な連絡・連携体制の構築を進めるとともに、新興感染症や災害の発生などの有事に備えた環境整備や人材育成等の取組を進め、都保健所の体制・機能を強化します。

○ **災害時健康危機管理支援チームの体制整備**

1 百万円

- ・ 災害発生時における保健医療行政の指揮調整機能等の支援のため、被災自治体に派遣される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を組織するため、都保健所職員等に対して専門的な研修を実施します。

2 難病患者の療養生活を支援します

難病は、長期の療養を要し、患者や家族の負担も大きいことから、質の高い医療と安定した療養生活の確保を図るため、医療費助成や在宅難病患者の療養支援を実施します。

国の基本方針や、難病患者を取り巻く状況等を踏まえ、難病患者の療養生活の質の向上を図っていきます。

主な事業展開

- **難病等医療費助成** 36,116 百万円
 - ・ 国の指定難病及び都独自に対象としている疾病について、医療費の自己負担の一部を助成します。
- **在宅難病患者訪問診療事業** 104 百万円
 - ・ 医療の確保と療養環境の向上を図るため、寝たきり等により専門的な診療を受けることが困難な在宅難病患者に対して、専門医等による訪問診療を実施します。
- **一時入院事業** 152 百万円
 - ・ 在宅難病患者が、家族等の介護者の疾病や事故等により、一時的に介護を受けられない場合に入院できる体制を整備し、安定した療養生活の確保を図ります。
- **在宅レスパイト事業** 31 百万円
 - ・ 在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が、家族等の介護者の病気治療や休息（レスパイト）等により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難であって、一時入院が難しい場合に、患者宅に看護者を派遣することにより、安定した療養生活の確保を図ります。
- **在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業** 7 百万円
 - ・ 人工呼吸療法を実施する医療機関に対し、在宅で療養している難病患者に無償で貸与するための自家発電装置や無停電電源装置又は蓄電池の購入経費を補助することにより、停電時等における難病患者の安全確保を図ります。

○ 在宅人工呼吸器使用者災害時支援

—

- ・ 災害時要配慮者のうち、在宅人工呼吸器使用者について、その緊急性・特殊性に鑑み、本人・家族及び支援に関わる者が災害への備え及び災害発生時に適切な対応を行えるよう、災害時要配慮者の避難支援体制整備の実施主体である区市町村が、事前に使用者別の災害時個別支援計画を作成することを支援するため、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針を策定しています。

○ 難病医療ネットワーク

29 百万円

- ・ 難病患者が、早期診断から在宅療養まで、適切な医療が受けられるよう、都が指定する難病診療連携拠点病院・難病診療分野別拠点病院・難病医療協力病院を中心とした医療提供体制を確保します。

○ 難病相談・支援センター事業

46 百万円

- ・ 難病相談・支援センター、多摩難病相談・支援室及び難病ピア相談室において、難病患者やその家族の日常生活上の悩み・不安等を解消するための、きめ細かな相談支援や、就労に関する支援を行うなど、療養生活の安定及び継続を図ります。

○ 難病対策地域協議会

1 百万円

- ・ 難病患者が安定した療養生活を送ることができるよう、保健所を中心に、地域の関係機関による難病対策地域協議会を設置し、地域における課題の把握や情報収集を行い、支援体制を協議・検討します。

また、東京都難病対策地域協議会を設置し、都内全体の情報収集を行い、各保健所へフィードバックするなど、取組の均てん化を図ります。

3 自殺対策を総合的に推進します

様々な関係機関との連携のもと、困難を抱える女性への支援、若年層や働き盛りの方の自殺防止、早期に適切な支援窓口につなげる取組、自殺未遂者や遺された方への支援など、様々な分野で総合的に対策を推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

主な事業展開

- ◎ **自殺総合対策東京会議** **5 百万円**
- ・ 保健、医療、福祉、労働、教育、警察など様々な分野の関係機関が参画する自殺総合対策東京会議において、東京都自殺総合対策計画の進行管理を行うとともに、重点的に取り組む施策の検討を行います。
 - ・ 東京都地域自殺対策推進センターにおいて、区市町村が地域の実情に応じた自殺対策を推進できるよう、情報提供や区市町村の自殺対策計画策定等の支援を行います。
- ◎ **こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク【一部新規】** **118 百万円**
- ・ 自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、自殺の防止を図ります。
 - ・ 救急医療機関に搬送された未遂者等の自殺再企図を防止するための相談窓口「東京都こころといのちのサポートネット」による支援を拡充し、子供の自殺ハイリスク者への対応力を強化します。
 - ・ 自死遺族の方々がニーズに応じた支援を受けられるよう、相談窓口や遺族の集い等に関する情報をまとめたリーフレットの作成・配布やホームページでの情報提供を行うとともに、総合支援窓口を設置し、自死発生直後から自死遺族等が直面する様々な問題に対して支援します。
 - ・ 働く世代の自殺対策を図るため、経営者や人事労務・健康管理担当者等を対象とした講演会を開催するとともに、企業への個別フォローアップを実施するなど、職場における心の健康づくりや自殺防止対策への取組を支援します。
また、中高年男性を対象として、検索連動型広告を活用してメール相談フォームに誘導し、相談支援に繋げる取組を実施します。【一部新規】
 - ・ 悩みに応じた相談窓口等を掲載した小・中・高校生向けポケット相談メモや女性向けリーフレットを配布します。
 - ・ 抱えている困りごとや悩みに応じた相談窓口を地域別に検索できる都ホームページ「東京都こころといのちのほっとナビ～ここナビ～」において、精神的健康状態のセルフチェック機能や、こころを整える手助けを行う AI チャットボットを掲載します。

◎ **東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～** **116 百万円**

- ・ 自殺相談専用の電話相談窓口を設置し、自殺につながるような悩みを抱える人からの相談に応じるとともに、必要に応じて各分野の専門相談機関と連携し支援につなげることで、自殺防止を図ります。また、相談システムを導入するなど、相談員の業務効率化や対応の質の向上を図るとともに、自殺企図のリスクを考慮し一部時間帯の相談対応体制を拡充します。

◎ **SNS 自殺相談** **144 百万円**

- ・ LINE を活用した自殺相談窓口を設け、若年層が抱える悩みに対応するとともに、必要に応じて各種相談機関につなげることで、問題の解決を図ります。

◎ **自殺防止！東京キャンペーン** **9 百万円**

- ・ 9月及び3月を「自殺対策強化月間」に設定し、自殺に関する正しい認識や、自殺の多くは社会的な取組で防止できること、悩みを解決するための相談・支援機関があること等を広く都民に伝えるための普及啓発を行います。また、自殺相談ダイヤルや SNS 自殺相談などの体制を拡充した特別相談を実施します。

○ **地域自殺対策強化事業** **223 百万円**

- ・ 区市町村及び民間団体が実施する、若年層や未遂者支援等の地域の実情に応じた自殺対策強化事業を支援することで、地域における自殺対策の更なる強化を図ります。

第6 都民の安心を支える質の高い 医療提供体制の整備を進めます

（医療を取り巻く状況）

- 我が国では、国民皆保険制度の下、誰もが必要な医療を受けることができる医療提供体制が整備されています。

今後とも、急速な高齢化の進展に伴い、がんを含めた生活習慣病など慢性疾患の患者や複数の疾患を抱える患者、病気になっても住み慣れた地域で療養生活を送ることを希望する患者等の増加などが見込まれます。

- こうした医療ニーズの増大・多様化に対応し、必要な時に必要な医療・介護が受けられる社会の実現などを目指して、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に基づく措置として、平成26年に医療介護総合確保推進法*が制定され、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の確保や地域包括ケアシステムの構築を目指す方針が示されました。

*地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

- この中で、患者が症状や状態に応じた適切な医療を受けられるよう、病床の機能分化・連携や医療と介護の連携による在宅療養環境の整備等を推進することを目的として、都道府県は、令和7年（2025年）の医療需要の推計や、目指すべき医療提供体制とそれを実現するための施策などを内容とする地域医療構想を策定することが義務づけられ、すべての都道府県が構想を策定しています。

- 平成30年7月に医療法及び医師法の一部が改正され、都道府県は医師確保計画を策定し、地域における医師確保の方策を定めるとともに、国においては医師の勤務環境の改善に向けた取組が進められています。

（都の取組）

- 都は、保健医療施策の方向性を明らかにする総合的な計画である「東京都保健医療計画」（令和6年3月改定）に基づき、がん、循環器病や糖尿病などの疾病に関する医療連携や、救急・災害医療、新興感染症発生・まん延時の医療、周産期・小児医療、在宅療養、外国人患者への医療などの医療提供体制の整備、保健医療を担う人材の確保、医療 DX の推進等に取り組んでいきます（本計画については、P18 参照）。

- 「東京都地域医療構想」（平成28年7月策定）では、患者の受療動向や将来の人口推計などを踏まえて、令和7年（2025年）の高度急性期、急性期、回復期、慢性期ごとの病床数の必要量の推計等を行うとともに、東京の将来の医療の姿として、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を掲げ、その実現のための基本目標を設定しました。地域医療構想は、保健医療計画の第六次改定（平成30年3月）にあわせて、保健医療計画と一体化しています。

平成28年に構想区域*ごとに設置した「地域医療構想調整会議」において、医療機関、医療関係団体、保険者、区市町村等が、構想区域の現状や課題を共有しながら連携して、病床の機能分化・連携の推進や地域における医療機能の確保等について検討を行っています。

*必要な病床の整備を図るとともに、地域における病床の機能分化及び連携を推進するための単位で、都内では13区域

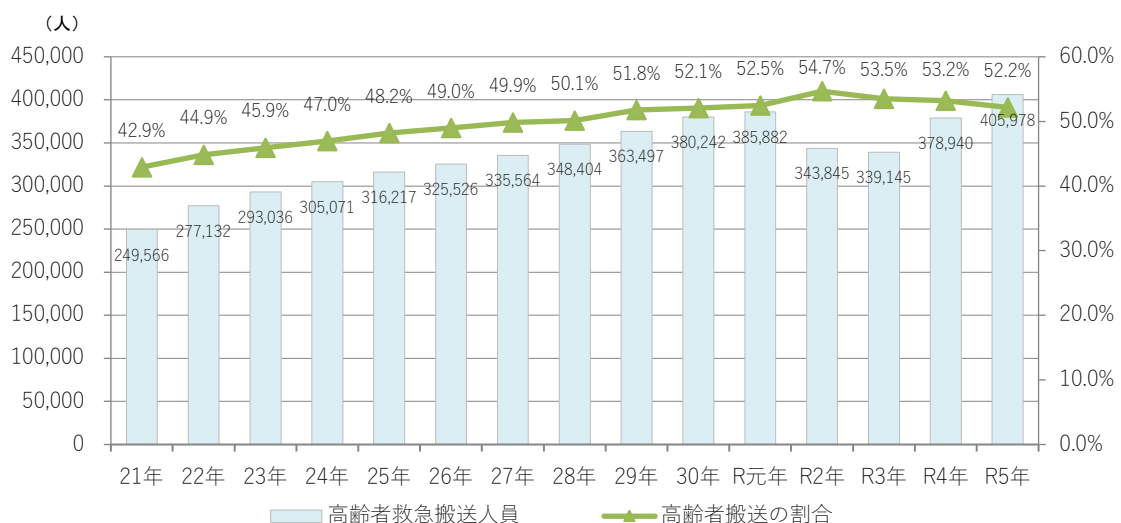
- また、有識者等で構成される東京都地域医療対策協議会での協議に基づく施策を東京都地域医療支援センター等で進めています。さらに、東京都地域医療介護総合確保基金も活用しながら、医療基盤の充実や医療人材の確保等に取り組んでいます。

【救急医療対策】

- 365日24時間の安心を支えるため、救急医療機関における休日や夜間に入院可能な病床の確保や救急患者の受入れの促進を図っています。

また、高齢化の進展等による救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、搬送先医療機関の選定や搬送時間の短縮を図り、より迅速に救急患者を受け入れる体制を確保するため、「救急患者の迅速な受入れ」、「トリアージの実施」、「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を推進するとともに、機動力が高い小型ヘリを活用したドクターヘリの運航や救命救急体制の強化など、救急医療体制の整備を進めています。

＜高齢者の救急搬送人員の推移（東京都）＞



資料：東京消防庁「救急活動の現況」、稲城市消防本部「消防年報」より作成

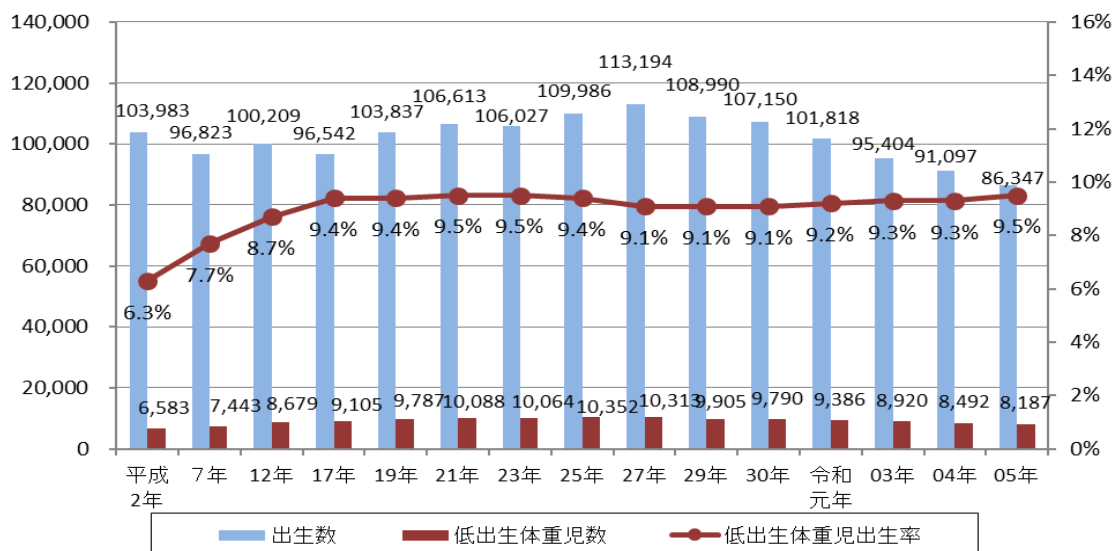
【災害医療対策】

- 大規模災害の発生時にも、都民に適切な医療が提供できるよう、多数の重症者を受け入れる災害拠点病院をはじめとした医療機関の耐震化やBCPの策定を促進するとともに、東京DMATの整備や災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制の構築、区市町村支援など、災害時の医療提供体制の強化に取り組んでいます。

【周産期医療対策】

- ハイリスク妊産婦や低出生体重児に対応する周産期母子医療センターの整備、中核病院と地域の医療機関の機能分担、搬送体制の強化など、母体・胎児・新生児のリスクに応じた総合的な周産期医療体制の確保に取り組んでいます。

＜出生数、低出生体重児数及び低出生体重児出生率の推移（東京都）＞



低出生体重児…出生時に体重が2,500g未満の新生児

資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

【小児医療対策】

- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中核とした、初期から三次までの医療機関の連携体制を構築し、小児特有の症状に応じた適切な小児救急医療体制の充実を図っています。

【がん対策】

- 「東京都がん対策推進計画」（令和6年3月改定）に基づき、がん医療・緩和ケアの提供体制、小児・AYA 世代*や壮年期*、高齢期のライフステージに応じた相談・支援や情報提供等の充実などに取り組んでいきます。（本計画については、P21参照）。

*AYA 世代：主に15歳以上40歳未満の思春期及び若年成人世代を指す

*壮年期：東京都がん対策推進計画において、40歳以上64歳以下を指す

【循環器病（脳卒中・心血管疾患）対策】

- 「東京都循環器病対策推進計画」（令和6年3月改定）に基づき、医療機関間の医療連携体制の構築や予防等に係る知識の普及啓発等に取り組んでいきます。（本計画については、P22参照）。

【在宅療養環境の整備】

- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が続けられるよう、在宅医療・介護の連携推進や24時間対応の支援体制構築に取り組む区市町村を支援するとともに、入院患者の在宅療養生活への円滑な移行に向けた入院医療機関と地域の保健・医療・福祉関係者の連携の充実や、地域で在宅療養を担う人材の確保・育成に取り組んでいます。

【医療人材対策】

- 小児科・産科・救急医療・へき地医療等、医師の確保が困難な医療分野に従事する人材を確保するため、医師奨学金制度や東京都地域医療支援ドクター事業などを実施しています。

また、都内の医療機関、福祉施設等に必要とされる看護職員を安定的に確保するため、養成・定着・再就業対策を柱に、定年後のキャリア継続に向けての支援等も含めた総合的な確保対策に取り組んでいます。

さらに、医療機関が行う医療従事者の負担軽減や勤務環境の改善、復職支援等の取組を支援しています。

（令和7年度の取組）

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します**
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します**
- 3 がん、循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備、地域医療の確保に向けた取組、医療 DX などを進めます**
- 4 医療人材の確保・育成を支援します**
- 5 都立病院機構による行政的医療の安定的かつ継続的な提供や地域医療の充実等に向けた取組を支援します**

1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します

高齢化に伴う救急搬送の増加等に的確に対応し、より迅速に適切な医療を受けられるよう、初期、二次、三次からなる救急医療体制の整備を進めます。

また、首都直下地震等の大規模災害時に迅速かつ適切な医療救護活動が行えるよう災害拠点病院等の医療体制の強化を進めます。

主な事業展開

◎ 「救急医療の東京ルール」の推進【一部新規】 627 百万円

- ・ 高齢化等に伴う救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、救急搬送時間を短縮し、迅速・適切な救急医療を確保するため、「救急医療の東京ルール」に基づく取組を推進します。

[東京都地域救急医療センター指定施設 91（令和7年1月現在）]

- ・ 「救急患者受入コーディネーター」の収容先選定業務について、デジタル技術を導入し、調整の効率化を図ります。

東京ルールⅠ 「救急患者の迅速な受入れ」

- ・ 地域の救急医療の中核となる指定二次救急医療機関を「東京都地域救急医療センター」に指定。救急隊による搬送先選定に時間を要する事案について、地域内の受入先の調整を実施
- ・ 地域内の調整では受入れが困難な場合、東京消防庁に配置した「救急患者受入コーディネーター」が都全域で受入調整を実施

東京ルールⅡ 「トリアージの実施」

- ・ 救急医療の要否や優先順位を判断する「トリアージ」を救急の様々な場面で実施

東京ルールⅢ 「都民の理解と参画」

- ・ 都民の大切な社会資源である救急医療を守るため、都民一人ひとりが適切な利用を心がけるよう普及啓発を実施

○ 休日・全夜間診療事業 3,649 百万円

- ・ 入院治療を必要とする救急患者（内科系、外科系）に365日24時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保します。

[休日・全夜間診療事業参画医療機関（内科系・外科系） 239施設（令和7年1月現在）]

- ◎ **救急搬送患者受入体制強化事業** **240 百万円**
- ・ 救急医療機関における救急依頼の応需率を高めるため、救急外来に医師や看護師以外でも対応可能な調整業務等を行うことができる救急救命士を配置し、救急搬送患者の受入体制の強化を図ります。
- ◎ **救急外来体制強化事業【新規】** **385百万円**
- ・ 救急救命士に加え、高齢者の介助等の役割を担うことができる看護補助者を救急外来に配置し、救急搬送患者の受入体制の更なる強化を図ります。
- **救急患者の早期地域移行支援** **299 百万円**
- ・ 救急患者の早期の地域移行を支援するため、初期治療後に状態が比較的安定した救急患者が居住地に近い医療機関へ円滑に転院できる仕組みを構築するとともに、入退院調整に係る取組の強化を図ります。
- ◎ **病院救急車購入支援事業** **490百万円**
- ・ 転院搬送体制の一層の確保を図るため、救急車の整備を行う医療機関を支援します。
- ◎ **救急医療体制強化事業** **75百万円**
- ・ 都内の救急医療体制の中核を担う救急車年間受入2,000件以上の医療機関に対して、医療従事者の勤務環境改善に向けた体制整備を支援し、安定的な救急医療体制を確保します。
- ◎ **東京都ドクターヘリ運航事業** **406 百万円**
- ・ 救急医療に必要な資機材や救急医療の専門の医師・看護師を乗せて、速やかに救急現場等へ向かうドクターヘリについて、運用に必要な環境を整備し、救急患者の救命率等の向上及び救急患者搬送体制の充実を図ります。
- **災害時の医療提供体制の整備** **248 百万円**
- ・ 災害時に関係機関が連携して迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、「東京都災害医療協議会」で都全域の災害医療体制を検討するとともに、二次保健医療圏ごとに設置する「地域災害医療連携会議」で地域の実情に応じた医療救護体制の整備を進めます。
 - ・ 都内全ての医療施設の役割分担を明確化し、重症患者に対応する災害拠点病院や中等症患者等を受け入れる災害拠点連携病院の指定など、医療提供体制の強化を図ります。
 - ・ 他県からの医療支援チームの受入れや患者の搬送に関する調整など、都及び各二次保健医療圏に災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制を整備します。

◎ 災害拠点病院等事業継続計画（BCP）策定等支援事業

101 百万円

- ・ 都内全ての病院において地震や風水害等の災害発生時でも診療機能を継続できるよう、専門家を活用しBCP 策定等に取り組む病院を支援します。

◎ 医療施設浸水対策計画策定支援事業

49 百万円

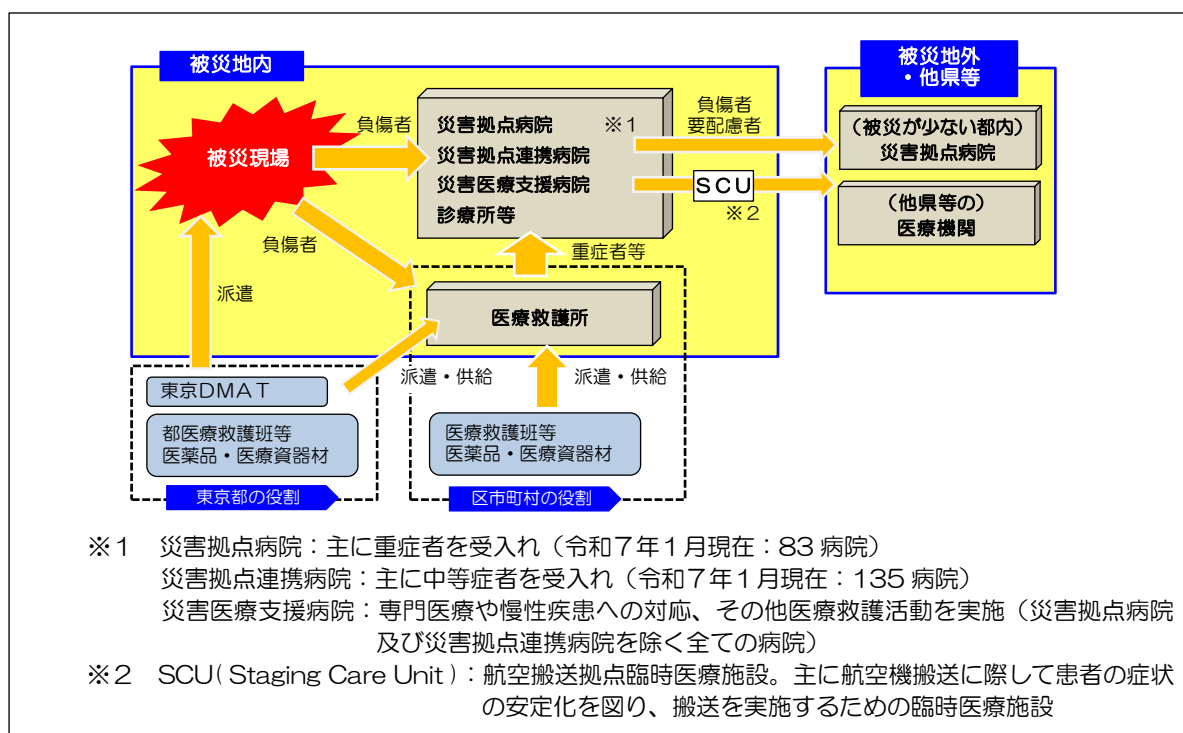
- ・ 浸水想定区域に所在する病院を対象として、浸水対策計画の策定に向けた設計コンサルタント等の活用を支援します。

◎ 医療施設耐震化の促進

491 百万円

- ・ 災害時の医療機能を確保するため、救急医療機関など都内全ての病院を対象に、耐震診断、新築建替、耐震補強工事に必要な経費の一部を補助し、耐震化を促進します。

<災害時医療救護の流れ>



◎ 災害拠点病院等における電源等確保対策の強化

826 百万円

- ・ 災害拠点病院をはじめ全ての病院が行う自家発電設備の浸水対策や災害拠点病院及び災害拠点連携病院が行う給水設備の整備に係る工事費等を補助し、災害時における医療提供体制を強化します。

○ 移動電源車を活用した停電時の病院機能の確保

44 百万円

- ・ 大規模災害等による長時間にわたる停電発生に備え、移動電源車を確保し、病院の災害時における診療機能の維持を図ります。

◎ **医療対策拠点等通信設備強化事業【新規】** **30 百万円**

- ・ 災害時における通信手段を確実に確保するため、通信手段の更なる多重化を図るとともに、災害時においても大容量のデータ通信が可能となるよう、衛星通信設備を配備します。

◎ **「東京 DMAT」の整備** **327 百万円**

- ・ 大震災等の自然災害や大規模な交通事故、NBC災害等の現場で、救命処置を実施する災害医療派遣チーム（東京DMAT）を編成しています。

[東京DMAT指定病院 28病院（令和7年1月現在）]

- ・ NBC災害時に迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、医療資器材の整備や教育・訓練を実施し、体制整備を強化します。

◎ **災害時看護体制整備事業【新規】** **23 百万円**

- ・ 大規模自然災害時や新興感染症の発生・蔓延時に被災地等へ派遣される災害支援ナースを安定的に確保できるよう、派遣体制を整備するとともに、派遣元の医療機関等を支援します。

◎ **潜在看護師等登録制度【新規】** **49 百万円**

- ・ 有事の際に対応可能な潜在看護師等を対象とした都独自の登録制度を創設し、希望者に対する研修を実施するとともに登録を促すためのインセンティブを付与します。

○ **区市町村における災害医療計画の策定支援** **（包括補助）**

- ・ 大規模災害発生に備え、区市町村災害医療コーディネーターを中心とした地域災害医療の確保を図るため、災害時の医療機能を確保するための計画策定や緊急医療救護所の設置準備などに取り組む区市町村を包括補助により支援します。

[保健医療政策区市町村包括補助]

2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します

限られた医療資源を有効活用し、中核病院と地域の医療機関等がリスクに応じた役割分担と連携を図ることなどにより、的確に医療を提供する周産期医療・小児医療体制を確保します。

主な事業展開

○ 周産期母子医療センターの運営費補助 1,789 百万円

- ・ NICU*や GCU*等を有し、産科・小児科が一貫した総合的かつ高度な医療をハイリスクな妊産婦や新生児に対して提供する周産期母子医療センターの運営費等の一部を補助します。
- ・ 搬送調整や受入業務を行う医師の負担軽減を図るため、助産師、看護師等の配置を支援します。

また、早期から在宅への移行支援を行うNICU入院児支援コーディネーターの配置や、ハイリスク新生児の望ましい成長発達を支援する理学療法士の配置を支援します。

[総合周産期母子医療センター 14施設、地域周産期母子医療センター 15施設（令和7年1月現在）]

*NICU：新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児の治療を行う場。
新生児集中治療管理室

*GCU：NICUの後方病床。NICUにおける治療により急性期を脱した児、又は入院時より中等症であってNICUによる集中治療までは必要としないものの、これに準じた医療的管理を要する児を収容する。

○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営 266 百万円

- ・ 緊急に母体救命処置を必要とする妊産婦の受入先が近くの救急医療機関で決まらない場合に、救急部門の医師と連携して必ず受け入れる母体救命対応総合周産期母子医療センター（「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体救命搬送体制を確保します。

[スーパー総合周産期センター 6施設（令和7年1月現在）]

○ 周産期搬送コーディネーターの設置 48 百万円

- ・ 都内を8つの周産期搬送ブロックに分け、ブロック内の総合周産期母子医療センターで受入れや搬送先の調整が困難な場合に、東京消防庁に設置したコーディネーターがブロック間の搬送調整等を行い、緊急性を有する母体・新生児を迅速に医療施設につなぎます。

○ **周産期医療施設等整備費補助** 420 百万円

- 高度な周産期医療を適切に提供するため、M-FICU*や NICU 等を整備する周産期母子医療センターに対し、施設設備整備費を補助します。

*M-FICU：合併症妊娠、胎児異常等、母体又は胎児におけるハイリスク妊娠に対応するため、分娩監視装置、人工呼吸器等を備え、主として産科のスタッフが24時間体制で治療を行う施設。母体・胎児集中治療管理室

○ **周産期医療ネットワークグループの運営** 11 百万円

- 8つの周産期搬送ブロックごとに、周産期母子医療センターを中核とした、一次、二次、三次の周産期医療機関によるネットワークグループを構築し、症例検討会や研修等を通じて、医療機関の機能分担と連携強化を図ります。〔8グループ〕

○ **周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）** 187 百万円

- 周産期母子医療センターへの分娩・搬送の集中を緩和するため、ミドルリスクの妊産婦を受け入れる救急医療機関を周産期連携病院に指定し、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体制を確保します。〔周産期連携病院 14施設（令和7年1月現在）〕

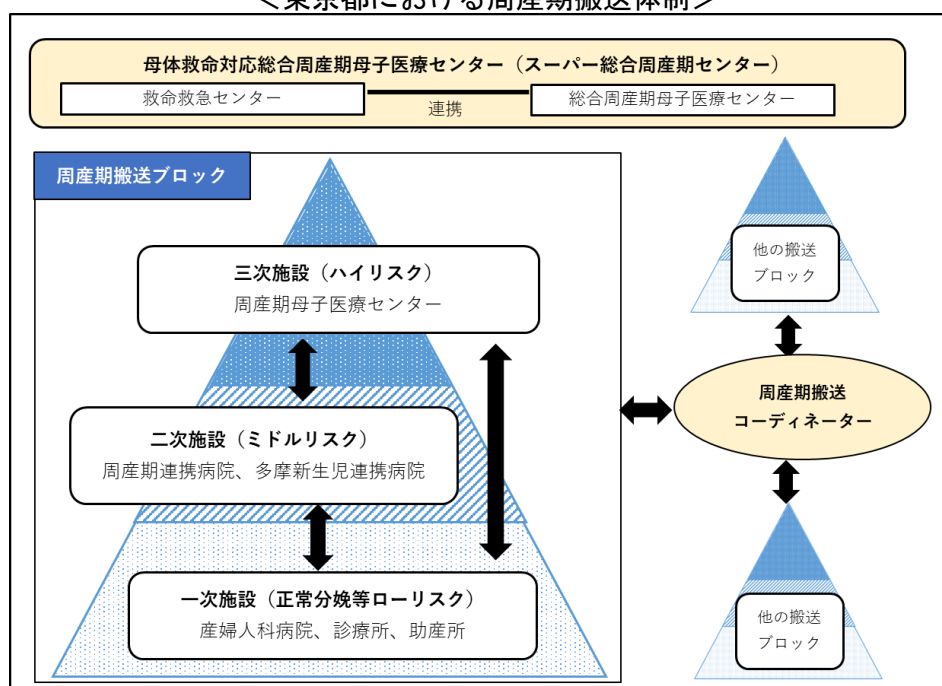
◎ **東京都無痛分娩費用助成等事業【新規】** 45 百万円

- 無痛分娩を行う医療機関に対し、研修の機会を提供するとともに、地域連携会議において最新の知見を共有します。

○ **多摩新生児連携病院** 24 百万円

- 周産期母子医療センターの少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児に対応可能な医療機関を指定し、新生児受入体制を確保します。〔2施設（令和7年1月現在）〕

＜東京都における周産期搬送体制＞



- 在宅移行支援病床運営事業**

 - ・ NICU や GCU に長期入院している小児や呼吸管理を必要とする小児が、在宅療養生活に円滑に移行できるよう、NICU・GCU と在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置する周産期母子医療センター等に対し、運営に必要な経費の一部を補助します。

200 百万円
- NICU 等入院児の在宅移行支援事業**

 - ・ 退院後も医療的ケアが必要な NICU 等入院児の在宅療養への円滑な移行を推進するため、周産期母子医療センターや訪問看護ステーション等に対し、外泊訓練や関係機関の調整会議等の経費を補助することにより、退院に向けた支援の充実を図ります。

2 百万円
- 小児等在宅移行研修事業**

 - ・ 周産期母子医療センターやこども救命センターにおける治療後、円滑に在宅療養に移行できるよう、医療機関の医師・看護師・MSW*等や、保健所、区市町村の職員等を対象に、必要な知識や技術習得のための研修を実施します。

*MSW（Medical Social Worker）：主に医療機関や老人保健施設等に勤務し、医師・看護師・理学療法士などと共に、患者・家族への相談や、様々な援助を行う。医療ソーシャルワーカー

7 百万円
- 在宅療養児一時受入支援事業**

 - ・ 周産期母子医療センター等が、在宅療養に移行したNICU等長期入院児を、定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを目的として一時的に受け入れる場合に、必要な病床や看護師等の確保に要する経費の一部を補助します。

43 百万円
- ◎ NICU 入院児相談支援事業【新規】**

 - ・ NICU入院児とその家族に向けた支援の充実を図るため、児の成長や発達の促進や、家族の不安軽減に取り組むファミリーセンタードケア*を推進します。

*ファミリーセンタードケア：NICUにおいて家族が児と一緒に時間を過ごし、児の治療やケアに積極的に関わるサポートを行うこと

17 百万円
- ◎ ドナーミルク利用支援事業【新規】**

 - ・ NICUにおけるドナーミルクの使用やドナー登録を行う医療機関を支援し、ドナーミルクを必要とするNICU入院児等が利用できる体制を整備します。

32 百万円
- 産科医等確保支援事業**

 - ・ 産科医や助産師に分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対し、経費の一部を補助することにより、産科医療機関及び産科医等の確保を図ります。

111 百万円

○ 産科救急対応向上事業

4 百万円

- ・ 分娩取扱施設の医師及び看護師等を対象として、産科救急に関する研修を実施し、初期対応の強化を図ります。

○ 新生児医療担当医育成支援事業

5 百万円

- ・ 臨床研修終了後の専門的研修において小児科を選択し、かつ NICU 等で新生児医療を担当する医師に研修医手当等を支給する医療機関に対し、経費の一部を補助することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図ります。

○ 災害時周産期医療対策

10 百万円

- ・ 災害医療コーディネーターのサポート役として小児・周産期医療に関する調整を行う「災害時小児周産期リエゾン」の養成・配置を行うとともに、災害時の周産期医療提供体制の整備を進めます。

○ 東京都こども救命センターの運営

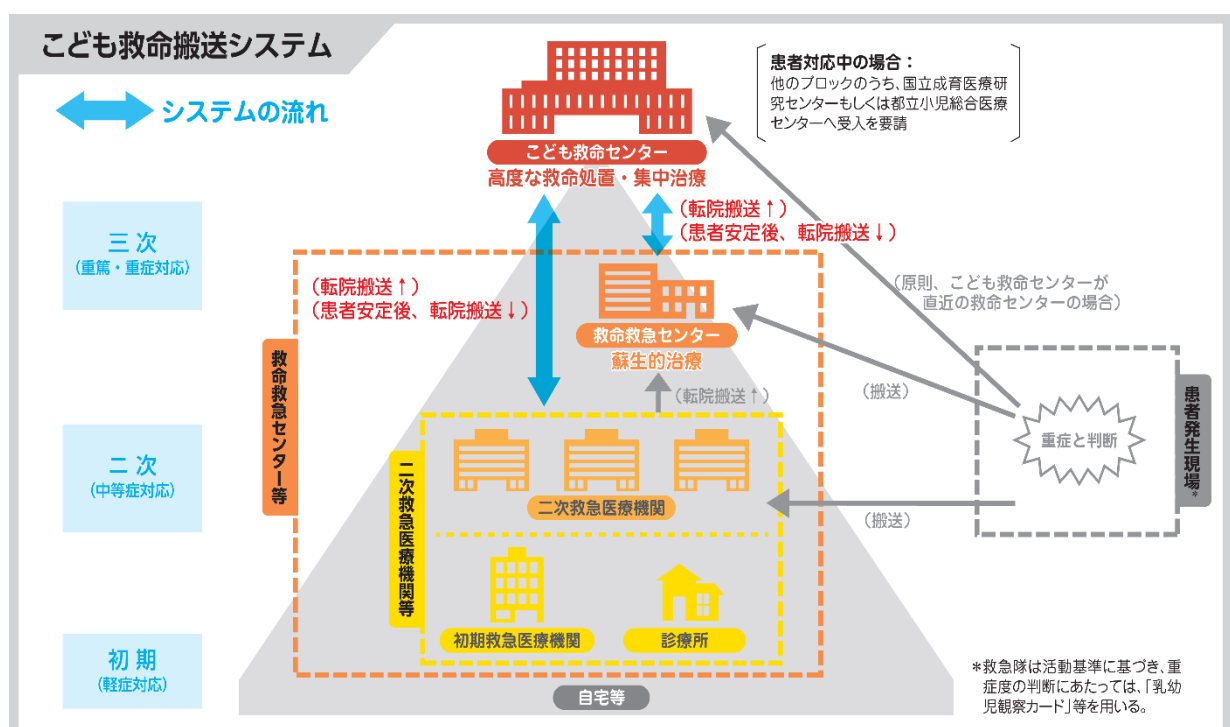
208 百万円

- ・ 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」4病院を中核として、こども救命搬送システムによる、小児特有の症状に対応した適切な医療提供体制を確保します。
また、退院支援コーディネーターを配置し、円滑な転退院を支援します。

○ 小児集中治療室医療従事者研修事業

13 百万円

- ・ 小児の集中治療に係る専門的な研修を実施し、小児の救命救急及び集中治療に従事する医師を養成します。



○ **休日・全夜間診療事業（小児）** **1,069 百万円**

- ・ 入院治療を必要とする小児の救急患者に365日24時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保します。

[休日・全夜間診療事業参画医療機関（小児） 54施設（令和7年1月現在）]

- ・ 緊急性の高い患者を迅速に適切な医療につなげるため、救急医療の要否や診療の優先順位を判断する「トリアージ」を行う専任看護師を休日・全夜間診療事業（小児）の参画医療機関に配置します。[3施設]

○ **小児初期救急平日夜間土曜診療事業** **（包括補助）**

- ・ 区市町村が平日の夜間及び土曜日に行う小児初期救急医療事業に対し、その運営に要する経費を補助することにより、地域における平日夜間の小児初期救急医療体制を確保できるよう支援します。[保健医療政策区市町村包括補助]

○ **地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保** **12 百万円**

- ・ 地域の小児初期救急診療を担う医師を確保するため、地域の診療所の医師を対象とした小児救急医療に関する臨床研修等を実施します。
- ・ また、診療所医師と指定二次救急医療機関（小児科）の医師等を対象とした専門的な研修受講への支援を行うことにより、地域の小児救急医療水準の向上を図り、小児救急医療を担う人材の確保を進めます。

○ **助産所における安全・安心な分娩の支援** **6 百万円**

- ・ 妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に出産できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所に対して、設備整備への補助を行うとともに、嘱託医師等の確保及び連携を支援します。

3 がん・循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備、地域医療の確保に向けた取組、医療 DX などを進めます

「東京都がん対策推進計画」に基づき、がん診療連携拠点病院や東京都がん診療連携拠点病院等を整備し、高度で専門的ながん医療提供体制を確保するとともに、小児・AYA 世代のがんの診療連携体制の強化・構築及び相談支援の充実、生殖機能温存治療等にかかる費用の助成等に取り組めます。

循環器病の医療連携体制を強化し、速やかに専門的な医療を受けられる体制を整備します。

高齢化の急速な進展による医療ニーズ等の状況変化に対応し、病床の機能分化・連携を推進するとともに、医療・介護の連携強化など在宅療養環境の整備や地域医療の確保に向けた取組を進めます。

医療機関相互の円滑な連携の推進に向けて、デジタル環境の整備を促進します。

主な事業展開

- ◎ **がん診療連携拠点病院事業** **320 百万円**
 - ・ 質の高いがん医療の提供と地域のがん医療水準の向上を図るため、「がん診療連携拠点病院」を整備し、緩和ケアを含め、患者の症状に的確に対応できるがん医療提供体制を確保します。[がん診療連携拠点病院 29病院（令和7年1月現在）]
 - ・ 仕事をしながら治療を行う患者やその家族の利便性に配慮し、がん診療連携拠点病院の相談支援センターの一部で相談時間を休日や夜間にも拡大して支援を実施しています。

- ◎ **東京都がん診療連携拠点病院事業** **99 百万円**
 - ・ 国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の機能を有する医療機関を、「東京都がん診療連携拠点病院」として都独自に整備し、高度な診療機能、研修機能、地域医療連携機能等を充実します。[東京都がん診療連携拠点病院 9病院（令和7年1月現在）]

- **地域がん診療病院事業** **8 百万円**
 - ・ がん診療連携拠点病院が指定されていない二次保健医療圏において、緩和ケア、相談支援等の基本的ながん診療機能を確保した病院を整備し、隣接する二次保健医療圏のがん診療連携拠点病院と連携して、質の高いがん医療提供体制を確保します。
[地域がん診療病院 1病院（令和7年1月現在）]

がん医療提供体制の整備

東京都医療連携手帳

日常の健康管理 経過観察

かかりつけ医

在宅での緩和ケア・看取り

定型手術や化学療法

地域中小病院

緩和ケア病棟 レスパイト等後方支援

連携強化

専門的な手術、治療 再発治療

医師等緩和ケア研修実施 緩和ケアチームによる提供

連携強化／支援

拠点病院
地域の支援機能
＜研修・相談・連携＞

治療における連携

緩和医療における連携

- ◆医療資源の役割分担の明確化・整理
⇒ 患者の症状に的確に応じたがん医療を提供
- ◆連携強化 ⇒ 都全体の医療水準向上、質の高い医療の提供

患者が希望する場所で安心して適切な治療やケアが
受けられるがん医療提供体制の整備

16 百万円

- ・希少がんである小児がんの患者や AYA 世代のがん患者に適切な医療の提供や支援を行うため、小児がん拠点病院や東京都小児がん診療病院、AYA 世代がん患者の診療を行うがん診療連携拠点病院等で構成する診療連携ネットワークを中心として、「東京都小児・AYA 世代がん診療連携協議会」を設置・運営し、症例検討会や相談支援員向け研修の実施など、都全体の診療連携体制の強化や相談支援体制の充実等に取り組みます。

- また、小児がんの疑いのある患者をネットワーク参画病院等に適切につなげるための地域の小児科等の医師等を対象とした小児がんに関する研修や、患者や家族へのケアなど、小児がん特有の課題に対応した適切な緩和ケアを提供するための研修を実施します。

15 百万円

- ・ AYA 世代のがん患者への適切な医療提供体制の構築や、多様なニーズに応じた環境の整備に向けた検討を進めるとともに、がん診療連携拠点病院等を「AYA 世代がん相談情報センター」に指定し、専門的な相談支援体制を整備します。

- ◎ **若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業** **167 百万円**
 - ・ 若年がん患者等が、将来の妊娠に備えるための卵子・精子凍結等の生殖機能温存治療から、温存した受精卵を移植するなどの妊娠のための治療を一体的に受ける際の費用の助成を行います。

- **若年がん患者在宅療養支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 若年がん患者の療養生活の充実を図るため、介護保険制度の対象とならない 40 歳未満のがん患者に対し在宅サービス等の費用を助成する区市町村を支援します。

[保健医療政策区市町村包括補助]

- **アピアランスケア支援事業【一部新規】** **(包括補助)**
 - ・ がんなどの疾病やその治療等に伴う外見の変化に悩んでいる患者に対し、ウィッグやエピテーゼ（補整用人工物）などの購入やレンタル等にかかった費用を助成する区市町村を支援します。[保健医療政策区市町村包括補助]

- ◎ **がんピア・サポーター養成研修事業** **10 百万円**
 - ・ がん経験者によるピア・サポーターを養成し、がん患者の相談支援を行うことにより、療養生活の質の向上と相談支援体制の充実を図ります。

- ◎ **がん患者の治療と仕事の両立支援事業** **8 百万円**
 - ・ がん患者の治療と仕事の両立の実現に向けた環境の充実など、就労継続に必要な支援策の検討を進めるとともに、企業における両立支援や早期の退職防止に向けた取組を促進するための普及啓発を行います。

- ◎ **がん治療と就労の両立に向けた支援事業** **36 百万円**
 - ・ 頭頸部がん患者のニーズを調査し、患者本位の医療技術の開発提供や病院施設の充実など、治療と就労の両立を多角的に支援する体制モデルを構築します。

- ◎ **緩和ケア推進事業** **17 百万円**
 - ・ 医師等を対象とした国指針に基づく緩和ケア研修会の開催支援や、薬剤師、リハビリテーション職、臨床心理士等を対象とした都独自のプログラムによる緩和ケア研修の実施により、地域の医療従事者への緩和ケアの知識等の普及を図ります。

- ◎ **がん対策普及啓発事業【新規】** **14 百万円**
 - ・ がんに関する正しい知識の普及を図るとともに、がん患者等の治療・療養生活の質の向上を図るため、リーフレットや普及啓発動画等により情報発信を行います。

◎ 循環器病対策【一部新規】

156 百万円

・ 循環器病対策推進協議会

2 百万円

東京都循環器病対策推進計画に基づき、円滑な医療連携の推進や普及啓発等の必要な取組について検討を行い、東京の実情に応じた循環器病対策を総合的・計画的に推進します。

・ 脳卒中医療連携推進事業

29 百万円

脳卒中を発症した患者を速やかに急性期医療機関に救急搬送するとともに、地域において切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる体制づくりを推進します。

・ 心臓循環器救急医療体制整備事業

50 百万円

CCU*医療従事者等への研修等、CCU 救急医療機関のレベルアップと連携体制の充実を図り、心臓循環器患者の生命の安全を図ります。

*CCU (Coronary Care Unit) : 主に急性心筋梗塞等の冠状動脈疾患の急性危機状態の患者を収容し、厳重な監視モニター下で持続的に管理する部門

・ 心不全サポート事業

17 百万円

地域における医療・介護関係者への心不全に対する理解促進や相談支援の充実を図るとともに、関係者間の連携を強化し、患者が地域において安心して療養生活を送れる体制を整備します。

・ 循環器ポータルサイト運営事業

4 百万円

循環器病ポータルサイトにより、患者や家族のニーズに応じた情報や相談窓口を一元管理し、都民に対し循環器病に関する情報を分かりやすく提供します。

・ 寝たきりを 20%減らす AI 心房細動検診

35 百万円

AI 心房細動検診の導入により、心房細動を検出し、心原性脳塞栓に対する予防的治療と心房細動に対する治療につなげることで、寝たきり患者の発生を抑制します。

・ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業【新規】

18 百万円

循環器病に関する専門的な知識を有し、地域で中心的な役割を担う医療機関に脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、地域の医療機関の診療・患者支援機能の向上に向けた勉強会や、地域住民に向けた情報発信や相談支援などを行います。

○ 糖尿病医療連携推進事業

33 百万円

- ・ 糖尿病の専門医療の提供が可能な医療機関の確保、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携を推進します。

◎ 認知症医療の実態調査【新規】

15 百万円

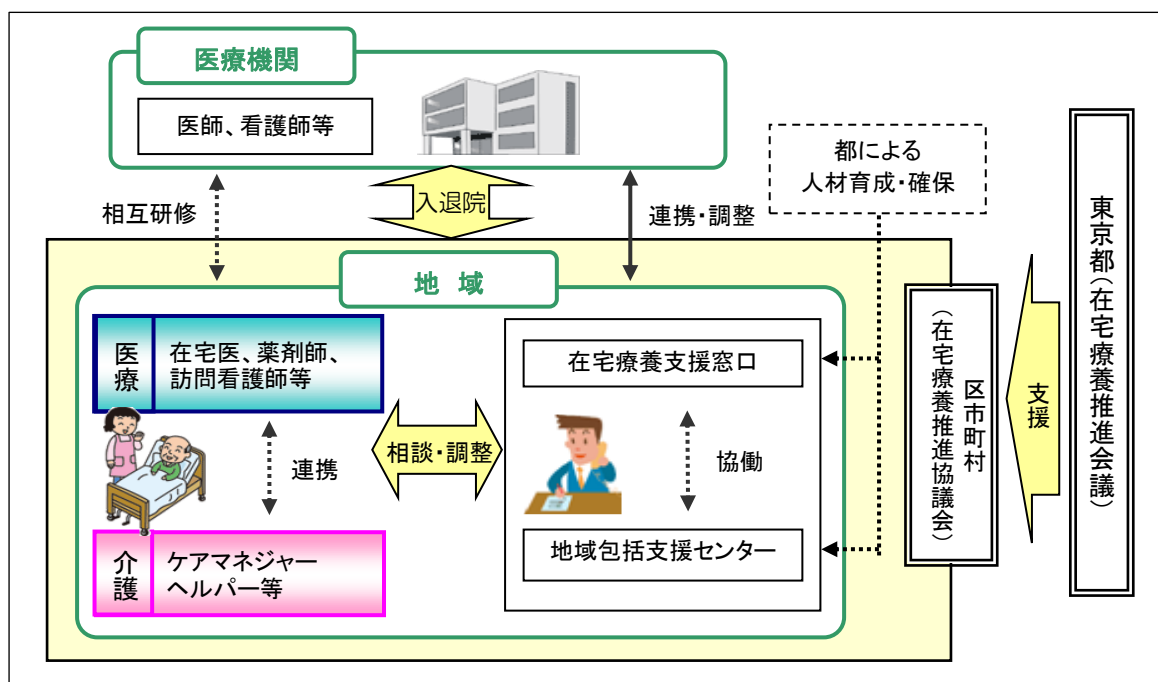
- ・ 認知症専門病院の検討に向けて、都内の認知症医療の実態を把握するため、介護事業者や医療機関等へ調査を行います。

◎ 東京都在宅療養推進会議（在宅療養普及事業）

7 百万円

- 都民、医療・介護関係者、関係団体等で構成する「東京都在宅療養推進会議」において、都民が地域で安心して在宅療養ができる環境づくりを進めるため、医療と介護の連携体制の整備や、在宅療養等に関する都民・関係者への普及啓発等に関する検討などの取組を進めます。

<在宅療養支援体制のイメージ>



○ 区市町村在宅療養推進事業【一部新規】

253 百万円

- 在宅療養における医療と介護の連携を推進するため、24時間診療体制や後方支援病床の確保など切れ目のない在宅医療・介護提供体制の構築や医療・介護関係者等の情報共有への支援、医療的ケアが必要な小児等の在宅医療体制の整備、在宅療養患者の家族への支援など区市町村の地域の実情に応じた取組を支援します。

◎ 東京都多職種連携ネットワーク事業

19 百万円

- 各地域で運用されている複数の多職種連携システムからそれぞれの患者情報に円滑にアクセスできる共通のポータルサイトを運用し、地域の医療・介護関係者の情報共有を充実するとともに、病院と地域の情報共有、病院間の連携にも活用するなど、広域的な連携を促進します。

- ◎ **在宅医療推進強化事業** **600 百万円**
- ・ 在宅医療をより一層推進するため、往診医療機関の活用などにより、地域における24時間診療体制の構築に取り組む地区医師会を支援するとともに、在宅医等がオンラインを活用して病院からの診療支援を円滑に受けられる仕組みを構築します。
- ◎ **在宅療養研修事業** **11 百万円**
- ・ 在宅療養患者の支援体制を整備するため、多職種による相互理解・連携強化のための連絡会（多職種連携連絡会）や、医療・介護関係者等の在宅療養に関する知識・課題の共有や相互理解の促進を図るシンポジウムを実施します。
 - ・ 各地域の在宅療養推進の中心的な役割を担う人材（在宅療養地域リーダー）を育成する研修や、病院と診療所の連携を推進する相互研修、病院医師、スタッフの在宅療養に関する理解を促進する研修を実施します。
- ◎ **在宅医療参入促進事業** **11 百万円**
- ・ 訪問診療等を実施していない診療所医師等を対象に、在宅医療に関する理解を促進するためのセミナーを開催するとともに、在宅医の訪問診療に同行して実際の現場を体験できる研修等を実施し、在宅医療への参入を促進します。
- ◎ **入退院時連携強化事業** **145 百万円**
- ・ 医療機関等で入退院支援に取り組む人材の育成や、入退院時の地域の医療・介護関係者との連携を一層強化し、在宅療養生活への円滑な移行を促進します。
- **小児等在宅医療推進研修事業** **17 百万円**
- ・ 診療所等の在宅医等に対し小児医療に関する研修を実施し、小児等在宅医療への参入促進を図ります。
- ◎ **ACP 推進事業** **17 百万円**
- ・ 都民が希望する医療・ケアを受けることができるよう、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）について、医療・介護関係者の実践力向上のための研修等を行い、住み慣れた暮らしの場における看取り支援の充実を図ります。
- ◎ **都民の「生きる」を最後まで支える、医療・介護職の ACP 実践力の育成【新規】** **30 百万円**
- ・ ACP 実践に必要な情報を集約した Web サイトや、医療・介護職を対象とする協働学習の場を創り、医療・介護職の ACP 実践力の育成基盤を整備します。

- **在宅医療現場におけるハラスメント対策事業【一部新規】** **49 百万円**
 - ・ 在宅医療の現場で医療従事者が患者やその家族から受けるハラスメントの対策に取り組むとともに、セキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費を補助することで、医療従事者が安心して在宅医療に従事できるよう支援します。

- ◎ **災害時在宅医療提供体制強化事業【新規】** **19 百万円**
 - ・ 災害発生時にも在宅療養患者への医療提供体制を継続して確保できるよう、訪問診療を行う医療機関等の災害対応力強化に向けたセミナーを実施するとともに、関係機関との連携などにより地域全体での在宅医療における災害対応体制の構築に取り組む区市町村を支援します。

- ◎ **地域医療確保緊急支援事業【新規】** **32,106 百万円**
 - ・ **高齢者等受入体制確保に係る緊急支援事業** **15,474 百万円**
 介助等の対応により人手を要する高齢者の入院患者を、地域の病院で確実に受け入れられるよう、必要な病床を確保します。（高齢者受入体制確保事業）
 人員や体制の確保が困難となっている小児科や産科、救急医療を担う診療科において、地域で患者を確実に受け入れるための体制を確保する病院を支援します。
 （小児・産科・救急医療受入推進事業）
 - ・ **地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業** **16,632 百万円**
 東京は全国と比較して物価や人件費が高額であることを踏まえ、医療機関に対し支援金を交付します。

- ◎ **地域医療に関する調査【新規】** **30 百万円**
 - ・ 東京の地域特性を踏まえた持続可能な地域医療の確保に向け、患者の受療動向や病院経営等に関する調査・分析を行います。

- ◎ **医療施設近代化施設整備費補助** **1,180 百万円**
 - ・ 医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、患者の療養環境の改善等を進める民間医療施設の施設整備を支援します。

- ◎ **地域医療構想推進事業（ソフト）** **236 百万円**
 - ・ 東京都地域医療構想に基づき、病床機能の転換や病床の整備を検討する医療機関に対し、経営分析、転換計画の立案や課題への助言等、医療経営の専門家が支援します。
 また、病床機能の転換や病床の整備を行う医療機関に対し、開設準備や人員体制の確保に要する経費の一部を補助します。

- ◎ **地域医療構想推進事業（施設設備整備）** **2,456 百万円**
- ・ 地域医療構想に基づき、病床機能の転換や病床の整備を行う医療機関に対し、改修・改築等の施設設備整備費の一部を補助します。
 - ・ 緩和ケア、看取りケア、リハビリテーション、在宅療養の後方支援等の機能強化に取り組む地域医療を支える医療機関に対し、施設設備整備費の一部を補助します。
- **病床機能再編支援事業** **292 百万円**
- ・ 地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制の構築に向け、地域医療構想に即した病床機能の再編を行う医療機関を支援します。
- **地域リハビリテーション支援事業** **54 百万円**
- ・ 地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することにより、保健・医療・福祉が連携した地域リハビリテーションのシステム化を図ります。
- [地域リハビリテーション支援センター 12病院（令和7年1月現在）]
- **人工神経接続装置開発の推進** **60 百万円**
- ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、脊髄損傷患者や脳梗塞患者の身体機能の回復を目指し、独自に開発した「人工神経接続」を用いて、疾患病態に合わせた神経接続方法と刺激方法を新規に開発するための臨床研究を推進します。
- **周術期口腔ケア推進事業** **6 百万円**
- ・ がん患者等の治療の苦痛を軽減し QOL を高めるために、周術期の患者の口腔ケアや歯科治療に対応できる歯科医療従事者を育成する研修を実施するとともに、周術期における口腔ケアの大切さについて都民向けの普及啓発を行います。
- **在宅歯科医療推進事業** **6 百万円**
- ・ 在宅療養患者を支える介護支援専門員や訪問看護師などの多職種等を対象に、口腔内の状況が療養生活に及ぼす影響や歯科支援の重要性などに関する講習会を実施するとともに、口腔内のチェックシートやマニュアルの活用を促進することにより、在宅療養患者の口腔機能の維持、向上を図ります。
- ◎ **青年期歯科口腔保健推進事業** **5 百万円**
- ・ むし歯（う蝕）や歯周病の罹患リスクが高まる傾向にある青年期世代（概ね 18 歳～30 歳）の都民に対し、日常的な口腔ケアや定期的な歯科受診の重要性について理解促進を図ることで、歯科口腔保健に関する意識向上や行動の変容を促します。

- ◎ **歯科健康診査受診促進事業** (包括補助)

 - ・ 都民の歯と口の健康づくりを推進するため、区市町村が実施する法定外歯科健診に係る経費や歯科健診の受診促進に係る取組を支援します。[保健医療政策区市町村包括補助]

- ◎ **障害者歯科医療設備整備補助事業** 38 百万円

 - ・ 障害者への歯科医療体制の充実を図るため、専門的な歯科医療を提供する医療機関に対して必要な医療機器等の整備を支援します。

- ◎ **災害時歯科保健医療対策体制強化事業【新規】** 1 百万円

 - ・ 大規模災害時において、都民の歯と口の健康を維持し二次的な健康被害を防ぐため、区市町村に対して、災害時の歯科保健医療活動の体制整備に関する研修を実施します。

- **東京都地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業** 156 百万円

 - ・ 地域の医療機関間でデジタル技術を活用して患者の医療情報の共有化を図る取組を支援し、地域医療連携を推進します。

- ◎ **医療機関診療情報デジタル推進事業** 2, 652 百万円

 - ・ 病院や診療所の電子カルテシステムの整備等を支援するとともに、地域医療連携ネットワークへの参画を進め、デジタル技術を活用した効果的な医療情報の共有等を促進します。

- ◎ **医療機関診療情報デジタル導入支援事業** 616 百万円

 - ・ 医療機関の DX の推進に向けて、コンサルタントの活用等により電子カルテシステムの導入を図る病院や診療所を支援します。

- ◎ **医療機関デジタル化推進サポート事業【一部新規】** 112 百万円

 - ・ デジタル技術導入の動機付けとなるよう、医療機関向けのセミナーを行うとともに、導入準備のポイント等を相談できる窓口の設置やアウトリーチ講習会等を実施します。

- ◎ **医療 DX 人材育成支援事業【新規】** 139 百万円

 - ・ 医療機関職員の IT 資格取得に係る経費等を支援することにより、電子カルテの操作等、医療 DX に関する知識・技能等を持つ人材の育成を図ります。

- ◎ **医療機関診療情報サイバーセキュリティ対策支援事業** 333 百万円

 - ・ 医療機関のデジタル化の促進と、安定的な医療提供体制の確保に向け、病院や診療所のサイバーセキュリティ対策の強化を支援します。

- ◎ **医療機関における AI 技術活用促進事業** **345 百万円**
 - ・ AI 問診や音声自動入力など医療機関における「働き方改革」等に資する AI 技術活用の取組を支援し、医療従事者の負担軽減等を図ります。

- ◎ **オンライン医療相談・診療等環境整備補助事業** **8 百万円**
 - ・ かかりつけ医等によるオンライン医療相談・診療を推進するため、情報通信機器等の初期経費等を支援します。

- ◎ **医療機関・薬局における電子処方箋の活用・普及の促進事業** **1,161 百万円**
 - ・ 電子処方箋及び電子処方箋の新たな機能を導入した医療機関及び薬局に対して、導入費用を補助します。

- ◎ **都民と医療・介護従事者を暴力等から守る環境の整備** **27 百万円**
 - ・ 都民や医療・介護従事者に安全で安心な医療・介護環境を保障するため、暴力等の実態把握や、業務関係者を対象とした研修教材の開発等を行い、対策基盤を整備します。

- **へき地医療対策の充実強化** **323 百万円**
 - ・ 島しょ地域などのへき地の公立医療機関への医師等の定期的な派遣のため、へき地医療対策協議会の設置や町村、大学病院等との調整を行います。
 - ・ また、医療従事者用コミュニケーションツールを活用し、島しょ救急患者搬送における島しょ医療機関と本土医療機関との間の円滑な情報共有を推進します。

- ◎ **島しょ地域リハビリテーション提供体制構築支援事業【新規】** **16 百万円**
 - ・ 本土医療機関での治療を終えた患者が早期に帰島するため、関係機関による切れ目のない連携体制及び島内でのリハビリテーション実現に向けて、本土と連携した体制構築を実施します。

- ◎ **外国人旅行者等への医療情報提供体制の整備** **44 百万円**
 - ・ 外国人旅行者等が安心して医療を受けられるよう、外国人患者の受入れ体制整備に対する補助、医療従事者向けの外国人対応に関する研修、電話による医療機関向け救急通訳サービス等を実施し、医療機関の受入れ体制の整備を支援します。
 - ・ また、外国人患者への医療提供体制の充実に向けた検討を進め、外国人患者が地域で安心して受診できるよう地域の実情に応じた受入環境整備を行います。
 - ・ 医療機関を受診する際に役立つ情報をまとめた外国人向けポータルサイトの運用・広報を行い、外国人が医療に関する情報にアクセスしやすい環境づくりを推進します。

4 医療人材の確保・育成を支援します

都内において救急医療、へき地医療等の医療分野や、小児科、産科等の診療科に従事する医師確保に努めるとともに、医療従事者の勤務環境の改善や定着・再就業を支援するなど総合的な人材確保対策に取り組みます。

主な事業展開

- **医師奨学金制度** 859 百万円
 - ・ 都内で小児、周産期、救急、へき地医療等に従事する医師を確保するため、これらの医療に将来従事する意志のある学生を対象に奨学金を貸与します。
- **東京都地域医療支援センター事業** 15 百万円
 - ・ 医療機関における医師確保支援、医師奨学金被貸与者のキャリア形成支援など、都の特性を踏まえた総合的な医師確保対策を推進します。
- **東京都地域医療支援ドクター事業** 12 百万円
 - ・ へき地及び多摩地域の医療提供体制を支援するため、地域医療の支援に意欲のある医師を「東京都地域医療支援ドクター」として都が採用し、周産期、小児、救急等医師確保が困難な市町村公立病院及びへき地医療機関に派遣します。
- **新人看護職員研修体制整備事業** 125 百万円
 - ・ 新人看護職員の臨床研修に要する経費の一部を補助するとともに、卒後臨床研修の自主的な実施を支援するための研修責任者等研修や採用数の少ない複数の病院による合同研修を実施し、新人職員の早期離職防止と定着促進を図ります。
- ◎ **島しょ看護職員定着促進事業** 9 百万円
 - ・ 島しょで働く看護職員に対する出張研修や、看護職員が一時的に島を離れる際の短期代替看護職員の派遣を実施することにより、島しょ看護職員の定着促進を図ります。
 - ・ 島しょ地域で従事する看護職員が、島を離れずオンラインで研修を受ける機会を確保します。
- **島しょ地域医療従事者確保事業** （包括補助）
 - ・ 医療従事者を対象とした現地見学会を開催する島しょ町村に対して、その経費の一部を補助することにより、島しょにおける医療従事者の確保や定着促進を支援します。

[保健医療政策区市町村包括補助]

- **看護職員地域確保支援事業** **69 百万円**
 - ・ 離職した看護職員が、身近な地域の病院や訪問看護ステーション等で、自らの経験やスキルに応じて受けられる復職支援研修・再就業支援相談を実施することにより、潜在看護職等の就業意欲を一層喚起し、再就業を促進します。
- **看護職員再就業支援事業** **92 百万円**
 - ・ 東京都ナースプラザにおける再就業希望者に向けた情報発信の充実や短時間・非常勤勤務希望者を受け入れる求人施設情報の積極的収集、再就業・定着に向けた奨励金の支給等を実施します。
- **看護職員定着促進支援事業** **80 百万円**
 - ・ 看護職員の定着促進を図るため、都が委嘱した就業協力員が、中小病院を訪問し、看護の質向上や勤務環境改善などに向けた各施設の取組を、認定看護師を活用するなどして支援するとともに、地域医療機関を含めた研修を実施します。
- **プラチナナース就業継続支援事業** **27 百万円**
 - ・ 経験豊富な看護職員のキャリア継続を支援するため、定年退職前からその後のライフプランを考え、多様な職場を知る機会を提供し、看護職員の潜在化を防止するとともに、定着・再就業の促進を図ります。
- ◎ **看護職員等宿舍借り上げ支援事業【新規】** **3,902 百万円**
 - ・ 医療機関に勤務する看護職員等の宿舍借り上げを支援することで、働きやすい職場環境を実現し、看護人材の確保及び定着を図ります。
- **助産師定着促進事業** **13 百万円**
 - ・ 医療機関間の調整を行うコーディネーターの配置や出向研修発表会の開催等により、助産師の出向を支援し、助産師の資質向上と定着促進を図ります。
- ◎ **病院勤務者の勤務環境改善や復職支援** **288 百万円**
 - ・ 病院勤務の医師や看護職員の勤務環境を改善し、離職防止及び定着を図るとともに、出産や育児などにより職場を離れた医師等の復職に向けた取組を行う病院に対する支援を行います。
- **医療勤務環境改善支援センター事業** **15 百万円**
 - ・ 働きやすい環境整備に向けた医療機関の取組を支援し、医師・看護師等の医療スタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の確保及び医療の質の向上を図ります。

- **地域医療勤務環境改善体制整備事業** **2,104 百万円**
- ・ 医師の働き方改革を推進するため、勤務医の労働時間が長時間に及び、地域で救急医療などの役割を担う医療機関や、教育研修体制を有する医療機関が行う、ICT 環境整備、休憩室整備、短時間勤務要員確保などの勤務環境改善に向けた体制整備を支援します。
- ◎ **勤務環境改善医師派遣等推進事業** **786 百万円**
- ・ 医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関を支援します。

5 都立病院機構による行政的医療の安定的かつ継続的な提供 や地域医療の充実等に向けた取組を支援します

14の都立病院を運営する地方独立行政法人東京都立病院機構は、「大都市東京を医療で支える」との理念の下、すべての都民のための病院として、たゆまぬ自己改革を行い、質の高い医療サービスを提供しており、東京都はこうした取組を支援します。

主な事業展開

○ 東京都立病院機構への支援

57,530 百万円

行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療等の提供及び地域医療の充実への貢献に向けた取組を推進するため、地方独立行政法人東京都立病院機構の運営について、以下の機構の取組を含め、支援を行います。

- ・ 総合診療体制の強化

都立病院の臨床現場を活用して、都独自の総合診療医の育成プログラムによる人材育成を行うとともに、育成した人材を地域に輩出し都における総合診療体制を充実・強化します。

- ・ 陽子線治療施設の整備

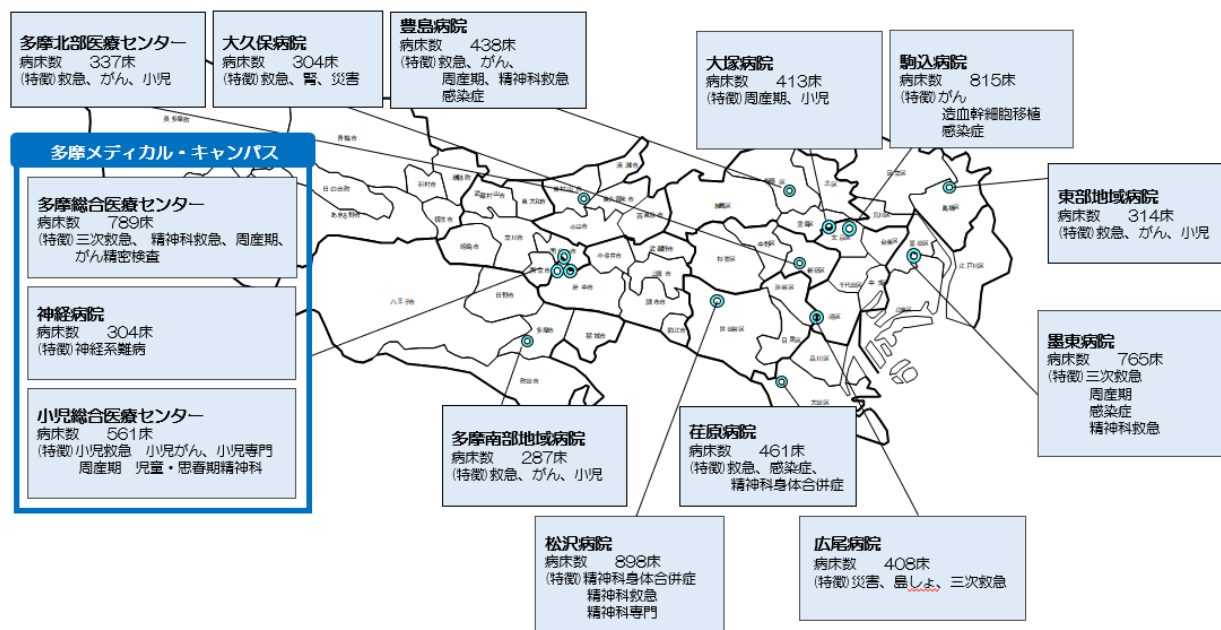
都立病院粒子線治療施設整備計画に基づき、都立駒込病院における陽子線治療施設の整備を推進します。

都立病院による行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供

各病院等の医療機能に応じ、他の医療機関等との適切な役割分担と連携のもと次の医療を提供

ア がん医療	・難治性がんや合併症を伴うがん患者等に高度で専門的ながん医療を提供 ・AYA世代がん患者に適切な医療等を提供
イ 精神疾患医療	・精神科救急医療、精神科身体合併症医療など専門性の高い精神疾患医療を提供 ・こころとからだを総合した児童・思春期精神科医療を提供
ウ 救急医療	・東京ERの運営など総合的な救急医療を提供 ・脳血管疾患や心疾患、重度外傷等の様々な救急患者の受入れを推進
エ 災害医療	・都の方針を踏まえ、災害拠点病院等に求められる役割に応じた災害医療を提供 ・関係機関等との合同訓練等を通じて地域の災害対応力を向上
オ 島しょ医療	・島しょ地域の救急患者等を受け入れる体制を整備し、島しょ医療を提供 ・島しょ地域の医療を支える人材を育成
カ 周産期医療	・ハイリスク妊産婦や新生児等に対して高度で専門的な周産期医療を提供 ・未受診妊婦など社会的リスクを抱えた妊産婦に適切な医療等を提供
キ 小児医療	・希少疾患等に対し先進的かつ専門性の高い小児医療を提供 ・医療的ケア児の在宅療養への円滑な移行を支援
ク 感染症医療	・都が行う感染症対策を踏まえながら、各病院の感染症医療提供体制を整備 ・有事の際に即戦力となる看護師等を育成し法人全体の感染症対応力を強化 ・看護師の派遣による指導等により、地域の感染症対応力の強化に貢献
ケ 難病医療	・脳・神経系難病、免疫系難病等に対して高度で専門的な難病医療を提供 ・早期の診断から進行期の診療・ケア、療養支援に至る一貫した医療を提供
コ 障害者医療	・障害者の合併症医療や障害者歯科医療等を提供 ・地域の医療機関等への技術支援等を通じて、在宅療養への移行を支援
サ 総合診療の提供	・総合診療科を充実し、入院患者の様々な症候に対応 ・大学や地域の医療機関とも連携しながら総合診療医を確保・育成
シ その他の行政的医療等の提供	・難治性のアレルギー疾患等の質の高い行政的医療を提供 ・新たな医療課題や地域の医療課題に対応

東京都立病院機構が運営する施設の概要



令和7年4月現在

第7 多様化する健康危機から都民を守ります

（健康危機の発生状況等）

【危険ドラッグ等の状況】

- 都内の薬物事犯検挙人員は平成26年以降増加傾向にあり、インターネットで取引される製品から、規制薬物が検出されることも多く、特に若年層への薬物乱用の広がりが懸念されています。

危険ドラッグについては、類似成分の化合物を含有する食品の販売やSNSの利用等による販売方法の巧妙化が行われており、また、危険な成分を含む未規制薬物の海外からの流入は続いています。

さらに、近年、大麻の乱用や市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）が問題となっており、特に30歳未満の若い世代での乱用が深刻化しています。

【食品の安全にかかわる問題】

- ノロウイルスによる大規模な食中毒の発生や、いわゆる健康食品による健康被害などが発生しています。

【アレルギー疾患の状況】

- 食物アレルギーなどのアレルギー疾患は、重篤な過敏反応を起こすこともあるなど、多くの国民の生活に影響を及ぼしており、アレルギー対策を総合的に推進するため、平成27年にアレルギー疾患対策基本法が施行されました。

（都の取組）

- 多様化する健康危機から都民を守るため、食品・医薬品・生活環境・飲料水等の安全を確保するとともに新たな危機に備えて体制を充実しています。

	日々の安全確保	健康危機の例
医薬品	薬物乱用防止対策、薬事関係免許 医薬品等の許認可・監視指導 医薬品等広告の適正化	危険ドラッグ・大麻等 不良医薬品・医療機器等 医薬品成分を含む健康食品
食品	食品などの監視・検査 飲食店等の許可・監視指導 食中毒対策、食品表示の適正化	食中毒、残留農薬 食物アレルギー 食品表示偽装、放射性物質
環境	環境に係る健康影響対策 生活衛生対策 建築物・水道事業の監視指導	アレルギー疾患 レジオネラ症 放射性物質

【危険ドラッグ対策等】

- 「東京都薬物の濫用防止に関する条例」に基づき、知事指定薬物の指定や国への情報提供など、危険ドラッグ規制の強化に取り組んでいます。
- また、「東京都薬物乱用対策推進計画」に基づき、国内外で乱用されている未規制薬物やインターネット上の取引の把握、監視指導及び若者を対象とした普及啓発など、危険ドラッグの速やかな排除や、大麻などの薬物乱用防止に向けた取組を推進しています。推進計画については、近年の薬物乱用をめぐる社会状況等を踏まえ、令和6年3月に改定を行い、総合的な取組を行っています。

【食品・環境保健対策等】

- 「東京都食品安全推進計画」（令和3年3月改定）に基づき、事業者による自主的衛生管理の推進、生産から販売に至る監視指導、食品の安全に関する国内外への情報発信など、様々な施策を推進しています（本計画については、P27参照）。
- アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」（令和4年3月改定）に基づき、適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりに取り組んでいます。
- 大気汚染や室内環境、食品等に含まれる化学物質などの健康影響を未然に防ぐための保健施策、調査研究を実施しています。

【動物愛護管理】

- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、「東京都動物愛護管理推進計画」（令和3年3月改定）に基づき、動物の適正飼養や終生飼養の徹底や飼い主のいない猫対策、新たな飼い主への譲渡拡大等の取組をボランティア団体等と連携して進めることにより、動物の殺処分*ゼロを実現しています。また、動物由来感染症への対応や災害対策の強化など、危機管理に係る施策を推進しています（本計画については、P28参照）。

* 動物の殺処分：都においては、①動物福祉等（苦痛からの解放、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育が極めて困難）の観点から行ったもの 及び ②引取・収容後に死亡したものを除いた致死処分を「殺処分」と表現しています。

（令和7年度の取組）

- 1 危険ドラッグ等の速やかな排除、薬物の乱用防止を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します**
- 2 健康危機から都民を守る体制を確保します**
- 3 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します**

1 危険ドラッグ等の速やかな排除、薬物の乱用防止を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します

法の規制を逃れて次々と出現している危険ドラッグや近年、若者を中心に乱用が拡大している大麻等の脅威から都民を守るための対策を強化します。

主な事業展開

○ 危険ドラッグ対策等（薬物の乱用防止）【一部新規】

131 百万円

・ 規制の強化

高度な成分分析機器の活用等に加え、国内未流通成分等の合成を実施することにより、人体への影響が確認できた薬物を速やかに知事指定薬物に指定し、同時に国等へ情報提供を行い、全国的な規制につなげることで、危険ドラッグの流通拡大を防ぎます。

・ 監視指導等の強化

国内・海外で乱用されている未規制薬物や販売実態を把握するため、流通実態調査やビッグデータ解析*、海外文献情報の収集等を行うとともに、製品名等を隠した巧妙な販売方法に対応するため、ソーシャルリスニング監視*や通常の方法ではアクセスできないサイト等に対する監視を実施し、新たな危険ドラッグの流通を防ぎます。

* ビッグデータ解析：X（旧 Twitter）等のソーシャルメディアを調査対象として定型的なキーワード等に関する情報を収集・分析し、流行製品や販売実態等を把握すること。

* ソーシャルリスニング監視：ソーシャルメディアの書き込みをリアルタイムに収集、調査・分析を行い、非定型な取引ワードを抽出し、流行製品や販売実態等を把握すること。

・ 大麻等の乱用防止にかかる普及啓発の強化

啓発動画の放映、インターネット上の啓発サイトやキーワード連動広告、大学生等と連携した普及啓発活動等を通じて、危険ドラッグ等の有害性を訴えていきます。特に、大麻の有害性について誤った認識を持たないよう、若者を中心に普及啓発を進めます。

・ 市販薬乱用対策の推進

医薬品の適正使用・オーバードーズの背景を踏まえた市販薬乱用防止のための啓発資材の配布や、小学生向けの学習アプリの開発を行い、若年層を対象に普及啓発を進めるとともに、市販薬の適正販売のための監視指導等の取組を強化します。【一部新規】

<危険ドラッグ>



ハーブタイプ



パウダータイプ



リキッドタイプ

＜東京都健康安全研究センター＞

東京都健康安全研究センターは、都民の生命と健康を守る科学的・技術的拠点として、食品、医薬品、飲料水や生活環境などの日々の安全・安心確保と、感染症などの健康危機への備えの両面から、試験検査、調査研究、研修、公衆衛生情報の解析・提供及び監視指導を行っています。

センターの業務は、検査・研究、広域監視、健康危機情報の3部門に大別され、各部門が連携をとりながら一元的に業務を実施しています。

○ 検査・研究部門

- ・ 保健所等からの依頼に基づき、感染症の病原体検査、食中毒の原因究明に関する検査をはじめ、食品、医薬品、家庭用品、大気や水の安全性など広範囲な試験検査を行っています。検査依頼・成績書発行業務のオンライン化に取り組み、検査依頼・結果共有の迅速化・効率化を図ります。
- ・ また、健康危機に関わる様々な課題について、基礎的・応用的な研究を実施するほか、試験法の開発・改良に関する研究等を行っています。
- ・ このほか、都内の衛生検査所における検査精度の向上を図るための精度管理事業を実施しています。

○ 広域監視部門

- ・ 医薬品等の製造販売業等の許認可、監視指導、収去検査を実施するほか、毒物及び劇物の製造業、輸入業や、医療機器等を取り扱う事業者の登録・許可、監視指導を行っています。
- ・ また、広域流通食品を取り扱う食品輸入業、大規模製造業、問屋業などの流通拠点施設等に対する監視指導、収去検査、表示検査等を実施しています。
- ・ さらに、多数の人が利用する大規模なビル（特定建築物）の室内空気環境、給排水、ねずみ昆虫防除などの維持管理の適正化を図るため、各種調査・指導を行っています。

○ 健康危機情報部門

- ・ 感染症の発生状況や医薬品・食品の安全に関する情報、花粉の飛散状況等の環境保健衛生に関する情報の収集、解析を実施し、都民や関係機関に向けて発信するほか、都民向けの公開講座などの普及啓発事業を実施しています。
- ・ 感染症の疫学情報部門では、地方感染症情報センターとして、保健所等と連携しながら、患者発生情報や病原体情報等の収集・分析等を行っています。
- ・ また、東京都及び特別区・保健所設置市の技術系職員を対象とした研修や、健康安全分野における専門職種を対象とした研修等を実施しています。

2 健康危機から都民を守る体制を確保します

食中毒や不適正表示等の食の安全性に関わる問題や大気汚染など生活環境に起因する健康影響など、様々な危機から都民の生命と健康を守ります。

主な事業展開

- **食中毒対策** 49 百万円
 - ・ 食中毒の発生原因を究明するための検査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌等による食中毒の発生を未然に防ぐため、汚染状況の調査、営業者の自主的衛生管理推進のための指導を行います。
- **避難所における食中毒・感染症予防等のためのマニュアル等** —
 - ・ 十分な衛生状態の確保が難しいとされる避難所での生活において、食中毒や感染症を予防するためのポイント等を解説した「避難所ですぐに使える食中毒予防ブック」等を作成し、都保健所で配布するとともに、ホームページで公表しています。
- **HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進** 13 百万円
 - ・ 平成30年の食品衛生法の改正により、令和3年6月から原則全ての食品等事業者に「HACCP に沿った衛生管理」が義務化されたことから、食品等事業者が、「HACCP に沿った衛生管理」を円滑に導入し、定着できるよう、相談受付などの技術的支援を行うとともに、人材育成を進めます。
- **食品安全情報の外国人への発信等** 6 百万円
 - ・ 東京を訪れる外国人が安心して食を楽しめるよう、飲食店等が外国人客に対してアレルギーの原因食品の情報を適切に提供できるよう支援します。
 - ・ また、近年、都内において外国人の飲食店等従事者が増加している背景を踏まえ、外国人従事者が適切な衛生管理を実施できるよう支援します。
- ◎ **食品衛生業務における DX の推進** 42 百万円
 - ・ DX 技術を活用して、保健所の食品営業許可申請事務を効率化するほか、立入指導の際、タブレットを活用し、現場で効率的・効果的な監視指導を行います。

- **健康食品対策【一部新規】** **33 百万円**
- ・ 健康食品による危害の未然防止を徹底していくため、市販品の買上げによる成分分析や製品表示・広告の検査を行うとともに、事業者を対象とした講習会や都民への普及啓発を行います。
 - ・ 健康食品中の有害物質を原因とする健康被害の発生に備えた検査・分析体制を整備するとともに、大規模な健康被害事例が発生した際に迅速に探知できるよう、大規模病院と連携し、情報収集を行います【新規】
- **薬局・薬剤師の災害対応力向上【一部新規】** **24 百万円**
- ・ 「薬局用モデル BCP」や「災害時薬剤師班活動ガイドライン」を踏まえ、防災訓練や災害薬事活動リーダー研修を実施するとともに、災害時のへき地等での医薬品供給体制を強化するため災害用モバイルファーマシーを配備するなど、災害時の円滑な医療物資供給に向けた取組を実施しています。
- **大気汚染医療費助成の実施** **1,549 百万円**
- ・ 大気汚染の影響を受けていると推定される患者を対象とした医療費助成を実施します。
- **アレルギー疾患対策の推進** **74 百万円**
- ・ アレルギー疾患に係る基礎知識や自己管理方法、専門的医療を提供する医療機関等について、「東京都アレルギー情報 navi.」で情報提供するとともに、社会福祉施設等職員を対象とした研修の実施、相談体制や関係機関の連携体制の充実強化など、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ります。
 - ・ 医師や医療従事者向けに、成人領域および小児領域におけるアレルギー疾患治療の専門研修を実施します。
 - ・ 医療機関がそれぞれの役割に応じて適切な診療を実施することができるよう、拠点病院等と地域の診療所との連携事業を行います。
 - ・ デジタル技術を活用した「緊急時対応ガイダンス」において、患者や家族、施設関係者に対して直感的で分かりやすいアナフィラキシー発生時の初期対応のサポートを提供することにより、迅速かつ適切な対応を可能とします。
- **花粉症対策の推進** **10 百万円**
- ・ スギ・ヒノキの花粉の飛散量の計測や解析を行うとともに、測定結果や飛散状況の説明、花粉症の基礎知識等の情報を都民に提供します。
- **放射能測定体制及び情報発信の推進** **109 百万円**
- ・ 空間放射線量の測定
都内8か所にモニタリングポストを設置し、空間放射線量を継続的に測定します。
また、測定機器の貸出しや技術的助言により、区市町村による測定を支援します。

- **食品等の放射性物質の検査の実施**

ゲルマニウム半導体核種分析装置等により、都内の小売店等に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、モニタリング検査を行います。

また、水道原水・飲用井戸等の検査についても計画的に実施します。

- **情報発信の推進**

放射能に関する測定・検査結果などの都民や他国からの観光者等が知りたい情報を提供するポータルサイトを運用し、分かりやすく情報提供していきます。

○ **広域火葬体制の整備**

—

- 大規模な災害発生時に広域的な火葬を円滑に行えるよう、「広域火葬実施計画」を策定するとともに、関係団体等と遺体搬送や火葬等に関する協定を締結し、災害発生を想定した通信訓練を一都九県で実施しています。

3 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

動物の適正飼養・終生飼養の普及啓発や地域における相談支援体制の整備、ボランティア団体等と連携した動物の譲渡拡大に向けた取組を強化し、殺処分ゼロを継続するとともに、動物由来感染症対策などの危機管理施策を推進します。

主な事業展開

◎ 動物愛護事業【一部新規】

48 百万円

- 動物愛護精神の涵養を図るとともに、動物による人への危害を防止するため、動物教室の開催や啓発用資材の作成等による適正飼養に関する普及啓発、動物愛護推進員による地域での普及啓発等の活動に対する支援を行います。
- 動物病院等において適正飼養や防災対策に関するリーフレットを配布し、飼い主への情報提供を強化します。
- 新たな飼い主への動物の譲渡拡大に向けて、11月の動物譲渡促進月間を中心に、都民への啓発や譲渡活動への理解を促進するための積極的な広報等を実施するとともに、東京都動物情報サイト「ワンちゃんとうきょう」により登録譲渡団体の活動情報や飼い主支援のための情報を発信するなど、インターネットを活用した普及啓発を行います。
- 動物行動学や動物由来感染症等に関するシンポジウムを獣医系大学と連携して開催し、飼い主や動物愛護団体等の関係者に動物の適切な飼育や譲渡のための知識の普及を図ります。また、獣医系大学と連携し、職員の人材育成や専門家との相談会、普及啓発を実施します。【一部新規】

◎ 動物譲渡推進事業

4 百万円

- 離乳前子猫を育成し譲渡に繋げるため、登録譲渡団体等にミルクや哺乳瓶等を提供します。また、動物愛護相談センターから負傷動物等を譲り受ける登録譲渡団体等に対し、負傷部位の保護用具等の物資を提供することにより、譲渡拡大を図ります。
- 譲渡動物にマイクロチップを装着し、適正飼養・終生飼養を図るとともに、飼い主の負担を軽減し譲渡の拡大につなげます。



犬や猫の譲渡事業 PR イベント
(犬のしつけ方教室)



東京都動物情報サイト
「ワンニャンとうきょう」

○ 飼い主のいない猫対策 (包括補助)

- 子猫の引取数や猫に関する苦情を減少させるため、地域の住民等の理解と協力を得て、地域で飼い主のいない猫を適正に管理していく取組を進める区市町村を支援します。
- また、町内会や獣医師会、NPO 団体、行政等で構成する協議会を設置し、猫の引取数の減少に向けた計画を作成するなど、対策を強化する区市町村を支援します。

[保健医療政策区市町村包括補助]

◎ 地域における動物の相談支援体制整備事業 (包括補助)

- 健康上の理由等で飼い主が飼養を継続することが困難となった場合や、不適切な飼養などにより生活環境が悪化するなど、動物に関する問題が発生した際に、身近な地域で相談ができ、飼養継続のための助言や動物を譲渡する場合のサポートを受けられる体制づくりに取り組む区市町村を支援します。[保健医療政策区市町村包括補助]

○ 動物由来感染症対策 5 百万円

- 動物病院におけるモニタリング調査など、飼い主や動物取扱業者への的確な情報提供や指導により、動物由来感染症の発生及びまん延を防止します。
- 狂犬病検査技術の向上と狂犬病対策の体制強化を図るための訓練やモニタリング調査を実施します。

○ 動物との同行避難受入体制の整備 (包括補助)

- 避難所において動物との同行避難者を円滑に受け入れられるよう、「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」を作成するとともに、区市町村によるケージや応急処置備品の整備など避難所の受入体制整備に要する経費について補助を行います。

[保健医療政策区市町村包括補助]

第8 様々な感染症から都民の生命と健康を守ります

（様々な感染症の脅威）

- 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）など、感染症は世界各地で人々の生命や健康、生活を脅かす存在であり、その克服は大きな課題となっています。

新型コロナの広がりや、多くの患者・感染者の発生とともに、長期にわたって社会経済活動にも多大な影響を及ぼしました。

- 海外では鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等の患者の発生が報告されていますが、これらのウイルスの変異により、人から人に容易に感染する「新型インフルエンザ」が発生し、世界的な流行を引き起こすことが懸念されます。
- 蚊媒介感染症は、毎年、世界で多数の患者が発生しています。平成26年にはデング熱の国内感染患者が約70年ぶりに発生しましたが、令和元年にも国内感染患者が発生しています。また、平成27年を中心にジカウイルス感染症が中南米等で流行し、我が国でも平成28年以降、海外で感染した患者が報告されています。
- また、平成30年に沖縄県を中心に全国で多数の麻しん患者が報告され、同年に首都圏を中心として風しんの流行が発生しています。新型コロナの五類移行後、人の動きの活発化に伴い、海外感染や感染源不明の事例が発生しています。
- 一類感染症*については、平成26年に西アフリカ3か国（ギニア、リベリア、シエラレオネ）で、令和元年にコンゴ民主共和国等でエボラ出血熱の流行が発生しています。令和6年にはルワンダでマールブルグ病の流行が確認されました。

*一類感染症：感染症法において、感染力及びり患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症と位置付けられているもの

（都の取組）

- 新型コロナ対応において、都は、多くの医療機関等の協力を得て患者受入体制を確保するとともに、広域的な入院調整、各種対策に係る統一方針の策定、フォローアップセンター等による健康観察など、広域自治体として保健所の役割を補完する様々な取組を実施し、東京モデルとして保健・医療提供体制を構築してきました。

- 新型コロナは、令和5年5月から感染症法上の位置付けが五類感染症に変更され、医療提供体制等は通常の対応に段階的に移行しました。
都は、位置付け変更に当たり、都民の不安や医療現場等の混乱を招かないよう、必要な保健・医療提供体制を維持しつつ、感染再拡大に備え、対応できる体制を整えてきました。
- こうした新型コロナ対応の経験等を踏まえ改正された感染症法及び基本指針に基づき、令和6年3月に感染症予防計画を改定（本計画については、P26参照）しました。予防計画では、新興感染症発生時に対応する病床数、外来診療を行う医療機関数等の数値目標を設定しており、平時から医療機関等と感染症法に基づく医療措置協定を締結し、感染症有事の際に機動的に対応できる体制を確保していきます。また、感染症対策連携協議会等を活用し、新型コロナ対応で培った知見や経験をもとに、感染症対策全般について広域的な視点から総合調整を行うなど、新興感染症発生時への備えを強固なものとしていきます。
- 一類感染症等については患者発生に備え、感染症指定医療機関の指定や患者搬送車両の整備を行うとともに、指定医療機関への患者受入訓練及び患者死亡時搬送・火葬対応訓練等の検証結果や疑似症患者の発生事例を踏まえた対応マニュアルを作成するなど、体制を整備しています。
- 蚊媒介感染症については、都内公園等での蚊のウイルス保有調査、患者検体の遺伝子検査等を行うとともに、都をはじめ、関係機関や都民が取り組むべき対策について取りまとめた「東京都蚊媒介感染症対策行動計画」（平成28年5月改定）に基づき、体制の強化に取り組んでいます。
- 麻しん・風しん対策としては、医療、教育、保育、行政等の関係者からなる対策会議を設置し、効果的な普及啓発のあり方等について協議を行うとともに、区市町村と協力し、風しんの抗体検査と予防接種を一体的に提供する取組を行っています。
- さらに「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成30年7月変更）等に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄などの取組を進めています。

（令和7年度の取組）

1 新興感染症の発生に備えた体制強化を図るとともに、感染症全般に的確に対応するための総合的な取組を進めます

1 新興感染症の発生に備えた体制強化を図るとともに、感染症全般に的確に対応するための総合的な取組を進めます

感染症法及び東京都感染症予防計画に基づき、新興感染症発生時への備えをより強固なものとしていきます。

また、サーベイランスや検査体制、医療提供体制の強化のほか、普及啓発や予防接種の推進など、感染症全般に対する的確に対応するため、総合的な取組を進めていきます。

対策の実施に当たっては、東京 iCDC 及び感染症医療体制戦略ボードの専門的知見を生かしてより効果的な対策を打ち出し、感染症に対する危機管理能力の向上を図っていきます。

主な事業展開

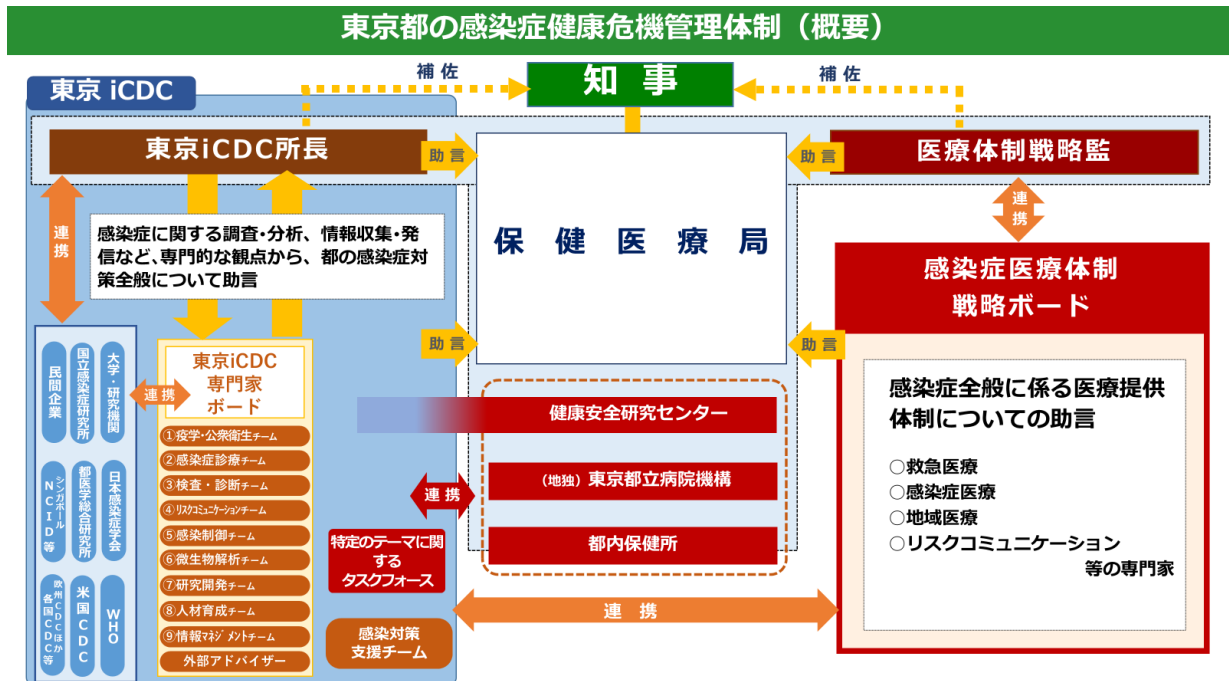
1 専門的知見の活用/関係機関との連携促進

◎ 東京 iCDC を核とした効果的な感染症対策の推進 202 百万円

- ・ 新型コロナの発生を契機として、感染症対策に関する最新情報や科学的知見に基づく効果的な施策を実施していくため、東京 iCDC を立ち上げました。
- ・ 東京 iCDC に、感染症に係る様々な領域の専門家で構成する「専門家ボード」等を設置し、国内外の研究機関等とのネットワーク構築を進めるとともに、平時から情報収集・分析を行い、専門的視点からの助言や、効果的な情報発信を行っていきます。

○ 感染症医療体制戦略ボードの設置 4 百万円

- ・ 感染症医療体制戦略ボードを設置し、感染症に係る医療提供体制について専門家からの助言を受け、必要な対策に繋げていきます。



◎ 感染症対策連携協議会

1 百万円

- ・ 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策の実施に当たって、都、保健所設置市及び特別区その他の関係者により構成される東京都感染症対策連携協議会を設置し、関係者間の意思疎通、情報共有及び連携の推進を図ります。

* 東京都感染症対策連絡会議

- ・ 未知の感染症を含むあらゆる感染症に対して常時備え、必要な対策を速やかに検討し、実施につなげるため、「東京都感染症対策連絡会議」を設置しています。都内でのあらゆる感染症の状況等を踏まえ、必要に応じて開催します。

○ アジア各都市との感染症対策共同事業・海外派遣研修の実施

10 百万円

- ・ アジア感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題に協力して取り組み、各都市の対策に活用します。
- ・ 専門職を参加都市に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、それらの感染症が都内で発生した際の対応力の強化に役立てます。

2 サーベイランス/検査体制の強化

○ 感染症発生動向調査

139 百万円

- ・ 感染症の発生状況を常時監視し、感染症患者及び病原体の発生情報の早期かつ正確な把握と分析を行い、その結果を速やかに地域に還元することによって、感染症に対する有効かつ的確な対策に繋げていきます。

*** 検査等措置協定の締結**

- ・ 新興感染症発生時のような検査需要が飛躍的に増大する事態に備え、東京都健康安全研究センター等の公的検査機関の検査能力の強化に加え、民間検査機関等と感染症法に基づく措置協定を締結し、有事における検査実施能力を確保します。

◎ 協定締結医療機関 PCR 検査機器設備整備費補助 407 百万円

- ・ 新興感染症の発生時に備え、協定を締結した医療機関の検査機器整備に要する経費を補助し、検査実施能力を確保します。

○ ゲノム解析等による変異株監視体制の強化 55 百万円

- ・ 都における新型コロナウイルスの新たな変異株の発生動向等を監視する体制を確保するため、ゲノム解析を実施します。

3 医療提供体制の強化

○ 感染症指定医療機関運営費補助 274 百万円

- ・ 一類・二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の発生時に患者を受け入れる感染症指定医療機関を指定し、その運営費を補助することにより患者発生時の入院医療体制を確保します。

*** 医療措置協定の締結**

- ・ 新興感染症発生時に備え、有事において入院を受け入れる病院、発熱外来の実施や外出自粛対象者への医療提供を行う病院、診療所等との協定を締結します。

◎ 協定締結医療機関連携システム【新規】 88 百万円

- ・ 感染症法に基づく医療措置協定を締結した都内医療機関との情報共有や、締結内容の変更及び更新を適切に管理するためのシステムを構築します。

◎ 協定締結医療機関施設・設備整備事業 1,378 百万円

- ・ 新興感染症の発生時に入院医療、発熱外来等を担う医療機関を適切に確保するため、協定締結医療機関に対する施設・設備整備費の補助を行います。

◎ 協定締結医療機関等向け感染症対策研修事業 6 百万円

- ・ 医療措置協定の締結機関の医療従事者等を対象に、感染症対応に必要な知識・技術の習得のための研修の機会を提供します。

◎ **臨時の医療施設運営候補法人向け研修【新規】** **3 百万円**

- ・ 感染症有事の際に臨時の医療施設を迅速かつ円滑に運営できるよう、施設の管理運営委託先の候補法人への研修を実施し、臨時の医療施設での従事が見込まれるコア職員を育成します。

◎ **个人防护具の備蓄・確保（特措法による行政備蓄）** **399 百万円**

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染症の発生・拡大時に都内医療機関及び訪問看護事業所等が个人防护具の調達が困難となった場合にも、个人防护具を供給し適切な感染対策を講じることができるよう、个人防护具の備蓄を行います。

○ **東京都感染症医療支援ドクター事業** **9 百万円**

- ・ 感染症指定医療機関や保健所等での専門研修等により、都の感染症対策を支える医師を育成していきます。

◎ **院内感染対策人材育成支援事業** **95 百万円**

- ・ 感染管理認定看護師等の資格を有する人材の育成を行う医療機関を支援するとともに、感染管理の指導的役割を担う院内感染対策リーダーを養成します。

○ **感染症疑い患者等一時受入医療機関確保事業** **29 百万円**

- ・ 新型インフルエンザや一類・二類感染症に感染していることが疑われる患者について、確定診断がつくまでの間の一時的な受入れを行う医療機関を確保し、感染症指定医療機関への患者集中を避け入院医療機能を確保します。

4 保健所の体制強化/感染症対策の支援

○ **保健所のデジタル化推進** **21 百万円**

- ・ 都保健所が平時から感染症対策を円滑に実施するため、デジタル技術を活用し業務の効率化を推進します。

○ **多言語での通訳支援サービス** **17 百万円**

- ・ 保健所が感染症患者の病状や健康状態、接触者等の行動歴等の詳細を把握する際に、対象者が外国人の場合であっても、正確な意思疎通を図り、的確な状況把握ができるよう、多言語通訳サービスによる支援を行います。

◎ **感染対策支援チーム** **1 百万円**

- ・ 都内の医療機関、社会福祉施設等において施設内感染が発生した場合等に、保健所からの要請に基づいて感染対策に精通した支援チームを派遣し、感染対策のための助言等の必要な支援を行います。

5 様々な感染症への総合的な取組

○ 感染症対策強化事業

144 百万円

- ・ 一類感染症等対策

一類感染症等の患者発生に備え、感染症指定医療機関、検疫所、東京消防庁等による連絡会議を定期的開催し、緊密な連絡体制を確保するとともに、医療従事者の防護資機材の整備などを行い、医療体制の充実を図ります。

- ・ 蚊媒介感染症対策

デング熱やチクングニア熱、ジカウイルス感染症等の蚊が媒介し伝播する感染症の発生抑制のため、ウイルス保有蚊の発生状況の定点観測を実施しています。また、患者発生時には、速やかに患者の検査や患者情報の分析を行い、蚊の駆除等の迅速な実施や都民へのハイリスク地点の情報提供など、状況に応じた総合的な対応を行います。

- ・ 職場等における感染症対応力の向上

海外旅行者や外国人入国者に対し、感染症に関する正しい知識等を多言語で周知するとともに、企業団体や医師会と連携して、企業内研修や感染症 BCP の作成等の取組を実施する企業を支援するなど、感染症対策の普及に取り組みます。

○ 結核地域医療ネットワーク推進事業

10 百万円

- ・ 医療連携パスを兼ねた服薬ノート*の普及を進め、保健所、医療機関、薬局などが連携して患者を支援する体制を構築します。

*服薬ノート：結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール

◎ HIV/エイズ・梅毒などの性感染症対策

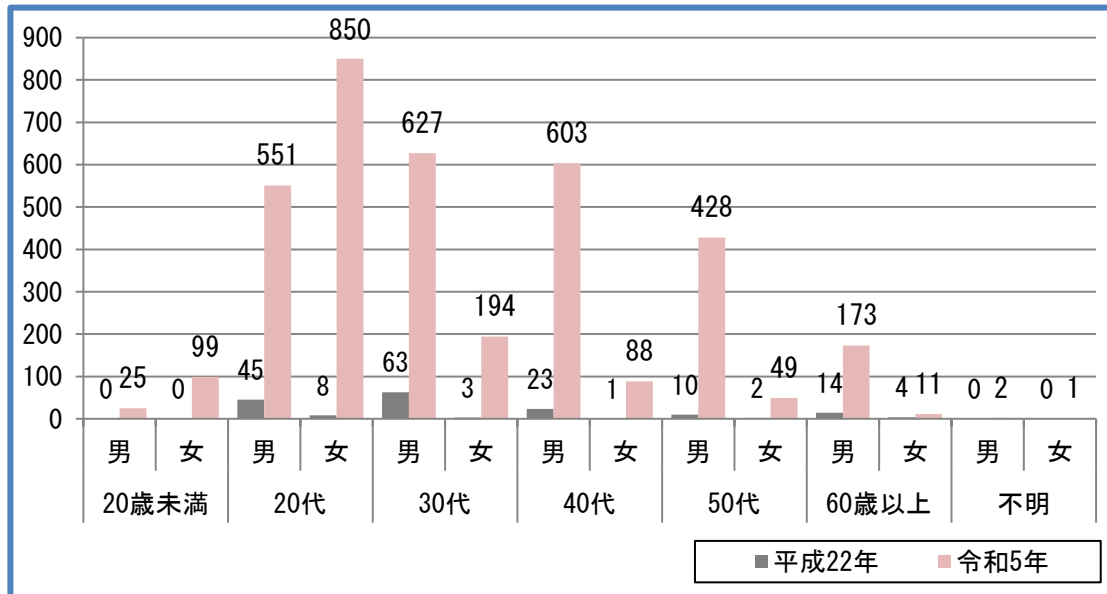
458 百万円

- ・ 普及啓発及び検査・相談体制の整備等

HIV/エイズや梅毒などの性感染症の予防に関する普及啓発及び利用しやすい検査・相談体制の整備等の取組を進めています。

特に、近年患者が急増している梅毒のまん延を防止するため、梅毒予防啓発動画の配信など患者の多い20歳代から50歳代を中心に予防や検査受検のための啓発の実施、早期発見のための検査体制の確保、診断力の向上を図るための医療従事者向け研修の開催など、総合的な対策に引き続き取り組みます。

＜梅毒患者報告数（平成22年・令和5年）＞



資料：東京都保健医療局「感染症発生動向調査事業報告書」より作成

○ 新型インフルエンザ対策

277 百万円

- ・ 医薬品の確保
東京都新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行います。
- ・ 普及啓発活動の実施
新型インフルエンザに関する正しい知識や対応方法等について周知するため、ポスターやリーフレットで情報提供するなど、効果的に情報発信を行います。

○ 新型コロナウイルス感染症の後遺症対策

35 百万円

- ・ 新型コロナの後遺症は、感染した全ての方に起こる可能性があり、様々な症状が報告されていることから、後遺症に関する理解や医療機関への受診等につなげるための普及啓発や情報提供を行います。

6 予防接種の推進

○ 带状疱疹ワクチン任意接種への補助

1,136 百万円

- ・ 令和7年4月から、65歳の方等を対象に带状疱疹ワクチンが定期接種化されることを受け、定期接種化後1年限りの措置として、50歳以上65歳未満の方を対象に予防接種の費用助成を行う区市町村の取組を支援します。

○ **風しん抗体検査事業等** **30 百万円**

- ・ 平成30年の風しん流行を受け、国が定期予防接種の機会がなかった年齢層の男性への抗体検査と予防接種を行うこととしたため、区市町村の取組を支援するとともに、妊娠を予定又は希望する女性及びその同居者、妊婦の同居者への抗体検査と予防接種を引き続き実施します。また、区市町村と連携し、麻しん・風しん対策の周知を図ります。

◎ **HPV ワクチン男性接種補助事業** **397 百万円**

- ・ HPV ワクチンを男性が接種することで、中咽頭がんなどの原因と考えられる HPV への感染予防が期待でき、男女ともに接種することで集団免疫の効果も期待できるとされていることから、男性への予防接種を実施する区市町村の取組を支援します。

◎ **予防接種接種率向上対策事業** **32 百万円**

- ・ 予防接種法に基づく定期接種、及び感染症の流行状況に応じた予防接種の接種率向上を目指し、効果的な手法により普及啓発を行っていきます。

◎ **小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業** **958 百万円**

- ・ 小児インフルエンザ予防接種について、子育て支援の観点から、2回接種が必要な13歳未満の方への接種費用について助成を行う区市町村の取組を支援します。

○ **新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター** **18 百万円**

- ・ 接種後の副反応に関する医学的知見が必要となる専門的な相談体制を確保し、都民からの電話相談に対応する副反応相談センターを運営します。

7 調査研究の推進

○ **新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進** **100 百万円**

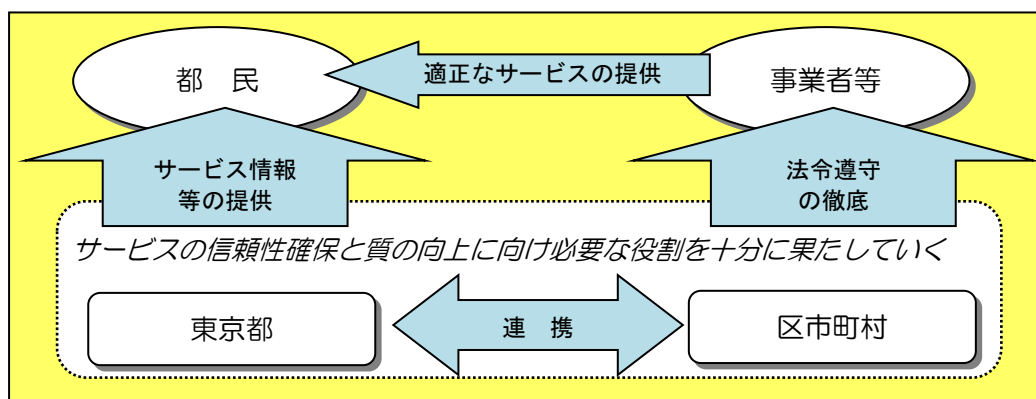
- ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、新型コロナウイルス（COVID-19）だけではなく、今後新たなコロナウイルスが発生した場合にも対応可能なワクチンの開発研究を推進します。

第9 広域的な自治体としての役割を 着実に果たします

（必要な役割を確実に実施）

- 多様な事業者等が提供する様々な福祉・保健・医療サービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用することができるようにするためには、事業者やサービス内容に関する情報提供、第三者評価など、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めていく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- 事業者等が不適正なサービス提供や法令違反等を行った場合には、迅速・的確に対策を講じるとともに、住民やサービス利用者に身近な区市町村と連携しながら、サービスの信頼性確保と質の向上に向けて、広域自治体として必要な役割を果たしていきます。

＜区市町村と連携したサービスの信頼性確保と質の向上への取組＞



（令和7年度の取組）

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します

福祉・保健・医療サービスを提供する多様な事業主体に対して、法令基準等に基づき適正にサービスを提供するよう指導検査体制を充実するとともに、事業者等が提供するサービスの質の向上に向けた取組を推進します。

主な事業展開

- ◎ **デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査の推進【一部新規】 349 百万円**
 - ・ 指導検査に係る事業者及び行政双方の事務負担の軽減と利便性の向上を図るため、対面・書面による業務プロセスの効率化に向けてデジタル技術の効果的な活用に必要な環境の整備を推進します。
 - ・ 区市町村が共同利用できる環境を構築します。【新規】

- **社会福祉法人経営力強化事業 8 百万円**
 - ・ 経営組織のガバナンス強化や財務規律の確保など、社会福祉法人制度改革に対応した法人運営が適切に行われるよう、法人の自主的な取組の促進を図ります。
 - ・ 重点的な指導を要する法人の早期発見、早期対応等に機動的に取り組めます。

- **区市町村と連携した指導検査の体制の強化 (包括補助)**
 - ・ 都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携して指導検査の強化を図ります。また、専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を行います。
 - ・ 区市町村が行う指導検査を促進するため、所轄する社会福祉法人及び当該法人が運営する特別養護老人ホームの一体的な指導検査や、障害福祉サービスの指導検査に取り組む区市町村を支援します。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕

- **福祉サービス第三者評価の推進 55 百万円**
 - ・ 評価項目の見直しを行うなど、第三者評価制度の改善を図るとともに、関係機関等と連携して一層の普及に取り組めます。あわせて、指導検査の対象選定に評価結果を活用するなど、指導検査との連携に取り組めます。

- **積極的な情報提供の実施**
 - ・ 社会福祉法人、社会福祉施設、在宅サービス事業者、指定医療機関等に対する指導検査の実績や、その内容と結果、不適切なサービス等の実態について、ホームページに指導検査報告書等を掲載することで、分かりやすく情報提供し、都民の施設やサービス等の選択や、事業者の問題点の早期発見と自主的な改善への取組に役立てます。

2 区市町村の主体的な施策展開を支援します

地域の実情に応じて、創意と工夫により、主体的な施策を展開する区市町村を包括補助事業により支援していきます。

主な事業展開

○ 福祉保健区市町村包括補助事業

28,740 百万円

- 国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を一層支援していきます。

[子供家庭支援包括補助 6,194 百万円、高齢者施策推進包括補助 5,880 百万円、障害者施策推進包括補助 10,000 百万円、保健医療政策包括補助 2,500 百万円、地域福祉推進包括補助 4,166 百万円]

<福祉保健区市町村包括補助事業の概要>

事業名	概	要
先駆的事業	新たな課題に取り組む試行的事業	補助率 10/10 上限 1 千万円（最長 3 年）
選択事業	都が示す政策分野の中から区市町村が選択・実施	補助率 1/2
一般事業	既存の個別事業	ポイントによる算定

<区市町村に対する補助金改革の取組>

平成 12 年度	【福祉改革推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 地域における独自の取組により福祉改革を推進するための包括補助 【高齢者いきいき事業】※平成 16 年度に福祉改革推進事業へ統合 高齢者在宅サービスを中心とした包括補助
平成 16 年度	【市町村地域保健サービス推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 市町村の先導的な取組を対象とした包括補助
平成 18 年度	【子育て推進交付金】 保育所運営費など使途が細分化された補助を再構築した交付金 【子育て支援基盤整備包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 地域の実情に応じて行う子育て支援基盤整備を対象とした包括補助
平成 19 年度	【福祉保健区市町村包括補助事業】 高齢、障害、保健・医療の 3 分野に関する包括補助。従来、事業ごとに行ってきた個別補助を整理・統合。
平成 20 年度	【ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 ひとり親家庭の自立を総合的に支援することを目的とした包括補助
平成 21 年度	【福祉保健区市町村包括補助事業の再構築】 地域福祉推進区市町村包括補助事業と子ども家庭支援区市町村包括補助事業を創設。福祉保健基盤等区市町村包括補助事業を廃止し、基盤整備（ハード）とサービスの充実（ソフト）とを一体化させた分野別包括補助事業に再構築。

＜包括補助事業の補助対象例＞

分 野	補助対象の主なもの
子供家庭支援	・ 保育所等の業務負担軽減支援事業（P67） ・ 学童クラブ昼食提供支援事業（P73） ・ ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用促進事業（P80） ・ 子供の多様な体験機会の確保事業（P80）
高齢者施策推進	・ 地域包括支援センターの機能強化支援（P88） ・ 高齢者等の地域見守り推進事業（P89） ・ 地域密着型サービス定期借地権活用促進事業（P94） ・ 認知症普及啓発事業（P97）
障害者施策推進	・ 区市町村ヘルプマーク活用推進事業（P114） ・ ヘルプカード活用促進事業（P114） ・ 地域生活支援拠点連携強化支援事業（P117） ・ 区市町村障害者就労支援事業（P131）
地域福祉推進	・ フードパントリー設置事業（P137） ・ 単身高齢者等の総合相談支援事業（P140） ・ 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援（P144） ・ 情報バリアフリーに係る充実への支援（P145）
保健医療政策	・ がん検診精度管理向上事業（P152） ・ 小児初期救急平日夜間土曜診療事業（P171） ・ アピアランスケア支援事業（P174） ・ 飼い主のいない猫対策（P196）

3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

これまで「福祉・健康都市 東京ビジョン」における「都立施設改革のさらなる展開」の方針に基づき、都立施設改革を進めてきました。

これまでの取組と成果

- 都立施設は、民間によるサービス提供が不十分な時代には、サービスの絶対量の確保という点で重要な役割を担うとともに、民間施設では対応が困難な都民ニーズに応えるなど、先駆的、専門的な機能を果たしてきました。
- しかしながら、民間施設の整備が進み、多様なニーズに対応したきめ細かなサービス提供や、柔軟で効率的な施設運営を行う民間事業者の参入等が進む中で、「民間でできることは民間に委ねる」という原則に立ち、都立施設について、そのあり方を見直すことが必要となりました。

<取組の歴史>

- ・ 「福祉サービス提供主体の改革への取組について」（平成14年7月）
22施設について、平成19年度に向けた改革の基本方針を提示
- ・ 福祉保健局の発足（平成16年8月）
都立「福祉」施設改革から、「都立施設改革」へと実施施設を拡大
- ・ 指定管理者制度の本則適用（平成18年度）
公の施設の管理を、民間事業者が代行することが可能に。指定管理施設については、法に基づいて受託者を指定
- ・ 「福祉・健康都市 東京ビジョン」（平成18年2月）
「利用者本位のサービス徹底のため、民間でできることは民間に委ねる」との原則の下、所管80施設の改革方針「都立施設改革のさらなる展開」を策定
- ・ 東京の福祉保健の新展開2007～2012、東京の福祉保健 分野別取組2013～2024
社会的養護需要や法改正の状況など、新たな状況変化に対応するため、必要な改革に取り組む

- この結果、各施設では、各々の地域や利用者のニーズに合った支援の充実、建物の改築に伴う利用定員の拡大など、利用者サービスの向上が図られています。

＜「都立施設改革のさらなる展開」の取組状況＞

	福祉・健康 都市東京 ビジョン	民間 移譲	独法化 等	廃 止	都による設置、運営等（27）			方針を 検討 ※ （6）
					直営 義務	運営 義務	その他	
高齢者施設	5	1	3	1				
児童・母子 婦人施設	16	6		1	3		2	4
障害者施設	49	31	2	2	5		7	2
医療施設・ 看護専門学	10					7	3	
計	80	38	5	4	8	7	12	6

※ 施設全体のうち、一部の方針が決定している施設（1施設）も含む。

○ 直営運営義務等がある施設 [15 施設]

事 項	施 設 種 別
直営義務 [8施設]	児童自立支援施設 [2施設]、更生相談所 [2施設]、 女性相談支援センター [1施設]、精神保健福祉センター [3施設]
運営義務 [7施設]	看護専門学校 [7施設]

○ 公的な役割を果たす施設 [5施設]

事 項	施 設 名
指定管理施設	石神井学園、小山児童学園、東村山福祉園、 七生福祉園（福祉型障害児入所施設）、八王子福祉園

(児童養護施設)

近年の社会的養護の需要増を踏まえ、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実していきます。

- **石神井学園**

児童ケアの充実を図るため、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能モデル事業」を実施します。

- **小山児童学園**

情緒・行動上の問題を抱える中高生を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として機能の強化を進めていきます。

また、老朽化した建物整備の検討等と合わせて家庭的環境の整備を進めていきます。

(障害児施設)

- **東村山福祉園**

強度の行動障害等がある重度・最重度の知的障害児を確実に受け入れるという公的な役割を果たしていきます。

- **七生福祉園**

行動障害、精神疾患、虐待等により手厚い支援を必要とする知的障害児を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として機能の強化を図っていきます。

(障害者施設)

- **八王子福祉園**

医療的ケア等を必要とする重度・最重度の知的障害者を確実に受け入れるという公的な役割を果たしていきます。

○ その他、都の指定管理、直営施設 [8施設]

事 項	施 設 名
指定管理施設	リハビリテーション病院、心身障害者口腔保健センター、東大和療育センター、東部療育センター
直営施設	北療育医療センター、府中療育センター、障害者福祉会館、薬用植物園

○ 取組方針の検討を行う施設 [6施設]

施 設 種 別	施 設 名
児童養護施設	船形学園、八街学園、勝山学園、片瀬学園
障害者支援施設	七生福祉園、千葉福祉園

(児童養護施設)

・ 船形、八街、勝山、片瀬学園

社会的養護需要の状況を踏まえつつ、今後の在り方について検討していきます。

(障害者施設)

・ 七生、千葉福祉園

地域社会における共生の実現を目指し、各施設の在り方や適切な施設規模、老朽化した建物整備等について検討していきます。

第10 福祉・保健・医療における様々な施策を総合的に支援します

（様々な施策を総合的に支援）

- 福祉・保健・医療の施策を推進するに当たっては、各部門で実施する施策の取組に加え、それらの連携の確保や最大限の効果が発揮できるよう、組織横断的にバックアップを行う必要があります。
- 特に、一段と進んだ少子高齢化など社会状況の変化に対応し、都民ニーズに丁寧かつきめ細かく対応するためには、高い専門性と機動性の発揮が可能となるようDXの取組の加速化が必要不可欠です。
- また、各部門で取り組む福祉人材対策についても、個々の事業の実効性を高めるため、施策全般を総合的に調整する必要があります。
- さらに、頻発する自然災害に備え、首都直下地震等の大規模災害が発生した際に、各部門が迅速かつ円滑に被災者の個々の状況に応じた支援を実施できるよう、防災対策を講じる必要があります。
- そのため、上記の観点から様々な施策を総合的に支援する役割を果たしていきます。

（令和7年度の取組）

- 1 福祉・保健・医療分野におけるDXを推進します
- 2 福祉人材確保対策を総合的に推進します
- 3 福祉・保健・医療分野における防災対策を推進します

1 福祉・保健・医療分野における DX を推進します

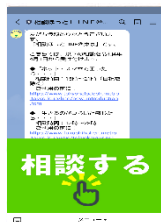
これまで「2050 東京戦略」及び「シン・トセイ X」に基づき、SNS やオンラインを活用した情報発信など都民サービス・利便性の向上や、電子カルテやデジタル介護機器の導入経費の補助など民間事業者の負担軽減に資する DX の取組を進めてきました。社会状況の変化に対応し、都民ニーズに丁寧かつきめ細かく対応することが、これまで以上に求められています。高い専門性と機動性を発揮するため、より一層 DX を推進しています。

これまでの主な取組

- 各種相談事業での SNS やオンラインの活用、都民向け申請手続きのデジタル化、キャッシュレス決済の導入など、都民サービス・利便性の向上に向けた様々な取組を実施。
- 社会福祉施設等への指導検査業務のデジタル化（2023 年度都庁 DX アワード「知事賞」）、医療機関への電子カルテ等の導入や福祉施設への事務書類作成を支援する機器、デジタル介護機器等の導入経費への補助など、医療機関、福祉サービス事業者等の事務負担や従事者の業務負担軽減のための支援。



チャットボットを活用した
子育て情報の発信



SNSによる自殺相談

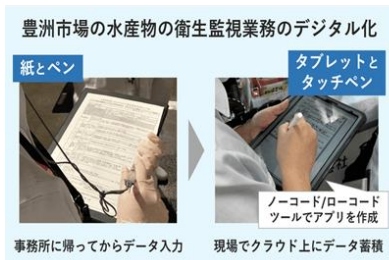


医療機関への電子カルテ導入支援

- 都保健所や児童相談所において、様々なデジタルツールを活用し、業務の効率化と職員の負担軽減、支援の質の向上に向けた取組を実施。



都保健所における感染症対策業務でのデジタルツール活用(一部)



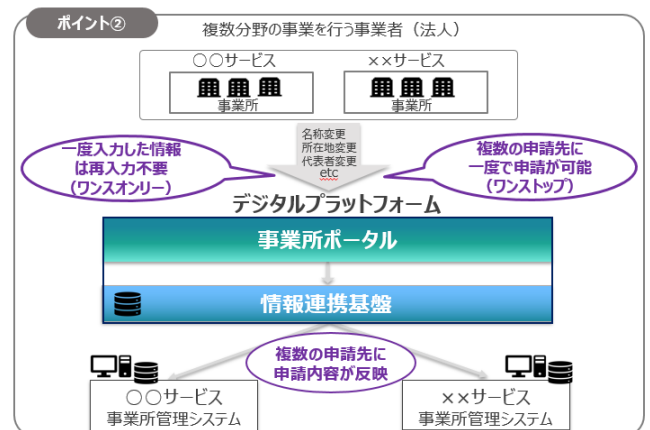
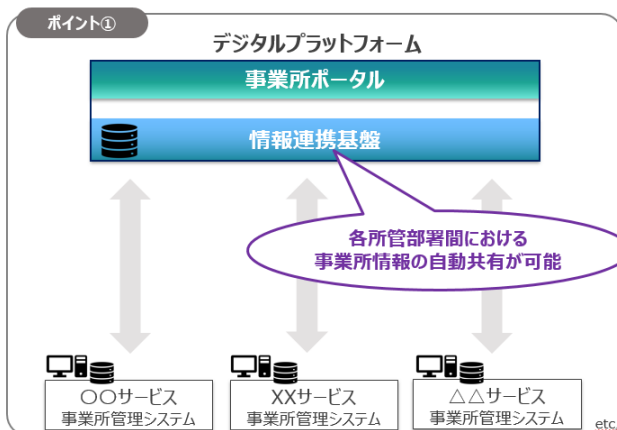
市場衛生検査所における衛生監視業務のデジタル化

市場衛生検査所では、監視業務をタブレット等でデジタル化し、緊急時対応の迅速化・ペーパーレス化を実現（2022年度都庁DXアワード「大賞」／全国知事会先進政策バンク「デジタル・ソリューション・アワード大賞」）

福祉局・保健医療局 局横断的な取組（令和6年度～）

福祉・保健医療分野のデジタルプラットフォーム構築

- 福祉・保健医療の各分野で保有する事業所関連情報の一元的な管理を行う情報連携基盤を構築し、円滑な情報共有及び事業者による各種申請手続の事務負担軽減等を実現。



更なるDX推進に向けて

DXによって2030年に目指すべき到達点等を定めた「福祉・保健医療分野におけるDX加速化方針」を受け、令和6年3月に福祉局・保健医療局における令和7年度までの具体的な取組を定めた「福祉・保健医療分野DX推進計画」策定しました。

都政のQOS（クオリティ・オブ・サービス）を向上させるため、本計画に基づき、福祉・保健医療分野の施策効果を更に高め、両局のDX推進を実効性のあるものとしていきます。



2 福祉人材確保対策を総合的に推進します

都民の福祉ニーズに応え、福祉サービスを安定的に提供していくためには、それを担う人材の確保が必要ですが、生産年齢人口の減少等により、多くの業種で人手不足が顕在化しています。イベント、体験、研修などの参加者を増やすための取組みや就業する際の経済的な支援の実施などにより、個々の事業の実効性を高め、福祉人材対策の一層の充実を図っていきます。

主な事業展開

○ 福祉人材確保対策の推進

38 百万円

- 福祉関係団体等が参画する協議体を設置し、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組の方向性や具体策を検討し、施策の推進に繋げるとともに、福祉人材の魅力を発信するムーブメントを創出していきます。

福祉人材確保対策に係る事業一覧

掲載分野	事業名（掲載ページ）	区分
子供家庭分野	◎ 保育人材確保事業（P65）	保育等 人材確保対策
	○ 保育人材確保支援事業（P65）	
	○ 地域における保育人材就労サポート事業（P65）	
	○ 地域における保育力アップ推進事業（P65）	
	○ 保育士等キャリアアップ研修支援事業（P66）	
	○ 認証保育所等研修事業（P66）	
	○ 研修参加代替職員確保補助事業（P66）	
	◎ 東京都保育士等キャリアアップ補助（P66）	
	◎ 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業（P66）	
	○ 保育従事職員資格取得支援事業（P66）	
	○ 保育体制強化事業（P66）	
	○ 保育補助者雇上強化事業（P67）	
	◎ 保育所等の業務負担軽減支援事業【新規】（P67）	
	◎ 保育所等デジタル化推進事業（P67）	
	◎ 放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修（P73）	
	◎ 学童クラブにおけるデジタル化推進事業（P73）	

掲載分野	事業名（掲載ページ）	区分
子供家庭分野	◎ 子育て支援員研修（P73）	保育等 人材確保対策
	◎ 児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業（P79）	
	○ 社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業【新規】（P79）	
	◎ 女性相談支援センター業務に係る DX 施策（P81）	
	○ 東京都女性自立支援施設従事者処遇改善事業（P81）	
	◎ 東京都女性自立支援施設キャリアアップ補助事業（P81）	
	◎ 東京都女性相談支援業務研修【新規】（P81）	
高齢者分野	○ 介護人材確保対策の検討等（P102）	介護人材確保 対策
	◎ 介護支援専門員再就業等支援事業【新規】（P102）	
	◎ かいごチャレンジ職場体験事業【一部新規】（P102）	
	◎ 初任者研修等資格取得支援事業（P102）	
	◎ 介護職員就業促進事業（P102）	
	◎ 地域を支える「訪問介護」応援事業【一部新規】（P102）	
	◎ 訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業【新規】（P103）	
	○ 介護職員奨学金返済・育成支援事業（P103）	
	◎ 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（P103）	
	◎ 介護現場のイメージアップ戦略事業～介護WITHプロジェクト～（P103）	
	◎ 外国人介護従事者受入れ環境整備事業（P103）	
	◎ 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業（P103）	
	◎ 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業（P103）	
	◎ 介護施設等による留学生受入れ支援事業（P103）	
	◎ 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業（P104）	
	◎ 外国人介護従事者活躍支援事業（P104）	
	◎ 東京都区市町村介護人材確保対策事業費補助金（P104）	
	◎ 東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業（P104）	
	○ 介護施設内保育施設運営支援事業（P104）	
	◎ 介護現場改革促進事業（P104）	
	◎ 介護現場の DX・タスクシェア促進事業（P105）	
	◎ 介護 DX 推進人材育成支援事業（P105）	
	◎ 介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業【新規】（P105）	
	◎ 人材活用に向けた介護事業所の協働促進事業（P105）	
	○ 介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業（P105）	
	○ 現任介護職員資格取得支援事業（P106）	
	○ 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業（P106）	
	○ 介護職員スキルアップ研修事業（P106）	

掲載分野	事業名（掲載ページ）	区分
高齢者分野	○ 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業（P106）	介護人材確保対策
	◎ 介護支援専門員研修事業（P106）	
	◎ 居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業（P106）	
	○ 居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修（P106）	
	○ 訪問看護人材確保育成事業（P106）	
	○ 新任訪問看護師育成支援事業（P107）	
	○ いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業（P107）	
	○ 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業（P107）	
	○ 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業（P107）	
	◎ 訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業【新規】（P107）	
	◎ 介護保険制度における介護職員等の昇給の在り方検討調査事業（P107）	
	◎ 地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業【新規】（P108）	
障害者分野	◎ 障害者支援施設等支援力育成派遣事業（P120）	障害福祉サービス人材確保対策
	◎ 強度行動障害対応力向上研修【新規】（P121）	
	◎ 新規採用職員の職場定着支援事業【新規】（P121）	
	◎ 障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業（P121）	
	◎ 障害福祉サービス等 DX 推進人材育成支援事業（P121）	
	◎ 福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業（P121）	
	◎ 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業（P121）	
	◎ 区市町村障害福祉人材確保対策事業（P122）	
	◎ 訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業（P122）	
	◎ 障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業（P122）	
	◎ 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業（P122）	
	◎ 障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業（P122）	
	◎ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業（P122）	
	◎ 代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業（P122）	
	◎ グループホーム従事者人材育成支援事業（P122）	
生活福祉分野	◎ 東京都福祉人材センターによる就労支援の強化（P142）	介護・保育等 人材確保対策
	○ 福祉人材確保対策の推進（P143）	
	◎ 東京都福祉人材情報バンクシステムによる情報発信（P143）	
	◎ 福祉の仕事イメージアップキャンペーン事業（P143）	
	◎ 働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業【一部新規】（P143）	
	◎ 潜在有資格者就労促進事業【新規】（P143）	
	◎ ふくしチャレンジ職場体験事業（P143）	
	◎ マーケティングツールを活用した情報発信（P143）	

3 福祉・保健・医療分野における防災対策を推進します

これまで、発災に備えた災害活動体制の構築を図るとともに、区市町村や民間が行う防災対策に対する支援策を講じてきました。激甚化する震災から都民を守るため、今般改定された「東京都地域防災計画 震災編」等も踏まえ、更なる取組の強化を図っていきます。

防災対策に係る事業一覧

掲載分野	事業名（掲載ページ）
子供家庭分野	○ 社会福祉施設等耐震化の推進（P61）
	○ 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（P61）
	○ 災害時要配慮者対策の推進（P61）
	◎ 社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業（P62）
	◎ 福祉避難所・福祉避難スペース整備促進等事業【新規】（P62）
	○ 災害時の液体ミルク活用に向けた取組（P71）
	○ 災害時用調製粉乳等の備蓄（P71）
	○ 子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業（P73）
高齢者分野	○ 防災拠点型地域交流スペースの整備費補助（特別養護老人ホーム等整備費補助）（P92）
	○ 高齢者施設等の防災・減災対策推進事業（P95）
	○ 社会福祉施設等耐震化の推進（P95）
	○ 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（P95）
	○ 災害時要配慮者対策の推進（P95）
	◎ 社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業（P95）
	◎ 福祉避難所・福祉避難スペース整備促進等事業【新規】（P95）
	◎ 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業（P104）
障害者分野	◎ ヘルプカード活用促進事業（P114）
	○ 福祉避難所情報伝達等支援事業（P115）
	○ 重度心身障害者住宅火災通報システム事業（P119）
	○ グループホーム等防災対策助成事業（P119）
	◎ 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業（P122）
	○ 社会福祉施設等耐震化の推進（P123）
	○ 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（P123）
	○ 災害時要配慮者対策の推進（P123）
	◎ 社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業（P123）
	◎ 福祉避難所・福祉避難スペース整備促進等事業【新規】（P123）
	◎ 災害拠点精神科病院等自家発電設備等整備強化事業（P123）

掲載分野	事業名（掲載ページ）
障害者分野	○ 障害者（児）施設の防災・減災対策推進事業（P124）
	○ 災害時こころのケア体制整備事業（P126）
	○ 災害時精神科医療体制整備事業（P126）
福祉生活分野	○ 災害弔慰金等の支給（P140）
	○ 災害援護資金の貸付け（P141）
保健分野	◎ 保健所の運営等（有事に備えた環境整備等）（P154）
	○ 災害時健康危機管理支援チームの体制整備（P154）
	○ 在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業（P155）
	○ 在宅人工呼吸器使用者災害時支援（P156）
医療分野	○ 災害時の医療提供体制の整備（P164）
	◎ 災害拠点病院等事業継続計画（BCP）策定等支援事業（P165）
	◎ 医療施設浸水対策計画策定支援事業（P165）
	◎ 医療施設耐震化の促進（P165）
	◎ 災害拠点病院等における電源等確保対策の強化（P165）
	○ 移動電源車を活用した停電時の病院機能の確保（P165）
	◎ 医療対策拠点等通信設備強化事業【新規】（P166）
	◎ 「東京 DMAT」の整備（P166）
	◎ 災害時看護体制整備事業【新規】（P166）
	◎ 潜在看護師等登録制度【新規】（P166）
	○ 区市町村における災害医療計画の策定支援（P166）
健康安全分野	○ 避難所における食中毒・感染症予防等のためのマニュアル等（P192）
	○ 薬局・薬剤師の災害対応力向上（P193）
	○ 放射能測定体制及び情報発信の推進（P193）
	○ 広域火葬体制の整備（P194）
	○ 動物との同行避難受入体制の整備（P196）

参 考

福祉・保健・医療に係る普及啓発

(様々な啓発活動への参加)

- 都は、福祉・保健・医療に関わる諸課題について、都民の幅広い理解と支援を得るため、様々なキャンペーン等を定め、又は参加しています。以下では、令和7年度に予定されている主な取組を紹介します。

期間	名称・内容
4月	世界自閉症啓発デー（4/2）・発達障害啓発週間（4/2～8） 自閉症等の発達障害に関する理解が進むよう、都庁舎などをブルーにライトアップ
5月	民生委員・児童委員の日 活動強化週間（5/12～18） 民生委員・児童委員の活動を周知するため、キャンペーン等を実施
	世界禁煙デー（5/31）・禁煙週間（5/31～6/6） 喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響に関して正しい知識を持ってもらうため、パネル展や、都庁舎等のライトアップなどを実施
6月	HIV 検査・相談月間 HIV/エイズの早期発見の重要性を知ってもらうため、HIV・梅毒等の検査体制の拡充や普及啓発キャンペーンを実施
	蚊の発生防止強化月間 地域での蚊の発生抑制対策の重要性を知ってもらうため、キャンペーンを実施
	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6/22） ハンセン病の理解を深め、偏見や差別を解消するため、普及啓発を実施
	6・26 国際麻薬乱用撲滅デー・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6/20～7/19） 薬物乱用問題に対する認識を高めてもらうため、キャンペーンを実施
7月	夏の献血キャンペーン「愛の血液助け合い運動」 献血運動の一層の推進を図るため、重点的なPRを展開
	日本肝炎デー（7/28）・肝臓週間 肝炎の予防や治療に係る正しい理解が進むよう、ウイルス検査の受検勧奨などの普及啓発を実施
9月	東京都自殺対策強化月間「自殺防止！東京キャンペーン」 ※3月にも実施 自殺防止を呼びかけるため、特別電話相談や街頭キャンペーン等を実施
	東京都食生活改善普及運動（9/1～30） 食生活を改善し、生活習慣病の発症と進行を防ぐため、普及啓発を実施
	救急の日（9/9）・救急医療週間（9/7～13） 救急医療・救急業務に対する正しい理解と認識を深めるため、シンポジウム等を実施
	老人週間（9/15～21） 長寿をお祝いする等の趣旨で、各種施設の無料公開・割引等を実施
	世界患者安全の日（9/17） 都庁舎をオレンジ色にライトアップするなど医療安全に係る普及啓発を実施

期間	名称・内容
9月	動物愛護週間（9/20～26） 動物の愛護と適正な飼養の推進のため、フェスティバルを開催
	認知症の日（9/21） 都庁舎をオレンジ色にライトアップするなど認知症に関する普及啓発を実施
	手話言語の国際デー（9/23） 都庁舎をブルーにライトアップするなど手話言語に関する普及啓発を実施
	結核・呼吸器感染症予防週間（9/24～30） 結核や呼吸器感染症の正しい知識と予防の重要性を知ってもらうため、街頭キャンペーン等を実施
10月	Baby Loss Awareness Week（10/9～15） 赤ちゃんを亡くしたご家族への心のケアや支援の必要性を啓発する一環として、都庁舎などをピンク＆ブルーにライトアップ
	脳卒中月間、世界脳卒中デー（10/29） 脳卒中の初期症状や予防などに関する理解が進むよう、普及啓発を実施
	乳がん月間 乳がんの早期発見のため、乳がん検診の受診啓発キャンペーンを実施
	臓器移植普及推進月間・骨髄バンク推進月間 臓器移植等の普及啓発のための街頭キャンペーン等を実施
	里親月間（10～11月） 親と一緒に暮らすことのできない子供を家庭に迎え入れて育てる「里親制度」の普及啓発を実施
	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10～11月） 薬物乱用の根絶を図るため、キャンペーンを実施
	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン 児童虐待防止普及啓発のためのキャンペーンを実施
11月	動物譲渡促進月間 保護犬、保護猫の譲渡活動を知ってもらうため、PRを実施
	World Diabetes Day（世界糖尿病デー）（11/14） 糖尿病の予防や早期発見・早期治療の重要性を周知するため都庁舎などをブルーにライトアップ
	世界早産児デー（11/17） 早産児やその家族への支援及び周囲の理解促進のため、普及啓発を実施
	世界COPDデー（11月第3水曜日） COPD（慢性閉塞性肺疾患）に関して正しい知識を持ち、適切な受診につなげるため、パネル展等で普及啓発を実施
12月	エイズ予防月間（11/16～12/15） HIV/エイズの理解を深めてもらうため、世界エイズデー（12月1日）を中心に予防啓発キャンペーンやHIV・梅毒等の検査体制の拡充を実施
	障害者週間（12/3～9） 障害や障害のある方々について知り、考えるきっかけとなるよう、「ふれあいフェスティバル」や啓発ポスター掲示等を実施
1月	「はたちの献血キャンペーン」（1～2月） 献血者が減少傾向になる冬季に、若者を中心に重点的なPRを展開

2月	アレルギー疾患対策推進強化月間 アレルギー疾患に関する正しい知識を普及するため、集中的にPRを実施
	ワールドキャンサーデー（2/4） 対がん運動に取り組むことを促進するため、がんに関する理解が進むよう都庁舎をライトアップ
3月	女性の健康週間（3/1～8） 女性の健康づくりを支援するため、がん検診の受診促進キャンペーンを実施
	「春季献血キャンペーン」 都独自のキャンペーンを展開し、企業と連携した普及啓発等を実施

<各種運動への参加・都庁舎等のライトアップ>

■ 世界自閉症啓発デー

〔世界自閉症啓発デー〕 4月2日

〔発達障害啓発週間〕 4月2日～8日

＊ 平成19年12月の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と定めることが決議されました。これを踏まえ、社会全体で自閉症等の発達障害の理解が進むよう、4月2日から8日までの1週間が「発達障害啓発週間」と設定されました。

ライトアップに用いるブルーの色は、癒しや希望などを表しています。



■ 世界禁煙デー、禁煙週間

〔世界禁煙デー〕 5月31日

〔禁煙週間〕 5月31日～6月6日

＊ 5月31日は、WHO（世界保健機関）が定めた「世界禁煙デー」、世界禁煙デーからの1週間（5月31日から6月6日）は、厚生労働省が「禁煙週間」と定め、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発が行われます。

ライトアップの色は、受動喫煙防止のシンボルカラーであるイエローグリーンです。



■ 自殺予防週間、自殺対策強化月間

〔自殺予防週間〕 9月10日～16日、〔自殺対策強化月間〕 3月

＊ 自殺対策基本法では、9月10日から16日までを「自殺予防週間」、3月を「自殺対策強化月間」と位置付けています。国が定めた「いのち支えるロゴマーク」は、自殺対策の相談対応で重要な「気づき、傾聴、つなぎ、見守る」の流れを一体的に行うことで、いのちを支えるという決意が込められています。

ライトアップでは、本ロゴマークに使用されている4色を点灯します。



■ 世界患者安全の日

〔世界患者安全の日〕 9月17日

＊ 患者安全を促進すべく WHO 加盟国による世界的な連携と行動に向けた活動をすることを目的として、医療制度を利用する全ての人々のリスクを軽減するため、2019年にWHO 総会で制定されました。

この日の前後に、都庁舎をオレンジ色にライトアップします。



■ 認知症の日

〔認知症の日〕 9月21日

- * 2024年1月1日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法で、9月21日は「認知症の日」とされました。国際アルツハイマー病協会が1994年9月21日に第10回国際会議を開催したことを機に、「世界アルツハイマーデー」として宣言した日でもあります。この日の前後に、都庁舎をシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップします。



■ 手話言語の国際デー

〔手話言語の国際デー〕 9月23日

- * 手話言語の国際デーは、平成29年12月19日に国連総会で決議されました。この日の前後に、都庁舎をシンボルカラーであるブルーにライトアップします。



■ 結核・呼吸器感染症予防週間

〔結核・呼吸器感染症予防週間〕 9月24日～30日

- * 結核・呼吸器感染症予防週間における結核の予防・普及啓発の一環として、都庁第一本庁舎を、世界共通の結核予防運動のシンボルマークである「複十字」のイメージカラー、「赤色」にライトアップします。



■ ピンクリボン運動

〔乳がん月間〕 10月1日～31日

- * 1980年代に、アメリカで、乳がんて娘を亡くした女性が「同じ悲しみを繰り返さないように」との願いを込めて、孫にピンク色のリボンを手渡したのが、運動のきっかけになったとされています。



（乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の重要性を伝えるシンボルマーク）



■ Baby Loss Awareness Week

〔Baby Loss Awareness Week〕 10月9日～15日

- * 毎年10月9日から15日は、流産や死産などで亡くなった赤ちゃんのご家族のための国際的な啓発週間とされています。この期間に、赤ちゃんを亡くしたご家族への心のケアや支援の必要性を啓発する一環として、都庁第一本庁舎をシンボルカラーである「ブルー&ピンク」にライトアップします。



■ オレンジリボン運動



（児童虐待防止を目指すシンボルマーク）

〔オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン〕

11月1日～30日

- * 平成16年9月に、栃木県小山市で幼い兄弟が虐待の末に亡くなった事件を契機として、児童虐待防止を目指す運動が始まりました。里親の元で暮らす子供たちが、明るい未来を願って選んだ色です。



■ ブルーサークル運動



（糖尿病の予防・治療・療養を喚起する運動のシンボルマーク）

〔World Diabetes Day（世界糖尿病デー）〕 11月14日
（インスリンを発見したカナダのフレデリック・バンティング博士の誕生日）

- * 世界糖尿病デーは、平成18年12月20日の国連総会で指定されました。国連や空を表す青（ブルー）と団結を表す輪（サークル）を表現し、「糖尿病に対して団結しよう」という願いが込められています。



■ レッドリボン運動



（HIV/エイズに対する理解と支援の象徴）

〔エイズ予防月間〕 11月16日～12月15日
（12月1日の世界エイズデーを中心とする1か月間）

- * アメリカでエイズが社会問題化した1980年代の終わり頃から、エイズに倒れた仲間への追悼の気持ちと、エイズに対する理解と支援の意思を示すため、赤いリボンをシンボルとした運動が始まりました。



■ 世界早産児デー

〔世界早産児デー〕 11月17日

- * 2008年にヨーロッパのNICU 家族会（EFCNI）及び提携している家族会によって制定されました。

この日に、早産や早産児について考えるきっかけとなるよう都庁第一本庁舎をシンボルカラーである「紫色」にライトアップします。



■ ワールドキャンサーデー

〔ワールドキャンサーデー〕 2月4日

- * ジュネーブにある国際対がん連合（UICC）本部がイニシアティブを取り、世界全体が一体となって対がん運動に取り組むことを促進するため、2000年にパリの世界がんサミットで採択されたパリ憲章によって毎年2月4日を記念日として定めたものです。

この日は、国際対がん連合（UICC）カラーであるブルーとオレンジで、都庁舎をライトアップします。



(キャンペーンキャラクター)

- 都には、各種取組を推進するためのキャラクターがいます。ここでは、そのうちの代表的なものを紹介します。

◆ OSEKKAIくん



児童虐待防止に関心を持ち、地域で OSEKKAI していただくことを目指して作成した児童虐待防止に係る普及啓発のキャラクターです。

都民一人ひとりの OSEKKAI により、児童虐待の未然防止や、早期対応に繋がることとなります。皆さんに、「OSEKKAI」の理解と協力をしていただけるよう、「OSEKKAIくん」と一緒に広報していきます。

*OSEKKAI…従来の余計なお世話という意味でのお節介ではなく、子育てしている親と子供を優しく温かく見守る行動のこと。

◆ さとぺん・ファミリー



様々な理由で親と一緒に暮らすことのできない子供を家庭に迎え入れ育てる「里親制度」の普及啓発キャラクターです。ペンギンのコミュニティがヒナを守り育てるように、里親という家庭のかたちがごく普通のこととして受け入れられ、里親が地域社会と手を取り合いながら子育てできる社会になるようにという願いを込めています。

都民の皆さんに、里親制度の理解を深めていただけるように、「さとぺん・ファミリー」と一緒に広報していきます。

◆ ホイクマ & ホイクマン



保育人材の確保・育成・定着を目的に設置している「東京都保育人材・保育所支援センター」のキャラクターです。

同センターでは、保育人材コーディネーターによる各種相談支援や都内保育所への就職斡旋、就職支援研修・相談会、就職支援セミナーなど、様々な取組を実施しています。

東京都では、「ホイクマ」「ホイクマン」と共に、保育の仕事に興味・関心のある皆さんや保育所を応援していきます。



◆ フクシロウ

福祉人材の確保・育成・定着を目的に設置している「東京都福祉人材センター」（本部：千代田区飯田橋、多摩支所：立川市）のキャラクターです。

同センターでは、福祉の仕事に関する相談支援や求人の紹介、求職者向けのイベント開催のほか、中高生や一般の方向けの職場体験など福祉の仕事に関する様々な取組を行っています。

「フクシをシロウ！」を合言葉に、福祉の仕事の魅力ややりがいを広く発信していきます。



◆ ミンジー

民生委員・児童委員のキャラクターです。

みんなが協力して子育てをするペンギンの姿を通して、「地域における支え合いを目指す」「社会全体で子育てを応援する」活動に取り組む姿を表しています。

民生委員・児童委員の活動を広く都民の皆さんに知っていただけるよう、ミンジーと共に活動紹介を進めていきます。



「すけだちくん」

◆ すけだちくん

障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しあうことのできる共生社会の実現に向けた、障害者理解促進のキャラクターです。

「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」（P235、236参照）をはじめとした、障害及び障害のある方への理解を促進するための普及啓発を推進しています。

「一緒に、すけだちいたそう。」をキャッチフレーズに、障害のある方が困っていたら、ちょっとした配慮や手助けを行うことを広く都民に呼びかけています。



◆ ケンコウデスカマン

「ちょっと実行、ずっと健康。」をキャッチフレーズに、健康づくりに向けたちょっとした行動を呼びかける東京都健康づくり推進キャラクターです。

生活習慣病の予防や生活習慣の改善について、都民一人ひとりが負担感なく実践できるよう、「ケンコウデスカマン」と一緒に広報していきます。



◆ モシカモくん

がん検診の認知度が特に低い20代から30代の若年層に、がん検診を知ってもらうきっかけとするためのカモシカのキャラクターです。がん検診に行ってほしい。もっと自分を大事にしてほしい。そんな願いから生まれました。

皆さんに「モシカモくん」を知ってもらい、がん検診の大切さをお伝えするため、「じぶんに献身、がん検診。」をキャッチフレーズに、普及啓発を行っています。



◆ PostPet「モモ」

乳がんの早期発見・早期治療による死亡率の減少を目指し、検診受診の大切さを呼びかける東京都乳がん検診普及啓発事業公式キャラクターです。

皆さんに、乳がん及び乳がん検診に関する正しい知識を知っていただき「40歳になったら2年に1回」の検診を受診していただけるよう、PostPet「モモ」と一緒に広報していきます。



◆ かんぞうくん

肝炎ウイルスの感染者の早期発見と早期治療による肝がんへの進行防止を目指して作成した、東京都における肝炎対策の啓発キャラクターです。

検査を受けたことがない皆さんに「一日」でも早く受けていただけるよう、そして、検査結果に応じて専門医を受診していただき、適時適切な治療を受けられるよう、「かんぞうくん」と一緒に広報していきます。



◆ 勇者・ストップ

東京都の薬物乱用防止啓発キャラクターです。

乱用の拡大が懸念される10代、20代の若い皆さんが、薬物乱用の危険性・有害性等を正しく認識し、誘われても断る勇気を持つことができるように、「勇者・ストップ」と一緒に薬物乱用防止の啓発を行っています。



◆ きいちゃん

アレルギー疾患に関する正しい知識の普及を目的に開設しているポータルサイト「東京都アレルギー情報 navi.」のイメージキャラクターです。

アレルギー反応（抗原抗体反応）は、「鍵」と「鍵穴」に例えられる場合があることや、本サイトで症状改善につながる「キーポイント」を紹介することから、「鍵」をモチーフに生まれました。

「きいちゃん」と共に、都民、患者やそのご家族、医療従事者を対象に、アレルギー疾患に関する様々な情報を発信していきます。



◆ チャレニャン

（社福）東京都社会福祉協議会を事業実施主体とする「受験生チャレンジ支援貸付事業」（受チャレ）を多くの方に知ってもらうために誕生したキャラクターです。合格を招く招き猫をモチーフとしています。

「受チャレ」は、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子どもたちが、高校や大学等への進学を目指して受験に挑戦することを支援する事業です。

「金銭的な理由で塾や受験を諦めて欲しくない」という思いを込めて、受験生がいる多くのご世帯に「受チャレ」を知っていただけるよう、チャレニャンとともに広報活動を進めていきます。

(シンボルマーク等)

- シンボルマークには、都が定めたもの、国や法令等に基づくもののほか、関係団体が独自に提唱しているものもあります。ここでは、そのうちの代表的なものを紹介します。

 東京都認証保育所	□認証保育所適合証 0歳児保育又は1歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、独自の基準により東京都が認証する保育施設を示すマークです。
	■マタニティマーク 妊産婦が身につけ周囲が配慮を示しやすくするとともに、交通機関等が掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。
	□赤ちゃん・ふらっとマーク 乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるよう、公共施設やデパート内などに授乳やおむつ替え等のスペースがあることを示す東京都のマークです。
	□ほっとファミリー 養子縁組を目的とせず、親と一緒に暮らすことのできない子供を養育する養育家庭（里親）の愛称「ほっとファミリー」を表す東京都のマークです。
	□子育て応援とうきょうパスポート事業協賛ステッカー 子育て世帯や妊娠中の方がいる世帯に対して、粉ミルクのお湯の提供や商品の割引などのサービスの提供を行う、子育て応援とうきょうパスポート事業の協賛店であることを示すステッカーです。
	□東京都福祉のまちづくり整備基準適合証 東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合する建築物・公共交通施設等には、請求に基づき、この適合証を交付しています。
	□福祉サービス第三者評価受審済ステッカー 専門的知識をもつ中立的な評価機関による福祉サービスの内容等の評価を受けた事業所に、評価を受けた目印となるステッカーを配布しています。
	■標準営業約款制度（Sマーク） 消費者が生活衛生関係営業（理容業、美容業、クリーニング業等）を安全に安心して利用するための目印です。 Safety（安全）、Sanitation（清潔）、Standard（安心）
	□受動喫煙対策推進シンボルマーク 「健康ファースト」をコンセプトとした受動喫煙対策を普及啓発するための東京都のマークです。

	■身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由者であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。
	■聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。
	■ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。不特定多数の方が利用する施設では、補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の受け入れが義務付けられています。
	○障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです（国際リハビリテーション協会が 1969 年に採択）。
	○盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で 1984 年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等につけられています。
	○耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されるマークです。
	○オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。
	○ハート・プラスマーク 心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるためのマークです。
	○「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
	○手話マーク 聴覚に障害がある人が手話でのコミュニケーションの配慮を求める場合などに使用されるマークです。
	○筆談マーク 聴覚に障害がある人、音声言語障害者、知的障害者、外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求める場合などに使用されるマークです。

	□TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業（宣言マーク） 東京都が働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む宣言事業所として公表している福祉事業所を表すマークです。
	□心のバリアフリー普及啓発シンボルマーク 「ハートとハードで、バリアをなくそう！」をキャッチフレーズとして、ハード面のバリアフリー化に加えて、「心のバリアフリー」を啓発するためのマークです。

【注】 □：都が定めたもの ■：国や法令等によるもの ○：関係団体等によるもの

◆ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。

そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。

また、平成 29 年 7 月 20 日には、JIS（日本工業規格）に採用され、全国共通のマークとなりました。

障害者等で利用を希望する方に、都営地下鉄の駅等でヘルプマークを配布するとともに、全ての都営交通の優先席にステッカーを標示しています。

（ステッカー）



◆ ヘルプカード

障害のある方が、周囲に支援を求めるための手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」を所持し、都内で统一的に活用できるよう、標準様式を策定しました。また、作成ポイントや支援者に必要な配慮をまとめた区市町村向けガイドラインを作成しました。

各区市町村において、標準様式による「ヘルプカード」の作成が進み、障害のある方が都内で広く活用できるよう、普及促進を図っていきます。

（表面：東京都標準様式）



（裏面：参考様式①）

下記に連絡してください。

私の名前

（ア）連絡先の電話

連絡先名(会社・機関等の場合)

呼んでほしい人の名前

（イ）連絡先の電話

連絡先名(会社・機関等の場合)

呼んでほしい人の名前

（裏面：参考様式②）

耳が不自由です。

（指差して使います。）

☐筆談で話してください。

☐手話通訳者を探しています。

☐何が起こっているのか紙に書いて教えてください。

☐電話してください。

警察 消防車 救急車 タクシー

☐分かるように合図してください。

◆ 臓器提供意思表示カード

臓器提供に関して、最期を迎えるときに自分の意思が生かされるよう、あらかじめ明確な意思表示をしておくためのカードです。

- * 意思表示の方法は他に、インターネットでの登録、健康保険証、運転免許証やマイナンバーカードの意思表示欄への記入などがあります。
- * カード単体での配布は行っておらず、リーフレットとセットになっています。
- * 詳細は、公益社団法人日本臓器移植ネットワークへ。



《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆)： _____

家族署名(自筆)： _____



一人ひとりと生きるまち。



東京都